

資 料 編

目 次

| | |
|---|-----|
| 1. 条例等 | 1 |
| 資料 1-1 沖縄市防災会議条例 | 1 |
| 資料 1-2 沖縄市防災会議条例施行規則 | 3 |
| 資料 1-3 沖縄市災害対策本部条例 | 5 |
| 資料 1-4 沖縄市自主防災組織補助金交付要綱 | 6 |
| 資料 1-5 沖縄市防災行政無線局管理運用規則 | 27 |
| 資料 1-6 沖縄市備蓄整備計画 | 37 |
| 資料 1-7 沖縄市防災会議委員名簿 | 46 |
| 2. 応援協定 | 47 |
| 資料 2-1 応援協定一覧表 | 47 |
| 資料 2-2 姉妹都市災害時相互応援協定（米沢市） | 51 |
| 資料 2-3 災害時における相互応援に関する協定（東海市） | 53 |
| 資料 2-4 災害時における相互応援に関する協定書（嚶鳴協議会） | 56 |
| 資料 2-5 災害時における相互応援に関する協定書（うるま市） | 58 |
| 資料 2-6 災害事情交換及び応援に関する協定（内閣府沖縄総合事務局） | 60 |
| 資料 2-7 沖縄県水道災害相互応援協定（県内市町村等 47 機関） | 62 |
| 資料 2-8 沖縄市水道災害等における応援活動の協力に関する協定 （沖縄市管工事協同組合） | 67 |
| 資料 2-9 災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定 （県、26 市町村） | 69 |
| 資料 2-10 災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 （県、26 市町村、公益社団法人日本下水道管路管理業協会） | 74 |
| 資料 2-11 災害時応援協定書（沖縄市建設業者会） | 79 |
| 資料 2-12 災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書 （中部電気工事協同組合） | 86 |
| 資料 2-13 災害支援協力に関する覚書（沖縄市内郵便局） | 90 |
| 資料 2-14 災害時における緊急物資輸送等に関する協定（佐川急便株式会社） | 92 |
| 資料 2-15 災害時におけるLPガス供給に関する協定書 （一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会） | 94 |
| 資料 2-16 災害用特設電話の設置・利用に関する協定書 （西日本電信電話株式会社沖縄支店） | 98 |
| 資料 2-17 応急生活物資供給等の協力に関する協定書（生活協同組合コープ沖縄） | 103 |
| 資料 2-18 災害時における物資の供給に関する協定 （沖縄コカ・コーラボトリング株式会社） | 108 |
| 資料 2-19 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書 （イオン琉球株式会社） | 112 |
| 資料 2-20 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書 （社会福祉法人緑樹会） | 117 |
| 資料 2-21 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書 （社会福祉法人榕樹会） | 119 |
| 資料 2-22 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書 （社会福祉法人おきなわ長寿会） | 121 |
| 資料 2-23 災害時の放送等伝達に関する協定書（株式会社FMコザ） | 123 |
| 資料 2-24 緊急情報割込放送に関する協定書（株式会社FMコザ） | 127 |
| 資料 2-25 災害時の放送等伝達に関する協定書（沖縄ラジオ株式会社） | 129 |

| | | |
|-----------------------------|---|------------|
| 資料 2-26 | 緊急情報割込放送に関する協定書(沖縄ラジオ株式会社)..... | 133 |
| 資料 2-27 | ライカム地区地域振興連携協議会とイオンモール株式会社及びイオン琉球株式会社との地域振興連携包括協定書(ライカム地区地域振興連携協議会、イオンモール株式会社、イオン琉球株式会社)..... | 136 |
| 資料 2-28 | 災害時における資機材のレンタルに関する協定書(株式会社ダイワテック、株式会社 BRILLIANT)..... | 138 |
| 資料 2-29 | 無人航空機(ドローン等)の災害活動等に関する協定書(一般社団法人ドローンスクワッド)..... | 143 |
| 資料 2-30 | 沖縄市と NPO 法人防災サポート沖縄との防災に係る相互協力に関する協定書(NPO 法人防災サポート沖縄)..... | 146 |
| 資料 2-31 | 災害時における障がい者の緊急受入れ等に関する協定書(株式会社 L I T A L I C O)..... | 148 |
| 資料 2-32 | 災害時における障がい者の緊急受入れ等に関する協定書(社会福祉法人楓葉の会)..... | 150 |
| 資料 2-33 | 災害時等における車両提供に関する協定書(沖縄マツダ販売株式会社) .. | 152 |
| 3. 市の状況、災害履歴関係 | | 155 |
| 資料 3-1 | 市全体位置図..... | 155 |
| 資料 3-2 | 沖縄市内都市公園..... | 157 |
| 資料 3-3 | 指定・登録文化財一覧..... | 160 |
| 資料 3-4 | 災害履歴..... | 162 |
| 資料 3-5 | 気象概況..... | 169 |
| 資料 3-6 | 沖縄県の過去における地震回数..... | 171 |
| 資料 3-7 | 沖縄県における昭和以降の被害地震・津波・噴火..... | 173 |
| 資料 3-8 | 過去 5 年間の火災発生状況..... | 174 |
| 4. 水害・土砂災害関係 | | 175 |
| 資料 4-1 | 二級指定河川..... | 175 |
| 資料 4-2 | 重要水防区域内で危険と予想される区域(河川)..... | 175 |
| 資料 4-3 | 準用河川..... | 175 |
| 資料 4-4 | 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図(想定最大規模)..... | 177 |
| 資料 4-5 | 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図(浸水継続時間)..... | 179 |
| 資料 4-6 | 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))..... | 181 |
| 資料 4-7 | 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸浸食))..... | 183 |
| 資料 4-8 | 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図(計画規模)..... | 185 |
| 資料 4-9 | 水防工法一覧表..... | 187 |
| 資料 4-10 | 急傾斜地崩壊危険箇所..... | 190 |
| 資料 4-11 | 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表..... | 192 |
| 資料 4-12 | 地すべりによる危険が予想される箇所..... | 193 |
| 資料 4-13 | 地すべり防止区域指定一覧表..... | 193 |
| 資料 4-14 | 土砂災害警戒情報の例..... | 194 |
| 資料 4-15 | 要配慮者利用施設一覧..... | 195 |
| 5. 海岸の状況、津波対策 | | 197 |
| 資料 5-1 | 沖縄市高潮浸水予測図..... | 197 |
| 資料 5-2 | 津波警報及び津波注意報の標識(予報警報標識規則)..... | 199 |
| 資料 5-3 | 避難促進施設一覧..... | 200 |

| | |
|--|------------|
| 6. 避難所・備蓄倉庫及び物資 | 204 |
| 資料 6-1 指定緊急避難場所一覧..... | 204 |
| 資料 6-2 広域避難場所一覧..... | 204 |
| 資料 6-3 一時避難場所一覧..... | 204 |
| 資料 6-4 協定に基づく一時避難場所一覧..... | 205 |
| 資料 6-5 津波避難施設一覧..... | 206 |
| 資料 6-6 指定避難所一覧..... | 207 |
| 資料 6-7 指定避難所（津波除く）一覧..... | 207 |
| 資料 6-8 避難所一覧..... | 207 |
| 資料 6-9 準避難所一覧..... | 208 |
| 資料 6-10 台風等避難所一覧..... | 208 |
| 資料 6-11 福祉避難所一覧..... | 208 |
| 資料 6-12 協定に基づく避難所一覧..... | 208 |
| 資料 6-13 災害時協力施設一覧..... | 209 |
| 資料 6-14 物資備蓄箇所一覧（備蓄倉庫含む）..... | 210 |
| 資料 6-15 避難生活用備蓄物資一覧..... | 210 |
| 7. 輸送・交通関連 | 211 |
| 資料 7-1 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書..... | 211 |
| 資料 7-2 市有車両の保有状況..... | 213 |
| 資料 7-3 使用可能なヘリポート候補地..... | 213 |
| 資料 7-4 災害時におけるコザ運動公園内施設の役割..... | 215 |
| 資料 7-5 圏域別緊急輸送道路ネットワーク計画図（沖縄本島）..... | 217 |
| 8. 医療関係 | 223 |
| 資料 8-1 中部地区医師会 大規模災害時通信番号並びに緊急時連絡網..... | 223 |
| 資料 8-2 通報連絡等救急医療対策系統図..... | 225 |
| 9. 危険物取扱施設 | 227 |
| 資料 9-1 危険物製造所等の許可施設数..... | 227 |
| 資料 9-2 危険物製造所等の承認届出状況..... | 227 |
| 10. 情報伝達・防災関係機関等 | 228 |
| 資料 10-1 沖縄市防災行政無線一覧..... | 228 |
| 資料 10-2 災害時優先電話登録回線一覧表..... | 232 |
| 資料 10-3 消防通信施設（有線）..... | 233 |
| 資料 10-4 消防通信施設（無線）..... | 234 |
| 資料 10-5 戸別受信機設置場所一覧..... | 236 |
| 資料 10-6 IP 無線機一覧..... | 239 |
| 資料 10-7 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧..... | 241 |
| 資料 10-8 沖縄地方非常通信協議会の主な構成機関（無線局一覧表）..... | 243 |
| 資料 10-9 報道機関一覧表..... | 244 |
| 資料 10-10 自衛隊の連絡場所..... | 245 |
| 資料 10-11 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱..... | 246 |
| 資料 10-12 災害用伝言ダイヤル..... | 251 |
| 11. 廃棄物処理等関連 | 259 |
| 資料 11-1 ごみの収集車両及び作業員..... | 259 |
| 資料 11-2 し尿収集車両及び作業員..... | 259 |
| 資料 11-3 し尿処理施設リスト..... | 259 |

| | | |
|------------|---------------------------|------------|
| 資料 11-4 | マンホールトイレ等設置箇所 | 259 |
| 12. | 沖縄市消防本部の資材、機材等 | 260 |
| 資料 12-1 | 消防車両・艇現有一覧 | 260 |
| 資料 12-2 | 特殊機械器具保有状況 | 261 |
| 13. | 災害救助法関連 | 263 |
| 資料 13-1 | 沖縄県災害救助法施行細則（別表第 1、別表第 2） | 263 |
| 資料 13-2 | 被害状況の判定基準 | 269 |
| 資料 13-3 | 災害救助法 様式集 | 271 |
| 14. | 従事命令等の種類と執行者、命令対象者 | 295 |
| 15. | 給水関連 | 296 |
| 資料 15-1 | 応急給水用機械の種別及び能力等 | 296 |
| 資料 15-2 | 配水池位置図 | 297 |
| 16. | 気象庁震度階級関連解説表 | 298 |
| 17. | その他 | 303 |
| 資料 17-1 | 市内自主防災組織一覧 | 303 |
| 資料 17-2 | 公益財団法人沖縄こどもの国「非常事態対策要綱」 | 304 |
| 資料 17-3 | 米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領 | 321 |
| 18. | 様式 | 323 |
| 資料 18-1 | 通報受理簿（台風・大雨等） | 323 |
| 資料 18-2 | 通報受理簿（大規模災害） | 324 |
| 資料 18-3 | 概況調査票 | 327 |
| 資料 18-4 | 第 4 号様式（その 1）（災害概況即報） | 329 |
| 資料 18-5 | 第 4 号様式（その 1）別紙 | 330 |
| 資料 18-6 | 第 4 号様式（その 2）（被害状況即報） | 331 |
| 資料 18-7 | 第 4 号様式（その 1）（災害概況即報）記入要領 | 332 |
| 資料 18-8 | 第 4 号様式（その 2）（被害状況即報）記入要領 | 333 |
| 資料 18-9 | 災害報告様式第 1 号（災害確定報告） | 334 |
| 資料 18-10 | 災害報告様式第 1 号補助表 1～9 | 335 |
| 資料 18-11 | 災害報告様式第 2 号（災害中間年報） | 344 |
| 資料 18-12 | 災害報告様式第 3 号（災害年報） | 345 |
| 資料 18-13 | 災害報告様式記入要領（災害報告取扱要領関係） | 346 |
| 資料 18-14 | り災証明様式 | 349 |
| 資料 18-15 | 自衛隊災害派遣要請書（依頼） | 355 |
| 資料 18-16 | 自衛隊災害派遣部隊撤収依頼要請書 | 356 |
| 資料 18-17 | 緊急消防援助隊応援要請連絡 | 357 |
| 資料 18-18 | 配備要員名簿 | 358 |
| 資料 18-19 | 行方不明者届出票 | 359 |
| 資料 18-20 | 遺体調書 | 360 |
| 資料 18-21 | 公用令書 | 361 |
| 資料 18-22 | 死体火葬・埋葬許可申請書 | 364 |
| 資料 18-23 | 死体火葬・埋葬許可証 | 365 |
| 資料 18-24 | 水防活動実施状況報告書（別記第 1 号様式） | 366 |
| 資料 18-25 | 水防活動実施状況報告書（別記第 2 号様式） | 367 |

1. 条例等

資料 1-1 沖縄市防災会議条例

沖縄市防災会議条例

(昭和 51 年 3 月 23 日条例第 4 号)

改正 平成 12 年 3 月 13 日条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、沖縄市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 沖縄市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 災害が発生した場合に災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属すること。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は市長をもつて充て、委員は次の各号に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 沖縄県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (2) 市長が市職員のうちから任命する者
- (3) 教育長
- (4) 消防長、消防団長
- (5) その他市長が特に必要と認めた者

3 前項第 1 号、第 2 号、第 5 号の委員の定数はそれぞれ若干人とする。

(会長の職務)

第 4 条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、指定地方行政機関の職員、沖縄県の職員、市の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は命ずる。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(委員等の勤務)

第 6 条 委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月13日条例第4号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

資料 1 - 2 沖縄市防災会議条例施行規則

沖縄市防災会議条例施行規則

(昭和 51 年 5 月 7 日規則第 9 号)

改正 平成 19 年 3 月 30 日規則第 34 号 平成 25 年 3 月 29 日規則第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄市防災会議条例(昭和 51 年沖縄市条例第 4 号)第 7 条の規定に基づき、沖縄市防災会議(以下「防災会議」という。)の議事、その他の防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務等)

第 2 条 会長は必要があると認めるときは、防災会議を招集し、防災会議の議長となる。

2 会長に事故があるときは、副市長にある委員がその職務を代理する。

3 会長は、緊急を要し会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は軽易なものについて専決処分をすることができる。

4 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(会議)

第 3 条 防災会議は委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 防災会議を招集する場合は、委員に対し招集の日時、場所、会期及び議題をあらかじめ通知しなければならない。

4 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

5 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届けなければならない。

(公表の方法)

第 4 条 地域防災計画の公表、その他公表を要するものについては、沖縄市公告式条例(昭和 49 年沖縄市条例第 2 号)の例による。

(報酬)

第 5 条 委員の報酬の額は、沖縄市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 49 年沖縄市条例第 25 号)に準じ支給する。ただし、本市の職員には支給しない。

(庶務)

第 6 条 防災会議の庶務は、総務部防災課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、防災会議に諮って会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第34号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第18号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

資料 1－3 沖縄市災害対策本部条例

沖縄市災害対策本部条例

(平成 22 年 10 月 25 日条例第 19 号)

改正 平成 24 年 9 月 27 日条例第 14 号

沖縄市災害対策本部条例(昭和 51 年沖縄市条例第 5 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、沖縄市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員その他の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 27 日条例第 14 号)

この条例は、公布の日から施行する。

資料 1 - 4 沖縄市自主防災組織補助金交付要綱

沖縄市自主防災組織補助金交付要綱

沖縄市自主防災組織補助金交付要綱（平成 27 年 3 月 10 日決裁）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 沖縄市補助金等交付規則（以下「規則」という。）第 4 条第 2 項の規定による交付の目的は、沖縄市地域防災計画に基づき、自主防災組織（以下「組織」という。）に対し、沖縄市自主防災組織補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、組織結成の推進及び住民の防災意識の高揚を図ることとし、組織に対する補助金交付については、規則に基づき交付し、規則に定めのないものについては、この要綱による。

（補助事業者の要件）

第 2 条 規則第 4 条第 2 項の規定による補助事業者の要件は、一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成し市に届出た組織で、概ね 50 世帯、150 人以上の市長が認めたものをいう。

（補助事業の内容等）

第 3 条 規則第 4 条第 2 項の規定による補助事業の内容、補助金の額、交付時期及び交付回数は、次に掲げるとおりとし、毎年度予算の範囲内において交付する。ただし、当該補助事業に対し、本市から既に別の補助金等を受けている補助事業については、対象としない。

- (1) 結成準備補助金は、組織結成時に活動するうえで必要となる資機材の購入経費及び結成までに要した経費に対し、上限を 30 万円とし 1 回交付する。
- (2) 防災訓練補助金は、組織が市または消防署の立会いの下、一定数以上の人数を対象に行った防災訓練に要した経費について、上限を 5 万円とし、1 会計年度につき 1 回交付する。
- (3) 防災啓発活動補助金は、防災啓発を目的に、一定数以上の人数を対象に行った訓練を除く展示会等に要した経費について、上限 5 万円とし、1 会計年度につき 1 回交付する。

（補助対象）

第 4 条 補助金の対象経費及び対象外経費は、別表のとおりとする。

（交付申請）

第 5 条 規則第 5 条第 2 項の規定による申請の方法は、次に掲げる書類を市長に提出し、申請する。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（様式第 2 号）
- (3) 補助事業予算書
- (4) 補助事業に要する経費等の見積書の写し
- (5) 補助事業に要した経費等の領収書の写し（結成準備補助金のみ）
- (6) その他市長が必要とする書類

(交付決定の通知)

第6条 規則第8条の規定による通知は、補助金交付可否決定通知書(様式第3号)により通知する。

(事情変更による交付の決定の取消し等)

第7条 規則第9条の規定による特に市長が認める部分は、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、補助事業を能率的・効果的に行うために事前に要した経費とする。

2 規則第9条の変更及び取消しの通知並びに規則第19条第2項の規定による通知は、補助金交付決定変更・取消通知書(様式第4号)により通知する。

(報告)

第8条 規則第11条第2項の規定による報告は、補助事業執行報告書(様式第5号)により報告する。

(指示)

第9条 規則第12条第2項の規定による指示は、補助事業遂行指示書(様式第6号)により指示する。

(補助事業の変更等)

第10条 規則第13条第1項の規定による申請は、補助事業変更等承認申請書(様式第7号)により申請し、市長が別に定める軽微な変更は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の目的、実施内容、経費を実質的に変更するものではない場合
- (2) 経費の配分の変更が、経費使用の効率化に貢献するものであり、かつ、補助事業等の交付の目的の達成に何ら支障がないと認められる場合

2 規則第13条第3項の規定による通知は、補助金交付変更等承認通知書(様式第8号)により通知する。

(実績報告)

第11条 規則第14条第1項及び同条第2項の規定による報告は、次の書類を提出し報告する。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第9号)
- (2) 補助事業内容の分かる書類
- (3) 収支決算書
- (4) 資機材台帳(資機材等を購入した場合のみ)
- (5) 補助事業に要した経費等の領収書の写し又は納品書及び請求書の写し
- (6) その他市長が必要とする書類

2 規則第14条第3項の規定による市長が別に定める期限は、30日以内又は交付決定を受けた当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金等の確定等)

第12条 規則第15条第2項の規定による補助金交付請求の期限は、補助金確定から14日以内とする。

2 規則第15条第3項の規定による通知は、前条の規定による実績報告書を受領した日から14日以内に補助金確定通知書(様式第10号)により通知する。

(確定前の交付)

第13条 規則第16条第1項の規定による申請は、次の書類を提出し申請する。

- (1) 補助金概算払等申請書(様式第11号)
- (2) 補助金交付可否決定通知書(様式第3号)の写し
- (3) その他市長が必要とする書類

2 規則第16条第2項の規定による通知は、補助金概算払等決定通知書(様式第12号)により通知する。

(交付の請求)

第14条 規則第17条第2項の規定による請求は、本要綱第12条で定められた期限までに補助金交付請求書(様式第13号)を提出しなければならない。

(補助金の返還)

第15条 規則第20条第1項の規定による指示は、補助金返還請求書(様式第14号)により指示し、組織は、補助金返還請求を受けた日から14日以内に返還しなければならない。

(管理義務)

第16条 補助金交付を受けた組織は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防災資機材は、常に良好な状態を保つよう保管責任者を定め、台帳を作成しその管理に努める。
- (2) 防災資機材は、原則として災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合又は防災訓練に使用する場合以外は使用してはならない。ただし、前号に規定する常に良好な状態を保つために使用する場合は、この限りではない。

(財産処分の制限)

第17条 規則第24条第2項の規定による申請は、補助事業財産処分承認申請書(様式第15号)により申請し、同条第3項の規定による通知は、補助事業財産処分承認通知書(様式第16号)により通知する。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に組織されている組織については、この要綱の施行時に結成されたものとみなす。

別表(第 11 条関係)

対象項目一覧

| | 補助事業内容 | 対象 |
|-------|--|---|
| 対象経費 | 結成準備補助金 | 懐中電灯、ヘルメット、携帯ラジオ、メガホン、担架、誘導旗、消火器、一輪車、のこぎり、バール、ハンマー、腕章、折りたたみ梯子、コードリール、テント、ロープ、救急セット、ベル、ビニールシート、リヤカー、結成までに要した経費、その他市長が認めたもの |
| | 防災訓練補助金 | 保険料、消耗品、燃料費、炊き出し用食材、備蓄食糧、印刷製本費、通信費、手数料、講師料、上記資機材、その他市長が認めたもの |
| | 防災啓発活動補助金 | |
| 対象外経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 交際費、慶弔費、炊き出し用食材を除く飲食費（懇親会費等）等の経費 ・ 慰労又は視察等の経費 ・ 他の団体等への助成金 ・ その他社会通念上、公金を支出することがふさわしくない経費 | |

様式第 1 号(第 5 条関係)

補助金交付申請書[別紙参照]

様式第 2 号(第 5 条関係)

事業計画書[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

補助金交付可否決定通知書[別紙参照]

様式第 4 号(第 7 条関係)

補助金交付決定変更・取消通知書[別紙参照]

様式第 5 号(第 8 条関係)

補助事業執行報告書[別紙参照]

様式第 6 号(第 9 条関係)

補助事業遂行指示書[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

補助事業変更等承認申請書[別紙参照]

様式第 8 号(第 10 条関係)

補助金交付変更等承認通知書[別紙参照]

様式第 9 号(第 11 条関係)

補助事業実績報告書[別紙参照]

様式第 10 号(第 12 条関係)

補助金交付確定通知書[別紙参照]

様式第 11 号(第 13 条関係)

補助金概算払等申請書[別紙参照]

様式第 12 号(第 13 条関係)

補助金概算払等決定通知書[別紙参照]

様式第 13 号(第 14 条関係)

補助金交付請求書[別紙参照]

様式第 14 号(第 15 条関係)

補助金返還請求書[別紙参照]

様式第 15 号(第 17 条関係)

補助事業財産処分承認申請書[別紙参照]

様式第 16 号(第 17 条関係)

補助事業財産処分承認通知書[別紙参照]

様式第1号（第5条関係）

補助金交付申請書

年 月 日

沖縄市長 様

組織の所在地
組 織 名
代 表 者 名
電 話 番 号

印

地域防災の意識高揚を図るため、下記の事業を実施したいので、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第5条に基づき、次のとおり申請します。

| | |
|--------------|---|
| 補助事業内容 | <input type="checkbox"/> 結成準備補助金 <input type="checkbox"/> 防災訓練補助金 <input type="checkbox"/> 防災啓発活動補助金 |
| 事業名称 | |
| 補助金 交付申請額 | 円 |
| 添付書類 | <input type="checkbox"/> 事業計画書（様式第2号） <input type="checkbox"/> 事業予算書 <input type="checkbox"/> 補助事業等に要する経費等の見積書の写し <input type="checkbox"/> その他（ ） |

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

| | | | |
|------------------------------|--|--------------|----------|
| 組 織 名 称 | | | |
| 補 助 事 業 内 容 | <input type="checkbox"/> 結成準備補助金 <input type="checkbox"/> 防災訓練補助金 <input type="checkbox"/> 防災啓発活動補助金 | | |
| 事 業 名 称 | | | |
| 目 的 | | | |
| 事 業 詳 細 | | | |
| 着手及び完了 予定年月日 | 着 手 | 年 月 日 | 完 了 |
| | | 年 月 日 | |
| 実 施 日 時 ※ | 年 月 日 | 時 分 | から 時 分まで |
| 予 備 日 ※ | 年 月 日 | 時 分 | から 時 分まで |
| 実 施 日 スケジュール※ | | | |
| 購入予定資機材 等保管又は補助 事業実施場所 | | 住 所 | |
| 住民への補助事 業周知方法※ | | 参加見込 人数 ※ | |
| 雨 天 時 等 の 対 応 ※ | | | |
| 担 当 者 名 | | 連 絡 先 | |

※補助事業内容が「結成準備補助金」の場合は、記入不要

様式第3号（第6条関係）

補助金交付可否決定通知書

沖市防第 号
年 月 日

組織名
会長 様

沖繩市長 印

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について次のとおり決定したので、沖繩市自主防災組織補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

交付する。

| | | | |
|----------------------|--|----------------|---|
| 補助事業内容 | <input type="checkbox"/> 結成準備補助金 <input type="checkbox"/> 防災訓練補助金 <input type="checkbox"/> 防災啓発活動補助金 | | |
| 事業名称 | | | |
| 着手及び完了予定年月日 | 着手 完了 | 年 月 日 年 月 日 | |
| 実施日時※ | 年 月 日 時 分から 時 分まで | | |
| 予備日※ | 年 月 日 時 分から 時 分まで | | |
| 購入予定資機材等保管又は補助事業実施場所 | | 住所 | |
| 補助対象経費 | 円 | 補助金額 | 円 |
| 交付条件 | (1) 沖繩市補助金等交付規則、沖繩市自主防災組織補助金交付要綱、その他関係法令等に基づき遂行すること。 (2) その他 () | | |

※補助事業内容が「結成準備補助金」の場合は、記入不要

交付しない。
(理由)

担当部課 _____

様式第4号（第7条関係）

補助金交付決定変更・取消通知書

沖市防第 号
年 月 日

組織名
会長 様

沖繩市長 印

年 月 日付、沖市防第 号にて補助金交付決定をした補助事業について、沖繩市自主防災組織補助金交付要綱第7条第2項により、交付の決定を次のとおりとし通知します。

| | |
|-----------|--|
| 補助事業内容 | <input type="checkbox"/> 結成準備補助金 <input type="checkbox"/> 防災訓練補助金 <input type="checkbox"/> 防災啓発活動補助金 |
| 事業名称 | |
| 通知区分 | <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消し |
| 変更・取消しの内容 | |
| 変更・取消しの理由 | |

担当部課 _____

補助事業執行報告書

年 月 日

沖縄市長 様

組織の所在地
組 織 名
代 表 者 名
電 話 番 号

印

年 月 日付、沖市防第 号にて補助金交付決定を受けた補助事業について、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第8条により報告します。

| | |
|--------|--|
| 補助事業内容 | <input type="checkbox"/> 結成準備補助金 <input type="checkbox"/> 防災訓練補助金 <input type="checkbox"/> 防災啓発活動補助金 |
| 事業名称 | |
| 状況の報告 | 例：遅延又は遂行困難の理由など |

注1 この様式は、補助金等の交付の決定を受けた補助事業等の執行が遅延し、又は困難となった場合に使用すること。

2 この様式は、報告時点における当該補助事業等の進捗状況その他必要と認められる事項を記載した書類を添付すること。

補助事業遂行指示書

沖市防第 号
年 月 日

組織名
会長 様

沖繩市長 印

年 月 日付、沖市防第 号にて補助金交付決定した補助事業について、下記のとおり、当該補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるので、沖繩市自主防災組織補助金交付要綱第9条により、これらに従って当該事業を遂行すべきことを指示する。

| | |
|--------|--|
| 補助事業内容 | <input type="checkbox"/> 結成準備補助金 <input type="checkbox"/> 防災訓練補助金 <input type="checkbox"/> 防災啓発活動補助金 |
| 事業名称 | |
| 指示理由 | |
| 指示内容 | |

担当部課 _____

様式第7号（第10条関係）

補助事業変更等承認申請書

年 月 日

沖縄市長 様

組織の所在地
組 織 名
代 表 者 名
電 話 番 号

印

年 月 日付、沖市防第 号にて補助金交付決定を受けた補助事業について、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第10条第1項により、次のとおり申請します。

| | | |
|---------------|--|-----|
| 補助事業内容 | <input type="checkbox"/> 結成準備補助金 <input type="checkbox"/> 防災訓練補助金 <input type="checkbox"/> 防災啓発活動補助金 | |
| 事業名称 | | |
| 交付決定額 | 円 | |
| 変更等の区分 | <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止 <input type="checkbox"/> 廃止 | |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 |
| | | |
| 変更又は中止（廃止）の理由 | | |
| 変更又は中止（廃止）年月日 | 年 月 日 | |
| 補助金等交付申請額の変更 | <input type="checkbox"/> あり（変更後の補助金等交付申請額： 円） <input type="checkbox"/> なし | |

注1 この様式は、補助事業等に要する経費の配分の変更及び補助事業等の内容の変更の承認申請の場合若しくは補助事業等を中止し、又は廃止する場合に使用すること。

2 変更申請の場合は、交付申請の際の関係書類の様式を添付するものとし、変更後の計画（変更されない部分を含む。）を上段に、変更前の計画を下段に括弧書きで記載して、変更前と変更後の内容を対比できるように作成すること。なお、記載事項に変更がない関係書類については、添付を省略し、その旨を付記することとして差し支えないものとする。

3 中止又は廃止の申請をする場合は、申請時点における当該補助事業等の進捗状況（廃止の場合を除く。）その他必要と認められる事項を記載した書類を添付すること。

補助金交付変更等承認通知書

沖市防第 号
年 月 日

組織名
会長 様

沖繩市長 印

年 月 日付で申請された補助事業の変更等について次のとおり承認したので、沖繩市自主防災組織補助金交付要綱第10条第2項により通知します。

| | | | |
|--------------------------------------|--|-----------------------------|------------------------------|
| 補助事業内容 | <input type="checkbox"/> 結成準備補助金 <input type="checkbox"/> 防災訓練補助金 <input type="checkbox"/> 防災啓発活動補助金 | | |
| 事業名称 | | | |
| 変更等の区分 | <input type="checkbox"/> 変更 | <input type="checkbox"/> 中止 | <input type="checkbox"/> 廃止 |
| 承認区分 | <input type="checkbox"/> 全部 | <input type="checkbox"/> 一部 | <input type="checkbox"/> 未承認 |
| 承認の内容 | | | |
| 未承認 ※ | 内容 | | |
| | 理由 | | |
| 補助金交付申請額の変更 | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし | | |
| 上記で「あり」の場合の変更前及び変更後における補助対象経費及び補助金の額 | 変更前 | 補助対象経費 | 円 |
| | | 補助金の額 | 円 |
| | 変更後 | 補助対象経費 | 円 |
| | | 補助金の額 | 円 |

※承認区分が「全部」の場合は、記入不要

担当部課

補助事業実績報告書

年 月 日

沖縄市長 様

組織の所在地
組 織 名
代 表 者 名 印
電 話 番 号

年 月 日付、沖市防第 号にて補助金交付決定を受けた補助事業が完了したので、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第11条により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

| | | | |
|----------------------------------|---|-----------|--|
| 補助事業内容 | <input type="checkbox"/> 結成準備補助金 <input type="checkbox"/> 防災訓練補助金 <input type="checkbox"/> 防災啓発活動補助金 | | |
| 事業名称 | | | |
| 実施日時 | | | |
| 補助事業の期間 | 着手 | 年 月 日 | |
| | 完了 | 年 月 日 | |
| 資機材等保管 又は補助事業 実施場所 | | 参加 人数※ | |
| 実施内容 | | | |
| 補助事業の 効果 | | | |
| 今後の課題 | | | |
| 補助金の 交付決定額 | 円 | | |
| 添付書類 ※必要に応じて 添付書類を 指定する | <input type="checkbox"/> 補助事業内容の分かる書類 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> 資機材台帳 <input type="checkbox"/> 補助事業等に要した経費等の領収書の写し <input type="checkbox"/> 補助事業等に要した経費等の納品書及び請求書の写し <input type="checkbox"/> その他（ ） | | |

※補助事業内容が「結成準備補助金」の場合は、記入不要

様式第 10 号（第 12 条関係）

補助金交付確定通知書

沖市防第 号
年 月 日

組織名
会長 様

沖繩市長 印

年 月 日付で提出された補助事業実績報告書について、沖繩市補助金等交付規則第 15 条に基づき審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので沖繩市自主防災組織補助金交付要綱第 12 条により通知します。

| | | | |
|----------------------------|--|-------------|--------|
| 交付決定 通知年月日 | 年 月 日 | 文書番号 | 沖市防第 号 |
| 補助事業内容 | <input type="checkbox"/> 結成準備補助金 <input type="checkbox"/> 防災訓練補助金 <input type="checkbox"/> 防災啓発活動補助金 | | |
| 事業名称 | | | |
| 補助金 交付決定額 | 円 | | |
| 概算払い した金額 | 年 月 日交付 年 月 日交付 合計 | 円 円 円 | |
| 補助金 交付確定額 | 円 | | |
| 補助金の交付 決定額と交付 確定額の差額 | 円 | | |
| 補助金 請求期限※ | 年 月 日 | | |

※概算払いをした場合は、記入不要

担当部課

様式第 11 号（第 13 条関係）

補助金概算払等申請書

年 月 日

沖縄市長 様

組織の所在地
組 織 名
代 表 者 名
電 話 番 号

印

年 月 日付、沖市防第 号にて補助金交付決定を受けた補助事業について、次の理由により概算払を受けたいので、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第 13 条第 1 項により、関係書類を添えて申請します。

| | |
|--------------------|--|
| 補助事業内容 | <input type="checkbox"/> 結成準備補助金 <input type="checkbox"/> 防災訓練補助金 <input type="checkbox"/> 防災啓発活動補助金 |
| 事業名称 | |
| 補助金交付 決定額 | 円 |
| 補助金の概算払 を受けたい金額 | 円 |
| 申請の理由 | |

補助金概算払等決定通知書

沖市防第 号
年 月 日

組織名
会長 様

沖縄市長 印

年 月 日付で申請のあった補助金の概算払の申請について次の
とおり決定したので、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第 13 条第 2 項により通
知します。

| | |
|--------------|--|
| 補助事業内容 | <input type="checkbox"/> 結成準備補助金 <input type="checkbox"/> 防災訓練補助金 <input type="checkbox"/> 防災啓発活動補助金 |
| 事業名称 | |
| 補助金交付 決定額 | 円 |
| 概算払を する金額 | 円 |
| 補助金 請求期限 | 年 月 日 |

担当部課

補助金返還請求書

沖市防第 号
年 月 日

組織名
会長 様

沖繩市長 印

年 月 日付、沖市防第 号にて補助金交付決定した補助事業について、沖繩市自主防災組織補助金交付要綱第 15 条により、次のとおり返還を請求する。

| | | | |
|---------------|--|---|---------------|
| 補助事業内容 | <input type="checkbox"/> 結成準備補助金 <input type="checkbox"/> 防災訓練補助金 <input type="checkbox"/> 防災啓発活動補助金 | | |
| 事業名称 | | | |
| 交付決定 通知年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 補助金 交付決定額 | | | 円 |
| 補助金 交付確定額 | | | 円 |
| 補助金の 既交付額 | 年 | 月 | 日交付 円 年 |
| | | 月 | 日交付 円 |
| | 合計 | | 円 |
| 返還すべき 金額 | 円 | | |
| 返還期限 | 年 | 月 | 日まで |
| 返還請求 の理由 | | | |
| 返還方法 | | | |

注 1 返還すべき補助金等は、別に市長が発行する納入通知書により納付すること。

担当部課 _____

補助事業財産処分承認申請書

年 月 日

沖縄市長 様

組織の所在地
組 織 名
代 表 者 名
電 話 番 号

印

次の理由により財産を処分したいので、沖縄市自主防災組織補助金交付要綱第 17 条により、関係書類を添えて申請します。

| | |
|-------------------|---|
| 補 助 年 度 | 年度 |
| 補助事業内容 | <input type="checkbox"/> 結成準備補助金 <input type="checkbox"/> 防災訓練補助金 <input type="checkbox"/> 防災啓発活動補助金 |
| 事業名称 | |
| 処分しようとする財産 | |
| 処分内容 | <input type="checkbox"/> 目的外使用 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 担保 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 処分しようとする理由 | |
| 処分の相手方の氏名又は名称及び住所 | |
| 処分に伴う補助金返還の有無 | <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |

補助事業財産処分承認通知書

沖市防第 号
年 月 日

組織名
会長 様

沖繩市長 印

年 月 日付で申請のあった財産処分について、次のとおり承認したので、沖繩市自主防災組織補助金交付要綱第 17 条により通知します。

| | |
|------------------------|---|
| 補 助 年 度 | 年度 |
| 補 助 事 業 内 容 | <input type="checkbox"/> 結成準備補助金 <input type="checkbox"/> 防災訓練補助金 <input type="checkbox"/> 防災啓発活動補助金 |
| 事 業 名 称 | |
| 処 分 し よ う と す る 財 産 | |
| 処 分 内 容 | <input type="checkbox"/> 目的外使用 <input type="checkbox"/> 譲渡 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 担保 <input type="checkbox"/> その他（ ） |
| 処分の相手方の氏名又は名称及び住所 | |

担当部課

資料 1 - 5 沖縄市防災行政無線局管理運用規則

沖縄市防災行政無線局管理運用規則

(平成 12 年 12 月 1 日規則第 61 号)

改正 平成 19 年 9 月 28 日規則第 51 号 平成 25 年 3 月 29 日規則第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び平常時における一般行政事務に関し、円滑な通信及び通報を図るため設置する防災行政用の無線局(以下「防災行政無線局」という。)の管理運用について、電波法(昭和 25 年法律第 131 号。以下「電波法」という。)及び関係法令に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「無線局」とは、電波法第 2 条第 5 号に規定する無線局をいう。
- (2) 「固定系親局」とは、特定の 2 以上の受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送信する無線局をいう。
- (3) 「固定系子局」とは、固定系親局の通信の相手方となる受信設備をいう。
- (4) 「基地局」とは、陸上移動局を通信の相手方として、市役所に設置する移動しない無線局をいう。
- (5) 「陸上移動局」とは、陸上を移動中又は特定しない地点に停止中運用する車載型又は携帯型の無線局をいう。
- (6) 「無線系」とは、前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 「無線従事者」とは、無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(回線構成)

第 3 条 無線局の回線及び設置場所は別表のとおりとする。

(総括管理者)

第 4 条 無線系に総括管理者を置く。

2 総括管理者は、無線系の管理・運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

3 総括管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。

(管理責任者)

第 5 条 無線系に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者を指揮監督する。

3 管理責任者は、防災課長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第 6 条 無線系に通信取扱責任者を置く。

2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。

3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

(無線従事者の配置、養成等)

第7条 管理責任者は、無線局に無線従事者を配置する。

2 管理責任者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 管理責任者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年4月1日をもって、無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

(無線従事者の任務)

第8条 無線従事者は、無線系に属する無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(固定系)(様式第2号)、又は無線業務日誌(移動系)(様式第3号)へ記載するものとする。

(通信取扱者)

第9条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行い、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備え付け書類等の管理)

第10条 通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持しておくものとする。

3 無線業務日誌は、毎日管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

4 通信取扱責任者は、無線業務日誌抄録(固定系・移動系)(様式第4号)を毎年3月31日までに作成し、管理責任者に提出するものとする。

5 通信取扱責任者は、無線従事者選(解)任届(様式第5号)及び無線業務日誌抄録(固定系・移動系)の写しを整理保管しておくものとする。

(無線設備の保守点検)

第11条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 週点検

(2) 月点検

(3) 年点検

2 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 週点検及び月点検は、通信取扱責任者

(2) 年点検は、管理責任者

3 点検項目については、無線設備点検表(様式第6号)のとおりとする。

4 点検の結果異常を発見したときは、直ちに通信取扱責任者は管理責任者に管理責任者は総括責任者に報告するものとする。

5 管理責任者は、前項の規定に基づく報告を受けたときは、遅滞なく復旧に必要な措置をとるとともに、その結果について通信取扱責任者に通知し、処理経過を記録するものとする。

6 無線局の各機器内部の故障修理、改修工事及び電氣的試験を伴う保守点検、その他無線従事者の技術又は操作範囲を超える保守業務は専門業者に委託するものとする。

(通信訓練)

第12条 総括管理者は、災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 防災訓練に併せた通信訓練

(2) 定期通信訓練

2 訓練は、地域住民等への警報、通報等の伝達訓練を重点として行うものとする。

(研修)

第13条 管理責任者は、毎年1回以上通信取扱者等に対して、電波法等関係法令及び運用要綱並びに無線機の取扱要領等の研修を行うものとする。

(補則)

第 14 条 この規則に定めるもののほか、無線局の管理運用について必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 28 日規則第 51 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 29 日規則第 19 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

回線構成図

[別紙参照]

様式第 1 号(第 7 条関係)

無線従事者名簿

[別紙参照]

様式第 2 号(第 8 条関係)

無線業務日誌(固定系)

[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

無線業務日誌(移動系)

[別紙参照]

様式第 4 号(第 10 条関係)

無線業務日誌抄録(固定系・移動系)

[別紙参照]

様式第 5 号(第 10 条関係)

無線従事者選(解)任届

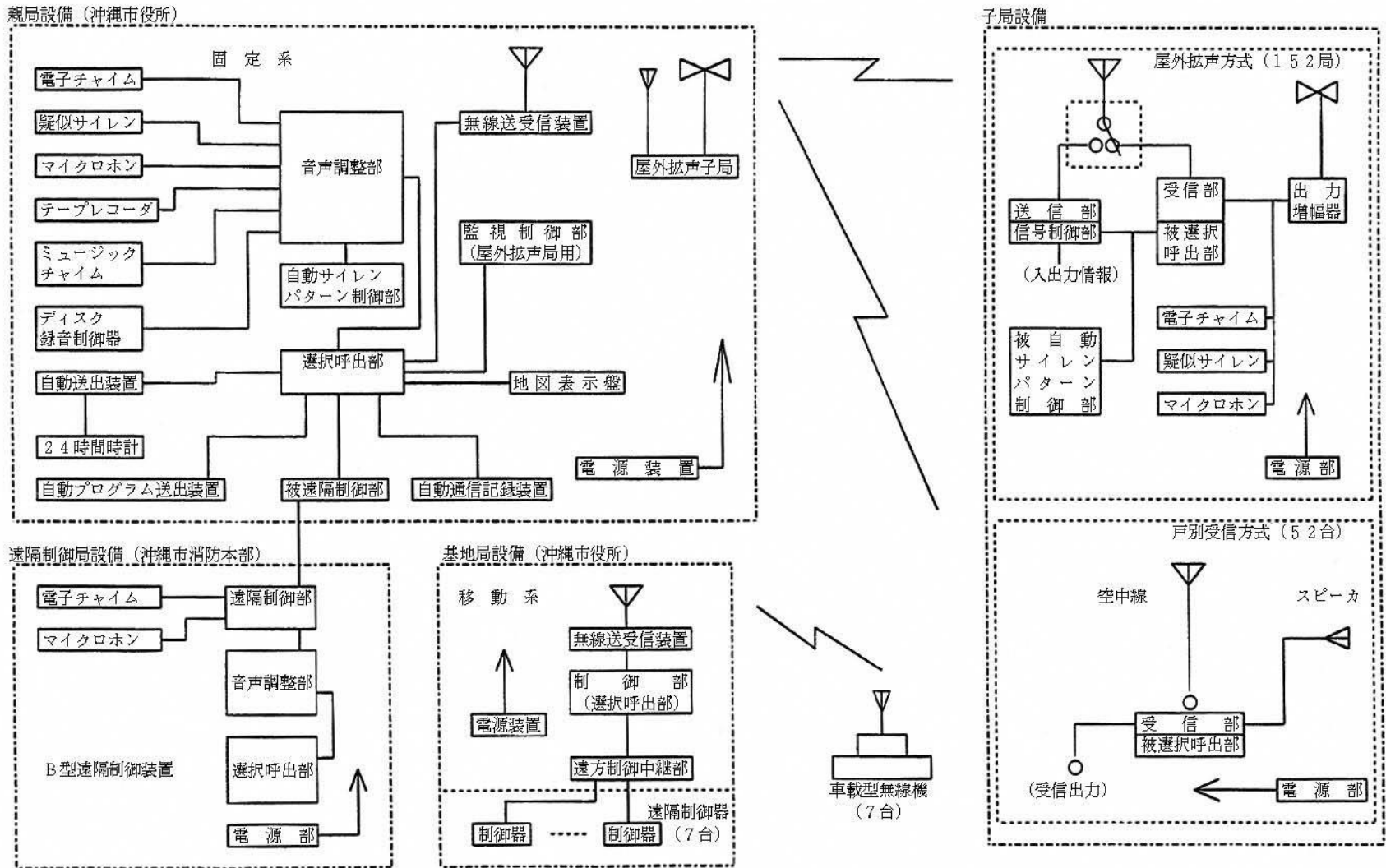
[別紙参照]

様式第 6 号(第 11 条関係)

無線設備点検表

[別紙参照]

別表(第3条関係)



様式第1号 (第7条関係)

無線従事者名簿

年 月 日現在

| 番号 | ふりがな 氏名 | 生年月日 | 所属 | 資格 | 資格取得 年月日 | 備考 |
|----|------------|------|----|----|-------------|----|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |

| | | | | | |
|-----------|--|-----------------------|--|-------------|--|
| 総括 管理者 | | 管 理 責 任 者 | | 通信取扱 責任者 | |
|-----------|--|-----------------------|--|-------------|--|

様式第2号 (第8条関係)

無線業務日誌(固定系)

年 月分

| 依頼機関 | 日 | 時刻 | 件名 | 通報者 | 記事 |
|------|---|----|----|-----|----|
| | | : | | | |
| | | : | | | |
| | | : | | | |
| | | : | | | |
| | | : | | | |
| | | : | | | |
| | | : | | | |
| | | : | | | |
| | | : | | | |
| | | : | | | |
| | | : | | | |
| | | : | | | |
| | | : | | | |
| | | : | | | |

様式第3号 (第8条関係)

無線業務日誌(移動系)

年 月 分

| 自 局 呼 出 名 称 | | | 無 線 從 事 者 通 信 取 扱 者 | 印 | | |
|------------------|---|-----|------------------------|---------|-----|--|
| 相 手 局 呼 出 名 称 | 日 | 時 刻 | 送 受 別 送 送 / 受 受 | 通 信 内 容 | 記 事 | |
| | | : | | | | |
| | | : | | | | |
| | | : | | | | |
| | | : | | | | |
| | | : | | | | |
| | | : | | | | |
| | | : | | | | |
| | | : | | | | |

様式第4号 (第10条関係)

無線業務日誌抄録(固定系・移動系)

年 月 日

| | | | | |
|-------------------|-----|----------------|-------------|---------|
| 管理責任者 様 | | 通信取扱責任者 氏名 | | 印 |
| 無線局名(呼出名称) | | 期 間 | 年 月から 年 月まで | |
| 無線従事者の資格 | 員 数 | 期間中の無線従事者の移動状況 | | |
| | 名 | 選 任 名 | 解 任 名 | |
| | 名 | 選 任 名 | 解 任 名 | |
| 機器故障及び措置概要 | | 不良通信状況の概要 | | |
| | | 通 信 時 間 | | 通 信 回 数 |
| 毎日の繰り延べ通信時間又は通信回数 | 1月 | 時間 | 分 | 回 |
| | 2月 | 〃 | 〃 | 回 |
| | 3月 | 〃 | 〃 | 回 |
| | 4月 | 〃 | 〃 | 回 |
| | 5月 | 〃 | 〃 | 回 |
| | 6月 | 〃 | 〃 | 回 |
| | 7月 | 〃 | 〃 | 回 |
| | 8月 | 〃 | 〃 | 回 |
| | 9月 | 〃 | 〃 | 回 |
| | 10月 | 〃 | 〃 | 回 |
| | 11月 | 〃 | 〃 | 回 |
| | 12月 | 〃 | 〃 | 回 |

無線従事者選(解)任届

年 月 日

総括管理者 様

届出者 管理責任者

印

無線従事者選(解)任したので、選(解)任後の無線従事者を下記の通り届けます。

記

| 氏 名 | 所 属 | 資 格 | 免 許 証 番 号 | 選任(解)任年月日 | 備 考 |
|-----|-----|-----|-----------|-----------|-----|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

年 月 日現在

資料 1-6 沖縄市備蓄整備計画

第 1 総則

1 本計画の位置付け

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震は、日本周辺における観測史上最大の地震であり、その後に発生した巨大津波により、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害をもたらした未曾有の大惨事となった。

この東日本大震災は、国や県、地方自治体だけではなく、警察、消防、自衛隊等の防災関係機関にも大きな脅威を与え、住宅の耐震化整備、避難所・避難施設等の整備、食糧・資機材の備蓄などを含む各種の防災対策の整備に大きな教訓を与えることとなり、全国の自治体では津波対策、備蓄物資の整備等、大規模災害へのさらなる対策強化を踏まえ、防災対策の基本となる地域防災計画の見直しが進められている。

本市においても、災害対策基本法に基づく沖縄市地域防災計画に包括的に記載された、食品等備蓄計画に基づき、その個別計画として「沖縄市備蓄整備計画」を策定する。

2 基本的な考え方

本計画は、自助（自らの力でおこなう）・共助（事業所や自主防災組織、住民等が助け合う）・公助（公的機関が支援をおこなう）の考え方を基本とし、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食糧・飲料水・生活必需品等の物資や、避難所運営に必要な資機材等の備蓄をするものとする。また、住民等が避難所に持参する物資や民間協定事業者等からの調達を含めて、発災から 3 日間に必要とする物資を賄うことができるような備蓄目標をたて、市がおこなう行政備蓄に関する計画について重点的に具体化するものであり、計画期間は平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間で目標数を満たすものとし、その後は年次ごとに目標数を維持し、管理運用するものとする。

| 備蓄体制 | 概 要 |
|-------------------|--|
| 家庭内備蓄 (自助) | 市民が自らの家庭内において 3 日分程度の食糧や飲料水の備蓄をおこなうなど、日頃から災害時に必要な物資を蓄えておくことであり、高齢者、乳幼児、障がい者などの災害時要援護者が必要とする紙おむつ、粉ミルク、哺乳びん、医薬品などの物資は、介護者等がその確保に努める。また、アレルギーをもつ家族等がいる場合については、食品アレルギーに対応した食糧品の確保に努める。 |
| 地域内・企業内備蓄 (共助) | 地域の自治会や自主防災組織等が平常時の活動において、地域内で自主的に食糧や飲料水等の備蓄品を確保することや、企業等が災害時における従業員等の 3 日分程度の備蓄等を推進する。なお、集客施設を有する事業所等においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討する必要がある。また、災害が発生した場合には、地域住民と協力し、周辺地域における防災活動を協働でおこなうことが求められている。 |

| 備蓄体制 | 概 要 |
|--------------|--|
| 行政備蓄 (公助) | 市が平常時から食糧、生活必需品及び災害応急対策に必要な防災資機材等の備蓄をおこなうことをいう。 |
| 流通備蓄 | 市内外の食糧品店などの事業所等と市があらかじめ協定を締結し、災害時に必要な物資（食糧、生活必需品等）を円滑に調達することをいう。 |

■過去の大規模災害時には、物流・流通機能等が停止し、災害発生から3日間程度は被災地外からの支援が行き届かないことや、被災地のニーズを的確に収集することが困難な状況が続くことが想定されている。

参考資料：「災害支援物資の備蓄・物流計画ガイドライン検討会報告書」消防庁

3 食糧備蓄の対象人口

沖縄市地域防災計画に基づき、市の人口の20分の1の3日分程度の数量を目標に備蓄するものとする。

■市の人口÷20（約7,000人）×3食分×3日分≒約63,000食

■目標備蓄量については、人口の増減に伴い見直しを行う

第2 備蓄計画の基本事項

1 食糧・飲料水及び生活必需品

食糧及び飲料水については、長期保存（5年以上）可能なものとし、粉ミルクやアレルギー物質を含まない食糧品などに考慮する。また、災害対応職員及び被災者支援者を想定した食糧や飲料水の備蓄に努める。

生活必需品については、乳幼児及び高齢者等の災害時要援護者や女性の避難所生活に必要な備蓄物資を考慮して確保をおこなう。

2 避難所用資機材

避難所用資機材については、各避難所において避難所生活や災害時の応急対策活動、避難所運営等に必要と思われる防災資機材及び生活資機材の備蓄に努める。

3 備蓄方法

災害時に備蓄物資の供給対象者に対し、輸送を最小限に抑え早急に供給できるように、市が指定した各避難所（小中学校・公共施設・自治会等）に備蓄する分散型備蓄を基本とする。ただし、施設規模によって備蓄が困難な場合には、独立型備蓄倉庫設置及び数量の変更等の検討を行う。

4 流通備蓄

保存期限が短く備蓄に適しない物資や、その他備蓄することが困難な物資等を確保するため、事業所等と災害時における物資の供給に係る協定の締結に努める。

5 備蓄物資の管理

管理については、沖縄市防災備蓄倉庫及び備蓄物の管理運用に関する要綱（平成25年9

月 19 日決裁) に定めるものとする。

6 物流方法

物資集積拠点（コザ運動公園等）から各避難所への輸送体制の構築など被災者への物資の迅速な提供に努める。

7 計画の見直し

本計画は沖縄市地域防災計画の見直し、急激な人口の増減及び国・県等による指針等の策定により見直しを行うものとする。

第3 備蓄品目における必要数量及び目標数

1 備蓄品目

(1) 食糧

発災初期に生命維持のために最低限必要な物資として考えられ、加熱調理が不要な主食系の食糧を備蓄し、分類については健常者用の一般食、乳幼児用の粉ミルク、離乳幼児や高齢者等用の災害時要援護者食、アレルギー有病者用のアレルギーフリー食及び菓子類に分類し、人口の 20 分の 1 の 3 日分（9 食分）を目標とする。

ア 一般食

3～69 歳までの健常者を対象とし、アルファ米やパン等の主食系の食糧を整備する。

イ 粉ミルク

0 才児の乳児を対象とし、1 日 700kcal、グラム換算で 135 g（514kcal/100 g）とし、アレルギー有病児対応粉ミルクについては 0 才児の 10% を対象とする。また、保管及び配給効率等を考慮してスティックタイプとし、賞味期限が短いことから毎年整備する必要がある。

ウ 災害時要援護者食

1～2 才児及び 70 歳以上の災害時要援護者を対象とし、離乳食や介護食等に考慮したお粥、雑炊等を備蓄する。また、アレルギーフリー食にも対応可能で、なるべく汎用性の高いものが好ましい。

エ アレルギーフリー食

乳児を除く人口の 2% に値するアレルギー有病者を対象とし、食品衛生法に基づくアレルギー 25 品目（特定原材料 7 品目及び特定原材料に準ずる 18 品目）を使用していない主食系の食糧とする。また、災害時要援護者食にも対応可能で、なるべく汎用性の高いものが好ましい。

オ 菓子類

1～15 才までを対象とし、1 日 2 食とする。災害による恐怖や不安感等を緩和するため、ビスケットやクラッカー等の長期保存可能な菓子類を備蓄する。

(2) 飲料水

供給の大部分は、水道事業体等による応急給水によるものとするが、応急給水活動の補完として、配給を考慮し500mlペットボトルを人口の20分の1の3日分(1日3本)を備蓄する。また、粉ミルクにも使用可能な不純物やミネラル分を極限まで取り払った純水とする。

(3) 生活必需品

発災初期に避難生活をおくる際に必要な物資の備蓄に努める。品目については乳幼児や高齢者等の災害時要援護者及び女性等を考慮し、人口の20分の1の3日分の数量を目標とする。

ア 毛布

一人1枚の備蓄を目標とする。

イ 携帯トイレ

紙おむつ利用者(乳幼児・大人用等)を除いた人口を対象とし、一人1日6回分とする。

ウ 災害時用哺乳瓶(使い捨て)粉ミルクを摂取するために必要なことから、0才児の乳児を対象とし備蓄する。また、災害時において哺乳瓶を加熱殺菌をすることが困難なことから使い捨てとし、一人1日8本とする。

エ 湯沸し器具

粉ミルクを作るためにお湯が必要なことから、0才児の乳児を対象とし備蓄する。災害時において電気やガス等を確保することが困難なことから、それらを必要としない器具(発熱剤使用器具等)であることが重要である。数量については、器具により異なることから粉ミルク対象者を賄える数でなければならない。

オ 紙おむつ(乳幼児用)

0～5才までの乳幼児を対象とし、1日の必要枚数、サイズ及び規格については下表の通りとする。

年齢別必要枚数一覧表

| 対象年齢 | 1日の必要枚数 | サイズ・規格 |
|---------|---------|---------------|
| 0ヶ月 | 10枚 | 新生児用(テープ) |
| 1～2ヶ月 | 10枚 | Sサイズ(テープ) |
| 3～6ヶ月 | 10枚 | Mサイズ(テープ) |
| 7～9ヶ月 | 10枚 | Mサイズ(パンツ) |
| 10ヶ月～1才 | 8枚 | Lサイズ(テープ) |
| 2～3才 | 6枚 | ビッグサイズ(パンツ) |
| 4～5才 | 2枚※ | ビッグサイズ以上(パンツ) |

※4～5才児は紙おむつを必要とする人数が少ないため、1日2枚とする

カ おしりふき

乳幼児の排泄において衛生面上欠かせないものであることから、0～5才までの乳幼児を対象とし一人1日10枚とする。

キ 紙おむつ処理袋

災害時において、ゴミの回収及び処理等が困難になると想定されるため、衛生面を考慮し消臭効果のある処理袋を備蓄する必要がある。数量については、紙おむつ対象者を賄える数でなければならない。

ク 紙おむつ（大人用）

要介護認定者を対象とし、パンツ型と尿取りパッドを併用するものとする。また、一人1日パンツ型3枚、尿取りパッド6枚とする。

ケ 生理用品

10～54歳まで女性を対象とし、一人1日6枚とする。また、期間が4週に1回なことから、4分の1を掛け算出する。

(4) 避難所用資機材

発災時の応急対策活動や避難所運営等に最低限必要と思われる防災資機材及び生活資機材の備蓄に努める。品目については下表の通りとする。

| 品 目 |
|--|
| 簡易トイレ、トイレットペーパー、救急箱、発電機、発電機等燃料、ガソリン缶、投光器、コードリール、リヤカー、車イス、担架類、マスク、防災備蓄倉庫（独立型）、その他市長が認めたもの |

2 必要数量

必要数量とは、災害時に必要と思われる品目の必要最低限の数量のことであり、目標数とは異なるものである。具体的な数量については下表の通りとする。

品目別必要数量一覧表（食糧・飲料水・生活必需品）

| 品 名 | 対象者 | 人数 (人) | 比率 | 計算式 | 必要数量 | 備 考 |
|-------------|------------|-----------|--------|---|---------|-----------------------|
| 一般食 | 3～69歳の健常者 | 114,021 | 82.31% | $138,525 \text{ 人} \times 82.31\% \times 1/20 \times 9$ | 51,318食 | 災害時要援護者、アレルギー有病者を除く |
| 粉ミルク | 0才児 | 1,561 | 1.13% | $138,525 \text{ 人} \times 1.13\% \times 1/20 \times 3 \text{ 日} \times 135\text{g}$ | 31,995g | 一日135g アレルギー有病児を除く |
| アレルギー対応粉ミルク | アレルギー有病児 | 174 | 0.13% | $138,525 \text{ 人} \times 0.13\% \times 1/20 \times 3 \text{ 日} \times 135\text{g}$ | 3,645g | 0才児の10% |
| 災害時要援護者食 | 1～2才、70歳以上 | 20,033 | 14.46% | $138,525 \text{ 人} \times 14.46\% \times 1/20 \times 9$ | 9,018食 | 離乳幼児、高齢者等の災害時要援護者 |

| 品名 | 対象者 | 人数 (人) | 比率 | 計算式 | 必要数量 | 備考 |
|----------------------------|-------------------------|-----------|--------|---|------------|---------------------------------------|
| アレルギーフリー食 | アレルギー有病者 | 2,736 | 1.98% | $138,525 \text{ 人} \times 1.98\% \times 1/20 \times 9 \text{ 食}$ | 1,233 食 | 人口の2% (0才児を除く) |
| 菓子類 | 1～15才 | 26,322 | 19% | $138,525 \text{ 人} \times 19\% \times 1/20 \times 6 \text{ 食}$ | 7,902 食 | 1日2食 |
| 飲料水 | 全市民 | 138,525 | 100% | $138,525 \text{ 人} \times 1/20 \times 9 \text{ 本}$ | 62,343 本 | 純水 |
| 毛布 | 全市民 | 138,525 | 100% | $138,525 \text{ 人} \times 1/20$ | 6,927 枚 | 一人1枚 |
| 携帯トイレ | 市民 | 125,078 | 90.29% | $138,525 \text{ 人} \times 90.29\% \times 1/20 \times 6 \text{ 回} \times 3 \text{ 日}$ | 131,334 回分 | 紙おむつ利用者 を除く 一日6回 |
| 災害時用 哺乳瓶 (使い捨て) | 0才児 | 1,735 | 1.25% | $138,525 \text{ 人} \times 1.25\% \times 1/20 \times 3 \text{ 日} \times 8 \text{ 本}$ | 2,088 本 | 1日8本 |
| 湯沸し器具 | 0才児 | 1,735 | 1.25% | 哺乳瓶(使い捨て) と同数 | 2,088 回分 | |
| 紙おむつ (乳幼児用) | 0～5才 児 | 10,431 | 7.53% | $38,525 \text{ 人} \times 7.53\% \times 1/20 \times 3 \text{ 日} \times \text{対象年齢別枚数}$ | 8,826 枚 | 1日2～10枚 |
| おしりふき | 0～3才 児 | 6,899 | 4.98% | $138,525 \text{ 人} \times 4.98\% \times 1/20 \times 3 \text{ 日} \times 10 \text{ 枚}$ | 3,450 枚 | 1日10枚 |
| 紙おむつ 処理袋 | 0～5才 児 要介護 認定者 | 13,447 | 9.71% | 紙おむつ(乳幼児 用)と尿取パッドの 合計数 | 11,544 枚 | |
| 大人用紙 おむつ (パンツ型) | 要介護 認定者 | 3,016 | 2.18% | $138,525 \text{ 人} \times 2.18\% \times 1/20 \times 3 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日}$ | 1,359 枚 | 一日3枚 |
| 大人用紙 おむつ (尿取パ ッド) | 要介護 認定者 | 3,016 | 2.18% | $138,525 \text{ 人} \times 2.18\% \times 1/20 \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日}$ | 2,718 枚 | 一日6枚 |
| 生理用品 | 10～54歳 (女性) | 41,219 | 29.76% | $138,362 \text{ 人} \times 29.76\% \times 1/20 \times 6 \text{ 枚} \times 3 \text{ 日} \times 1/4$ | 9,275 枚 | 一日6枚 期間が4週に1 回なことから、 1/4を掛ける |

3 目標数

食糧及び生活必需品の目標数については、必要数量を踏まえ、災害時における仕分け及び配給時等を考慮した数量でなければならない。必要数量備蓄した場合、製品や規格の違いにより細かい仕分け作業が発生し、被災者への物資の提供が遅れる可能性がある。災害時において物資の提供は迅速に行われなければならないため、小分けすることが困難である下表の品目については一人3日分の必要数量を賄える箱(ケース)数で算出する必要がある。また、その他の品

目については、必要数量を目標数とする。

| | |
|-------|---|
| 食糧 | 粉ミルク、アレルギー対応粉ミルク等 |
| 生活必需品 | 災害時用哺乳瓶（使い捨て）、湯沸し器具、紙おむつ（乳幼児用）おしりふき、紙おむつ処理袋、大人用紙おむつ（パンツ型）大人用紙おむつ（尿取パッド）、生理用品等 |

4 避難所別備蓄数

各避難所に備蓄する数量については、目標数及び収容人数の比率により算出するものとする。ただし、備蓄が困難な避難所についてはコザ運動公園体育館倉庫等に備蓄するものとする。

避難所とは、小学校 16 校・中学校 8 校・福祉避難所 5 箇所・公共施設 12 箇所・自治会 36 箇所・コザ運動公園体育館（物資集積拠点）合計 78 箇所を言う。

平成 26 年 3 月現在

第 4 年度計画

平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間で目標数を整備するものとし、下表の通り整備計画を立てるものとする。また、目標数整備後も衛生管理や保存期間に留意し、年次的に整備をおこなう。（粉ミルクについては、保存期間が特に短いことに留意する。）

| 年度 | | 平成 24 年度以前 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度以降 |
|-------|-----|------------|----------|----------|----------|------------|
| 食糧品 | 目標率 | 25% | 25% | 25% | 25% | 100%を維持 |
| | 達成率 | | 50% | 75% | 100% | |
| 生活必需品 | 目標率 | 10% | 30% | 30% | 30% | 100%を維持 |
| | 達成率 | | 40% | 70% | 100% | |

第 5 備蓄体制

1 分散型備蓄

これまでの備蓄体制は集中型備蓄のみとなっていた。しかし、阪神淡路大震災や東日本大震災の避難状況を検討すると、避難所となる小中学校や公共施設に備蓄物資が保管されていなければ、避難者への迅速な供給を図ることができない。このため、食糧、生活必需品、資機材等を避難所となる小中学校や公共施設等に分散して備蓄する必要がある。災害時に備蓄物資を速やかに適宜配分できるように、避難所を中心に分散して物資を備蓄する。また、備蓄について可能な限り施設を活用することとするが、施設規模により備蓄が困難な場合には、数量の変更や独立型備蓄倉庫の設置の検討をおこなう。

2 備蓄物資及び備蓄倉庫の管理

管理については、沖縄市防災備蓄倉庫及び備蓄物資の管理運用に関する要綱（平成 25 年 9 月 19 日決裁）に定めるものとし、常に良好な状態に保つよう定期的な点検を行い、災害により備蓄物資を提供及び使用したときは速やかに補充整備に努める。また、保存期限が 1 年を切った食料等については、小中学校や自主防災組織、地域での避難訓練や防災講演等で活

用し、防災意識の高揚を図り、期限切れの不用品とならないように努める。資機材については、平常時の使用は可能とするが、災害時に活用出来ないなどのことがないように管理の徹底化を図る。

また、災害時に備蓄物資を活用するのは主に地域住民及び避難所となる小中学校や公共施設等の教職員となるため、保管場所及び資機材の使用方法を熟知し、災害時の対応が速やかに行えるよう地域が主体となった適正な管理を促進する。

3 備蓄倉庫の配備

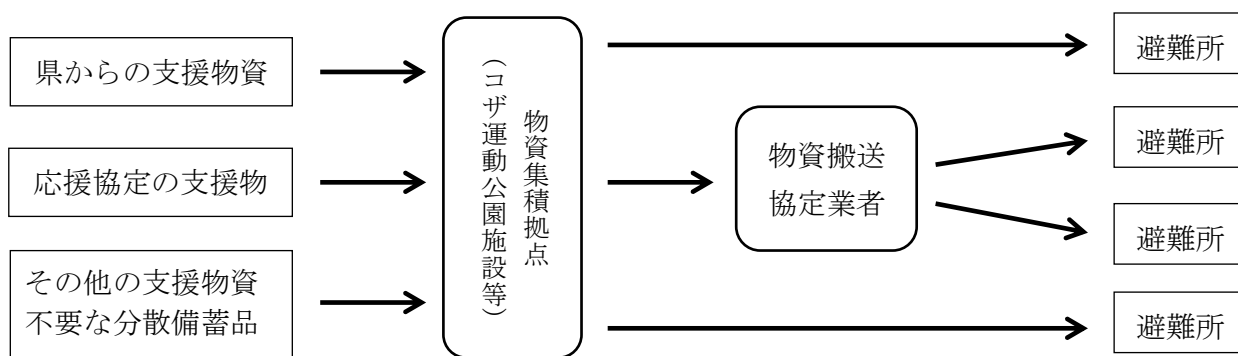
施設規模により備蓄が困難な場合には、独立型備蓄倉庫の設置を検討しなくてはならない。これに伴い、沖縄市防災備蓄倉庫設置計画を作成するものとする。

第6 協定による物資の調達

保存期限が短く備蓄に適しない物資や、大量に必要となるものなど、市で全てを備蓄することが困難な物資等を確保するため、事業所等との災害時における物資の供給に係る協定の締結に努めるものとする。また、大規模災害時には協定先事業者が被災し、調達が困難となることも想定されるため、多様な調達先の確保に努める。

1 物資集積拠点の機能

物資集積拠点として、コザ運動公園施設内(体育館等)を位置づけている。県からの支援物資や応援協定の支援物資などの調達に関する物資の集積地となる物資拠点から各避難所等への物資の供給をおこなうための機能を備える。



2 救援物資について

東日本大震災では、特定の場所に救援物資が大量に届けられ、そこで仕分けする処理能力を超えていたため、救援物資が山積みになり、搬入の情報が錯綜したという事例があった。このように、受け入れた物資の仕分けには、多くのマンパワーを要し、速やかに避難所に搬送できない恐れがある。その要因の一つとして、一つの送付物に多種多様の物資が詰められてくるため、その開封・仕分けに時間を要したことが考えられる。

このことから、被害の状況に応じて、適切に救援物資受け入れのコントロールを行う必要があるため、必要な物資を必要な場所に供給するには、物流計画の専門家のノウハウや知識も必要であることから、総合物流企業と連携し、効率的な物流システムの構築に努める必要

がある。

第7 本計画の見直しについて

本計画は沖縄市地域防災計画の見直し、急激な人口の増減または国・県等による指針等の策定により見直しを行うものとする。

資料 1 - 7 沖縄市防災会議委員名簿

| No. | 機 関 名 | 職 名 |
|-----|---------------------|------------|
| ◎ | 沖縄市 | 市 長 |
| 1 | 海上自衛隊 沖縄基地隊 | 司 令 |
| 2 | 陸上自衛隊 白川分屯地 | 司 令 |
| 3 | 第十一管区海上保安本部 中城海上保安部 | 部 長 |
| 4 | 沖縄県沖縄警察署 | 署 長 |
| 5 | 沖縄県土木建築部 中部土木事務所 | 所 長 |
| 6 | 沖縄県農林水産部 中部農林土木事務所 | 所 長 |
| 7 | 沖縄県中部保健所 | 所 長 |
| 8 | 一般社団法人 中部地区医師会 | 会 長 |
| 9 | N T T 西日本沖縄支店 | 設備部長 |
| 10 | 沖縄電力株式会社 うるま支店 | 支 店 長 |
| 11 | 沖縄市赤十字奉仕団 | 委 員 長 |
| 12 | 市内自主防災組織 | 代 表 |
| 13 | 沖縄市消防団 | 団 長 |
| 14 | 沖縄市女性防火クラブ | 会 長 |
| 15 | 沖縄市社会福祉協議会 | 会 長 |
| 16 | 沖縄市民生委員児童委員協議会 | 会 長 |
| 17 | 沖縄市自治会長協議会（北部地域） | 代 表 |
| 18 | 沖縄市自治会長協議会（中部地域） | 代 表 |
| 19 | 沖縄市自治会長協議会（東部地域） | 代 表 |
| 20 | 沖縄市自治会長協議会（西部地域） | 代 表 |
| 21 | 沖縄市 | 副市長 |
| 22 | 沖縄市 | 副市長 |
| 23 | 沖縄市 | 教 育 長 |
| 24 | 沖縄市 | 上下水道局長 |
| 25 | 沖縄市 | 総務部長 |
| 26 | 沖縄市 | 企画部長 |
| 27 | 沖縄市 | 企画参事 |
| 28 | 沖縄市 | 市民部長 |
| 29 | 沖縄市 | 健康福祉部長 |
| 30 | 沖縄市 | こどものまち推進部長 |
| 31 | 沖縄市 | 経済文化部長 |
| 32 | 沖縄市 | 建設部長 |
| 33 | 沖縄市 | 建設部参事 |
| 34 | 沖縄市 | 議会事務局長 |
| 35 | 沖縄市 | 消 防 長 |
| 36 | 沖縄市 | 上下水道部長 |
| 37 | 沖縄市 | 教育部長 |
| 38 | 沖縄市 | 指導部長 |

2. 応援協定

資料2-1 応援協定一覧表

沖縄市災害時応援協定一覧表

| No | 協定名 | 締結日 | 締結先 |
|----|---------------------------|----------------------------|---|
| 1 | 消防相互援助協約 | 昭和61年12月5日 | キャンプバトラー消防 |
| 2 | 姉妹都市災害時相互応援協定 | 平成8年2月10日 | 米沢市 |
| 3 | 災害支援協力に関する覚書 | 平成10年4月7日 | 沖縄市内郵便局 代表者 沖縄郵便局長 |
| 4 | 応急生活物資供給等の協力に関する協定書 | 平成15年1月17日 | 生活協同組合コープおきなわ |
| 5 | 災害時応援協定書 | 平成15年1月17日 | 沖縄市建設業者会会長 |
| 6 | 沖縄県水道災害相互応援協定 | 平成15年3月27日施行： 平成15年4月1日 | 国頭村長、大宜味村長、東村長、本部町水道事業管理者、今帰仁村水道事業管理者、名護市水道事業管理者、伊江村長、宜野座村水道事業管理者、恩納村長、金武町水道事業管理者、石川市水道事業管理者、具志川市水道事業管理者、与那城町長、勝連町長、読谷村水道事業管理者、嘉手納町長、中城村長、北中城水道事業管理者、宜野湾市水道事業管理者、西原町長、北谷町長、浦添市水道事業管理者、沖縄県公営企業管理者、那覇市水道事業管理者、南部水道企業団、豊見城市水道事業管理者、糸満市水道事業管理者、佐敷町水道事業管理者、知念村簡易水道事業、与那原町水道事業管理者、玉城村水道事業管理者、久米島町水道事業管理者、渡嘉敷村長、座間味村長、粟国村長、渡嘉敷村長、南大東村長、北大東村長、伊平屋村長、伊是名村長、多良間村長、伊良部町長、宮古島上水道企業団、竹富町長、石垣市水道事業管理者、与那国町長 |
| 7 | 沖縄市水道災害等における応援活動の協定に関する協定 | 平成17年7月17日 | 沖縄市管工事協同組合代表理事 |
| 8 | 災害時における要援護者の受け入れに関する協定書 | 平成18年1月19日 | 沖縄長寿センター緑樹園 |
| 9 | 災害時における要援護者の受け入れに関する協定書 | 平成18年1月19日 | 特別養護老人ホーム沖縄一条園 |
| 10 | 災害時における要援護者の受け入れに関する協定書 | 平成18年1月19日 | 特別養護老人ホームおきなわ長寿園 |
| 11 | 避難場所施設利用に関する覚書 | 平成18年6月21日 | 沖縄県立美里高等学校 |
| 12 | 避難場所施設利用に関する覚書 | 平成19年7月27日 | 沖縄県立美里工業高等学校 |
| 13 | 災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書 | 平成20年7月29日 | 中部電気工業協同組合 |
| 14 | 災害時における物資の供給に関する協定 | 平成20年10月23日 | 沖縄コカ・コーラボトリング株式会社 |

| No | 協定名 | 締結日 | 締結先 |
|----|-------------------------------|-------------|---|
| 15 | 災害時における相互応援に関する協定 | 平成20年11月7日 | 東海市 |
| 16 | 嘉手納空軍基地第18航空団及び沖縄市との消防相互援助の覚書 | 平成22年7月2日 | 嘉手納空軍基地第18航空団 |
| 17 | 避難場所施設利用に関する協定書 | 平成23年11月10日 | 沖縄県立コザ高等学校 |
| 18 | 避難場所施設利用に関する協定書 | 平成23年11月10日 | 沖縄県立美来工科高等学校 |
| 19 | 避難場所施設利用に関する協定書 | 平成23年11月10日 | 沖縄県立球陽高等学校 |
| 20 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成23年11月18日 | 沖縄県知事 施設：県営泡瀬団地 |
| 21 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成23年11月18日 | 沖縄県知事 施設：県営比屋根団地（1号棟、2号棟） |
| 22 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成23年11月18日 | 沖縄県知事 施設：県営浜原第二団地（5号棟） |
| 23 | 津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書 | 平成24年2月27日 | 太田建設株式会社 施設：太田建設社屋用地 |
| 24 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成24年1月27日 | オアシス泡瀬シーサイドビュー管理組合 施設：オアシス泡瀬シーサイドビュー |
| 25 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成24年3月12日 | 所有者 施設：泡瀬ハーバーサイドビルディング |
| 26 | 津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書 | 平成24年3月22日 | 有限会社 一善オートボディ 施設：一善オートボディ駐車場及び植栽敷地 |
| 27 | 津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書 | 平成24年3月22日 | 有限会社 ルティーナプランニング 施設：岩盤浴&お食事処ルティーナ駐車場及び植栽敷地 |
| 28 | 津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書 | 平成24年3月22日 | ヘアーハウス ブルーム 施設：ヘアーハウス ブルーム駐車場 |
| 29 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成24年7月5日 | サンクレスト高原管理組合 施設：サンクレスト高原 |
| 30 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成24年10月19日 | ニューライフ泡瀬壺番館管理組合 施設：ニューライフ泡瀬壺番館管 |
| 31 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成24年10月19日 | ニューライフ泡瀬参番館管理組合 施設：ニューライフ泡瀬参番館管 |
| 32 | 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書 | 平成24年11月6日 | イオン琉球株式会社 施設：イオン具志川店（津波避難施設として） |
| 33 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成24年11月22日 | 有限会社 南光電気設備 施設：NANKO ビル |
| 34 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成24年11月28日 | 株式会社 くじら不動産 施設：くじらマンション |
| 35 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成24年12月3日 | 有限会社 松屋 施設：プラージュしあわせ |
| 36 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成25年1月16日 | YAMAICHI 株式会社 施設：YAMAICHI ビル |

| No | 協定名 | 締結日 | 締結先 |
|----|----------------------------|-------------|---|
| 37 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成25年1月16日 | 所有者 施設：N・Yマンション |
| 38 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成25年1月28日 | 所有者 施設：ターマーズマンション泡瀬 |
| 39 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成25年3月8日 | 所有者 施設：なかそねビル |
| 40 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成25年3月28日 | 所有者 施設：トーマスマンション桃原 |
| 41 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成25年4月2日 | 所有者 施設：ピュアコート UCHI |
| 42 | 津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書 | 平成25年4月8日 | 比屋根自治会 施設：比屋根アシビナー |
| 43 | 津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書 | 平成25年5月23日 | 宗教法人東寺真言宗金剛山遍照寺 施設：沖縄市桃原霊園かなさ |
| 44 | 災害時における相互応援に関する協定 | 平成25年6月4日 | 嚶鳴協議会災害時相互応援協定賛同自治体 (恵那市・大野町・小田原市・釜石市・木曾町・多久市・竹田市・田原市・東海市・日田市・養父市) |
| 45 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成25年6月28日 | (株)KPG LUXURY HOTELS 施設：オキナワグランメールリゾート |
| 46 | 津波時における一時避難場所としての使用に関する協定書 | 平成25年7月2日 | 古謝自治会 施設：古謝自治会内井泉ウチューガー前広場 |
| 47 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成25年7月25日 | ニューライフ泡瀬式番館管理組合 施設：ニューライフ泡瀬式番館 |
| 48 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成25年9月6日 | ミオビエント泡瀬管理組合 施設：ミオビエント泡瀬 |
| 49 | 災害時における緊急物資輸送等に関する協定について | 平成26年1月16日 | 佐川急便株式会社 |
| 50 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成26年3月5日 | サンクレスト泡瀬管理組合 施設：サンクレスト泡瀬 |
| 51 | 津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書 | 平成26年3月11日 | 所有者 施設：泡瀬ハーバーサイドビルディング |
| 52 | 災害時の情報交換及び応援に関する協定 | 平成26年9月19日 | 内閣府沖縄総合事務局長 |
| 53 | 災害時における相互応援に関する協定 | 平成26年11月11日 | うるま市 |
| 54 | 災害時におけるLPガスの供給に関する協定書 | 平成26年12月15日 | 一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会 |
| 55 | 災害時の放送等伝達に関する協定書 | 平成27年1月21日 | 株式会社FMコザ |
| 56 | 災害時の放送等伝達に関する協定書 | 平成27年1月21日 | 沖縄ラジオ株式会社 |
| 57 | 緊急情報割込放送に関する協定書 | 平成27年1月21日 | 株式会社FMコザ |
| 58 | 緊急情報割込放送に関する協定書 | 平成27年1月21日 | 沖縄ラジオ株式会社 |

| No | 協定名 | 締結日 | 締結先 |
|----|--|-------------|--|
| 59 | ライカム地区地域振興連携協議会とイオンモール株式会社及びイオン琉球株式会社との地域振興連携包括協定書 | 平成27年3月12日 | ライカム地区地域振興連携協議会（北中城村長、北谷町長、北中城村商工会会長、沖縄市商工会議所会頭、北谷町商工会会長）、イオンモール株式会社、イオン琉球株式会社 |
| 60 | 災害時における民間一時避難所に関する協定書 | 平成27年4月10日 | コザ信用金庫 施設：コザ信用金庫 本店2階大会議室等 |
| 61 | 災害用特設電話の設置・利用に関する協定書 | 平成27年12月14日 | 西日本電信電話株式会社沖縄支店 |
| 62 | 災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定 | 平成29年3月29日 | 沖縄県知事、那覇市上下水道事業管理者、宜野湾市長、石垣市長、浦添市長、名護市長、糸満市長、豊見城市長、うるま市長、宮古島市長、南城市長、大宜味村長、本部町長、読谷村長、嘉手納町長、北谷町長、北中城村長、中城村長、西原町長、与那原町長、南風原町長、渡嘉敷村長、座間味村長、久米島町長、八重瀬町長、竹富町長 |
| 63 | 災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定 | 平成29年3月29日 | 沖縄県知事、那覇市上下水道事業管理者、宜野湾市長、石垣市長、浦添市長、名護市長、糸満市長、豊見城市長、うるま市長、宮古島市長、南城市長、大宜味村長、本部町長、読谷村長、嘉手納町長、北谷町長、北中城村長、中城村長、西原町長、与那原町長、南風原町長、渡嘉敷村長、座間味村長、久米島町長、八重瀬町長、竹富町長、公益社団法人日本下水道管路管理業協会 |
| 64 | 沖縄市とNPO法人防災サポート沖縄との防災に係る相互協力に関する協定書 | 平成29年12月12日 | NPO法人防災サポート沖縄 |
| 65 | 災害時における障がい者の緊急受入れ等に関する協定書 | 平成30年6月13日 | 株式会社LITALICO |
| 66 | 無人航空機（ドローン等）の災害活動等に関する協定書 | 平成31年2月15日 | 一般社団法人 ドローンスクワッド |
| 67 | 災害時における障がい者の緊急受入れ等に関する協定書 | 平成31年3月14日 | 社会福祉法人楓葉の会 |
| 68 | 災害時等における車両提供に関する協定書 | 平成31年4月8日 | 沖縄マツダ販売 株式会社 |
| 69 | 災害時における資機材のレンタルに関する協定書 | 令和元年9月11日 | 株式会社ダイワテック、株式会社BRILLIANT |

※「泡瀬ハーバーサイドビルディング」は所有者変更のため再度協定を締結

資料 2-2 姉妹都市災害時相互応援協定（米沢市）

姉妹都市災害時相互応援協定

（趣旨）

第1条 この協定は、沖縄市と米沢市において災害時における応急対策の万全を期するため、両市間で相互応援することについて定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料および日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- （2）救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- （3）被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材等の提供
- （4）救援、応急復旧等に必要な職員の派遣
- （5）児童、生徒の受入
- （6）被災者に対する住宅の提供
- （7）前各号に掲げるもののほか、被災市の要請があった事項

（要請）

第3条 被災市が応援を要請する場合は、次の各号の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号、第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合は、物資車両、資機材等の種類、品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所の経路
- （5）応援期間
- （6）その他必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援された市は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣に要する経費は応援を行う市が負担するものとする。
- （2）前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費は原則として応援を受けた市が負担するものとする。

（応援の自主規制）

第6条 災害が発生し、被災市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、第5条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

(連絡担当課)

第7条 両市は応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当課をあらかじめ定めておくものとする。

(情報の交換)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報を交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、各市長が署名の上、各1通を保有する。

平成8年2月10日

沖縄市長

米沢市長

資料 2-3 災害時における相互応援に関する協定（東海市）

災害時における相互応援に関する協定

沖縄市と東海市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、両市のいずれかにおいて、地震、津波等による災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、両市の間で、迅速かつ円滑な相互応援を図るため、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急処置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水等の生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- (4) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請等）

第3条 被災した市（以下「被災団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、応援を行う市（以下「応援団体」という。）に応援を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 応援職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 応援要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、別紙様式による文書を提出するものとする。

3 応援団体は、前項の要請を受けた場合は、速やかに、応援内容等の調整を図り、応援を行う事項について被災団体に連絡するものとする。

（自主応援）

第4条 両市は、いずれかに甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災団体と連絡が取れないとき、又は応援要請を待つ時間的余裕がないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができる。この場合においては、同項の規定に基づく被災団体からの要請があったものとみなす。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災団体が負担するものとする。ただし、応援職員等の派遣に要する経費の負担については、次に定めるとおりとする。

- (1) 応援職員等に対して支給する旅費及び諸手当については、応援団体の負担とする。
- (2) 応援職員等が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の必要な補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援団体が行う。
- (3) 応援職員等が、業務上第三者に損害を与えた場合において、損害が応援業務の従事中において生じたものについては被災団体が、被災団体への往復の途中において生じたものについては応援団体が、それぞれ賠償する。
- (4) 前各号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災団体及び応援団体が協議して定める。

2 被災団体は、経費を支弁する時間的余裕がない場合は、応援団体に当該経費の一時繰替支弁を求めることができる。

（経費の支払方法）

第6条 応援団体が、前条第2項の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災団体に請求するものとする。

- (1) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (2) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (3) 資機材については、借上料、燃料費、購入費及び輸送費
- (4) 第3条第1項第6号に規定するものについては、その実際に要した額

2 前項に規定する請求は、応援団体の長による請求書（関係書類を添付）により、被災団体の長に請求するものとする。

3 前2項により難しいときは、被災団体及び応援団体が協議して定めるものとする。

（経費負担の協議）

第7条 第5条第2項の規定にかかわらず、被災団体の被災状況等を勘案し、特別の事情があるときは、応援に要した経費の負担について、被災団体と応援団体との間で協議することができる。

（連絡担当課）

第8条 両市の相互応援に関する連絡担当課は、防災施策の担当課としてあらかじめ定めておくものとし、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

（情報等の交換）

第9条 両市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報や資料を相互に交換するものとする。

（訓練等）

第10条 両市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

（協定等の見直し）

第11条 この協定は、必要に応じて見直すことができる。

（疑義）

第12条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度両市が協議して決定するもの

とする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、両市が署名押印し、各1通を保有する。

平成20年11月7日

沖縄県沖縄市長

愛知県東海市長

資料 2-4 災害時における相互応援に関する協定書（嚶鳴協議会）

災害時における相互応援に関する協定

嚶鳴協議会に加入する自治体のうち、災害時における相互応援に賛同する自治体（以下「協定自治体」という。）は、協定自治体の区域内において災害が発生し、被害を受けた協定自治体（以下「被災自治体」という。）が独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、相互に協力し、それぞれの実情に合わせた応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類については、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需品の供給及びその供給に必要な機材の提供
- (2) 救助活動及び応急復旧に必要な車両等の提供
- (3) 医療、防疫等に必要な医薬品等の提供
- (4) 救援活動及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時受け入れるために必要な施設の提供
- (6) 災害ボランティアのあっせん
- (7) 地元企業、団体等への被災地支援の協力要請
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の実施）

第2条 協定自治体は、被災自治体の被害状況を収集し、及び情報交換し、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

（応援経費の負担）

第3条 応援に要する経費は、別に定めるところにより負担するものとする。

（連絡担当課）

第4条 協定自治体は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当課を定めるものとする。

- 2 連絡担当課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、協定自治体に災害が発生したときは、速やかに情報収集に努めるものとする。

（加入及び脱退）

第5条 協定自治体で構成する協定締結団体（以下「協定締結団体」という。）に新たに加入しようとする自治体又は協定締結団体から脱退しようとする自治体は、本協定の運用に係る事務を統括する自治体（以下「統括自治体」という。）に対して、書面によりその旨を申し出るものとする。

- 2 協定締結団体への加入又は協定締結団体からの脱退については、統括自治体が前項に定める書面の受理をもって成立するものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定自治体が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年6月4日

協定自治体（50音順）

岐阜県恵那市

市長 可知 義明

岐阜県大野町

町長 宇佐美 晃 三

沖縄県沖縄市

市長 東 門 美津子

神奈川県小田原市

市長 加 藤 憲 一

岩手県釜石市

市長 野 田 武 則

長野県木曾町

町長 田 中 勝 巳

佐賀県多久市

市長 横 尾 俊 彦

大分県竹田市

市長 首 藤 勝 次

愛知県田原市

市長 鈴 木 克 幸

愛知県東海市

市長 鈴 木 淳 雄

大分県日田市

市長 原 田 啓 介

兵庫県養父市

市長 広 瀬 栄

資料 2-5 災害時における相互応援に関する協定書（うるま市）

災害時における相互応援に関する協定書

（目的）

第 1 条 うるま市と沖縄市は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、被害を受けた市が独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、相互に応援協力することにより被災地域の応急対策及び復旧対策を円滑かつ迅速に遂行するため、この協定を締結する。

（連絡の窓口）

第 2 条 うるま市と沖縄市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当の部局を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

（応援の要請）

第 3 条 応援を要請する市は、前条に定める連絡担当部局を通じて電話等の通信手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

2 通常の通信手段が途絶し、直接応援を要請することができない場合又は応援を要すると認められる状況が判明した場合は、要請を待たずに速やかに応援するものとする。

（応援の内容）

第 4 条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫活動、施設の応急措置等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧対策に必要な車両等の提供
- (4) 応急対策及び復旧対策に必要な職員の派遣
- (5) 被災者等を一時収容する施設等の提供及び紹介
- (6) その他特に要請のあった応急対策及び復旧対策に必要な事項

（応援の実施）

第 5 条 第 3 条第 1 項の規定により応援要請を受けた市は、応援を実施する。ただし特別な事情により応援できない場合、その旨を直ちに電話等により連絡する。

（経費の負担）

第 6 条 応援に要する経費は、応援を要請した市が負担するものとする。

2 応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合には、応援の要請を受けた市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 第 1 項の規定により難しい場合は、双方協議するものとする。

(平素の取り組み)

第7条 うるま市と沖縄市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平素から必要に応じ、情報交換、防災訓練及び地域防災力を向上させるために必要な事業への協力を行うものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1月前までにこの協定の解除又は変更の申し出がないときはさらに1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

(その他)

第9条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定の実施に関し、必要な事項については、双方協議により定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名のうえ、各1通を保有する。

平成26年11月11日

うるま市みどり町一丁目1番1号
うるま市役所
代表者 うるま市長 島袋俊夫

沖縄市仲宗根町26番1号
沖縄市役所
代表者 沖縄市長 桑江朝千夫

資料 2-6 災害時の情報交換及び応援に関する協定（内閣府沖縄総合事務局）

災害時の情報交換及び応援に関する協定

内閣府沖縄総合事務局長（以下「甲」という。）と、沖縄市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する

（目的）

第1条 この協定は、沖縄市の地域について災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- （1）一般被害状況に関する事
- （2）公共土木施設（河川・砂防・海岸・道路・公園・下水道施設等）の被害状況に関する事
- （3）その他甲又は乙が必要とする事項

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- （1）一般被害状況に関する事
- （2）公共土木施設（河川・砂防・海岸・道路・公園・下水道施設等）の被害状況に関する事
- （3）その他甲又は乙が必要とする事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。
なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（応援の要請）

第5条 災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合、乙は必要に応じ甲へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書にて応援要請を提出するものとする。
2 甲は、前項の要請を受け応援を行う場合は、乙に応援する旨を口頭又は電話等により伝え、事後速やかに文書にて応援内容を通知するものとする。

(応援の実施)

第6条 甲は、応援に当たり乙からの応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置等の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

(経費の負担)

第7条 甲及び乙の経費の負担は、次のとおりとする。

(1) 第4条に規定する派遣を行った場合の経費の負担については、甲の負担とする。

(2) 第5条に規定する応援を行った場合の経費の負担については、原則として乙の負担とする。ただし、乙に負担を求める事が困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

(平素の協力)

第8条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第9条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印の上各1通を所有する。

平成26年9月19日

甲 内閣府沖縄総合事務局長 河合正保

乙 沖縄市長 桑江朝千夫

資料 2-7 沖縄県水道災害相互応援協定（県内市町村等 47 機関）

沖縄県水道災害相互応援協定

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、沖縄県下において災害が発生し、災害を受けた水道施設を有する水道事業者独自の努力では十分な応急措置が出来ない場合において、被災水道事業者の要請により県下水道事業者の相互間の応援を円滑に遂行するため締結する。

（災害の種類）

第 2 条 この協定における災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第 2 条第 1 号に定める被害および濁水、重大な水道水質被害等によるものをいう。

（要請の手続き）

第 3 条 応援を受けようとする被災水道事業者(以下「要請事業者」という。)は、別に定める事項を明らかにして応援を要請したい水道事業者へ要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

2 応援を行おうとする水道事業者(以下「応援事業者」という。)は、特に緊急を要し、要請事業者が前項に定める要請ができないと判断される場合は、別に定める圏域幹事水道事業者と連絡調整のうえ、前項の要請を待たないで応援給水等を行うことができる。この場合には、前項の応援要請があったものとみなす。

（経費の負担）

第 4 条 応援に要した費用は、原則として要請事業者が負担するものとする。

2 要請事業者が前項に定める経費を支弁するいとまがなく、かつ要請事業者から要請があつた場合には、応援事業者が当該経費を一時立替支弁する。

3 前項の定めによりがたい場合は、関係水道事業者が協議して定めるものとする。

（調達物資等の調査）

第 6 条 水道事業者は、相互応援の円滑な実施及び災害時に必要な物資等の融通を図るため、災害時に調達できる援助物資等について常に把握しておくものとする。

（情報の交換）

第 7 条 水道事業者は、この協定に基づいて応援体制が円滑に行われるよう、年 1 回会議を持ち、情報を相互に交換するものとする。

（実施細目）

第 8 条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項及び内容に疑義が生じた場合には、第7条に定める会議において協議して定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため本協定書を47通作成し、各水道事業者が記名押印の上各自1通を保有するものとする。

平成15年3月27日

付 則

1 この協定は、平成15年4月1日より施行する。

国頭村長 上原康作

大宜味村長 島袋義久

東村長 宮城茂

本部町水道事業管理者
本部町長 仲榮眞盛順

今帰仁村水道事業管理者
今帰仁村長 仲里吉徳

名護市水道事業管理者
名護市長 岸本建男

伊江村長 島袋清徳

宜野座村水道事業管理者
宜野座村長 浦崎康克

恩納村長 志喜屋文康

金武町水道事業管理者
金武町長 儀武剛

石川市水道事業管理者
石川市長 平川崇賢

具志川市水道事業管理者
水道局長 森山朝真

与那城町長 具志堅順助

勝連町長 藏當真徳

読谷村水道事業管理者
読谷村長 安田慶造

嘉手納町長 宮城篤実

沖繩市水道事業管理者
水道局長 富里隆也

中城村長 新垣清徳

北中城村水道事業管理者
北中城村長 喜屋武馨

宜野湾市水道事業管理者
水道局長 喜瀬昭夫

西原町長 翁長正貞

北谷町長 辺土名朝一

浦添市水道事業管理者
水道局長 積洋一

沖繩県公営企業管理者
企業局長 與那嶺恒雄

那覇市水道事業管理者
水道局長 高嶺晃

南部水道企業団
企業長 城間正一

豊見城市水道事業管理者
豊見城市長 金城豊明

糸満市水道事業管理者
水道局長 仲門用孝

佐敷町水道事業管理者
佐敷町長 津波元徳

知念村簡易水道事業
知念村長 古謝景春

与那原町水道事業管理者
与那原町長 新垣信一

玉城村水道事業管理者
玉城村長 大城晃

久米島町水道事業管理者
久米島町長 高里久三

渡嘉敷村長 小嶺安雄

座間味村長 仲村三雄
栗国村長 新里政雄

渡名喜村長 比嘉健蔵

南大東村長 照屋林明

北大東村長 宮城光正

伊平屋村長 西銘真助

伊是名村長 前田政義

多良間村長 兼濱朝徳

伊良部町長 浜川 健

宮古島上水道企業団
企業長 渡 真利 光 俊

竹富町長 那 根 元

石垣市水道事業管理者
石垣市長 大 濱 長 照

与那国町長 尾 辻 吉 兼

資料 2-8 沖縄市水道災害等における応援活動の協力に関する協定（沖縄市管工事協同組合）

沖縄市水道災害等における応援活動の協力に関する協定

沖縄市水道事業管理者水道局長富里隆也（以下「甲」という。）と沖縄市管工事協同組合代表理事上地武久（以下「乙」という。）は、地震その他の災害（以下「災害等」という。）により、甲の所有する水道施設及び公道部給水装置が被災した場合における応急給水、応急復旧その他の応急措置（以下「応急活動」という。）の協力に関し、次のとおり協定する。

（協力要請）

第1条 甲は給水区域内に災害等が発生し、甲のみでは十分な応急活動の実施ができないときは、乙に対して応急活動の協力を要請できるものとする。

（要請の手続）

第2条 甲は乙の協力を受けるとき、次の各号について明らかにして電話、ファクシミリ等で要請を行い、後日文書を提出するものとする。

- ①災害の場所及び被害状況
- ②応援活動の内容及び応援人員
- ③水道資材とその数量
- ④機械器具とその数量
- ⑤その他応援を要請したい事項

（対策本部の設置等）

第3条 乙は、前条に規定する協力の要請を受けたときは、速やかに応急活動を行うため、沖縄市管工事協同組合災害対策本部を設置し、所属する組合員に、必要な人員及び資機材等を準備させ、甲の要請する応急活動に協力するものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づき乙が実施した応急活動にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、甲が別に定める維持管理業務委託費算定表に基づき、甲が算出した額とする。

（協力体制の報告）

第5条 乙は、この協定に基づき応急活動に出動させることができる人員及び使用することができる資機材等について、毎年4月末日までに報告するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めがない事項、又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協

議の上決定するものとする。

(実施時期)

第7条 この協定は、協定締結の日から実施する。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙双方記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成17年7月11日

甲 沖縄市水道事業管理者
水道局長 富 里 隆 也 印

乙 沖縄市管工事共同組合
代表理事 上 地 武 久 印

資料 2-9 災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定 (県、26 市町村)

災害時における下水道施設を管理する市町村等の相互支援に関する協定

沖縄県、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、大宜味村、本部町、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、久米島町、八重瀬町及び竹富町（以下「下水道管理者」という。）の管理する下水道施設が災害により被災した場合における相互支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、沖縄県内の下水道施設を管理する市町村等で地震・津波・風水害等の自然災害及び予期できない災害が発生した場合において、当該市町村等のみでは応急措置等ができないときに、相互支援が円滑に遂行されるよう基本的な事項を定め、災害により被害が生じた施設の機能等の早期復旧に資することを目的とする。

(対象施設)

第 2 条 対象とする施設は、下水道管理者の所管する下水道終末処理場、ポンプ場及び下水道管路施設（管きょ、マンホール、ポンプ等の付属施設）とする。

2 その他下水道類似施設等、前項により難しい場合はその都度協議するものとする。

(相互支援の内容)

第 3 条 下水道管理者が行う相互支援とは、次のとおりとする。

- (1) 緊急点検、緊急調査、先遣調査、緊急措置、一次調査、二次調査及び応急復旧
- (2) (1)に伴う資料及び災害査定資料作成
- (3) 資機材等物品の提供
- (4) 汚泥の処理及び処分等
- (5) その他協議により定めるもの

(支援の要請)

第 4 条 前条に規定する支援を要請する場合は、第 8 条の事務局に支援の要請を行うものとする。

(支援の実施)

第 5 条 支援の実施は、第 8 条の事務局が支援要請をとりまとめるうえ、支援可能な下水道管理者に依頼して行われるものとする。

(広域被災)

第6条 広域での被災等により、公益社団法人日本下水道協会制定の「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(費用の負担)

第7条 支援に要した費用（職員等の応援に要した交通費、諸手当、食糧費、支援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等）は、原則として支援を受けた下水道管理者が負担するものとする。

(事務局)

第8条 この相互支援の事務局は、沖縄県土木建築部下水道課とする。

(協定の有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに下水道管理者のいずれからも変更又は解除の申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(実施細目)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項については、下水道管理者が協議して定める。この協定に定めのある事項について疑義を生じたときもまた同様とする。

この協定を証するため、本書27通を作成し、下水道管理者がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年3月29日

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 翁長雄志

沖縄県那覇市おもろまち1丁目1番1号

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁長 聡

沖縄県宜野湾市野嵩1丁目1番1号

宜野湾市長 佐喜眞 淳

沖縄県石垣市美崎町14番地

石垣市長 中山義隆

沖縄県浦添市安波茶1丁目1番1号

浦添市長 松本哲治

沖縄県名護市港1丁目1番1号

名護市長 稲嶺 進

沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地

糸満市長 上原 昭

沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市長 桑江 朝千夫

沖縄県豊見城市字翁長854番地1

豊見城市長 宜保 晴 毅

沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

うるま市長 島袋 俊 夫

沖縄県宮古島市平良字西里186番地

宮古島市長 下地 敏 彦

沖縄県南城市玉城字富里 143 番地

南城市長 古 謝 景 春

沖縄県大宜味村字大兼久 157 番地

大宜味村長 宮 城 功 光

沖縄県本部町字東 5 番地

本部町長 高 良 文 雄

沖縄県読谷村字座喜味 2901 番地

読谷村長 石 嶺 傳 實

沖縄県嘉手納町字嘉手納 588 番地

嘉手納町長 當 山 宏

沖縄県北谷町字桑江 226 番地

北谷町長 野 国 昌 春

沖縄県北中城村字喜舎場 426 番地の 2

北中城村長 新 垣 邦 男

沖縄県中城村字当間 176 番地

中城村長 浜 田 京 介

沖縄県西原町字与那城 140 番地 1

西原町長 上 間 明

沖縄県与那原町字上与那原 16 番地

与那原町長 古 堅 國 雄

沖縄県南風原町字兼城 686 番地

南風原町長 城 間 俊 安

沖縄県渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地

渡嘉敷村長 松 本 好 勝

沖縄県座間味村字座間味 109 番地

座間味村長 宮 里 哲

沖縄県久米島町字比嘉 2870 番地

久米島町長 大 田 治 雄

沖縄県八重瀬町字東風平 1188

八重瀬町長 比屋根 方 次

沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1

竹富町長 西大舩 高 旬

資料 2-10 災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（県、26 市町村、公益社団法人日本下水道管路管理業協会）

災害時における沖縄県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定

沖縄県（以下「甲 1」という。）、那覇市（以下「甲 2」という。）、宜野湾市（以下「甲 3」という。）、石垣市（以下「甲 4」という。）、浦添市（以下「甲 5」という。）、名護市（以下「甲 6」という。）、糸満市（以下「甲 7」という。）、沖縄市（以下「甲 8」という。）、豊見城市（以下「甲 9」という。）、うるま市（以下「甲 10」という。）、宮古島市（以下「甲 11」という。）、南城市（以下「甲 12」という。）、大宜味村（以下「甲 13」という。）、本部町（以下「甲 14」という。）、読谷村（以下「甲 15」という。）、嘉手納町（以下「甲 16」という。）、北谷町（以下「甲 17」という。）、北中城村（以下「甲 18」という。）、中城村（以下「甲 19」という。）、西原町（以下「甲 20」という。）、与那原町（以下「甲 21」という。）、南風原町（以下「甲 22」という。）、渡嘉敷村（以下「甲 23」という。）、座間味村（以下「甲 24」という。）、久米島町（以下「甲 25」という。）、八重瀬町（以下「甲 26」という。）及び竹富町（以下「甲 27」という。）（以下、甲 1 から甲 27 を総称して、「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震等の災害により甲の管理する下水道の管きよ、マンホール等（以下「下水道管路施設」という。）が被災したときに乙が行う復旧支援協力に関して、以下のとおり、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 15 条の 2 の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、地震・津波・風水害等の自然災害により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第 2 条 甲は、乙に対し災害により被災した下水道管路施設の復旧に関し、次の業務の支援を要請することができる。

- (1) 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）
- (2) その他、甲乙間で協議し必要とされる業務

2 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、第 9 条に規定する甲の事務局が甲 1 から甲 27 までの支援の要請をとりまとめた上で、次項に定める手続きにより、第 9 条に規定する乙の事務局を通じて行うものとする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は、支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は、事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前 3 項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員、機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

(費用)

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は、被災した甲1から甲27までの個々による負担とし、それぞれが個別に乙と協議するものとする。

(個人情報等の保護)

第4条 乙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに第9条に規定する甲の事務局に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を、第9条に規定する甲の事務局に報告するものとする。

(下水道台帳データの提供)

第6条 甲は、下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第7条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務、必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、前二項を準用する。

(広域被災)

第8条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(事務局)

第9条 甲及び乙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。

(1) 甲の事務局は、沖縄県土木建築部下水道課とする。

(2) 乙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部沖縄県部会とする。

(協定期間)

第 10 条 この協定の期間は、協定締結の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲又は乙いずれからも変更又は解除の申出がない場合、この協定は 1 年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第 11 条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲及び乙による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙が、この協定の定めに違反した場合には、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書 28 通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 29 日

甲 1 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

沖縄県知事 翁 長 雄 志

甲 2 沖縄県那覇市おもろまち 1 丁目 1 番 1 号

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 翁 長 聡

甲 3 沖縄県宜野湾市野嵩 1 丁目 1 番 1 号

宜野湾市長 佐 喜 眞 淳

甲 4 沖縄県石垣市美崎町 14 番地

石垣市長 中 山 義 隆

甲 5 沖縄県浦添市安波茶 1 丁目 1 番 1 号

浦添市長 松 本 哲 治

甲 6 沖縄県名護市港 1 丁目 1 番 1 号

名護市長 稲 嶺 進

甲 7 沖縄県糸満市潮崎町 1 丁目 1 番地

糸満市長 上 原 昭

- 甲 8 沖縄県沖縄市仲宗根町 26 番 1 号
沖縄市長 桑 江 朝千夫
- 甲 9 沖縄県豊見城市字翁長 854 番地 1
豊見城市長 宜 保 晴 毅
- 甲 10 沖縄県うるま市みどり町一丁目 1 番 1 号
うるま市長 島 袋 俊 夫
- 甲 11 沖縄県宮古島市平良字西里 186 番地
宮古島市長 下 地 敏 彦
- 甲 12 沖縄県南城市玉城字富里 143 番地
南城市長 古 謝 景 春
- 甲 13 沖縄県大宜味村字大兼久 157 番地
大宜味村長 宮 城 功 光
- 甲 14 沖縄県本部町字東 5 番地
本部町長 高 良 文 雄
- 甲 15 沖縄県読谷村字座喜味 2901 番地
読谷村長 石 嶺 傳 實
- 甲 16 沖縄県嘉手納町字嘉手納 588 番地
嘉手納町長 當 山 宏
- 甲 17 沖縄県北谷町字桑江 226 番地
北谷町長 野 国 昌 春
- 甲 18 沖縄県北中城村字喜舎場 426 番地の 2
北中城村長 新 垣 邦 男
- 甲 19 沖縄県中城村字当間 176 番地
中城村長 浜 田 京 介

- 甲 20 沖縄県西原町字与那城 140 番地 1
西原町長 上 間 明
- 甲 21 沖縄県与那原町字上与那原 16 番地
与那原町長 古 堅 國 雄
- 甲 22 沖縄県南風原町字兼城 686 番地
南風原町長 城 間 俊 安
- 甲 23 沖縄県渡嘉敷村字渡嘉敷 183 番地
渡嘉敷村長 松 本 好 勝
- 甲 24 沖縄県座間味村字座間味 109 番地
座間味村長 宮 里 哲
- 甲 25 沖縄県久米島町字比嘉 2870 番地
久米島町長 大 田 治 雄
- 甲 26 沖縄県八重瀬町字東風平 1188
八重瀬町長 比屋根 方 次
- 甲 27 沖縄県石垣市美崎町 11 番地 1
竹富町長 西大舩 高 旬
- 乙 東京都千代田区岩本町 2 丁目 5 番 11 号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会 長 長谷川 健 司

資料 2-11 災害時応援協定書（沖縄市建設業者会）

災害時応援協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と沖縄市建設業者会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法その他関係法令及び沖縄市地域防災計画に基づき、甲乙が相互に協力し、災害に伴う応急対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は沖縄市において、災害が発生し、又は発生しようとする場合において、市独自では十分な応急措置等ができない場合に、予め相互間において災害時の応援について定め、応急措置等を円滑に行うことを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（業務の内容）

第 3 条 この協定により甲が乙に要請する業務は、災害時における崖崩れ、建築物、工作物等の崩壊及び倒壊に伴う障害物の除去作業及び応急復旧作業（以下「業務」という。）とする。

（協力出動の要請）

第 4 条 甲から乙への要請は、沖縄市災害対策本部長が行うものとする。ただし、災害時の状況により必要があるときは、沖縄市災害対策本部の部・局長が行うことができる。

2 甲は、乙に対し、応急措置等を実施する場所、工事、着手日、規模その他必要と認める事項を明らかにし、別紙様式 1 をもって要請するものとする。ただし、緊急の場合で文書によるいとまのないときは電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

（業務等の実施）

第 5 条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示に基づき、業務を実施するものとする。

2 乙は、前項の業務の実施後、甲にその状況を連絡するとともに、完了後は速やかに別紙様式 2 により甲へ報告するものとする。

（費用の請求及び支払い）

第 6 条 乙は、前条第 1 項に基づく業務の終了後、当該業務に要した実費用を甲に請求するものとする。ただし費用の価格は、災害発生時における実勢価格とする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第 7 条 第 3 条の規定に基づき生じた損害は、甲乙協議して定めるものとする。

（従事者の災害補償）

第 8 条 甲は、第 5 条の規定に基づき、応急措置等に従事した者が、その業務により死亡し、負傷し、若しくは疫病にかかったときは、沖縄市民総合災害補償規則（平成 8 年 7 月 12 日規則第 15 号）に定めるところに準じて、これを補償するものとする。

(建設資機材等の管理)

第9条 乙は災害時における可動可能な建設資機材の所有者、保管場所等を把握し、甲からの要請に対し即対応できるよう管理するものとする。

(資料の交換)

第10条 甲乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

- (1) 沖縄市地域防災計画
- (2) 連絡担当者の氏名及び連絡方法等(別紙様式3)
- (3) この協定に賛同する乙の会員業者の名簿(別紙様式4)
- (4) この協定による応急措置等について協力できる人員及び資機材の保有状況(別紙様式5)

(有効期間)

第11条 この協定は、平成15年1月17日からその効力を有するものとし、1ヶ月前までに甲乙は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

(協議)

第12条 本協定の実施に関し必要な事項、本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成15年1月17日

甲 沖縄市長 仲宗根 正和

乙 沖縄市建設業者
会長 友寄 景仙

別紙

様式1 (第4条関係)

年 月 日

様

沖縄市長

協力要請書

1 実施場所 (案内図添付)

2 依頼内容

3 着手年月日

4 その他

別紙

様式2 (第5条関係)

完成届

様

年 月 日

| |
|---------------------------|
| 請負人 住所 氏名 _____ 印 |
| 工事名 |
| 工事場所 |
| 請負金額 金 _____ 円 |
| 工事期間 年 月 日 から 年 月 日 まで |
| 完成年月日 年 月 日 |
| 監督者氏名 _____ 印 |

別紙

様式3 (第10条関係)

年 月 日現在

応援協定に伴う連絡担当者

沖縄市と、沖縄市建設業者会との災害応援協定に伴う、連絡担当者を下記のとおりとする。
なお、この名簿等に変更が生じた場合は、速やかに訂正するものとする。

記

| 沖縄市 | 建設業者会 |
|--|--|
| 正 部課名 : 氏名 : 電話 : 携帯 : | 正 会社名 : 氏名 : 電話 : 携帯 : |
| 副 部課名 : 氏名 : 電話 : 携帯 : | 副 会社名 : 氏名 : 電話 : 携帯 : |

別紙

様式4 (第10条関係)

沖縄市建設業者会名簿

| N O | 会社名 | 代表者名 | 所在地 | 電話 |
|--------|-----|------|-----|----|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |
| 8 | | | | |
| 9 | | | | |
| 10 | | | | |
| 11 | | | | |
| 12 | | | | |
| 13 | | | | |
| 14 | | | | |
| 15 | | | | |
| 16 | | | | |
| 17 | | | | |
| 18 | | | | |
| 19 | | | | |

別紙

様式5 (第10条関係)

年 月 日

様

発信者

印

災害時に協力できる人員ならびに資機材

1 人員

| |
|---|
| 名 |
|---|

※ 甲からの指示がある場合は、協力員の名前を添付してください。

2 機材

| 普通トラック | | ダンプトラック | | ブルドーザ | ホイールローダ | クレーン付トラック |
|--------|----|---------|----|-------|---------|-----------|
| 大型 | 小型 | 大型 | 小型 | | | |
| | | | | | | |
| 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 | 台 |

大型・・・10 tを超えるもの

| | | | | |
|------|--|--|--|--|
| ユンボ等 | | | | |
| 台 | | | | |

3 資材

資料 2-12 災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書（中部電気工事協同組合）

災害時の情報交換及び応援に関する協定

内閣府沖縄総合事務局長（以下「甲」という。）と、沖縄市長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第 1 条 この協定は、沖縄市の地域について災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換（以下「情報交換」という。）に関する事項について定め、もって、迅速かつ円滑な災害対策の実施に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第 2 条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- （1） 沖縄市で重大な被害が発生又は重大な被害が発生するおそれがある場合
- （2） 沖縄市災害対策本部が設置された場合
- （3） その他甲又は乙が必要と判断した場合

（情報交換の内容）

第 3 条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- （1） 一般被害状況に関する事
- （2） 公共土木施設（河川・砂防・海岸・道路・公園・下水道施設等）の被害状況に関する事
- （3） その他甲又は乙が必要とする事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第 4 条 第 2 条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（応援の要請）

第 5 条 災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合、乙は必要に応じ甲へ口頭又は電話等により応援要請を行い、事後速やかに文書にて応援要請を提出するものとする。

- 2 甲は、前項の要請を受け応援を行う場合は、乙に応援する旨を口頭又は電話等により伝え、事後速やかに文書にて応援内容を通知するものとする。

(応援の実施)

第6条 甲は、応援に当たり乙からの応援要請に対して、災害対策用資機材及び人員配置等の状況を勘案し、可能な応援を行うものとする。

(経費の負担)

第7条 甲及び乙の経費の負担は、次のとおりとする。

- (1) 第4条に規定する派遣を行った場合の経費の負担については、甲の負担とする。
- (2) 第5条に規定する応援を行った場合の経費の負担については、原則として乙の負担とする。ただし、乙に負担を求める事が困難又は不適當な場合は、相互に協議するものとする。

(平素の協力)

第8条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第9条 本協定に疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印の上各1通を所有する。

平成26年9月19日

甲 内閣府沖縄総合事務局長 河合正保

乙 沖縄市長 桑江朝千夫

第1号様式

災害支援要請書

年 月 日

中部電気工事業協同組合 理事長 様

沖縄市長 印

災害時における応急対策等の災害支援に関する協定書3条第2項の規定に基づき、以下のとおり災害支援を要請します。

また、災害支援を担当する会員の報告を同条第3項により報告願います。

| | 支援要請施設 | 施設の住所 | 施設の管理者 及び連絡先 | 施設の現状 |
|--|--------|-------|-----------------|-------|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

第2号様式

災害支援担当会員報告書

年 月 日

様

中部電気工事業協同組合
理事長

印

年 月 日付災害支援要請書より要請のあったことについては、以下のとおり報告いたします。

| | 支援要請施設 | 支援会員名称 | 支援会員担当者 及び連絡先 | 備考 |
|--|--------|--------|------------------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

資料 2-13 災害支援協力に関する覚書（沖縄市内郵便局）

災害支援協力に関する覚書

沖縄市内郵便局代表者沖縄郵便局長（以下「甲」という。）と沖縄市長（以下「乙」という。）は沖縄市内に発生した地震その他の災害時において、災害対策基本法、災害救助法その他関係法令に定めるもののほか、甲及び乙が相互に協力し、必要とする対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第 1 条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に定める被害をいう。

（協力要請）

第 2 条 甲及び乙は、沖縄市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）災害救助法適用時における郵便、為替貯金、簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱い及び援護対策

（2）甲が所有し、管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所としての提供

（3）乙が所有し、管理する施設及び用地の郵便物集積場所としての提供

（4）甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供

（5）甲による必要に応じた避難場所への臨時郵便差出箱の設置

（6）前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

（協力の実施）

第 3 条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第 4 条 第 2 条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めのあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第 5 条 甲は、沖縄市の災害対策本部の構成員となることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第 6 条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第 7 条 沖縄市内の郵便局は、沖縄市及び各地域の行う防災訓練等に参加することができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うこととする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては、沖縄郵便局総務課長、乙においては、沖縄市総務部総務課長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、連絡責任者双方で協議の上、決定するものとする。

2 この覚書の実施に関して必要な事項は、連絡責任者が協議の上、別に定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成10年4月7日

沖縄市内郵便局

代表者 沖縄郵便局長 城間 秀夫

沖 縄 市 長 新 川 秀 清

(注) 平成19年10月1日より、郵便事業会社、対象となる建物等の帰属する会社に上記協定が承継されるが、上記協定のうち「貯金・保険に関する取扱い」以外のものに関して引き続き新たな会社へ承継される。(平成19年8月9日、沖縄郵便局)

| 協定等 | 締結相手 | 締結局 | 承継会社 |
|--------------|------|--------|------------------------|
| 災害支援協力に関する覚書 | 沖縄市長 | 沖縄市内全局 | 郵便事業会社、対象となる建物等の帰属する会社 |

資料 2-14 災害時における緊急物資輸送等に関する協定(佐川急便株式会社)

災害時における緊急物資輸送等に関する協定書

沖縄市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送(以下「緊急輸送」という。)等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、地震等による大規模災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が乙の沖縄店に対して要請する緊急輸送等の支援協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

(協力要請)

第 2 条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙は、甲の要請に基づき可能な限り、対応するように努めるものとする。

- (1) 甲が管理する備蓄品等の避難所への配送
- (2) 甲が管理する物資集積所等から避難所への配送
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲乙がこの本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

(要請手続き)

第 3 条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

(協力実施)

第 4 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、緊急輸送等に積極的に努めるものとする。

2 乙は、前条の要請により実施した協力内容について、速やかに文書により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第 5 条 甲の要請により乙が協力を要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における次の価格を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

- (1) 輸送費用については、実勢相場相当又は国土交通省届出料金
- (2) 資機材の使用料については、時価相場相当
- (3) 荷役作業の人件費については、日当費相当

(費用の支払い)

第 6 条 前条に定める費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第7条 甲の要請により、業務に従事した乙の者が、その者の責に帰することができない理由により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、補償について甲乙誠意をもって協議する。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに文書により相手方に報告するものとし、変更があつた場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(免除)

第9条 乙が被災した場合、甲及び乙は協議の上被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上、この協定の証として、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自それぞれ1通を保管するものとする。

平成26年1月16日

(甲) 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市長

東門美津子

(乙) 福岡県福岡市東区箱崎ふ頭4丁目12番5号
佐川急便株式会社

取締役九州支社長

大原雅樹

資料 2-15 災害時における LP ガス供給に関する協定書(一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会 LP ガス部会)

災害時における LP ガスの供給に関する協定書

沖縄市(以下「甲」という。)と一般社団法人沖縄県高圧ガス保安協会 LP ガス部会(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、その他の原因による大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に、LP ガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第 1 条 この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力し、被災した市民等に対して行う LP ガスの供給に関する協力事項を定めることにより、迅速かつ的確な支援活動を遂行して市民生活の安定に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この協定において、「LP ガス供給」とは、災害時における公共施設などの避難場所、病院等に、LP ガスを供給するため必要な器具類及び配管並びに容器等(以下「LP ガス設備等」という。)を運搬、配置及び点検して LP ガスを供給することをいう。

(協力要請)

第 3 条 甲は、災害時において避難場所等への LP ガス供給を必要と認めるときは、乙に対し、LP ガス供給について協力を要請することができる。

- 2 前項に規定する要請は、原則として文書(別紙 1)によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話や FAX で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。
- 3 要請の経路は、(別表 1)のとおりとする。

(協力事項の発動)

第 4 条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が沖縄市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

(協力実施及び協力体制の整備)

第 5 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかに適切な LP ガス供給ができるよう積極的に協力するものとする。

- 2 甲は LP ガスを必要とする施設の中で、病院など災害時に LP ガス供給の緊急度が高い施設の所在を明確にし、供給の優先順位をあらかじめ定めておくものとする。
- 3 甲は災害時における道路遮断などの交通状況等も考慮し、日頃から避難所等における LP ガス等の燃料の備蓄に配慮するものとする。

(LP ガス等設備の運搬、設置及び点検)

第6条 LPガス等設備の運搬、設置及び点検は、乙の指定するものが行うものとする。
また、乙は必要に応じて甲に対して設置及び点検について協力を求めることができるものとする。

(設置の確認等)

第7条 乙は、乙が指定するものが、甲が指定した場所にLPガス等設備の設置及び点検が終了し、供給を開始したときは、乙が指定するものからの報告を受けた後に、速やかに文書(別紙2)により甲へ報告するものとする。

2 甲は要請を行った設置場所に職員を派遣し、LPガス等設備の設置及び点検結果を確認するものとする。ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場合は、甲が指定するものが職員に代わって確認を行うものとする。

(費用等の負担)

第8条 第6条の規定によるLPガス供給に要する費用の負担区分は、原則として(別表2)のとおりとする。

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、平常時の適正な価格を基準として甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれかから、この協定を終了する旨の申出がない限り継続するものとする。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月15日

甲 沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市長 桑江朝千夫

乙 那覇市字小禄1831番地沖縄産業支援センター
一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会LPガス部会

部会長 渡口彦則

【別紙1】

LPガス供給要請書

| 項目 | 内容 |
|--------------------|---|
| 供給場所 | |
| 供給要請するLPガス設備の内訳及び数 | LPガス設備 ①炊事用具一式（ 人分用） コンロ 大型煮炊き用釜 大型ガス炊飯器 ②給湯器具一式（ 人分用） ③発電機(小型)（ 台） ④その他 |
| 現地供給開始 希望日時 | |
| 現地供給確認者名 その他 | ・現地における設置確認者所属及び氏名 所属（ ） 氏名（ ） ・その他の連絡事項 |

* 容器の設置本数その他供給に必要な設備については使用機器の数等に応じて供給業者が判断すること。

上記のとおり要請します。

年 月 日

沖縄市長

一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会 LPガス部会長 様

FAX番号 098-858-9564

【別紙2】

LPガス供給開始報告書

| 項目 | 内容 |
|------------------|--|
| 供給場所 | |
| 設置したLPガス設備の内訳及び数 | LPガス設備 ①炊事用具一式（ 人分用） コンロ 大型煮炊き用釜 大型ガス炊飯器 ②給湯器具一式（ 人分用） ③発電機(小型)（ 台） ④その他 |
| 現地供給開始日時 | |
| 供給業者名 その他 | ・現地にLPガス設備を設置・供給・点検したガス事業者 事業者名（ ） 担当者名（ ） ・現地における設置確認者所属及び氏名（市側） 所属（ ） 氏名（ ） ・その他の連絡事項等 |

上記のとおり報告します。

年 月 日

一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会 LPガス部会長

沖縄市長 様

資料2-16 災害用特設電話の設置・利用に関する協定書(西日本電信電話株式会社沖縄支店)

災害用特設電話の設置・利用に関する協定書

沖縄市(以下「甲」という。)と西日本電信電話株式会社沖縄支店(以下「乙」という。)は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話(以下「災害用特設電話」という。)の設置、及び利用・管理等に関し、次のとおり協定書を締結する。

(目的)

第1条 本協定書は、災害等の発生時において、甲乙協力の下、被災者、避難者、及び帰宅困難者(以下、被災者等)の通信の確保を目的とする。

(用語の定義)

第2条 本協定書に規定する「災害の発生」とは、強度の地震、及び大規模災害等の発生により、沖縄県が災害救助法を適用する地域において広域停電が発生していること、または同様の事象の発生により地域住民が避難している状態にある等、社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「災害用特設電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線、及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(通信機器の管理)

第3条 甲は、本協定書にもとづき、災害の発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(屋内設備の管理及び破損)

第4条 甲は、災害用特設電話の配備に必要な設備(電話機、端子盤、配管、引込柱等)を設置し、乙が設置する屋内配線(モジュージャックを含む。以下同じ。)とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線や保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。

なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

(災害用特設電話の設置)

第5条 災害用特設電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

(管理責任者の通知)

第6条 設置場所等の必要な情報の保管にあたっては、甲乙互いに管理責任者を任命し、その名称を別紙に定める様式をもって相互に通知することとし、管理責任者の変更等が生じた場合は速やかに相互に通知することとする。

(災害用特設電話の移転、廃止等)

第 7 条 甲は、災害用特設電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

(定期試験の実施)

第 8 条 甲および乙は、年に 1 回以上、災害発生時に災害用特設電話が速やかに使用できるよう、接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第 9 条 甲および乙は、災害用特設電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(災害用特設電話の開設)

第 10 条 災害用特設電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は災害用特設電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(災害用特設電話の利用)

第 11 条 甲は、災害用特設電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(災害用特設電話の利用の終了)

第 12 条 災害用特設電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は災害用特設電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに災害用特設電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行う。

(目的外利用の禁止)

第 13 条 甲は、第 8 条に規定する定期試験及び第 10 条に規定する開設を除き、災害用特設電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は災害用特設電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、災害用特設電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(有効期限)

第 14 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

(協議事項)

第 15 条 本協定書に定めのない事項又は本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本協定書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 27 年 12 月 14 日

(甲) 沖縄県沖縄市仲宗根町 26 番 1 号

沖縄市長 桑 江 朝千夫 印

(乙) 沖縄県浦添市城間四丁目 35 番 1 号

西日本電信電話株式会社沖縄支店

沖縄支店長 岩 田 智 印

別記

災害用特設電話設置一覧表

| 設置場所 | 住所 |
|-------------|---------------|
| 沖縄市役所 | 沖縄市仲宗根町 26-1 |
| コザ運動公園(体育館) | 沖縄市諸見里 2-1-1 |
| 福祉文化プラザ | 沖縄市高原 7-35-1 |
| 社会福祉センター | 沖縄市住吉 1-14-29 |
| かりゆし園 | 沖縄市知花 6-36-17 |
| コザ小学校 | 沖縄市中央 4-16-1 |
| 安慶田小学校 | 沖縄市安慶田 2-18-1 |
| 諸見小学校 | 沖縄市胡屋 2-3-1 |
| 山内小学校 | 沖縄市山内 2-32-2 |
| 北美小学校 | 沖縄市字登川 1515 |
| 美里小学校 | 沖縄市美里 4-1-1 |
| 宮里小学校 | 沖縄市宮里 3-27-1 |
| 室川小学校 | 沖縄市室川 2-24-1 |
| 美原小学校 | 沖縄市美原 4-20-1 |
| 泡瀬小学校 | 沖縄市泡瀬 2-33-10 |
| 比屋根小学校 | 沖縄市比屋根 6-2-1 |
| 越来中学校 | 沖縄市越来 1-2-1 |
| コザ中学校 | 沖縄市胡屋 3-38-1 |
| 山内中学校 | 沖縄市山内 2-20-1 |
| 美里中学校 | 沖縄市知花 1-24-1 |
| 安慶田中学校 | 沖縄市安慶田 3-8-1 |
| 宮里中学校 | 沖縄市東 2-17-1 |
| 沖縄東中学校 | 沖縄市字桃原 260-2 |

管理責任者(変更)通知書

年 月 日

殿

印

「災害用特設電話の設置・利用に関する協定書」第6条に基づき管理責任者を下記のとおり通知致します。

記

| 避難所名称 | 管理責任者 | 連絡先電話番号等 |
|-------|-------|-----------------------|
| | (正) | TEL: FAX: Mail: |
| | (副) | TEL: FAX: Mail: |
| | (正) | TEL: FAX: Mail: |
| | (副) | TEL: FAX: Mail: |
| | (正) | TEL: FAX: Mail: |
| | (副) | TEL: FAX: Mail: |
| | (正) | TEL: FAX: Mail: |
| | (副) | TEL: FAX: Mail: |
| | (正) | TEL: FAX: Mail: |
| | (副) | TEL: FAX: Mail: |

資料2-17 応急生活物資供給等の協力に関する協定書（生活協同組合コープ沖縄）

応急生活物資供給等の協力に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープ沖縄（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法、その他関係法令及び沖縄市地域防災計画に基づき、甲乙が相互に協力し、災害に伴う応急対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時に際し、甲乙が相互に協力して、生活物資の確保及び安定供給を行うことにより物価の高騰及びパニックの防止を図り、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が沖縄市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（応急生活物資供給の要請手続等）

第3条 甲の乙に対する要請は、様式1号の文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話をもって要請し、事後に文書を提出することができる。

（要請に対する協力）

第4条 乙は、甲からの前条の要請を受けたときは、特に業務上の支障がない限り、他の業務に優先して要請事項について速やかに適切な処置をとるものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表の品目の中から指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙との協議の上、別表2の品目以外の物資を指定できるものとする。

（物資の価格）

第6条 物資の取引価格は、災害発生直前における適正価格を基準とし、甲と乙が協議して決定するものとする。

（物資の取引）

第7条 物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し物資を確認の上これを引き取るものとする。

（資料の交換）

第8条 甲乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次の資料を交換するものとする。

（1）沖縄市地域防災計画

（2）連絡担当者の氏名及び連絡方法等（様式2号）

（3）乙が、甲から要請を受けたときの協力できる物資の保有数量、人員、配達車両等

（地域への貢献）

第9条 乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用して地域住民への生活物資の安定供給等に努力し、生活の早期安定に寄与するものとする。

2 甲は、前項に規定することに協力するものとする。

（その他必要な支援）

第10条 この協定に定める事項のほか、物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の

上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成15年1月17日から有効なものとし、当事者の一方又は双方の申し出により、終了の合意がなされるまで有効なものとする。

2 当事者の一方からの協定の終了の申し出は、協定を終了させる日の1ヶ月前までになさねばならない。

この協定を締結するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成15年1月17日

甲 沖縄市長 仲宗根 正和

乙 生活共同組合コープおきなわ
理事長 新里 恵二

年 月 日

様

沖縄市長

協力要請書

1 災害の状況及び応援を要請する事由

2 応援を必要とする物資、数量

3 物資の受け渡し場所

4 その他

別表

災害時生活応急物資

1 生活用品

電池、懐中電灯、バケツ、軍手、シューズ、ガムテープ、濡れティッシュ、トイレトペーパー、紙オムツ大小、卓上ガスコンロ、鍋、ボンベ、生理用品、ほ乳瓶、下着、肌着、タオル、刃物、紙コップ、皿、ゴミ袋、筆記用具セット、マスク、靴下、裁縫キット、洗濯洗面セット、蚊取り線香、使い捨てカイロ、毛布

2 食料品

飲料水、菓子パン、牛乳、果物、レトルト食品、缶切り不要缶詰、インスタントラーメン、粉ミルク、バター、ジャム、肉、魚、野菜、緑茶、コーヒー、紅茶

3 その他

平成 年 月 日現在

応援協定に伴う連絡担当者

沖縄市と、生活協同組合コープおきなわとの応援協定に伴う、連絡担当者を下記のとおりとする。
 なお、この名簿等に変更が生じた場合は、速やかに訂正するものとする。

記

| 沖縄市 | コープおきなわ |
|--------------------------------|---------------------------------|
| 正 部課名： 氏名： 電話： 携帯： | 正 事業所名： 氏名： 電話： 携帯： |
| 副 部課名： 氏名： 電話： 携帯： | 副 事業所名： 氏名： 電話： 携帯： |
| 副 部課名： 氏名： 電話： 携帯： | 副 事業所名： 氏名： 電話： 携帯： |

資料2-18 災害時における物資の供給に関する協定（沖縄コカ・コーラボトリング株式会社）

災害時における物資の供給に関する協定

沖縄市（以下「甲」という。）と沖縄コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で発生した災害等（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。）により、社会生活や人命に受ける被害が発生した場合において、甲は乙から物資の供給を受けて被災者等に対して、より速やかに、かつ円滑に当該物資を供給できるようにすることを目的とする。

（物資の供給）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、緊急時に物資の供給が必要となった場合（対策本部が設置され、その対策本部から要請があった時）は、品目、数量並びに納入場所、納期等を明示した災害時における物資の供給協力要請書（様式第1号）で、物資の供給の要請を行うものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに供給を行うものとする。

3 甲は、乙の供給する物資の出荷納品を確認のうえ、災害時における物資の供給協力確認受領書（様式第2号）を交付し、これを引き取るものとする。ただし、緊急の場合は、甲乙双方は、口頭で確認し、事後速やかに甲は乙に文書により交付するものとする。

（物資の種類）

第3条 乙が甲に供給する物資の種類は、飲料品とする。

（物資の価格）

第4条 乙が甲に供給する価格は、災害発生直前の価格を基準として、甲乙協議して、これを定めるものとする。

（費用の請求及び支払い）

第5条 乙は、物資の引き渡し完了したときは、甲が定める請求書により、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、その内容を確認し、災害時における緊急予算措置を行い、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく契約を乙と取り交わし、速やかに支払いを行うものとする。

（改正又は廃止）

第6条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3箇月前までに相手側に通告しなければならない。

（疑義等の決定）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた事項については、甲乙誠意をもって協議し、円滑な解決をはかるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上各自1通を保有する。

平成20年10月23日

甲 沖縄市

沖縄市長

印

乙 沖縄コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長

印

沖縄コカ・コーラボトリング(株) 宛て
 (コールセンター)
 TEL 098-877-5255
 FAX 098-877-3752

災害時における物資供給協力【要請書】

次のとおり、物資供給協力を要請いたします。

| 納入場所 | | | 現場担当者名 及び連絡先 | |
|--------|----------------------|-------|-----------------|----|
| 品目 | 規格 | 数量 | 納期 | 備考 |
| 森の水だより | 2リットル 1C/S (6本いり) | 50C/S | ○月○日 AM10:00 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

沖縄市
 防災担当 _____ 印
 TEL : _____
 FAX : _____

年 月 日

災害時における物資の供給協力確認【受領書】

年 月 日付、第 号の「災害時における物資供給協力要請書」に基づき
次のとおり物資を受領したことを確認いたします。

| 品目 | 規格 | 数量 | 納期 | 備考 |
|--------|---------------------|-------|-----------------|----|
| 森の水だより | 2リットル 1C/S（6本入り） | 50C/S | ○月○日 AM10:00 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | |
|---------|---|
| 物資受領確認者 | 印 |
| | |

| | |
|-------|---|
| 納入担当者 | 印 |
| | |

資料2-19 災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書（イオン琉球株式会社）

災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）とイオン琉球株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生した場合において、被災者の応急救済に係わる防災活動協力について、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することができる。

- (1) 乙の所有又は管理する駐車場を一時避難場所として被災者に提供すること。
- (2) 乙の店舗において、被災者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (3) 乙の店舗において、被災者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。
- (4) 乙の店舗において、被災者に対し、食料・生活物資等（以下「応急生活物資」という。）を可能な範囲で提供すること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、相互に協力を要請することができる。

（支援の要請手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、様式第1号の文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話でもって要請し、事後、速やかに文書を提出するものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する応急生活物資は、被害の状況に応じ、別表1の品目を参考に甲が指定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙と協議の上、別表1の品目以外の物資を指定することができる。

（連絡責任）

第5条 この協定に関する連絡責任者は、以下のとおりとする。

甲：沖縄市総務部総務課防災担当主幹

乙：イオン琉球株式会社総務担当部長

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等については、様式第2のとおりとする。

（応急生活物資の受け渡し）

第6条 応急生活物資の受け渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員を派遣し物資を確認の上、これを引き取るものとする。

(費用の負担)

第7条 第2条第1項第4号及び第2条第2項に規定する防災協力の実施に要した費用の負担については、甲及び乙が協議して決定するものとする。物資の価格は、災害発生時直前における適正価格とし、その代金は適法な支払請求書を受領してから30日以内に甲が乙に支払うものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協定書の有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。

2 前項の規定に係らず、期間満了の1ヶ月前までに、甲及び乙が協議し異議がないときは、期間満了の翌日から起算して引き続き1年間効力を有するものとし、以後期間満了のときも同様とする。

(疑義等の決定)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年11月6日

甲：沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市長 東 門 美津子 印

乙：沖縄県島尻郡南風原町字兼城514番地の1

イオン琉球株式会社

代表取締役社長 末 吉 康 敏 印

年 月 日

様

沖縄市長

協力要請者

1 災害の状況及び応援を要請する事由

2 応援を必要とする物資、数量

3 物資の受け渡し場所

4 その他

別表 1

災害時応急生活物資

1 生活用品

電池、懐中電灯、バケツ、軍手、シューズ、ガムテープ、濡れティッシュ、トイレットペーパー、紙オムツ（大小）、卓上ガスコンロ、鍋、ボンベ、整理用品、哺乳瓶、下着、肌着、タオル、刃物、紙コップ、皿、ごみ袋、筆記用具セット、マスク、靴下、裁縫キット、洗濯洗面セット、蚊取り線香、使い捨てカイロ、毛布

2 食料品

飲料水、菓子パン、牛乳、果物、レトルト食品、缶切り不要缶詰、インスタントラーメン、粉ミルク、バター、ジャム、肉、魚、野菜、緑茶、コーヒー、紅茶

3 その他

年 月 日現在

応援協定に伴う連絡責任者

沖縄市と、イオン琉球株式会社との応援協定に伴う連絡責任者を下記のとおりとする。
 なお、この名簿等に変更が生じた場合は、速やかに訂正するものとする。

記

| 沖縄市 | イオン琉球株式会社 |
|---|--|
| 正：総務部総務課防災担当主幹 部課名： 氏名： 電話： 携帯： | 正：総務担当部長 事業所名： 氏名： 電話： 携帯： |
| 副 部課名： 氏名： 電話： 携帯： | 副 事業所名： 氏名： 電話： 携帯： |
| 副 部課名： 氏名： 電話： 携帯： | 副 事業所名： 氏名： 電話： 携帯： |

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と社会福祉法人緑樹会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における要援護者の緊急受入れ等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲と乙が相互に協力することにより、要援護者の避難及び救護の活動を円滑に実施することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

2 この協定において「要援護者」とは、災害の発生により避難及び救護が必要となる高齢者、障がい者等をいう。

（甲の協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で要援護者の避難及び救護の活動のため必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項についての協力を要請できるものとし、甲の乙に対する要請は、様式第1号をもって行うものとする。但し、緊急の場合で文書によるいとまのない時は、電話等により要請を行い事後速やかに文書を提出するものとする。

（1）乙が甲の行政区域において運営する社会福祉施設（以下「施設」という。）への要援護者の一時的な受入れ

（2）その他甲が要援護者の避難及び救護に必要と認める事項

（乙の協力義務）

第4条 乙は甲からの協力の要請を受けたときは、可能な限り最大限の協力を行うものとする。

（協力要請の発動）

第5条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し、要請を行ったとき発動するものとする。ただし、甲が緊急を要すると認める場合は、災害対策本部を設置する前に要請し、発動することができる。

（受入期間）

第6条 甲の要請に基づく要援護者の受入期間は、受入れの日から当該要援護者が居住する住宅において保健医療サービス若しくは福祉サービスを受けることが可能になったとき又は災害警報が解除されたときまでの期間とする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請に基づく要援護者の受け入れに要した費用は、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用の算定方法、支払方法等は、甲と乙の協議の上別に定める。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、第5条の規定に基づき協力要請に従い従事した者が、死亡し、負傷し、又は疫病にかかったときは、沖縄市民総合災害補償規則（平成8年沖縄市規則第15号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲、乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次に掲げる資料を交換するものとする。

(1) 災害応援協定に伴う連絡担当者(様式第2号)

(2) その他甲、乙が当該業務遂行に必要とする資料

(有効期間)

第10条 この協定は、平成18年1月19日からその効力を有するものとし、1ヶ月前までに甲若しくは乙が書面による協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙の協議の上定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため本協定書を2通作成し、甲、乙が記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

平成18年1月19日

甲 沖縄市長 仲宗根 正和

乙 社会福祉法人緑樹会
沖縄長寿センター緑樹苑
理事長 中村 優

資料2-21 災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書（社会福祉法人榕樹会）

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と社会福祉法人榕樹会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における要援護者の緊急受入れ等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲と乙が相互に協力することにより、要援護者の避難及び救護の活動を円滑に実施することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

2 この協定において「要援護者」とは、災害の発生により避難及び救護が必要となる高齢者、障がい者等をいう。

（甲の協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で要援護者の避難及び救護の活動のため必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項についての協力を要請できるものとし、甲の乙に対する要請は、様式第1号をもって行うものとする。但し、緊急の場合で文書によるいとまのない時は、電話等により要請を行い事後速やかに文書を提出するものとする。

（1）乙が甲の行政区域において運営する社会福祉施設（以下「施設」という。）への要援護者の一時的な受入れ

（2）その他甲が要援護者の避難及び救護に必要と認める事項

（乙の協力義務）

第4条 乙は甲からの協力の要請を受けたときは、可能な限り最大限の協力を行うものとする。

（協力要請の発動）

第5条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し、要請を行ったとき発動するものとする。ただし、甲が緊急を要すると認める場合は、災害対策本部を設置する前に要請し、発動することができる。

（受入期間）

第6条 甲の要請に基づく要援護者の受入期間は、受入れの日から当該要援護者が居住する住宅において保健医療サービス若しくは福祉サービスを受けることが可能になったとき又は災害警報が解除されたときまでの期間とする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請に基づく要援護者の受け入れに要した費用は、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用の算定方法、支払方法等は、甲と乙の協議の上別に定める。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、第5条の規定に基づき協力要請に従い従事した者が、死亡し、負傷し、又は疫病にかかったときは、沖縄市民総合災害補償規則（平成8年沖縄市規則第15号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲、乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次に掲げる資料を交換するものとする。

(1) 災害応援協定に伴う連絡担当者(様式第2号)

(2) その他甲、乙が当該業務遂行に必要とする資料

(有効期間)

第10条 この協定は、平成18年1月19日からその効力を有するものとし、1ヶ月前までに甲若しくは乙が書面による協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙の協議の上定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため本協定書を2通作成し、甲、乙が記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

平成18年1月19日

甲 沖縄市長 仲宗根 正和

乙 社会福祉法人榕寿会
特別養護老人ホーム沖縄一条園
理事長 島 憲 正

災害時における要援護者の緊急受入れに関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と社会福祉法人おきなわ長寿会（以下「乙」という。）とは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における要援護者の緊急受入れ等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲と乙が相互に協力することにより、要援護者の避難及び救護の活動を円滑に実施することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

2 この協定において「要援護者」とは、災害の発生により避難及び救護が必要となる高齢者、障がい者等をいう。

（甲の協力要請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に要援護者の避難及び救護の活動のため必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項についての協力を要請できるものとし、甲の乙に対する要請は、様式第1号をもって行うものとする。但し、緊急の場合で文書によるいとまのない時は、電話等により要請を行い事後速やかに文書を提出するものとする。

（1）乙が甲の行政区域において運営する社会福祉施設（以下「施設」という。）への要援護者の一時的な受入れ

（2）その他甲が要援護者の避難及び救護に必要と認める事項

（乙の協力義務）

第4条 乙は甲からの協力の要請を受けたときは、可能な限り最大限の協力を行うものとする。

（協力要請の発動）

第5条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し、要請を行ったとき発動するものとする。ただし、甲が緊急を要すると認める場合は、災害対策本部を設置する前に要請し、発動することができる。

（受入期間）

第6条 甲の要請に基づく要援護者の受入期間は、受入れの日から当該要援護者が居住する住宅において保健医療サービス若しくは福祉サービスを受けることが可能になったとき又は災害警報が解除されたときまでの期間とする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請に基づく要援護者の受け入れに要した費用は、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用の算定方法、支払方法等は、甲と乙の協議の上別に定める。

（従事者の災害補償）

第8条 甲は、第5条の規定に基づき協力要請に従い従事した者が、死亡し、負傷し、又は疫病にかかったときは、沖縄市民総合災害補償規則（平成8年沖縄市規則第15号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲、乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次に掲げる資料を交換するものとする。

(1) 災害応援協定に伴う連絡担当者(様式第2号)

(2) その他甲、乙が当該業務遂行に必要とする資料

(有効期間)

第10条 この協定は、平成18年1月19日からその効力を有するものとし、1ヶ月前までに甲若しくは乙が書面による協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙の協議の上定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため本協定書を2通作成し、甲、乙が記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

平成18年1月19日

甲 沖縄市長 仲宗根 正和

乙 社会福祉法人おきなわ長寿会
特別養護老人ホームおきなわ長寿苑
理事長 宜 保 好 彦

資料2-23 災害時の放送等伝達に関する協定書（株式会社FMコザ）

災害時の放送等伝達に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と株式会社FMコザ（以下「乙」という。）は、災害時における放送要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の主旨）

第1条 この協定は、災害時に市民に対し、災害に関する情報の適切な提供を行うことにより、被害の軽減を図るとともに市民生活の安全を確保するために、甲が乙に災害緊急放送（以下「災害放送」という。）を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害のほか武力攻撃事態その他の非常事態をいう。

2 「災害放送」とは、前項の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要であると認めたとき、乙の行う他の放送に優先して行う臨時放送をいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、法第56条の規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し放送を要請することができる。

（手続）

第4条 甲は、災害放送が必要と判断したときは、次に掲げる事項を記載した放送要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、事後、放送要請書（第1号様式）を提出するものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時
- (4) その他必要な事項

2 乙は、甲から放送要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

3 乙は、災害放送の依頼が放送要請書（第1号様式）によるときは、その趣旨を変えずに放送するものとし、その情報発信源が甲である旨の放送をするものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲より放送要請を受けた放送について、実施した日時と放送回数、放送時間数等を甲に対し放送報告書（第2号様式）をもって報告する。

（連絡責任者）

第7条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 甲と乙は、連絡責任者や事業所住所、代表者等に変更があった場合には、速やかに相手方に通知するものとする。

(費用)

第8条 災害放送の実施により乙に生じた費用は甲の負担とする。この場合における費用の負担は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

2 災害放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかったときは、乙と当該広告依頼人との間の交渉により、その解決を図るものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに、甲又は乙が相手方に対して書面により更新しない旨の意思表示をしないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以降の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年1月21日

甲 沖縄市仲宗根町26番1号
沖縄市
沖縄市長 桑江朝千夫

乙 沖縄市中央3丁目1番25号
株式会社FMコザ
代表取締役 西銘宜彦

【第1号様式】

平成 年 月 日
沖 縄 市 長
(連絡責任者)

様

放 送 要 請 書

表題について「災害時における放送伝達等に関する協定書」第3条及び第4条により次のとおり放送を要請します。

記

1. 放送要請の理由
2. 放送事項
3. 放送日時
4. その他

【第2号様式】

平成 年 月 日
沖 縄 市 長
(連絡責任者)

様

放 送 報 告 書

表題について「災害時における放送伝達等に関する協定書」第6条により次のとおり放送実施を報告します。

記

1. 放送日時
2. 放送回数
3. 放送時間数
4. その他

資料2-24 緊急情報割込放送に関する協定書(株式会社FMコザ)

緊急情報割込放送に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と株式会社FMコザ（以下「乙」という。）は、緊急情報割込放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲が導入した全国瞬時警報システムにより入手した武力攻撃、地震、津波などの発生、又は発生する恐れがある緊急情報を、乙の放送中に割込放送を実施することにより、自然災害や武力攻撃による被害の軽減を図り、もって市民及び本市滞在者の生命や安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 「緊急情報」とは、弾道ミサイル、ゲリラ・特殊部隊攻撃などの武力攻撃、国民保護に関する有事情報、緊急地震速報及び津波警報など自然災害情報等で別表に定める緊急情報で、対処に時間的余裕がない事態に関する緊急情報

(2) 「緊急情報割込放送」とは、総務省消防庁の全国瞬時警報システム（J-ALERT）から送信される緊急情報を、甲の所有する専用小型受信機で受信し、同報無線自動起動機等によって乙が所有する放送設備に接続し、緊急情報を乙の放送に自動的に割り込む緊急放送

（放送の実施）

第3条 乙は、緊急情報割込放送を円滑に常時実施できるようにするものとする。ただし、乙は、乙が所有する設備や機器の保守点検など、やむを得ない理由による放送休止によって緊急情報割込放送が実施できない場合は、あらかじめその旨を甲に通知するものとする。

- 2 前項に関わらず、停電など突発的な事由による放送休止または放送停止となった場合は、速やかに甲に報告するものとする。
- 3 甲は、乙が実施する緊急情報割込放送が円滑に常時実施できるように必要な協力を行うものとする。

（費用負担）

第4条 この協定により実施した緊急情報割込放送にかかる費用は、原則無料とする。

- 2 乙が所有する放送設備に接続する甲が所有する緊急情報割込放送をするための同報無線自動起動機などの機器等の保守及び修繕に関する経費は、甲が全額負担する。

（連絡責任者）

第5条 この協定に関する緊急情報割込放送を円滑かつ確実に実施するため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

- 2 前項の責任者は、甲においては総務部防災課長とし、乙においては代表取締役とする。

（協定期間）

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更の意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以降の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

(協定の適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年1月21日

甲 沖縄市仲宗根町26番1号
沖縄市
沖縄市長 桑江朝千夫

乙 沖縄市中央3丁目1番25号
株式会社FMコザ
代表取締役 西銘宜彦

資料2-25 災害時の放送等伝達に関する協定書(沖縄ラジオ株式会社)

災害時の放送等伝達に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と沖縄ラジオ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における放送要請に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の主旨）

第1条 この協定は、災害時に市民に対し、災害に関する情報の適切な提供を行うことにより、被害の軽減を図るとともに市民生活の安全を確保するために、甲が乙に災害緊急放送（以下「災害放送」という。）を要請することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に定める災害のほか武力攻撃事態その他の非常事態をいう。

2 「災害放送」とは、前項の目的を達成するため、甲の要請に基づき乙が必要であると認めたとき、乙の行う他の放送に優先して行う臨時放送をいう。

（放送の要請）

第3条 甲は、法第56条の規定による通知、伝達又は警告が緊急を要する場合において、その通信のため特別の必要があるときは、乙に対し放送を要請することができる。

（手続）

第4条 甲は、災害放送が必要と判断したときは、次に掲げる事項を記載した放送要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法をもって要請し、事後、放送要請書（第1号様式）を提出するものとする。

（1）放送要請の理由

- （2） 放送事項
- （3） 希望する放送日時
- （4） その他必要な事項

2 乙は、甲から放送要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、災害放送を行うものとする。

3 乙は、災害放送の依頼が放送要請書（第1号様式）によるときは、その趣旨を変えずに放送するものとし、その情報発信源が甲である旨の放送をするものとする。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から要請を受けた事項に関して放送の形式、内容、時刻及び送信系統をその都度決定し、放送するものとする。

（報告）

第6条 乙は、甲より放送要請を受けた放送について、実施した日時と放送回数、放送時間数等を甲に対し放送報告書（第2号様式）をもって報告する。

(連絡責任者)

第7条 甲と乙は、要請に関する連絡責任者の氏名、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 甲と乙は、連絡責任者や事業所住所、代表者等に変更があった場合には、速やかに相手方に通知するものとする。

(費用)

第8条 災害放送の実施により乙に生じた費用は甲の負担とする。この場合における費用の負担は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

2 災害放送の実施により、同時刻に予定していた広告放送が実施できなかったときは、乙と当該広告依頼人との間の交渉により、その解決を図るものとする。

(協定期間)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに、甲又は乙が相手方に対して書面により更新しない旨の意思表示をしないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以降の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年1月21日

甲 沖縄市仲宗根町26番1号
沖縄市
沖縄市長 桑江朝千夫

乙 沖縄市上地1丁目1番1号
沖縄ラジオ株式会社
代表取締役 石川静枝

【第1号様式】

平成 年 月 日
沖 縄 市 長
(連絡責任者)

○ ○ ○ 様

放 送 要 請 書

表題について「災害時における放送伝達等に関する協定書」第3条及び第4条により次のとおり放送を要請します。

記

1. 放送要請の理由
2. 放送事項
3. 放送日時
4. その他

【第2号様式】

平成 年 月 日
沖 縄 市 長
(連絡責任者)

○ ○ ○ 様

放 送 報 告 書

表題について「災害時における放送伝達等に関する協定書」第6条により次のとおり放送実施を報告します。

記

1. 放送日時
2. 放送回数
3. 放送時間数
4. その他

資料 2-26 緊急情報割込放送に関する協定書(沖縄ラジオ株式会社)

緊急情報割込放送に関する協定書

沖縄市(以下「甲」という。)と沖縄ラジオ株式会社(以下「乙」という。)は、緊急情報割込放送の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が導入した全国瞬時警報システムにより入手した武力攻撃、地震、津波などの発生、又は発生する恐れがある緊急情報を、乙の放送中に割込放送を実施することにより、自然災害や武力攻撃による被害の軽減を図り、もって市民及び本市滞在者の生命や安全確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 「緊急情報」とは、弾道ミサイル、ゲリラ・特殊部隊攻撃などの武力攻撃、国民保護に関する有事情報、緊急地震速報及び津波警報など自然災害情報等で別表に定める緊急情報で、対処に時間的余裕がない事態に関する緊急情報

(2) 「緊急情報割込放送」とは、総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-A L E R T)から送信される緊急情報を、甲の所有する専用小型受信機で受信し、同報無線自動起動機等によって乙が所有する放送設備に接続し、緊急情報を乙の放送に自動的に割り込む緊急放送

(放送の実施)

第3条 乙は、緊急情報割込放送を円滑に常時実施できるようにするものとする。ただし、乙は、乙が所有する設備や機器の保守点検など、やむを得ない理由による放送休止によって緊急情報割込放送が実施できない場合は、あらかじめその旨を甲に通知するものとする。

2 前項に関わらず、停電など突発的な事由による放送休止または放送停止となった場合は、速やかに甲に報告するものとする。

3 甲は、乙が実施する緊急情報割込放送が円滑に常時実施できるように必要な協力を行うものとする。

(費用負担)

第4条 この協定により実施した緊急情報割込放送にかかる費用は、原則無料とする。

2 乙が所有する放送設備に接続する甲が所有する緊急情報割込放送をするための同報無線自動起動機などの機器等の保守及び修繕に関する経費は、甲が全額負担する。

(連絡責任者)

第5条 この協定に関する緊急情報割込放送を円滑かつ確実に実施するため、それぞれ連絡責任者を定めるものとする。

2 前項の責任者は、甲においては総務部防災課長とし、乙においては代表取締役とする。

(協定期間)

第6条 この協定の有効期間は、この協定の締結日から平成28年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに、甲乙いずれからも協定解除又は変更の意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以降の期間についてもまた同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定める。

(協定の適用)

第8条 この協定は、締結の日から適用する。

上記協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年1月21日

甲 沖縄市仲宗根町26番1号
沖縄市
沖縄市長 桑江朝千夫

乙 沖縄市上地1丁目1番1号
沖縄ラジオ株式会社
代表取締役 石川静枝

緊急情報割込放送用の情報種類

緊急情報の種類

1. 国民保護に関する情報
 - ① 弾道ミサイル情報
 - ② ゲリラ・特殊部隊攻撃情報
 - ③ 航空攻撃情報
 - ④ 大規模テロ情報

2. 地震に関する情報
 - ① 緊急地震速報 推定震度4以上

3. 津波に関する情報
 - ① 大津波警報
 - ② 津波警報
 - ③ 津波注意報

4. 気象に関する情報
 - ① 特別警報（大雨・大雨以外）

そのほかの非常事態情報については、相互協議の上、決定する。

資料2-27 ライカム地区地域振興連携協議会とイオンモール株式会社及びイオン琉球株式会社との地域振興連携包括協定書(ライカム地区地域振興連携協議会、イオンモール株式会社、イオン琉球株式会社)

ライカム地区地域振興連携協議会とイオンモール株式会社及びイオン琉球株式会社との地域振興連携包括協定書

(目的)

第1条 本協定は、ライカム地区地域振興連携協議会（以下「甲」という。）、イオンモール株式会社（以下「乙」という。）及びイオン琉球株式会社（以下「丙」という。）が相互に緊密な連帯を図ることにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動（以下「連帯活動」という。）を推進し、活力と個性のある地域づくりの促進を図ることを目的とする。

(連携活動)

第2条 甲、乙及び丙は、次の各号の連携活動に取り組むものとする。

- (1) 観光に関すること。
- (2) 文化・芸術の振興に関すること。
- (3) 地産地消の推進、地産品の販売促進に関すること。
- (4) 環境活動の支援に関すること。
- (5) 地域社会の活性化に関すること。
- (6) 地域防災への協力に関すること。
- (7) 商工会議所・商工会等が主催するイベント等への相互協力に関すること。
- (8) その他住民サービスの向上に関すること。

2. 甲、乙及び丙は、前号各号に掲げる連携活動を効果的に実施するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、連携活動の詳細については、甲乙丙協議して定める。

3. 乙及び丙は、本条に定める連携活動の一部を、甲の承諾を得て乙及び丙の関係会社を実施させることができる。この場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、甲乙丙協議して定める。

(機密の保持)

第3条 甲、乙及び丙は、この協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。この協定の効力が失われた後も同様とする。但し、相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

(協定内容の変更)

第4条 甲、乙及び丙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、協議して変更することができる。

(期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する一ヵ月前までに、甲、乙及び丙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新され、その後も同様とする。

(構成員)

第6条 甲の構成は、次の各号のとおりとする。

(1) 甲の構成市町村は、沖縄市、北谷町、北中城村の3市町村とする。

2 前項各号の構成を変更する場合は、甲乙丙協議の上、協定書の変更を行う。

(疑義等の決定)

第7条 本協議に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙丙協議の上、定める。

平成27年 3月12日

甲： 沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場 426 番地 2
ライカム地区地域振興連携協議会
会 長 北中城村長 新垣 邦男

副会長 沖縄市長 桑江 朝千夫

副会長 北谷町長 野国 昌春

構成員 北中城村商工会会長 安里 邦夫

構成員 沖縄商工会議所会頭 新垣 直彦

構成員 北谷町商工会会長 米須 義明

乙： 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1
イオンモール株式会社
専務取締役 岩本 博

丙： 沖縄県島尻郡南風原町字兼城 514-1
イオン琉球株式会社
代表取締役社長 坊池 学

資料 2-28 災害時における資機材のレンタルに関する協定書(株式会社ダイワテック、株式会社 BRILLIANT)

災害時における資機材のレンタルに関する協定書

(要請)

第1条 甲は、沖縄市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材の供給を必要とするときは、丙に対し資機材の提供を要請することができる。ただし、丙が要請を受けることができない状況にあるときその他必要な場合には、甲は、乙に対し資機材の提供を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

(協力の内容)

第2条 乙あるいは丙は、前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。

2 乙あるいは丙は、前項の規定により資機材の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

(提供資機材)

第3条 乙あるいは丙が甲に提供する資機材は、別表に掲げるもののうち、乙あるいは丙が甲から要請を受けた時点で、乙あるいは丙が提供可能なものとする。

2 乙及び丙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に提供可能な資機材の見込数量を報告するものとする。

(資機材の運搬及び引受け)

第4条 甲は、依頼を行った資機材の引渡場所を指定し、当該引渡場所までの資機材の運搬は、乙あるいは丙が行うものとする。ただし、甲による運搬が可能な場合は、この限りでない。

2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

(車両の通行)

第5条 甲は、乙あるいは丙が資機材を運搬し、及び提供する場合には、当該資機材の運搬に使用する車両が緊急車両又は優先車両として通行できるよう可能な範囲で支援するものとする。

(費用の負担)

第6条 乙あるいは丙が提供した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙丙にて協議して決定するものとする。

3 資機材を提供した者は、前項の規定による第1項の費用の決定後に当該費用を甲に請求するものとする。

(資料の交換及び情報交換)

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料その他甲、乙及び丙が必要と認める資料を随時交換するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに、当事者のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙にて協議して定める

上記の協定の成立を証するため、この協定書3通を作成し、甲乙丙が記名押印の上、各自1通を所持する。

令和元年 月 日

甲 沖縄市
沖縄市長 桑江朝千夫

乙 愛知県名古屋市西区大野木3丁目43番地
株式会社 ダイワテック
代表取締役 岡忠志

丙 沖縄県那覇市前島3-25-2 泊ポートビル1F
株式会社 BRILLIANT
代表取締役 福岡徹祐

様式1 (第1条関係)

平成 年 月 日

株式会社 BRILLIANT

社長

様

沖縄市長

災害時におけるレンタル資機材提供要請書

災害時における資機材のレンタルに関する協定書第1条に基づき、次のとおり要請します。

| 必要とする資機材 | 数量 | 引渡場所 | 引渡日時 | 備考 |
|----------|----|------|------|----|
| | | | | |

沖縄市市長 様

株式会社 BRILLIANT
社長

災害時におけるレンタル資機材提供実績報告書

災害時における資機材のレンタルに関する協定書第2条に基づき、次のとおり提供したレンタル資機材の実績について報告します。

| 引渡し資機材 | 数量 | 引渡場所 | 引渡日時 | 立会確認者 |
|--------|----|------|------|-------|
| | | | | |

別表（第3条関係）

災害時に提供を要請する主なレンタル資機材

[資機材]

- ・ソーラーシステムハウス
- ・BSK-快適トイレ
- ・ソーラーシステムLED街路灯
- ・その他（災害に必要な商材一式）

資料2-29 無人航空機（ドローン等）の災害活動等に関する協定書（一般社団法人ドローンスクウッド）

無人航空機（ドローン等）の災害活動等に関する協定書

（活動内容）

第1条 甲が乙に対し協力を要請する内容は、災害時等において、無人航空機（ドローン等）による被害の状況等を把握する為の活動等（以下「活動」という。）を次のとおりとし甲の指示に基づき行うこととする。

- (1) 災害時等における撮影、解析、情報収集
- (2) 災害時等における被災者及び行方不明者等の捜索
- (3) 不発弾処理等における警戒活動
- (4) 市が行う防災訓練等
- (5) その他甲が必要と認め、乙が可能な協力

（活動の実施区域）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、災害時等において応急対策活動、予防対策活動、警戒を必要とする場所とする。

2 乙は、甲が特に必要として、前項に規定する区域外に要請した場合には、協議の上、特別な理由がない限りこれに応じるよう努めることとする。

（要請）

第3条 甲は、乙に対し、活動の実施について別紙1により要請できることとする。但し、緊急の場合は、電話等にて要請を行い、すみやかに文書を提出することとする。

（活動の実施）

第4条 乙は、第3条に基づく出動の要請があった場合は、可能な限り協力することとする。この場合において、甲は、活動現場における乙の安全について、最優先に考慮するものとする。

2 活動の指示は、甲又は甲が指定する者が指示することとし、乙又は乙が指定して従事する者は、その指示に従うこととする。

（活動の完了）

第5条 この協定による活動の終了時期は、甲が活動の終了を告げた時、または活動の続行が不可能な場合等、乙からの申出があったときとする。

（報告）

第6条 乙は、活動が完了したときは、直ちに甲に対し、実施した活動の内容の報告書及び撮影した映像・画像、その他電子データの提供並びに、出動人員等の活動報告を書面により甲に行うこととする。

（映像等の使用）

第7条 この協定に基づき、乙が撮影した映像・画像、その他電子データなどの個人情報等については、甲の許可なく使用することを禁ずる。

（費用の負担）

第8条 第1条において規定する乙が実施した活動に要する費用は、甲が負担するものとする。但し、同条第4号における防災訓練等については、乙の負担とする。この場合において、甲が負担する費用の額は、災害発生時直前における通常の実費等を基準とし、甲乙協議の上、決定する。

（災害補償）

第9条 この協定に基づき業務に従事する者、又は使用するドローン等については、保険等に加入する。

2 この協定に基づき活動したドローン等が第3者に被害を与えた場合は、乙の加入する保険等での負担とする。

3 第1条4項、第1条5項の無償による活動において、乙又は乙が指定して従事する者が、その活動により死亡又は、身体障害、もしくは入通院を伴う傷害を被った場合は、沖縄市民総合災害補償規則に基づき補償する。

(情報提供等)

第10条 甲及び乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、平時より支障のない範囲で防災に関する情報を交換、共有し、また、連携した防災訓練の実施に努めることとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては沖縄市総務部防災課長とし、乙においては代表者とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第13条 この協定の有効期間は、この協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、いずれか一方より別段の申出がない場合は、この協定は、同一条件で更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 沖縄市仲宗根町26番1号
沖縄市長 桑江朝千夫

乙 沖縄県宜野湾市大山1丁目17番1号
一般社団法人ドローンスクワッド 代表理事 小渡 玠

別紙 1

年 月 日

一般社団法人ドローンスクワッド

様

沖縄市長

協力要請者

1. 活動要請する内容

2. 活動要請する場所

3. 活動要請する期間

4. その他

資料2-30 沖縄市とNPO法人防災サポート沖縄との防災に係る相互協力に関する協定書(NPO法人防災サポート沖縄)

沖縄市とNPO法人防災サポート沖縄との防災に係る相互協力に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、平常時及び大規模災害時（以下「災害等」という。）が発生した場合等における、乙が有する専門的知識、技能、経験等を活用して甲に対して行う協力について、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、沖縄市内に災害等が発生し、又は災害等が発生するおそれがある場合において、協力を要請する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができるものとする。

2 甲は、平常時、協力を要請する必要があると認めるときは、乙に対し、協力を要請することができる。

3 甲の要請方法は、乙に対し、文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭、電話その他の方法で要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

(平常時の協力)

第3条 乙は、平常時から、地域住民、地域団体及び防災関係機関との連携に努め、地域における防災体制の確立に貢献するものとする。

2 乙の平常時における協力については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 研修会への講師の派遣
- (2) 地域防災活動等への指導・助言
- (3) その他防災意識の啓発活動等

(災害時の協力等)

第4条 甲は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項に係る協力を文書により乙に要請することができる、ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後、文書を送付するものとする。

- (1) 災害時における救助活動への援助
- (2) 災害時における避難所運営に係る指導及び援助
- (3) その他災害時において必要と認められる事項

(実施)

第5条 乙は、甲から協力の要請を受けたときは、可能な範囲において協力を行う者とする。

2 乙は、事項の規定により協力を行った場合は、甲に対し、その状況を文書でもって報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、文書を送付するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙がこの協定に基づく甲の要請による協力を行うために要した経費の負担については、甲、乙が協議して決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては、沖縄市総務部防災課長とし、乙においては、理事長とする。

(安全の確保)

第8条 甲は、乙が実施する活動に当たっては、その内容に応じ、安全の確保に配慮するものとする。

(情報提供等)

第9条 甲及び乙は、この協定による活動が円滑に行われるよう、平常時より支障のない範囲で防災に関する情報を交換、共有し、また、連携して防災訓練の実施に努めるものとする。

(秘密の保持)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく協力の際に知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙双方が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第12条 この協定の有効期限は、この協定締結の日から平成30年3月30日までとする。ただし、有効期限満了日の1か月前までに、いずれか一方より別段の申し出がない場合は、この協定は、同一条件で更に1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえそれぞれ1通を保有する。

平成29年12月12日

(甲) 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市長 桑江朝千夫

(乙) 沖縄市胡屋4丁目5番31号(3階)

NPO 法人防災サポート沖縄

理事長 長堂政美

資料2-31 災害時における障がい者の緊急受入れ等に関する協定書(株式会社LITALICO)

災害時における障がい者の緊急受入れ等に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、甲の行政区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲と乙が相互に協力することにより、障がい者の避難及び救護の活動を円滑に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

2 この協定において「障がい者」とは、災害の発生により避難及び救護が必要となる障がい者等をいう。

(甲の協力要請)

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で障がい者の避難及び救護の活動のため必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項についての協力を要請できるものとし、甲の乙に対する要請は、協力要請(様式第1号)をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で様式第1号による通知にいとまのない時は、電話等により要請を行い事後速やかに様式第1号を提出するものとする。

(1) 乙が甲の行政区域において運営する施設への障がい者の一時的な受入れ

(2) その他甲が障がい者の避難及び救護に必要と認める事項

(乙の協力義務)

第4条 乙は甲からの協力の要請を受けたときは、可能な限り最大限の協力をを行うものとする。

(協力要請の発動)

第5条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し、要請を行ったとき発動するものとする。ただし、甲が緊急を要すると認める場合は、災害対策本部を設置する前に要請し、発動することができる。

(受入期間)

第6条 甲の要請に基づく障がい者の受入期間は、受入れの日から当該障がい者が居住する住宅において保健医療サービス若しくは福祉サービスを受けることが可能になったとき又は災害警報が解除されたときまでの期間とする。

(費用の負担)

第7条 甲の要請に基づく障がい者の受け入れに要した費用は、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用の算定方法、支払方法等は、甲と乙の協議の上別に定める。

(従事者の災害補償)

第8条 甲は、第5条の規定に基づき協力要請に従い従事した者が、死亡し、負傷し、又は疫病にかかったときは、沖縄市民総合災害補償規則(平成8年沖縄市規則第15号)の規定に準じて、これを補償するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲、乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次に掲げる資料を交換するものとする。

(1) 災害応援協定に伴う連絡担当者に関する資料(様式第2号)

(2) その他甲、乙が当該業務遂行に必要とする資料

2 甲は、協力要請により乙に提供した資料等を緊急受入れ等のために使用又は利用するものとし、第三者に有償無償を問わず、資料等を使用又は利用並びに配布、譲渡、貸与、販売、リースする行為を行っ

てはならない。

3 乙は、甲の協力要請にあたり知り得た、甲の業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用したりしてはならない。この協定の終了後も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、1ヶ月前までに甲又は乙が書面による協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙の協議の上定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため本協定書を2通作成し、甲、乙が記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

平成 30 年 6 月 13 日

甲 沖縄市長 桑江 朝千夫

乙 株式会社LITALICO
代表取締役社長 長谷川 敦弥

資料2-32 災害時における障がい者の緊急受入れ等に関する協定書(社会福祉法人楓葉の会)

災害時における障がい者の緊急受入れ等に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、甲の行政区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に甲と乙が相互に協力することにより、障がい者の避難及び救護の活動を円滑に実施することを目的とする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

2 この協定において「障がい者」とは、災害の発生により避難及び救護が必要となる障がい者等をいう。

(甲の協力要請)

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で障がい者の避難及び救護の活動のため必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項についての協力を要請できるものとし、甲の乙に対する要請は、協力要請（様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で様式第1号による通知にいとまのない時は、電話等により要請を行い、事後速やかに様式第1号を提出するものとする。

(1) 乙が甲の行政区域において運営する施設への障がい者の一時的な受入れ

(2) その他甲が障がい者の避難及び救護に必要と認める事項

(乙の協力義務)

第4条 乙は甲からの協力の要請を受けたときは、可能な限り最大限の協力をを行うものとする。

(協力要請の発動)

第5条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対し、要請を行ったとき発動するものとする。ただし、甲が緊急を要すると認める場合は、災害対策本部を設置する前に要請し、発動することができる。

(受入期間)

第6条 甲の要請に基づく障がい者の受入期間は、受入れの日から当該障がい者が居住する住宅において保健医療サービス若しくは福祉サービスを受けることが可能になったとき又は災害警報が解除されたときまでの期間とする。

(費用の負担)

第7条 甲の要請に基づく障がい者の受け入れに要した費用は、甲の負担とする。

2 前項に規定する費用の算定方法、支払方法等は、甲と乙の協議の上別に定める。

(従事者の災害補償)

第8条 甲は、第5条の規定に基づき協力要請に従い従事した者が、死亡し、負傷し、又は疫病にかかったときは、沖縄市民総合災害補償規則（平成8年沖縄市規則第15号）の規定に準じて、これを補償するものとする。

(資料の交換)

第9条 甲、乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、随時次に掲げる資料を交換するものとする。

(1) 災害応援協定に伴う連絡担当者に関する資料（様式第2号）

(2) その他甲、乙が当該業務遂行に必要とする資料

2 甲は、協力要請により乙に提供した資料等を緊急受入れ等のために使用又は利用するものとし、第三者に有償無償を問わず、資料等を使用又は利用並びに配布、譲渡、貸与、販売、リースする行為を行ってはならない。

3 乙は、甲の協力要請にあたり知り得た、甲の業務上の機密を外部に漏らしたり、又は他の目的に利用したりしてはならない。この協定の終了後も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、1ヶ月前までに甲又は乙が書面による協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の実施に関し、この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲と乙の協議の上定めるものとする。

この協定を締結したことを証するため本協定書を2通作成し、甲、乙が記名捺印の上各自1通を保有するものとする。

平成 31 年 3 月 14 日

甲 沖縄市長 桑江 朝千夫

乙 社会福祉法人楓葉の会
理事長 島 粒希

資料2-33 災害時等における車両提供に関する協定書(沖縄マツダ販売株式会社)

災害時等における車両提供に関する協定書

沖縄市（以下「甲」という。）と沖縄マツダ販売株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における車両の貸与協力（以下「車両提供」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等における乙所有車両の甲への車両提供に関し、必要な事項を定めることにより、被災地への沖縄市職員の派遣や物資輸送等を円滑に実施して災害時等の応急対策等に資することを目的とする。

（協力要請並びに提供車両）

第2条 甲は、災害時等の応急対策等のために車両を必要とする時は、乙に対して車両提供を要請するものとする。

2 提供する車両は乙が所有するクリーンディーゼル車両とし、提供車両に変更が生じた場合は甲に対し提供車両リストと簡易カタログを提出するものとする。

（要請方法）

第3条 甲が乙に車両提供を要請するにあたっては、次に掲げる事項を電話、ファックス、若しくはEメールのいずれかの方法により連絡するものとし、事後、速やかに「車両提供申込書兼車両提供報告書」を送付するものとする。

- (1) 要請を行った者の職・氏名
- (2) 車両提供を必要とする場所
- (3) 管理担当者の職・氏名
- (4) 要請の理由
- (5) 要請する車種及び台数
- (6) 車両提供の期日及び引き渡し場所
- (7) その他必要な事項

「車両提供申込書兼車両提供報告書」の様式は問わない。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、可能な範囲において、速やかにこれに協力するものとする。ただし、同時に提供する上限台数は2台とし、当該上限台数を超えて車両が必要な場合は、甲乙協議のうえ、上限台数を決定するものとする。

（車両提供の方法及び運転）

第5条 甲の要請により乙が甲に提供する車両の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 引渡しを受けた車両の運転は、沖縄市職員（消防職員・臨時・非常勤を含む）に限るものとする。

（車両提供の期間）

第6条 車両提供の期間は、甲が車両の引渡しを受けた日から起算して1ヶ月とする。ただし、当該期間を超えて甲が車両を必要とする場合は、甲乙協議のうえ、期間延長を行うものとする。

（車両の返却）

第7条 車両の返却場所は、原則として車両提供した店舗とする。ただし、乙の了承を得た場合は、甲は車両提供した店舗以外の店舗において車両を返却することができるものとする。

2 甲は、燃料を満タンにしたうえで、車両を返却しなければならない。

(報告)

第8条 乙は、この協定に基づき車両提供したときは、次に掲げる事項を記載した「車両提供申込書兼車両提供報告書」を甲に提出するものとする。

- (1) 提供した車両及び車両登録番号
- (2) 協力した場所
- (3) 提供した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

「車両提供申込書兼車両提供報告書」の様式は問わない。

(費用負担)

第9条 甲の要請に基づき乙が実施した車両提供に係る費用については、無償とする。

(事故等)

第10条 乙は、提供する車両にあらかじめ対人賠償保険、対物賠償保険、人身傷害保険、及び車両保険を付保するものとする。なお、保険の保証内容は以下のとおりとする。

- (1) 対人賠償保険 無制限
- (2) 対物賠償保険 無制限
- (3) 人身障害保険 3,000万円
- (4) 車両保険 提供する車両の「自動車保険車両標準価格表」に定める
上限額(面積 50,000円)

2 甲が、車両の使用中に事故等により他人等に損害を与えた時は、乙は、前項の保険を適用するものとする。甲が、車両の使用中に事故等により運転者又は同乗者に損害を与えた時も同様とする。

3 甲が、業務に従事する車両に事故等により損害を与え又は滅失した時は、乙は、第1項の保険を適用し、甲への費用請求を行わないものとする。

4 第1項の保険が適用されない場合は、別途乙が損害等に係る費用の負担を行う。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間が満了する30日前までに、甲、乙から何らの意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から1年間この協定は更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

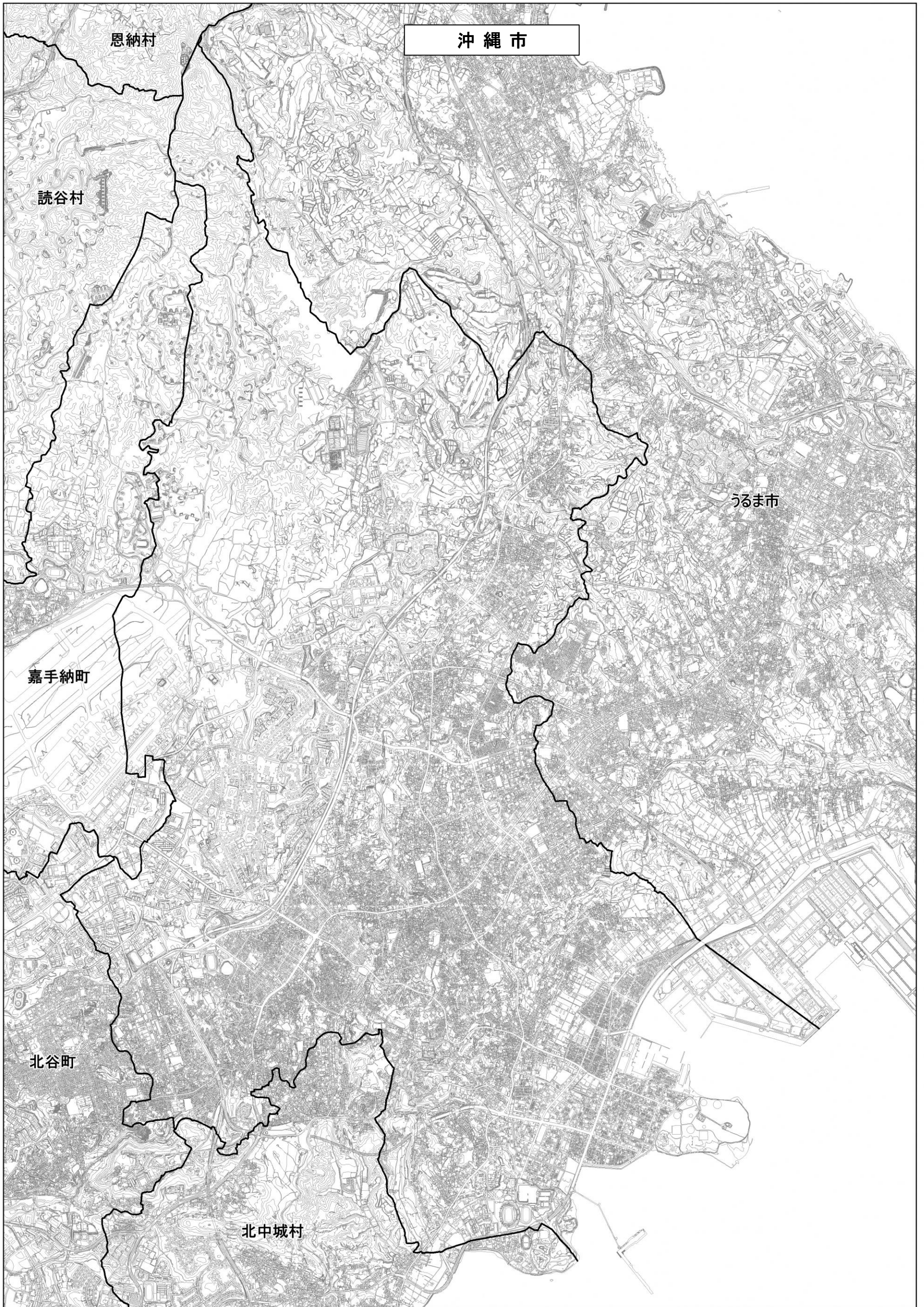
平成31年4月8日

沖縄県沖縄市仲宗根町26-1
甲 沖縄市
沖縄市長 桑江朝千夫

沖縄県浦添市勢理客4-1-5
乙 沖縄マツダ販売株式会社
代表取締役社長 土井耕輔

3. 市の状況・災害履歴関係

資料3-1 市全体位置図



資料3-2 沖縄市内都市公園

沖縄市都市公園 (R2.3.31)

| No. | 種類 | 公園名 | 所在地 | 管理面積 (ha) |
|-----|----|---------------|-------------------|--------------|
| 1 | 街区 | 安慶田公園 | 沖縄市安慶田一丁目 26 番 | 0.24 |
| 2 | 街区 | 安慶田第一公園 | 沖縄市安慶田二丁目 24 番 | 0.11 |
| 3 | 街区 | アシビナー公園 | 沖縄市池原一丁目 17 番 | 0.11 |
| 4 | 街区 | 泡瀬公園 | 沖縄市泡瀬六丁目 2 番 | 0.12 |
| 5 | 街区 | 泡瀬第一公園 | 沖縄市桃原三丁目 24 番 | 0.17 |
| 6 | 街区 | 泡瀬第二公園 | 沖縄市泡瀬四丁目 25 番 | 0.12 |
| 7 | 街区 | 池原公園 | 沖縄市池原一丁目 24 番 | 0.16 |
| 8 | 街区 | いしくぶ公園 | 沖縄市登川二丁目 13 番 | 0.22 |
| 9 | 街区 | イルカ公園 | 沖縄市泡瀬一丁目 18 番 | 0.26 |
| 10 | 街区 | 上地第一公園 | 沖縄市上地一丁目 21 番 | 0.25 |
| 11 | 街区 | 上地第二公園 | 沖縄市上地三丁目 18 番 | 0.05 |
| 12 | 街区 | 嘉間良公園 | 沖縄市嘉間良一丁目 16 番 | 0.09 |
| 13 | 街区 | 嘉間良第二公園 | 沖縄市嘉間良二丁目 2 番 | 0.04 |
| 14 | 街区 | カメ公園 | 沖縄市高原七丁目 25 番 | 0.20 |
| 15 | 街区 | かりゆし公園 | 沖縄市知花六丁目 35 番 | 0.63 |
| 16 | 街区 | 木の下原公園 | 沖縄市越来三丁目 9 番 | 0.10 |
| 17 | 街区 | ぐるくん公園 | 沖縄市泡瀬三丁目 28 番 | 0.25 |
| 18 | 街区 | 胡屋公園 | 沖縄市胡屋三丁目 20 番 | 0.06 |
| 19 | 街区 | 胡屋第二公園 | 沖縄市胡屋一丁目 19 番 | 0.08 |
| 20 | 街区 | 胡屋コミュニティー広場公園 | 沖縄市胡屋二丁目 12 番 | 0.06 |
| 21 | 街区 | サザナミ公園 | 沖縄市海邦一丁目 1 番 | 0.17 |
| 22 | 街区 | サヨリ公園 | 沖縄市海邦二丁目 29 番 | 0.25 |
| 23 | 街区 | シーサー公園 | 沖縄市比屋根一丁目 13 番 | 0.25 |
| 24 | 街区 | 白川街区公園 | 沖縄市知花四丁目 18 番 (代) | 0.79 |
| 25 | 街区 | 城前公園 | 沖縄市城前町 14 番 | 0.26 |
| 26 | 街区 | すくぶ公園 | 沖縄市登川一丁目 16 番 | 0.31 |
| 27 | 街区 | 住吉公園 | 沖縄市住吉一丁目 10 番 | 0.09 |
| 28 | 街区 | センター公園 | 沖縄市中央一丁目 31 番 | 0.06 |
| 29 | 街区 | 園田公園 | 沖縄市園田一丁目 9 番 | 0.09 |
| 30 | 街区 | タカサゴ公園 | 沖縄市海邦一丁目 10 番 | 0.15 |
| 31 | 街区 | 高原交通公園 | 沖縄市高原一丁目 9 番 | 0.07 |
| 32 | 街区 | 高原第三公園 | 沖縄市高原三丁目 2 番 | 0.16 |

沖縄市都市公園 (R2.3.31)

| No. | 種類 | 公園名 | 所在地 | 管理面積 (ha) |
|-----|----|----------|-------------------|--------------|
| 33 | 街区 | 知花第一公園 | 沖縄市知花一丁目 15 番 | 0.15 |
| 34 | 街区 | 知花第二公園 | 沖縄市知花二丁目 12 番 | 0.03 |
| 35 | 街区 | 津嘉山公園 | 沖縄市字古謝 1214 番 6 | 0.03 |
| 36 | 街区 | 照屋公園 | 沖縄市照屋一丁目 32 番 | 0.26 |
| 37 | 街区 | 照屋第二公園 | 沖縄市照屋四丁目 3 番 | 0.15 |
| 38 | 街区 | ドラゴン公園 | 沖縄市高原六丁目 10 番 | 0.20 |
| 39 | 街区 | 長田原公園 | 沖縄市山里二丁目 14 番 | 0.19 |
| 40 | 街区 | 中の町公園 | 沖縄市上地三丁目 6 番 | 0.09 |
| 41 | 街区 | 登川公園 | 沖縄市登川一丁目 32 番 | 0.19 |
| 42 | 街区 | 比嘉公園 | 沖縄市久保田一丁目 26 番 | 0.30 |
| 43 | 街区 | 東公園 | 沖縄市東一丁目 1 番 | 0.36 |
| 44 | 街区 | ビジュアル公園 | 沖縄市泡瀬二丁目 1 番 | 0.10 |
| 45 | 街区 | ハウオウ公園 | 沖縄市比屋根三丁目 3 番 | 0.20 |
| 46 | 街区 | ポケットパーク | 沖縄市泡瀬三丁目 48 番 | 0.03 |
| 47 | 街区 | 松本かりゆし公園 | 沖縄市松本三丁目 13 番 | 0.14 |
| 48 | 街区 | 松本交通公園 | 沖縄市松本二丁目 4 番 | 0.08 |
| 49 | 街区 | 松本第一公園 | 沖縄市松本一丁目 14 番 | 0.12 |
| 50 | 街区 | 松本第二公園 | 沖縄市字美里 1563 番 (代) | 0.20 |
| 51 | 街区 | 美里第一公園 | 沖縄市美原三丁目 13 番 | 0.20 |
| 52 | 街区 | 美里第二公園 | 沖縄市美原二丁目 12 番 | 0.48 |
| 53 | 街区 | 美里第三公園 | 沖縄市美里二丁目 6 番 | 0.10 |
| 54 | 街区 | みちしお公園 | 沖縄市泡瀬二丁目 62 番 | 0.14 |
| 55 | 街区 | 美登里公園 | 沖縄市登川二丁目 23 番 | 0.19 |
| 56 | 街区 | 南桃原公民館公園 | 沖縄市南桃原三丁目 14 番 | 0.31 |
| 57 | 街区 | 南桃原三丁目公園 | 沖縄市南桃原三丁目 27 番 | 0.17 |
| 58 | 街区 | 南桃原四丁目公園 | 沖縄市南桃原四丁目 22 番 | 0.13 |
| 59 | 街区 | 宮里公園 | 沖縄市宮里二丁目 11 番 | 0.13 |
| 60 | 街区 | 宮里第二公園 | 沖縄市字宮里四丁目 25 番 | 0.25 |
| 61 | 街区 | むつみが丘公園 | 沖縄市上地二丁目 19 番 | 0.18 |
| 62 | 街区 | 室川公園 | 沖縄市室川一丁目 5 番 | 0.21 |
| 63 | 街区 | 桃山公園 | 沖縄市山内四丁目 13 番 | 0.41 |
| 64 | 街区 | 諸見里公園 | 沖縄市諸見里一丁目 16 番 | 0.08 |
| 65 | 街区 | 諸見里第一公園 | 沖縄市諸見里二丁目 15 番 | 0.12 |
| 66 | 街区 | 山内第二公園 | 沖縄市山内二丁目 11 番 | 0.22 |
| 67 | 街区 | 山里むつみ公園 | 沖縄市山里一丁目 20 番 | 0.19 |

沖縄市都市公園 (R2.3.31)

| No. | 種類 | 公園名 | 所在地 | 管理面積 (ha) |
|------------------------|------|-------------|-------------------|--------------|
| 68 | 街区 | 吉原公園 | 沖縄市美里一丁目 29 番 | 0.18 |
| 69 | 街区 | 若草公園 | 沖縄市照屋三丁目 25 番 | 0.21 |
| 70 | 街区 | 宮里第一公園 | 沖縄市宮里三丁目 10 番 | 0.15 |
| 供用開始済公園(街区)面積合計(70公園) | | | | 12.84 |
| 71 | 近隣 | 明道公園 | 沖縄市明道一丁目 13 番 (代) | 2.85 |
| 72 | 近隣 | 黒潮公園 | 沖縄市泡瀬二丁目 34 番 | 1.00 |
| 73 | 近隣 | センター公園 | 沖縄市嘉間良一丁目 1 番 | 1.13 |
| 74 | 近隣 | 西森公園 | 沖縄市越来一丁目 17 番 | 0.65 |
| 75 | 近隣 | マンタ公園 | 沖縄市海邦二丁目 13 番 | 1.00 |
| 76 | 近隣 | 美里公園 | 沖縄市美原四丁目 4 番 | 1.90 |
| 77 | 近隣 | 南桃原二丁目公園 | 沖縄市南桃原二丁目 5 番 (代) | 0.98 |
| 78 | 近隣 | 諸見里公園 | 沖縄市園田三丁目 25 番 | 2.70 |
| 79 | 近隣 | 山内公園 | 沖縄市山内三丁目 17 番 | 0.70 |
| 80 | 近隣 | 美東公園 | 沖縄市高原五丁目 20 番 | 1.80 |
| 81 | 近隣 | 若夏公園 | 沖縄市東二丁目 23 番 | 1.46 |
| 供用開始済公園(近隣)面積合計(11公園) | | | | 16.17 |
| 82 | 総合 | こどもの国公園 | 沖縄市胡屋五丁目 7 番 | 14.06 |
| 83 | 総合 | 八重島公園 | 沖縄市八重島一丁目 1 番 | 6.70 |
| 供用開始済公園(総合)面積合計(2公園) | | | | 20.76 |
| 84 | 運動 | コザ運動公園 | 沖縄市諸見里二丁目 1 番 | 23.77 |
| 供用開始済公園(運動)面積合計(1公園) | | | | 23.77 |
| 85 | 特殊 | 歴史公園 (室川貝塚) | 沖縄市仲宗根町 26 番 | 0.38 |
| 供用開始済公園(特殊)面積合計(1公園) | | | | 0.38 |
| 86 | 都市緑地 | 上地都市緑地 | 沖縄市上地四丁目 22 番 | 0.17 |
| 87 | 都市緑地 | 越来城水辺公園 | 沖縄市城前町 4 番 (代) | 0.63 |
| 88 | 都市緑地 | 知花都市緑地 | 沖縄市知花一丁目 28 番 (代) | 0.89 |
| 89 | 都市緑地 | 馬場都市緑地 | 沖縄市知花六丁目 41 番 | 2.70 |
| 90 | 都市緑地 | 松本都市緑地 | 沖縄市松本一丁目 27 番 (代) | 1.62 |
| 91 | 都市緑地 | 山里都市緑地 | 沖縄市山里一丁目 14 番 | 0.85 |
| 供用開始済公園(都市緑地)面積合計(6公園) | | | | 6.86 |

資料3-3 指定・登録文化財一覧

指定・登録文化財一覧

指定・登録文化財総数 38 件

令和 元年 11 月 1 日現在

(1) 市指定文化財 24 件

| 1) 有形文化財 | 指 定 日 | 備 考 |
|----------------------|-------------------|-------------------------|
| ①泡瀬ビジュアル (社殿、鳥居、手水鉢) | 平成 21 年 3 月 27 日 | 泡瀬在、管理者： 泡瀬復興期成会、4 点 |
| ②上地のバーキ (與志平朝蒲制作竹細工) | 平成 21 年 3 月 27 日 | 郷土博物館所蔵、28 点 |
| ③ハル石 (印部石 ミ 赤ひら原) | 平成 28 年 3 月 2 日 | 郷土博物館所蔵 |
| ④ハル石 (印部石 ア 木の下原) | 平成 28 年 3 月 2 日 | 郷土博物館所蔵 |
| ⑤ハル石 (印部石 さ さく原) | 平成 28 年 3 月 2 日 | 美里在、管理者：美里自治会 |
| 2) 民俗文化財 | | |
| ①美里の龕 | 平成 6 年 9 月 22 日 | 郷土博物館所蔵 |
| ②知花花織 馬乗上着 | 平成 12 年 12 月 6 日 | 郷土博物館所蔵 |
| ③知花花織 馬乗袴 | 平成 12 年 12 月 6 日 | 郷土博物館所蔵 |
| ④知花花織 ウッチャキ | 平成 12 年 12 月 6 日 | 知花在、個人所有 |
| ⑤池原の十五夜行事 | 平成 21 年 3 月 27 日 | 主催者：池原自治会 |
| ⑥上之殿毛 | 平成 21 年 3 月 27 日 | 知花在、管理者：松本自治会 |
| ⑦古謝のビジュアル | 平成 21 年 3 月 27 日 | 古謝在、管理者：古謝自治会 |
| ⑧諸見里の旗スガシー | 平成 21 年 3 月 27 日 | 主催者：諸見里自治会 |
| ⑨諸見里の村旗 | 平成 21 年 3 月 27 日 | 郷土博物館所蔵 |
| 3) 記念物 | | |
| ①鬼大城の墓 | 昭和 55 年 10 月 23 日 | 知花在、管理者：大城門中 |
| ②カフンジャー橋 | 昭和 55 年 10 月 31 日 | 美里在、管理者：沖縄市 |
| ③セークガー | 平成 6 年 9 月 22 日 | 美里在、管理者：美里自治会 |
| ④ヒージャーガー | 平成 6 年 9 月 22 日 | 美里在、管理者：美里自治会 |
| ⑤奉安殿 | 平成 9 年 2 月 5 日 | 知花在、管理者：沖縄市 |
| ⑥忠魂碑 | 平成 9 年 2 月 5 日 | 知花在、管理者：沖縄市 |
| ⑦室川貝塚 | 平成 9 年 2 月 5 日 | 仲宗根町在、管理者：沖縄市 |
| ⑧室川井 | 平成 9 年 2 月 5 日 | 胡屋在、管理者：胡屋共有会 |
| ⑨登川碑 | 平成 21 年 3 月 27 日 | 登川在、管理者：登川自治会 |
| ⑩古謝のビジュアルにあるアコウ | 平成 21 年 3 月 27 日 | 古謝在、管理者：古謝自治会 |

(2) 県指定（7件）

| 1)有形文化財 | 指 定 日 | 備 考 |
|----------------|------------|---|
| ①三線 平仲知念型銘時受 | 平成6年3月15日 | 個人所有 |
| 2)無形文化財 | | |
| ①沖縄の空手・古武術 | 平成9年8月8日 | 沖縄の空手・古武術保存会 |
| 3)民俗文化財 | | |
| ①泡瀬の京太郎 | 昭和55年3月31日 | 泡瀬京太郎保存会、 (平成17年2月21日、国選 択：記録作成等の措置を講ずべ き無形の民俗文化財) |
| 4)天然記念物 | | |
| ①フタオチョウ | 昭和44年8月26日 | 所在地、地域を定めず指定 |
| ②コノハチョウ | 昭和44年8月26日 | 所在地、地域を定めず指定 |
| ③イボイモリ | 昭和53年11月9日 | 所在地、地域を定めず指定 |
| ④クロイワトカゲモドキ | 昭和53年11月9日 | 所在地、地域を定めず指定 |

(3) 国指定（3件）

| 1)記念物（名勝） | 指 定 日 | 備 考 |
|---------------------|-------------|------------------------|
| アマミクスムイ（越来グスク） | 令和元年10月16日 | 城前町在、管理者： 沖縄市、越来共有会 |
| 2)記念物（天然記念物） | | |
| ①オカヤドカリ | 昭和45年11月12日 | 所在地、地域を定めず指定 |
| ②カラスバト | 昭和46年5月19日 | 所在地、地域を定めず指定 |

国の登録文化財(4件)

| 有形文化財 | 登 録 日 | 備 考 |
|--------------------------|------------|---------------|
| ①沖縄市立ふるさと園旧久場家住宅主屋 | 平成23年7月25日 | 胡屋在、沖縄市所有 |
| ②沖縄市立ふるさと園旧久場家住宅 ヒンプン | 平成23年7月25日 | 胡屋在、沖縄市所有 |
| ③沖縄市立ふるさと園旧平田家住宅 マチフル | 平成23年7月25日 | 胡屋在、沖縄市所有 |
| ④美里村屋（旧公民館） | 平成26年4月25日 | 美里在、管理者：美里自治会 |

資料3-4 災害履歴

| 年 月 日 | 原 因 | 被 害 状 況 | | | | |
|-------------|---------|---------|-------------|------------------|-----|-----------|
| | | 人的被害 | 家屋被害 | 浸 水 (床上) (床下) | その他 | |
| 昭和 49. 7. 4 | 台風 8 号 | | 一部破損 1 | 7 | 72 | |
| 50. 4. 28 | 大 雨 | | | 1 | 6 | |
| 50. 6. 10 | 〃 | | | 3 | 15 | |
| 50. 7. 4 | 〃 | | | 5 | 72 | |
| 50. 10. 20 | 〃 | | | | 3 | |
| 51. 7. 8 | 〃 | | | 5 | 2 | |
| 51. 8. 24 | 〃 | | | | 10 | |
| 51. 9. 9 | 台風 17 号 | | 半壊 5 一部破損 4 | 3 | 25 | 非住家全壊 3 |
| 51. 10. 19 | 大 雨 | | | 1 | 20 | |
| 51. 10. 20 | 〃 | | | 4 | 2 | |
| 52. 6. 21 | 〃 | | | 1 | 2 | |
| 52. 8. 22 | 〃 | | | 199 | 131 | |
| 53. 2. 21 | 〃 | | | | 2 | |
| 53. 3. 9 | 〃 | | | 16 | 62 | |
| 53. 5. 14 | 〃 | | | 87 | 165 | |
| 53. 5. 15 | 〃 | | | | 4 | |
| 53. 5. 18 | 〃 | | | | 2 | |
| 53. 8. 15 | 〃 | | | | 1 | |
| 54. 4. 8 | 〃 | | | 1 | 1 | |
| 54. 4. 19 | 〃 | | | 1 | | |
| 54. 4. 26 | 〃 | | | 1 | 1 | |
| 54. 8. 27 | 〃 | | | 1 | 2 | |
| 55. 8. 12 | 〃 | | | | 1 | |
| 55. 8. 17 | 〃 | | | | 8 | |
| 55. 8. 18 | 〃 | | | 2 | | |
| 56. 3. 13 | 〃 | | | 3 | 11 | |
| 56. 8. 29 | 台風 18 号 | | 一部破損 6 | | | ブロック塀倒壊 1 |
| 57. 6. 2 | 大 雨 | | | | | ブロック塀倒壊 1 |
| 57. 8. 3 | 〃 | | | | 1 | |
| 57. 9. 23 | 〃 | | | 1 | | |
| 57. 11. 29 | 〃 | | | | 1 | |
| 58. 3. 12 | 大 雨 | | | 1 | 13 | |

| 年 月 日 | 原 因 | 被 害 状 況 | | | | |
|-------------------------------------|---------------------------|---------|----------------|------------------|------------------|---|
| | | 人的被害 | 家屋被害 | 浸 水 (床上) (床下) | その他 | |
| 昭和 58. 9. 25 | 台風 20 号 | | 半壊 1 一部破損 1 | | 石垣崩れ 1 道路陥没 1 | |
| 59. 5. 16 | 大 雨 | | | | 4 | |
| 59. 6. 19 | 〃 | | | 4 | 11 | |
| 59. 8. 21 | 〃 | | | 6 | 16 | |
| 60. 5. 28 | 〃 | | | 2 | 5 | 車両浸水 17 |
| 61. 8. 27 | 台風 13 号 | | | | | シャッター破損 2 看板破損 4 ブロック倒壊 2 屋根トタン飛散 2 |
| 62. 6. 21 | 大 雨 | | | 3 | | |
| 62. 8. 30 | 台風 12 号 | | 全壊 2 一部破損 5 | | | 道路破損 3 電話不通 700 停電 1,207 |
| 63. 10. 6 63. 10. 7 | 台風 24 号 | | 一部破損 2 | | | 崖崩れ 1 ブロック塀倒壊 2 |
| 平成元年 7. 4 | 竜 巻 | | 一部破損 5 | | | 停電 270 車両被害 8 被害船舶 3 ブロック塀倒壊 1 農水被害有 |
| 平成 2. 5. 11 2. 9. 17 2. 10. 5 | 大 雨 台風 19 号 台風 21 号 | | | 13 | 34 | 停電 800 電話不通 296 停電 1,207 |
| 平成 3. 7. 27 | 台風 9 号 | | 一部破損 5 | | | 道路破損 4 ブロック塀倒壊 1 |
| 9. 12 | 台風 17 号 | | 半壊 1 一部破損 1 | 3 | 6 | 道路破損 1 電話不通 2,005 停電 7,300 ブロック塀倒壊 1 公共建物 2 |
| 9. 26 | 台風 19 号 | | | 1 | | 電話不通 713 停電 1,700 |
| 平成 4. 4. 6 | 大 雨 | | | 7 | 20 | 文教施設 1 崖崩れ 1 |
| 6. 13 | 大 雨 | | | 27 | 33 | |
| 6. 27 | 台風 3 号 | | | | | 電話不通 528 停電 2,643 農水被害有 電話不通 133 |

| 年 月 日 | 原 因 | 被 害 状 況 | | | |
|--|--------------------------------------|--------------|------------------------------------|--------------------------|---|
| | | 人的被害 | 家屋被害 | 浸 水 (床上) (床下) | その他 |
| 平成5. 5. 26 8. 8 9. 1 | 大 雨 台風7号 台風13号 | | | | 林産(樹木) 9 電話不通 930 公共建物被害 3 停電 2,565 文教施設被害 14 |
| 平成6. 5. 27 | 大 雨 | | | | 道路破損 1 崖崩れ 1 農地崩壊 3 |
| 平成7. 7. 21 9. 20 10. 19 11. 6 | 台風3号 台風14号 大 雨 大 雨 | | | 1 1 | 電話不通 126 |
| 平成8. 5. 28 8. 12 | 大 雨 台風12号 | | | 1 2 1 1 | 農産被害 5,981千円 |
| 平成9. 4. 14 6. 26 8. 6 8. 17 12. 22 | 大 雨 台風8号 台風11号 台風13号 大 雨 | 重傷 1 軽傷 1 | 一部破損 1 一部破損 7 非住家 2 その他 5 | 1 2 1 1 1 1 2 2 | 道路破損 2 ブロック塀倒壊 1 農産被害 684千円 電話不通 2,300回線 停電 11,849戸 農水施設被害 8,000千円 農産被害 4,684千円 公共土木施設 4,000千円 |
| 平成10. 6. 5 9. 30 10. 4 10. 17 10. 26 | 大 雨 大 雨 大 雨 台風10号 大 雨 | | 半壊 1 一部破損 1 | 1 1 1 4 1 2 | 道路破損 1 崖崩れ 1 ブロック塀倒壊 1 崖崩れ 2 農産被害 775千円 その他被害 1,559千円 |
| 平成11. 4. 22 9. 21 | 大 雨 台風18号 | 軽傷 2 | 半壊 4 一部破損 25 非住家 3 | 1 3 3 1 | 農産被害 6,409千円 畜産被害 50千円 |

| 年 月 日 | 原 因 | 被 害 状 況 | | | |
|-----------------------|--------------------|---------|-------------------------|------------------|--|
| | | 人的被害 | 家屋被害 | 浸 水 (床上) (床下) | その他 |
| 平成 12. 4. 14 9. 12 | 大 雨 台風 12 号 | | 非住宅 3 半壊 1 一部破損 2 | 1 4 | 崖崩れ 1 農産被害 21,705 千円 |
| 11. 9 | 大 雨 | | 非住宅 3 | 33 20 | 河川氾濫 2 崖崩れ 3 |
| 平成 13. 6. 1 9. 8 | 大 雨 台風 16 号 | 重傷 1 | 全壊 1 半壊 1 一部破損 57 | 374 64 | 崖崩れ 2 道路崩壊 27 崖崩れ 37 被害船舶 2 停電 8745 戸 ブロック塀崩壊 6 公立文教施設被害 1,800 千円 農林水産業施設被害 3,500 千円 その他公共施設被害 6,650 千円 農産被害 25,329 千円 水産被害 3,300 千円 商工被害 42,760 千円 農産被害 3,441 千円 |
| 9. 27 10. 16 | 台風 19 号 台風 21 号 | 軽傷 2 | | 3 1 | |
| 平成 14. 4. 3 | 竜 巻 | | 非住宅 3 | | 電話不通 80 回線 商工被害 100 千円 |
| 6. 15 7. 3 | 大 雨 台風 5 号 | | 一部破損 1 | 51 42 | 崖崩れ 1 農産被害 4,889 千円 |
| 7. 14 | 台風 7 号 | | | | 2 農産被害 13,345 千円 |
| 9. 4 | 台風 16 号 | 軽傷 3 | 全壊 1 半壊 4 一部破損 15 | 3 | 農林水産業施設被害 2,800 千円 その他公共施設被害 1,209 千円 農産被害 7,313 千円 畜産被害 100 千円 |
| 平成 15. 8. 6 | 台風 10 号 | 軽傷 2 | 一部破損 3 非住宅 1 | 1 | 農産被害 11,887 千円 農産被害 180 千円 |
| 10. 7 | 大 雨 | | | | |

| 年 月 日 | 原 因 | 被 害 状 況 | | | | |
|--------------|---------|--------------|------------------|------------------|-----|---|
| | | 人的被害 | 家屋被害 | 浸 水 (床上) (床下) | その他 | |
| 平成 16. 6. 9 | 台風 4 号 | | | | 2 | 道路崩壊 1 崖崩れ 1 農産被害 250 千円 |
| 6. 19 | 台風 6 号 | | | | | 農産被害 14,021 千円 |
| 9. 5 | 台風 18 号 | 重傷 3 軽傷 2 | | | | 畑冠水 59.9ha 被害船舶 1 |
| 10. 19 | 台風 23 号 | 軽傷 2 | | | | |
| 平成 17. 6. 15 | | | | 18 | 25 | 道路崩壊 1 崖崩れ 14 公共土木施設被害 60,000 千円 農産被害 1,049 千円 |
| 平成 18. 5. 25 | 大 雨 | | 非住宅 1 | 1 | 1 | 道路崩壊 1 崖崩れ 3 |
| 8. 6 | 大 雨 | | | | 1 | |
| 9. 15 | 台風 13 号 | 軽傷 1 | 一部破損 1 | | | |
| 平成 19. 7. 12 | 台風 4 号 | 死者 1 軽傷 4 | 半壊 1 一部破損 5 1 | 1 | 1 | 学校 32 道路 77 被害船舶 1 停電 戸 公立文教施設被害 5,790 千円 農林水産業施設被害 825 千円 公共土木施設 16,345 千円 その他公共施設被害 11,051 千円 農産被害 15,815 千円 |
| 7. 17 | 大 雨 | | | | 1 | 水産被害 13,500 千円 |
| 8. 11 | 大 雨 | | 非住家 1 | | 1 | 商工被害 365 千円 畜産被害 580 千円 道路 1 崖崩れ 2 公共土木施設 5,380 千円 農産被害 32,500 千円 畜産被害 8,600 千円 |
| 8. 21 | 落 雷 | | | | | 農林水産業施設被害 400 千円 |
| 12. 21 | 大 雨 | | | | | |

| 年 月 日 | 原 因 | 被 害 状 況 | | | |
|--|--|---|--|------------------|---|
| | | 人的被害 | 家屋被害 | 浸 水 (床上) (床下) | その他 |
| 平成 21. 5. 27 6. 14 | 大 雨 大 雨 | | | | 崖崩れ 1 崖崩れ 1 |
| 平成 22. 2. 27 5. 15 8. 29 10. 28 | 地 震 大 雨 大 雨 台風 14 号 | | | 2 2 | 水道 27 道路 1 崖崩れ 5 ブロック塀 2 農業水産業施設被害 189 千円 農産被害 5,256 千円 |
| 平成 23. 11. 9 | 大 雨 | | | | 道路 1 |
| 平成 24. 6. 18 6. 19 7. 9 8. 5 8. 25 9. 15 9. 28 | 台風 4 号 大 雨 大 雨 台風 11 号 台風 15 号 台風 16 号 台風 17 号 | 軽傷 1 軽傷 1 重傷 3 軽傷 10 | 全壊 1 半壊 1 半壊 2 全壊 1 半壊 8 | | 崖崩れ 2 ブロック塀 1 崖崩れ 1 ブロック塀 1 農産被害 863 千円 農林水産業施設被害 30 千円 農産被害 2,494 千円 農産被害 30,394 千円 畜産被害 200 千円 |
| 平成 25. 10. 5 | 台風 23 号 | | | | 農産被害 159 千円 |
| 平成 26. 7. 8 10. 10 | 台風 8 号 台風 19 号 | 重傷 2 軽傷 5 重傷 2 軽傷 1 | 半壊 1 | 12 9 | 農産被害 9,350 千円 崖崩れ 26 |
| 平成 27. 7. 8 7. 20 8. 21 11. 14 | 台風 9 号 大 雨 台風 15 号 大 雨 | 軽傷 1 | 一部破損 1 非住家 1 | 2 2 1 | 農産被害 3,629 千円 農産被害 252 千円 |
| 平成 28. 4. 10 | 大雨 | | | 5 | 崖崩れ 1 |
| 平成 29. 5. 16 8. 3 9. 12 10. 21 10. 27 11. 17 | 大 雨 台風 5 号 台風 18 号 台風 21 号 台風 22 号 大 雨 | 軽傷 1 軽傷 2 | | 1 | 崖崩れ 1 崖崩れ 1 |

| 年 月 日 | 原 因 | 被 害 状 況 | | | | |
|--|---|--------------|--------|------------------|--------|---------------------------------------|
| | | 人的被害 | 家屋被害 | 浸 水 (床上) (床下) | | その他 |
| 平成 30. 6. 16 6. 30 7. 20 9. 28 10. 4 | 台風 6 号 台風 7 号 台風 10 号 台風 24 号 台風 25 号 | 軽傷 8 軽傷 1 | 一部破損 1 | 1 2 | | 道路陥没(私道) 1 崖崩れ 1 崖崩れ 1 崖崩れ 1 |
| 令和元. 6. 14 6. 24 9. 20 11. 22 | 大 雨 大 雨 台風 17 号 大 雨 | 軽傷 2 | | 1 | 1 4 | 車両浸水 7 崖崩れ 1 |

資料3-5 気象概況

(出典・沖縄气象台)

| 年 | 気 温 (°C) | | | 湿 度 (%) | | 降水量 (mm) | | | | | 風 速 M/S |
|----|----------|------|------|---------|----|------------|------------|-------|-------------|----------------|------------|
| | 平均 | 最高 | 低 | 平均 | 最小 | 年 間 総 量 | 最 大 日 量 | 月 日 | 1 時間 最 大 | 月 日 時 間 | 平均 |
| 6 | 23.0 | 33.7 | 10.3 | 74 | 30 | 1,941.0 | 143 | 5/31 | 52 | 10/25 21:00 | 5.1 |
| 7 | 22.6 | 33.3 | 9.1 | 74 | 34 | 1,911.0 | 92 | 5/14 | 40 | 10/19 12:00 | 5.1 |
| 8 | 22.8 | 33.9 | 8.5 | 74 | 33 | 2,167.0 | 172 | 8/31 | 49 | 3/20 10:00 | 5.3 |
| 9 | 23.0 | 32.8 | 9.3 | 73 | 30 | 2,077.0 | 195 | 8/07 | 49 | 4/14 03:00 | 5.2 |
| 10 | 24.4 | 34.7 | 10.9 | 76 | 28 | 3,263.0 | 160 | 10/05 | 46 | 10/26 15:00 | 5.0 |
| 11 | 23.5 | 33.3 | 10.1 | 74 | 31 | 1,906.0 | 182 | 9/22 | 49 | 4/22 12:00 | 5.3 |
| 12 | 23.0 | 33.5 | 10.3 | 75 | 33 | 2,925.0 | 192 | 11/09 | 64 | 4/14 20:00 | 5.4 |
| 13 | 23.4 | 35.6 | 10.1 | 72 | 25 | 2,247.0 | 286 | 9/08 | 101 | 9/18 05:00 | 5.2 |
| 14 | 23.2 | 33.3 | 10.0 | 71 | 23 | 2,117.0 | 220 | 9/05 | 60 | 6/15 17:00 | 5.2 |
| 15 | 23.4 | 35.5 | 9.5 | 69 | 29 | 1,567.0 | 168 | 8/07 | 67 | 8/07 05:00 | 5.4 |
| 16 | 23.4 | 33.9 | 9.9 | 69 | 30 | 1,939.0 | 133 | 6/09 | 48 | 7/05 16:00 | 5.4 |
| 17 | 23.1 | 34.6 | 9.0 | 70 | 31 | 1,773.0 | 180 | 6/15 | 59 | 6/15 23:00 | 5.5 |
| 18 | 23.5 | 35.0 | 10.2 | 75 | 34 | 2,146.0 | 170 | 8/06 | 61 | 8/06 08:00 | 5.2 |
| 19 | 23.5 | 34.5 | 10.9 | 72 | 29 | 2,723.0 | 282 | 8/11 | 56 | 7/13 12:10 | 5.4 |
| 20 | 23.4 | 33.8 | 10.7 | 71 | 30 | 1,493.0 | 122.5 | 3/30 | 54.0 | 3/30 06:40 | 4.9 |
| 21 | 23.4 | 34.6 | 9.3 | 72 | 10 | 1,849.5 | 101.5 | 6/15 | 43.5 | 6/15 03:13 | 5.3 |
| 22 | 23.1 | 33.2 | 9.1 | 74 | 33 | 2,775.0 | 216 | 5/16 | 44.0 | 2/15 02:18 | 5.3 |
| 23 | 22.9 | 32.9 | 8.7 | 75 | 31 | 2,081.5 | 253 | 8/6 | 60.0 | 8/06 07:08 | 5.4 |
| 24 | 23.0 | 33.3 | 11.6 | 74 | 32 | 2,955.0 | 172 | 8/27 | 53.5 | 7/9 08:31 | 5.5 |
| 25 | 23.3 | 34.8 | 10.3 | 73 | 34 | 1,802.5 | 136.5 | 10/05 | 60.0 | 3/31 09:04 | 5.3 |
| 26 | 23.1 | 33.9 | 10.6 | 73 | 32 | 2,882.5 | 261.0 | 10/11 | 71.0 | 7/09 06:01 | 5.3 |
| 27 | 23.6 | 33.8 | 9.6 | 73 | 22 | 1,627.5 | 118.0 | 7/10 | 72.0 | 9/02 15:00 | 5.2 |

| 年 | 気 温 (°C) | | | 湿 度 (%) | | 降 水 量 (mm) | | | | | 風 速 M/S |
|----|----------|------|------|---------|----|------------|------------|------|--------------|---------------|------------|
| | 平均 | 最高 | 低 | 平均 | 最小 | 年 間 総 量 | 最 大 日 量 | 月 日 | 1 時 間 最 大 | 月 日 時 間 | 平均 |
| 28 | 24.1 | 33.9 | 6.1 | 74 | 30 | 2,194.0 | 119.0 | 9/7 | 55.0 | 4/10 06:00 | 5.1 |
| 29 | 23.6 | 35.1 | 10.7 | 71 | 25 | 2,109.0 | 175.0 | 6/19 | 40.0 | 9/20 16:55 | 5.0 |
| 30 | 23.5 | 33.1 | 9.3 | 74 | 30 | 2,411.0 | 168.5 | 9/29 | 40.5 | 7/2 5:27 | 5.3 |
| 31 | 24.2 | 33.9 | 12.0 | 77 | 23 | | | | | | 5.2 |

注) 気温、湿度、風速は那覇気象観測所の数値、降水量は胡屋地区のアメダスの数値を記載。

資料3-6 沖縄県の過去における地震回数

(出典・沖縄気象台)

| 年 | 震 度 | | | | | | | | | 有感 地震 |
|-------|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|---|----------|
| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5弱 | 5強 | 6弱 | 6強 | 7 | |
| 昭和 61 | 57 | 15 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 74 |
| 62 | 19 | 8 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 28 |
| 63 | 26 | 3 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 34 |
| 平成元 | 25 | 9 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 36 |
| 2 | 31 | 13 | 3 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 48 |
| 3 | 545 | 152 | 49 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 756 |
| 4 | 810 | 450 | 130 | 34 | 6 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,430 |
| 5 | 114 | 48 | 6 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 171 |
| 6 | 36 | 31 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 75 |
| 7 | 55 | 17 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 75 |
| 8 | 47 | 13 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 62 |
| 9 | 72 | 21 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 101 |
| 10 | 39 | 15 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 61 |
| 11 | 45 | 12 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 57 |
| 12 | 67 | 19 | 5 | 4 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 96 |
| 13 | 67 | 17 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 92 |
| 14 | 48 | 18 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 70 |
| 15 | 26 | 15 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 41 |
| 16 | 34 | 13 | 5 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 53 |
| 17 | 33 | 5 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 40 |
| 18 | 44 | 16 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 64 |
| 19 | 49 | 16 | 13 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 78 |
| 20 | 48 | 6 | 3 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 59 |
| 21 | 51 | 21 | 5 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 78 |
| 22 | 61 | 15 | 5 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 84 |
| 23 | 43 | 17 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 63 |
| 24 | 32 | 14 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 51 |
| 25 | 54 | 12 | 7 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 73 |
| 26 | 55 | 11 | 4 | 4 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 74 |
| 27 | 43 | 22 | 11 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 77 |
| 28 | 65 | 27 | 6 | - | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 98 |

| 年 | 区分 | 震 度 | | | | | | | | 有感 地震 | |
|---------|----|-----|----|---|---|----|----|----|----|----------|-----|
| | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5弱 | 5強 | 6弱 | 6強 | | 7 |
| 平成 29 年 | | 45 | 16 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 69 |
| 30 | | 90 | 26 | 8 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 125 |
| 31 | | 37 | 16 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 54 |

※地震数が大きく変化する年（地震観測局の整備等により数多くの地震を観測することが可能になったため）

※平成 31 年は、9 月 8 日までのデータ

資料：気象庁「震度データベース」検索

資料3-7 沖縄県における昭和以降の被害地震・津波・噴火

(出典・沖縄気象台)

| 年 月 日 | 震 源 地 | M | 概 要 |
|--------------|--------------|-------|---|
| 昭和8. 2. 19 | 台湾東方沖 | — | 家屋陥落、人畜に被害なし |
| 昭和13. 6. 10 | 宮古島近海 | 6.7 | 宮古島平良港で津波あり。海面上1.3mの棧橋を洗い流し、はしけや帆船の多くは係留索を切断された。 |
| 昭和22. 9. 27 | 石垣島近海 | 6.8 | 石垣崩れる。 |
| 昭和32. 2. 24 | 石垣島北西 北西沖 | 7.4 | 石垣島で死者1人、コンクリート棧橋に亀裂、山崩れ、石垣崩壊、屋根瓦の落下あり、西表では死者4人、地割れ、落石あり。 |
| 昭和33. 3. 11 | 石垣島近海 | 7.2 | 「石垣島北東沖地震」死者2人、負傷者4人、家屋の破損ブロック塀の倒壊、田畑の没落、護岸や棧橋の亀裂、破損、道路や橋梁の没落、決壊等があった。 |
| 昭和34. 6. 8 | 硫黄島島 | — | 北西火山で噴煙の高さ3,000m、噴石、降灰あり。全島民86人は米軍によって島外に移住。 |
| 昭和35. 5. 23 | チリ沖 | 8.5 | 「チリ地震津波」津波が日本沿岸に24日2時00分到達。沖縄では死者3人、負傷者2人、住家全壊20、半壊79、床上浸水672、床下浸水813、橋梁の流出、決壊9カ所、道路決壊11カ所等の被害があった。沖縄での津波は大浦湾の杉田で最も大きく332cm、那覇港では約50cmであった。 |
| 昭和41. 3. 13 | 石垣島近海 | 6.7 | 与那国で死者2人、家屋全壊1、半壊3、石垣崩壊23、道路、水田、壁等に多少の被害。沖縄と九州西海岸に小津波あり。 |
| 昭和50. 11. 29 | ハワイ諸島 | 7.1 | 津波あり、那覇で波高14cm。 |
| 昭和61. 11. 15 | 台湾東方沖 | 7.8 | 津波あり、石垣島で波高28cm、那覇で19cm。 |
| 平成4. 10. 20 | 石垣島近海 | 5.0 | 「西表島群発地震」西表島西部でブロック塀に亀裂、石垣崩壊、落石等の被害あり。 |
| 平成5. 8. 8 | マリアナ諸島 | 8.0 | 宮古島で14cmの津波を観測。 |
| 平成7. 7. 30 | 南米チリ沿岸 | 7.8 | 31日那覇で11cm、宮古平良で8cmの津波を観測。 |
| 平成7. 10. 18 | 奄美大島近海 | 6.7 | 東村の慶佐次川と有銘川の河川域で50cm程度の津波があった。(聞き取り調査による。) |
| 平成8. 2. 17 | ニューギニア付近 | 8.1 | 沖縄26cm、宮古島26cm、石垣島15cmの津波を観測。 |
| 平成8. 9. 6 | 台湾付近 | 6.6 | 津波微少。 |
| 平成10. 5. 4 | 石垣島南方沖 | 7.6 | 宮古島10cm未満、石垣島10cm未満、与那国島数cm程度の津波を観測。 |
| 平成10. 7. 17 | ニューギニア付近 | 7.1 | 那覇数cm程度、宮古島数cm程度、石垣島数cm程度、与那国島数cm程度の津波を観測。 |
| 平成22. 2. 28 | チリ中部沿岸 | Mw8.8 | 那覇24cm、南城市安座真34cm、与那国島8cm、石垣島20cm、宮古島43cm、南大東島8cmの津波を観測。 |
| 平成23. 3. 11 | 東北地方 太平洋沖 | Mw9.0 | 東日本大震災。那覇60cm、南城市安座真37cm、与那国島14cm、石垣島23cm、宮古島65cm、南大東島19cmの津波を観測。 |

資料 3-8 過去 5 年間の火災発生状況

| 区分 年別 | 火災 件数 | 火災種別 | | | | 焼損程度 | | | り 災 世 帯 | り 災 人 員 | 死傷者 | | 焼損面積 | | 損害見積額 (単位：千円) | | | | |
|----------|----------|--------|--------|--------|-------------|--------|--------|-------------|------------------|------------------|--------|-------------|---------------|---------------|---------------|-----------------|--------|--------|-------------|
| | | 建 物 | 林 野 | 車 両 | そ の 他 | 全 焼 | 半 焼 | 部 分 焼 | | | 死 者 | 負 傷 者 | 建 物 (㎡) | 林 野 (㎡) | 計 | 内容物 含む 建物 | 林 野 | 車 両 | そ の 他 |
| H26 | 55 | 33 | 2 | 6 | 14 | 4 | 1 | 1 | 24 | 83 | 0 | 9 | 450 | 180 | 48,310 | 47,895 | 0 | 410 | 5 |
| H27 | 48 | 27 | 4 | 5 | 12 | 5 | 2 | 6 | 18 | 42 | 1 | 2 | 569 | 0 | 63,849 | 63,539 | 0 | 310 | 0 |
| H28 | 46 | 29 | 0 | 9 | 8 | 2 | 0 | 5 | 25 | 63 | 0 | 3 | 176 | 0 | 12,034 | 11,664 | 0 | 370 | 0 |
| H29 | 47 | 32 | 0 | 3 | 12 | 0 | 3 | 6 | 15 | 41 | 3 | 3 | 909 | 0 | 84,187 | 81,237 | 0 | 2,950 | 0 |
| H30 | 36 | 20 | 0 | 4 | 12 | 2 | 3 | 9 | 10 | 24 | 1 | 7 | 383 | 0 | 70,912 | 69,712 | 0 | 1,200 | 0 |

4. 水害、土砂災害関係 資料4-1 二級指定河川

(平成30年4月1日現在)

| 所轄 | 番号 | 水系名 | 河川名 | 指定区間 | 指定延長 | 流域面積 | 指定年月日 |
|---------|----|-----|------|-----------------------------------|---------|-----------------------|---|
| 中部土木事務所 | 43 | 天願川 | 川崎川 | 左岸 沖縄市字池原 2879 番地先から天願川合流点まで | 3,800m | 12.26k m ² | 昭和60年10月11日 |
| | | | | 右岸 沖縄市登川 1558 番地先から天願川合流点まで | | | |
| | 44 | 比謝川 | 比謝川 | 左岸 沖縄市字胡屋 5 丁目 355 番 3 から海に至る | 15,932m | 49.66k m ² | 昭和15年12月10日 昭和50年6月24日変更 平成24年3月30日変更 |
| | | | | 右岸 〃 | | | |
| | 45 | 比謝川 | 与那原川 | 左岸 うるま市石川山城 1563-45 番地先から比謝川合流点まで | 6,450m | 8.79k m ² | 昭和56年1月30日 平成24年3月30日変更 |
| | | | | 右岸 沖縄市字倉敷 304-6 番地先から比謝川合流点まで | | | |

資料4-2 重要水防区域内で危険と予想される区域（河川）

(平成31年4月1日現在)

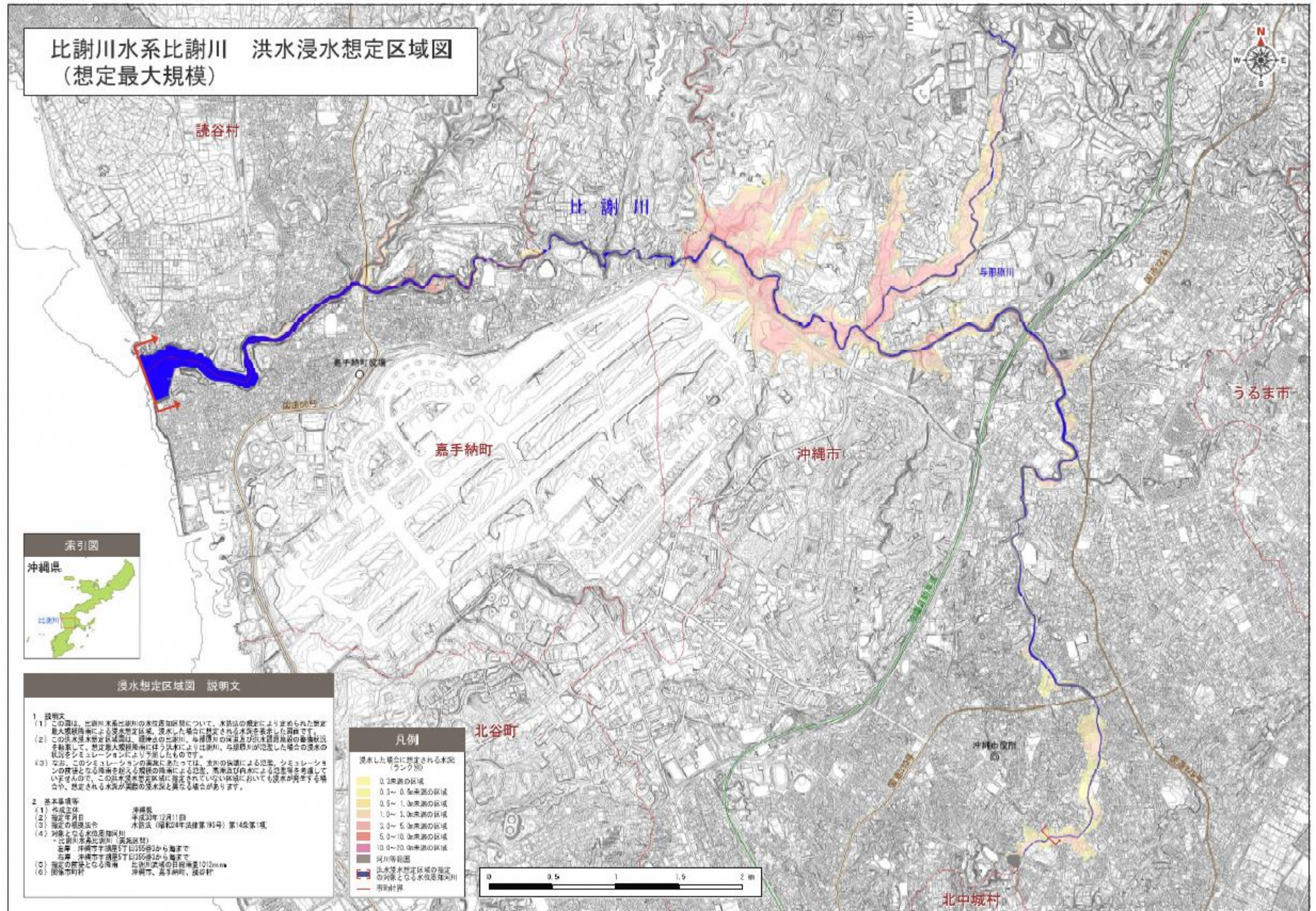
| 所轄土木事務所等名 | 水防管理団体名 | 番号 | 水系名 | 河川名 | 重要水防区域 | | 危険と予想される主な区域 | | 予想される危険 | 予想される被害の程度 | | | |
|-----------|---------|----|-----|------|--------|--------------|--------------|----------------|---------|------------|--------|-------|--------|
| | | | | | 流路延長 | 区域 | 流路延長 | 区域 | | 家屋(棟) | 耕地(ha) | 人口(人) | 面積(ha) |
| 中部土木事務所 | 沖縄市 | 19 | 比謝川 | 比謝川 | 15.9 | 沖縄市胡屋～河口 | 7.3 | 沖縄市胡屋～沖縄市白川東尻原 | 溢水 | 380 | 17.3 | 1,002 | 103.1 |
| 〃 | 〃 | 20 | 〃 | 与那原川 | 3.0 | 沖縄市倉敷～比謝川合流点 | 3.0 | 左同 | 〃 | — | 32.0 | — | 32.0 |
| 〃 | 〃 | 21 | 天願川 | 川崎川 | 3.7 | 沖縄市池原～天願川合流点 | 3.7 | 左同 | 〃 | — | — | — | — |

資料4-3 準用河川

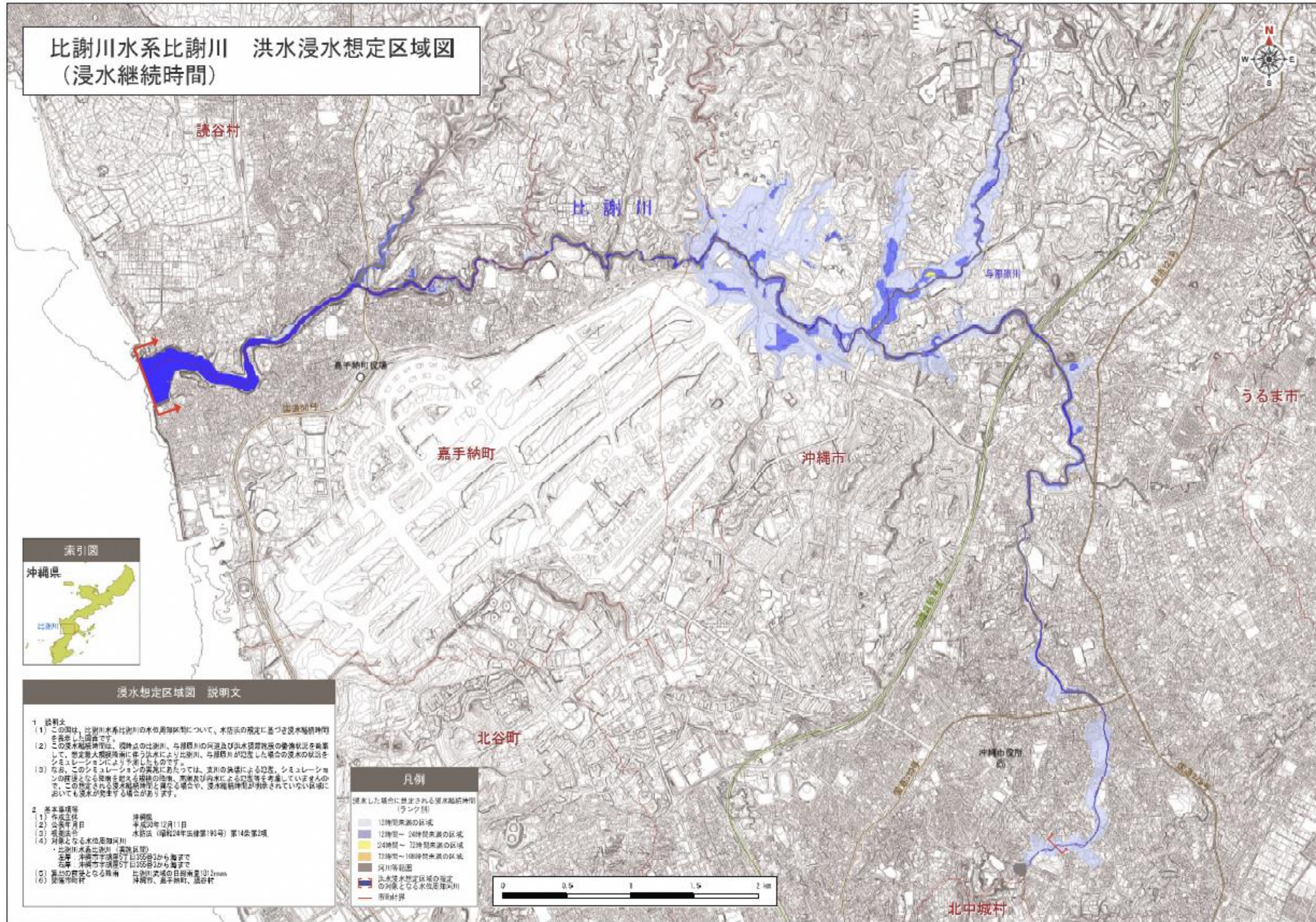
(平成30年4月1日現在)

| 所轄 | 番号 | 水系名 | 河川名 | 指定区間 | 指定延長(m) | 流域面積(km ²) | 指定年月日 |
|---------|----|-----|-----|---|---------|------------------------|-----------|
| 中部土木事務所 | 8 | 天願川 | 川崎川 | 左岸 うるま市字兼箇段 1897 番地～沖縄市登川中川原 1175 右岸 うるま市字兼箇段 1895 番地～沖縄市登川中川原 141 | 1,140 | 12.26 | 昭和52年2月9日 |

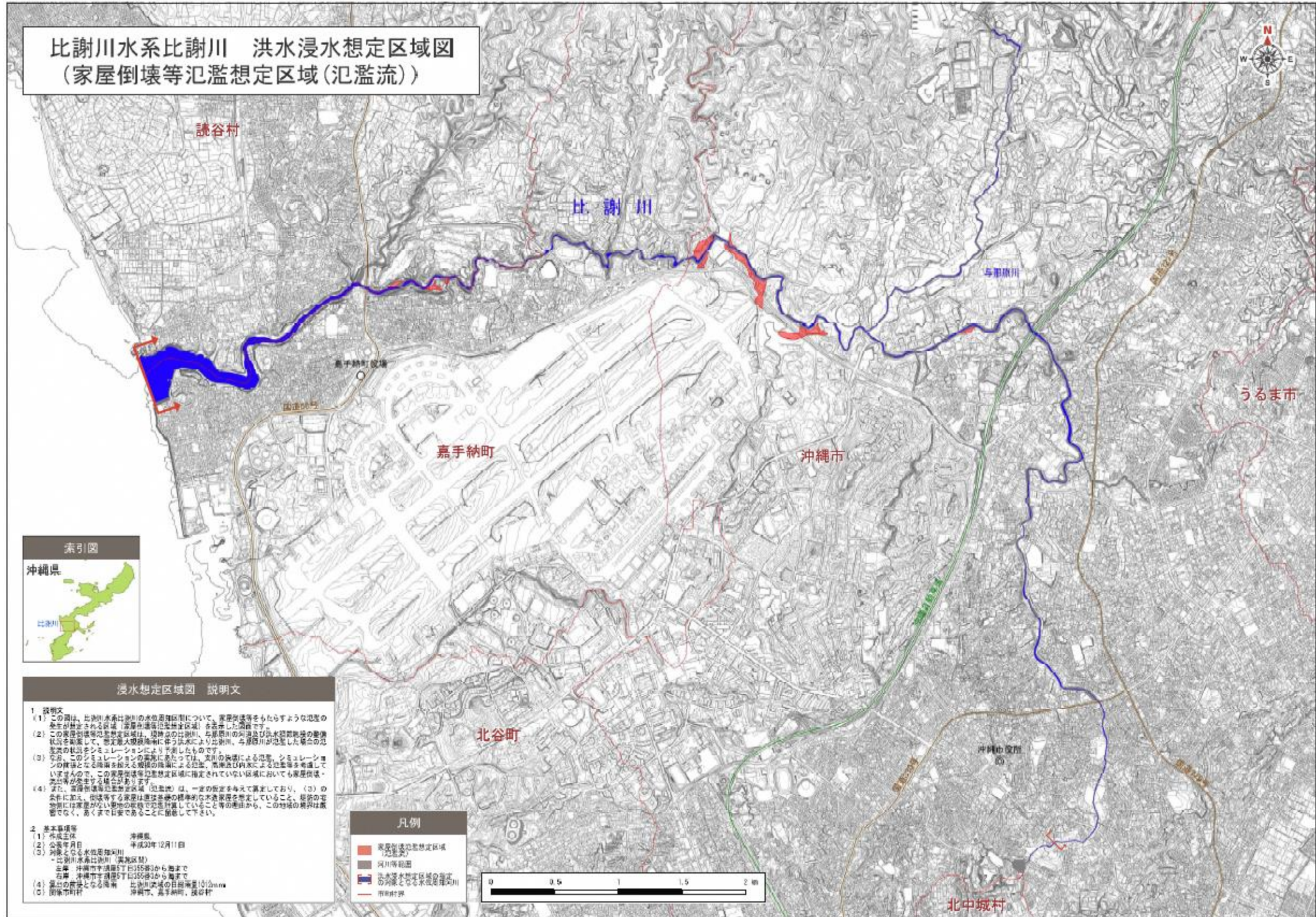
資料4-4 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図(想定最大規模)



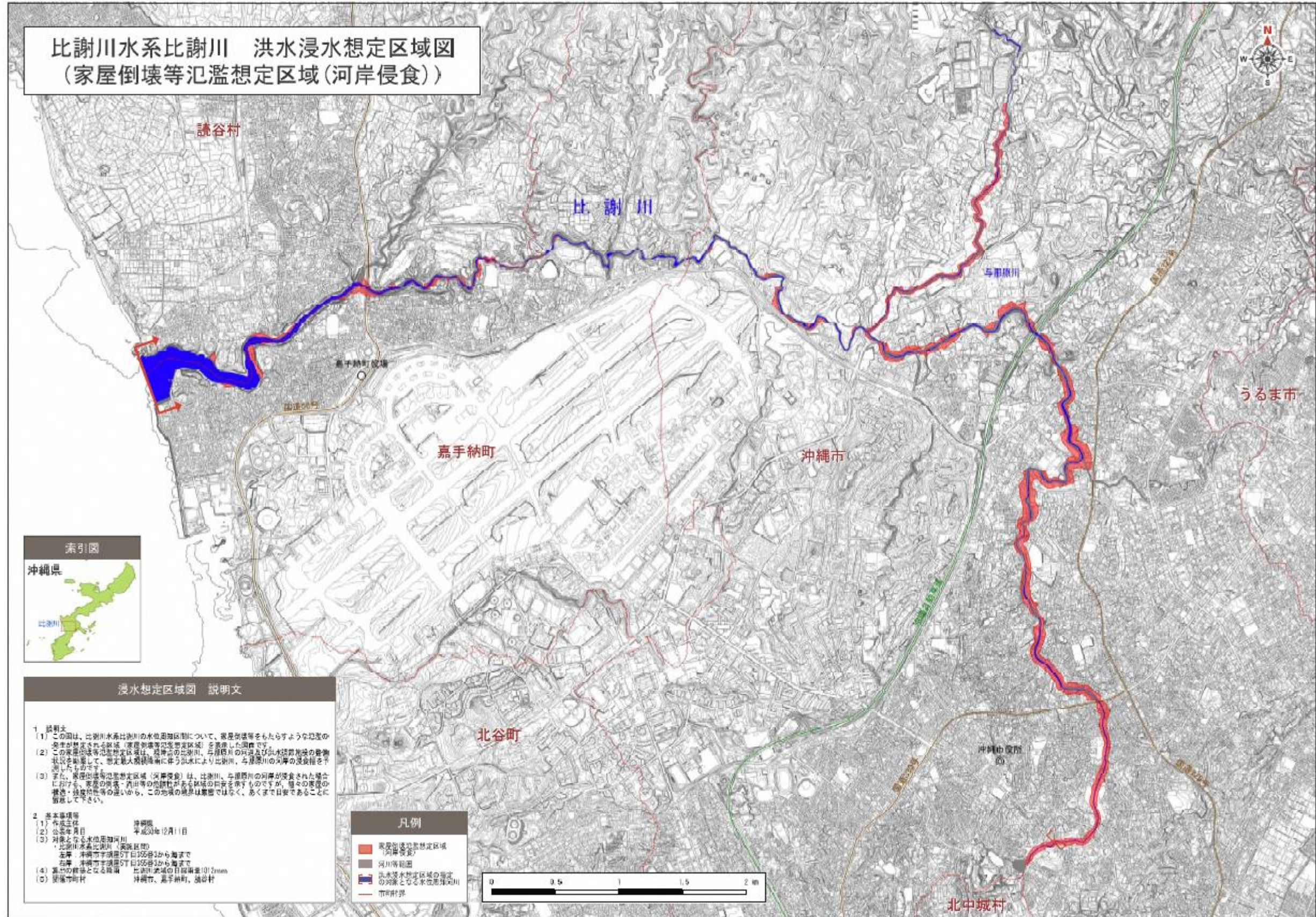
資料4-5 比謝川水系 比謝川洪水想定区域図（浸水継続時間）



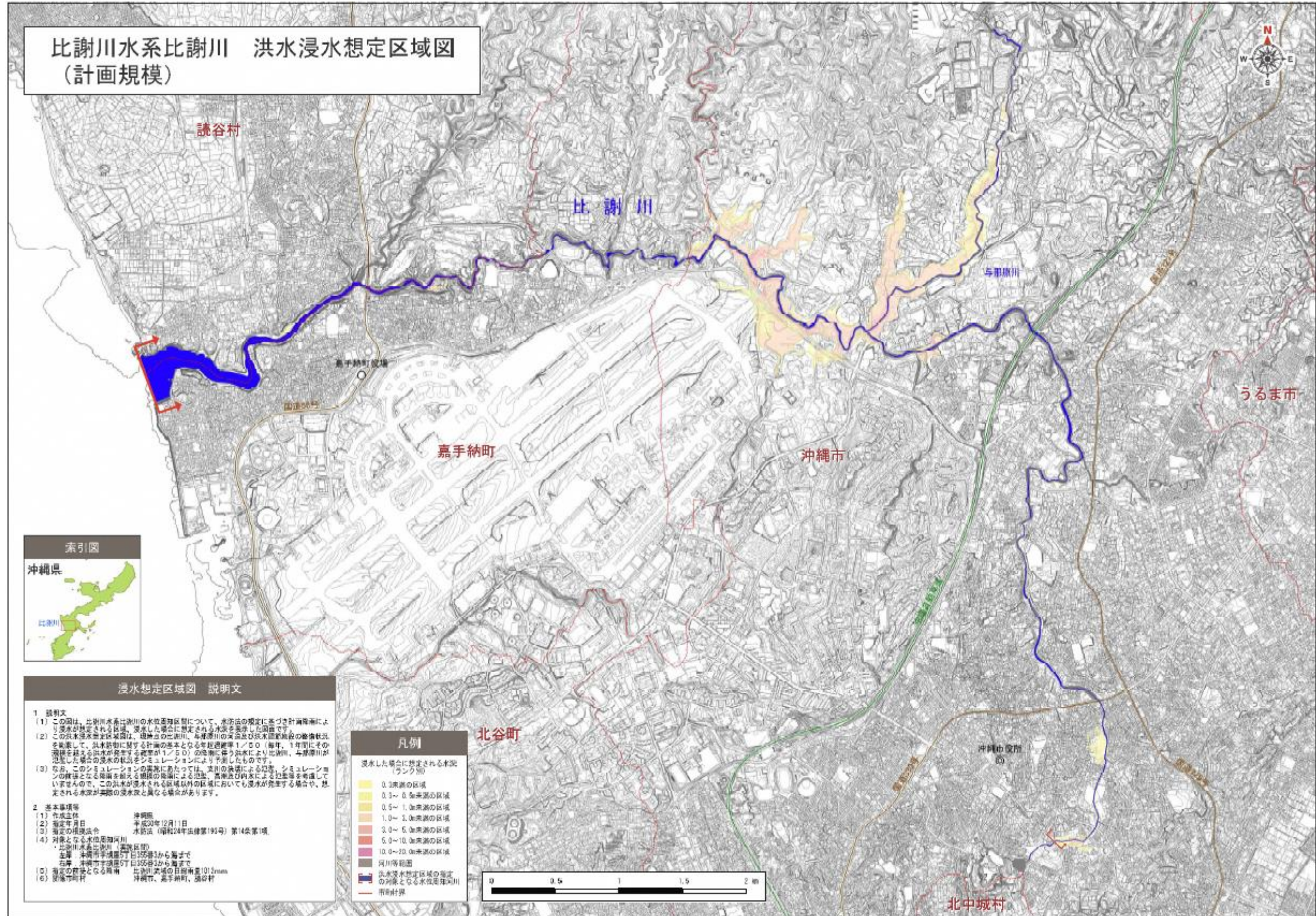
資料4-6 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））



資料4-7 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食））



資料4-8 比謝川水系 比謝川浸水想定区域図(計画規模)



資料4-9 水防工法一覧表

水防計画の手引き（水防管理団体版）（国土交通省水管理・国土保全局）参照

| 原因 | 工法 | 工法の概要 | 利用箇所、河川 | おもに使用する資材 | |
|------------|---------------|-----------------------------|---|-------------------------|-----------------------|
| | | | | 現 在 | |
| 水があふれる(越水) | 積み土のう工 | 堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる | 一般河川 | 土のう、防水シート、鉄筋棒 | |
| | せき板工 | 堤防の上端(天端)にくいを打ちせき板をたてる | 都市周辺河川(土のうの入手困難) | 鋼製支柱、軽量鋼板 | |
| | 蛇かご積み工 | 堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く | 急流河川 | 鉄線蛇かご、玉石、防水シート | |
| | 水マット工(連結水のう工) | 堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く | 都市周辺河川(土のう、板など入手困難) | 既製水のう、ポンプ、鉄パイプ | |
| | 裏むしろ張り工 | 堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する | あまり高くない堤体の固い箇所 | むしろ、半割竹、土俵 | |
| | 裏シート張り工 | 堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する | 都市周辺河川(むしろ、竹の入手困難) | 防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう | |
| 漏水 | 居住側(川裏)対策 | 釜段工(釜築き、釜止め) | 裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする | 一般河川 | 土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ |
| | | 水マット式釜段工 | 裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる | 都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難) | 既製水のうポンプ、鉄パイプ |
| | | 鉄板式釜段工(簡易釜段工) | 裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒状に組み立てる | 都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難) | 鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい |
| | | 月の輪工 | 居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する | 一般河川 | 土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒 |
| | | 水マット月の輪工 | 裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるようにビニロン帆布製水のうを組み立てる | 都市周辺河川(土砂、土のうの入手困難) | 既製水のう、くい、土のう、ビニロンパイプ |
| | | たる伏せ工 | 裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけを置く | 一般河川 | たる、防水シート、土のう |
| | 川側(川表)対策 | 導水むしろ張り工 | 居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる | 一般河川(漏水量の少ない箇所) | 防水シート、丸太、竹 |
| | | 詰め土のう工 | 川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める | 一般河川(構造物のあるところ、水深の浅い部分) | 土のう、木ぐい、竹ぐい |
| | | むしろ張り工 | 川側(川表)の漏水面にむしろを張る | 一般河川(水深の浅い所) | むしろ、竹、土のう、竹ピン |
| | | 継ぎむしろ張り工 | 川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る | 一般河川(漏水面の広い所) | むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう |
| | | シート張り工 | 川側(川表)の漏水面に防水シートを張る | 都市周辺河川(むしろが入手困難) | 防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう |
| | | たたみ張り工 | 川側(川表)の漏水面にたたみを張る | 一般河川(水深の浅いところ) | 土俵の代わりに土のう |

| 原因 | 工法 | 工法の概要 | 利用箇所、河川 | おもに使用する資材 | |
|-------------|------------------------------|---|---|--------------------|-----------------|
| | | | | 現 在 | |
| 深掘れ (洗堀) | むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たみ張り工 | 漏水防止と同じ | 芝付き堤防で比較的緩流河川 | 漏水防止と同じ | |
| | 木流し工 (竹流し工) | 樹木(竹)に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する | 急流河川 | 立木、土のう、ロープ、鉄線、くい | |
| | 立てかご工 | 川側堤防斜面(表のり面)に蛇かごを立てて被覆する | 急流河川 砂利堤防 | 鉄線蛇かご、詰め石、くい、鉄線 | |
| | 捨て土のう工 捨て石工 | 川側堤防斜面(表のり面)決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する | 急流河川 | 土のう、石異形コンクリートブロック | |
| | 竹網流し工 | 竹を格子状に結束し土のうをつけて、堤防斜面(のり面)を被覆する | 緩流河川 | 竹、くい、ロープ、土のう | |
| 決壊 | わく入れ工 | 深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する | 急流河川 | 枠組み、石俵、鉄線、蛇かご | |
| | 築きまわし工 | 堤防の川側(表)が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面(裏のり)で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる | 凸側堤防 他の工法と併用 | くい、割竹、板、土のう、くぎ | |
| | びょうぶ返し工 | 竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面(のり面)を覆う | 比較的緩流河川 | 竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう | |
| き裂 | 上端(天端) | 折り返し工 | 上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する | 粘土質堤防 | 竹、土のう、ロープ |
| | | くい打ち継ぎ工 | 折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ | 砂質堤防 | くい、鉄線 |
| | 上端(天端)～居住側堤防斜面(裏のり) | 控え取り工 | き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので折り返し工と同じ | 粘土質堤防 | 竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線 |
| | | 継ぎ縫い工 | き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので控え取り工と同じ | 砂質堤防 | くい、竹、鉄線、土のう |
| | | ネット張り き裂防止工 | 継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる | 石質堤防 | くい、金鋼、鉄線、土のう |

| 原因 | | 工法 | 工法の概要 | 利用箇所、河川 | おもに使用する資材 現 在 |
|----------------|---------|------------------|--|---------|------------------|
| 居住側堤防斜面(裏のり)崩壊 | き 裂 | 五徳縫い工 | 居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ | 粘土質堤防 | 竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう |
| | | 五徳縫い工(くい打ち) | 居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる | 粘土質堤防 | くい、ロープ、土のう、丸太 |
| | | 竹さし工 | 居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす | 粘土質堤防 | 竹、土のう |
| | | 力ぐい打ち工 | 居住側堤防斜面(裏のり面)先付近にくいを打ちこむ | 粘土質堤防 | くい、土のう |
| | | かご止め工 | 居住側堤防斜面(裏のり面)にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う | 砂質堤防 | くい、竹、鉄線、土のう |
| | 崩 壊 | 立てかご工 | 居住側堤防斜面(裏のり面)に蛇かごを立て被覆する | 急流河川 | 鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ |
| | | くい打ち積み土のう工 | 居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる | 砂質堤防 | くい、布木、鉄線、土のう |
| | | 土のう羽口工 | 居住側堤防斜面(裏のり面)に土のうを小口に積み上げる | 一般堤防 | 竹ぐい、土砂、土のう |
| | | つなぎくい打ち工 | 居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる | 一般堤防 | くい、土のう、布木、鉄線、土砂 |
| | | さくかき詰め土のう工 | つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る | 一般堤防 | くい、竹、そだ、鉄線、土のう |
| | | 築きまわし工 | 居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ちさくを作り中詰め土のうを入れる | 一般堤防 | くい、さく材、布木、土のう |
| その他 | 流下物除去作業 | 橋のピアなどに堆積した流木の除去 | 一般河川 | 長尺竹、とび口 | |
| | 水防対策車 | 現地対策本部の設置 | 一般河川 | 指揮車、無線車 | |

資料4-10 急傾斜地崩壊危険箇所

[急傾斜地崩壊危険箇所(Ⅰ)]

<自然斜面>

(平成31年4月1日現在)

| 所轄土木事務所等名 | 水防管理団体名 | 箇所番号 | 箇所名 | 位置 | | | 地形 | | | 保全対策 | | | 急傾斜地崩壊危険区域の指定 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域 | | | |
|-----------|---------|-------|--------|-----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-----------|------|----------------------|---------------------------------------|--------|-----------|-------|
| | | | | 市町村 | 大字 | 小字 | 傾斜(度) | 延長(m) | 高さ(m) | 人家(戸) | 公共的建物 | 公共施設 | | 箇所名 | 指定年月日 | 告示番号 | |
| 中部土木事務所 | 沖繩市 | I-122 | 池原(1) | 沖繩市 | 池原 | 池原 | 43 | 130 | 21.9 | 7 | | | 市道(90m) | 無 | 池原(1) | H20.10.3 | 第598号 |
| 〃 | 〃 | I-123 | 池原(2) | 〃 | 〃 | 〃 | 70 | 185 | 14.0 | 13 | | | 市道(120m) 道路(60m) | 無 | 池原(2) | H20.10.3 | 第598号 |
| 〃 | 〃 | I-124 | 池原(3) | 〃 | 〃 | 〃 | 45 | 115 | 5.5 | 8 | | | 市道(70m)、 道路(20m) | 無 | 池原(3) | H20.10.3 | 第598号 |
| 〃 | 〃 | I-125 | 池原(4) | 〃 | 〃 | 東佐久原 | 30 | 110 | 8.7 | 7 | | | 道路(85m) | 無 | 池原(4) | H20.10.3 | 第598号 |
| 〃 | 〃 | I-126 | 八重島 | 〃 | 八重島 | 八重島一丁目 | 64 | 75 | 16.0 | 8 | | | | 無 | 八重島 | H20.12.5 | 第705号 |
| 〃 | 〃 | I-127 | 嘉間良(1) | 〃 | 嘉間良 | 嘉間良一丁目 | 35 | 220 | 23.1 | 38 | 幼稚園、 寮 | 2 | 市道(250m) 道路(30m) | 無 | 嘉間良(1) | H20.10.14 | 第614号 |
| 〃 | 〃 | I-128 | 室川(1) | 〃 | 仲宗根 | 室川原 | 52 | 240 | 19.0 | 66 | 市役所 | 1 | 市道(50m)、 道路(60m) | 無 | 室川(1) | H20.10.3 | 第597号 |
| 〃 | 〃 | I-129 | 大里(3) | 〃 | 大里 | 後原 | 37 | 110 | 7.0 | 5 | | | 市道(10m)、 道路(65m) | 無 | 大里(3) | H20.10.3 | 第598号 |
| 〃 | 〃 | I-130 | 大里(1) | 〃 | 〃 | 〃 | 45 | 460 | 10.6 | 32 | 高等学校 | 1 | 国道(260m) 道路(485m) | S54.1.8 | 大里(1) | H27.6.5 | 第354号 |
| 〃 | 〃 | I-131 | 大里(2) | 〃 | 〃 | 〃 | 47 | 140 | 15.8 | 10 | | | 市道(85m)、 道路(20m) | S59.12.11 | 大里(2) | H27.6.5 | 第354号 |
| 〃 | 〃 | I-132 | 高原(2) | 〃 | 高原 | 上原 | 62 | 200 | 12.8 | 31 | | | 市道(100m) 道路(170m) | 無 | 高原(2) | H27.6.5 | 第354号 |
| 〃 | 〃 | I-133 | 高原(1) | 〃 | 〃 | 高原 | 36 | 100 | 7.7 | 9 | | | | S59.12.11 | 高原(1) | H27.6.5 | 第354号 |
| 〃 | 〃 | I-134 | 比屋根(3) | 〃 | 比屋根 | 上原 | 32 | 105 | 8.0 | 19 | | | 道路(485m) | 無 | 比屋根(3) | H27.6.5 | 第354号 |
| 〃 | 〃 | I-135 | 比屋根(2) | 〃 | 〃 | 西原 | 35 | 295 | 14.0 | 12 | | | 道路(310m) | H1.9.16 | 比屋根(2) | H27.6.5 | 第354号 |
| 〃 | 〃 | I-136 | 比屋根(1) | 〃 | 〃 | 上原 | 35 | 185 | 14.3 | 14 | | | 道路(90m) | S61.9.16 | 比屋根(1) | H27.6.5 | 第354号 |
| 〃 | 〃 | I-137 | 園田(1) | 〃 | 園田 | 園田三丁目 | 45 | 50 | 10.0 | 5 | | | | 無 | 園田(1) | H20.12.5 | 第705号 |

| 所轄土木事務所等名 | 水防管理団体名 | 箇所番号 | 箇所名 | 位置 | | | 地形 | | | 保全対策 | | | 急傾斜地崩壊危険区域の指定 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域 | | | | |
|-----------|---------|-------|--------|-----|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-----------------------------------|---------------------------------------|--------------|-----------|----------|-------|
| | | | | 市町村 | 大字 | 小字 | 傾斜(度) | 延長(m) | 高さ(m) | 人家(戸) | 公共的建物 | 公共施設 | | 箇所名 | 土砂災害警戒区域 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 指 定 年 月 日 | 告示番号 | | |
| 〃 | 〃 | I-138 | 園田(2) | 〃 | 〃 | 〃 | 40 | 100 | 12.5 | 26 | | | 市道(105m) | 無 | 園田(2) | H20.12.5 | 第705号 | |
| 〃 | 〃 | I-139 | 久保田(1) | 〃 | 久保田 | 久保田二丁目 | 55 | 100 | 8.2 | 10 | | | 市道(120m) | H2.8.24 | 久保田(1) | H27.6.5 | 第354号 | |
| 〃 | 〃 | I-140 | 久保田(2) | 〃 | 〃 | 〃 | 45 | 90 | 16.0 | 19 | | | | 無 | 久保田(2) | H20.10.3 | 第597号 | |
| 〃 | 〃 | I-141 | 山里 | 〃 | 山里 | 山里一丁目 | 42 | 160 | 8.1 | 19 | | | 市道(155m) | 無 | 山里 | H20.9.16 | 第558号 | |
| 〃 | 〃 | I-142 | 南桃源(1) | 〃 | 南桃源 | 南桃源四丁目 | 40 | 80 | 12.0 | 6 | | | 市道(50m)、 道路(775m)、 河川(395m) | 無 | 南桃源(1) | H27.6.5 | 第354号 | |
| 〃 | 〃 | I-143 | 南桃源(2) | 〃 | 〃 | 南桃源三丁目 | 40 | 160 | 8.5 | 11 | | | | 無 | 南桃源(2) | H27.6.5 | 第354号 | |
| 〃 | 〃 | I-144 | 与儀(1) | 〃 | 与儀 | 田原 | 39 | 375 | 25.0 | 28 | | | 市道(190m)、 道路(250m) | 無 | 与儀(1) | H20.12.5 | 第705号 | |
| 〃 | 〃 | I-262 | 与儀(3) | 〃 | 与儀 | 田原 | 33 | 680 | 26.0 | 19 | | | 市道(60m) | 無 | 与儀(3) | H20.12.5 | 第705号 | |
| 〃 | 〃 | I-357 | 池原(5) | 〃 | 池原 | 池原 | 90 | 105 | 9.3 | 8 | | | 市道(10m) | 無 | 池原(5) | H27.6.5 | 第354号 | |
| 〃 | 〃 | I-358 | 八重島(2) | 〃 | 八重島 | 八重島川原 | 74 | 130 | 11.1 | 12 | 神社 | 1 | 道路(25m) | 無 | 八重島(2) | H20.12.5 | 第705号 | |
| 〃 | 〃 | I-359 | 嘉間良(2) | 〃 | 嘉間良 | 茶城原 | 41 | 125 | 11.4 | 8 | | | 市道(50m)、 公園(1) | 無 | 嘉間良(2) | H20.10.14 | 第614号 | |
| 〃 | 〃 | I-360 | 嘉間良(4) | 〃 | 〃 | 嘉間良原 | 30 | 120 | 15.3 | 9 | | | 市道(70m)、 道路(60m)、 公園(1) | 無 | 嘉間良(4) | H20.10.14 | 第614号 | |
| 〃 | 〃 | I-361 | 嘉間良(6) | 〃 | 〃 | 不志久保原 | 53 | 80 | 12.4 | 9 | | | 道路(30m) | 無 | 嘉間良(6) | H20.10.14 | 第614号 | |
| 〃 | 〃 | I-362 | 越来 | 〃 | 越来 | 深川原 | 61 | 153 | 10.5 | 7 | | | 市道(40m) | 無 | 越来 | H20.12.5 | 第705号 | |
| 〃 | 〃 | I-363 | 嘉間良(5) | 〃 | 嘉間良 | 不志久保原 | 61 | 48 | 14.2 | 6 | | | 道路(5m) | 無 | 嘉間良(5) | H20.10.14 | 第614号 | |
| 〃 | 〃 | I-364 | 室川(2) | 〃 | 仲宗根 | 室川原 | 48 | 110 | 8.6 | 16 | | | 道路(10m) | 無 | 室川(2) | H20.10.3 | 第597号 | |
| 〃 | 〃 | I-365 | 比屋根(4) | 〃 | 比屋根 | 上原 | 30 | 155 | 13.2 | 9 | | | 市道(70m)、 道路(40m) | 無 | 比屋根(4) | H20.9.16 | 第558号 | |
| 〃 | | | | | | | | | | | | | 急傾斜地崩壊危険箇所(I)以外の箇所 | | | 比屋根(5) | H29.6.27 | 第346号 |

【急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）】

＜自然斜面＞

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

| 所轄土木 事務所等名 | 水防 管理 団体名 | 箇所 番号 | 箇所名 | 位 置 | | | 地 形 | | | 保 全 対 策 | | 急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区域の指定 | 土砂災害警戒区域等における土砂災害 防止対策の推進に関する法律による指 定区域 | | |
|---------------|-----------------|----------|--------|-------|-----|-----|-----------|-----------|-----------|-----------|------|-----------------------------|---|--------------------------|----------|
| | | | | 市・町・村 | 大字 | 小字 | 傾斜 (度) | 延長 (m) | 高さ (m) | 人家 (戸) | 公共施設 | | 箇所名 | 土 砂 災 害 警 戒 区 域 指定年月日 | 告示 番号 |
| 中部土木事務所 | 沖縄市 | Ⅱ-195 | 知花 | 沖縄市 | 知花 | 東原 | 72 | 57 | 13.4 | 4 | | 無 | 知花 | H20.12.5 | 第705号 |
| 〃 | 〃 | Ⅱ-196 | 嘉間良(3) | 〃 | 嘉間良 | 茶城原 | 120 | 83 | 9.3 | 4 | 広場 | 無 | 嘉間良(3) | H20.10.14 | 第614号 |
| 〃 | 〃 | Ⅱ-197 | 与儀(2) | 〃 | 与儀 | 仲原 | 105 | 70 | 12.5 | 3 | | 無 | 与儀(2) | H20.12.5 | 第705号 |

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む。）ある箇所。

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。

資料 4-11 急傾斜地崩壊危険区域指定一覧表

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

| 土木事務所 | 番 号 | 指定区域（位置） | | 面積 (ha) | 地形 | | | 被害対策 | | 指定年月日 | 指定告示番 号 |
|---------|--------|----------|---------|------------|-------|--------|--------|--------|--|-----------|------------|
| | | 市町村 | 箇所名 | | 傾斜角度 | 長さ (m) | 高さ (m) | 人家 (戸) | | | |
| 中部土木事務所 | 12 | 沖縄市 | 大里 (1) | 367.18 | 73 | 150 | 11 | 30 | | 昭和 54.1.8 | 第6号 |
| | 13 | 〃 | 大里・桃原 | 47.17 | 40 | 110 | 14 | 10 | | 59.12.11 | 第1001号 |
| | 14 | 〃 | 高 原 | 23.42 | 35 | 95 | 7 | 11 | | 〃 | 第1000号 |
| | 15 | 〃 | 比 屋 根 | 73.34 | 35 | 150 | 14.3 | 15 | | 61.9.16 | 第646号 |
| | 16 | 〃 | 比屋根 (2) | 114.98 | 35 | 215 | 14 | 15 | | 平成元.9.16 | 第696号 |
| | 17 | 〃 | 久 保 田 | 21.25 | 45 | 100 | 7 | 8 | | 2.8.24 | 第661号 |
| | 18 | 〃 | 与儀 (3) | 162.12 | 35 | 189 | 24~30 | 10 | | 10.4.14 | 第369号 |
| | 19 | 〃 | 嘉 良 間 | 93.1 | 31~36 | 17~44 | 10~23 | 12 | | 14.4.30 | 第384号 |

資料 4-12 地すべりによる危険が予想される箇所

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

| 所轄土木事務所等名 | 水防管理団体名 | 番号 | 区域名 | 位置 | | 面積 (ha) | 地すべり指定地の有無 | 区域内の保全対策 | | | | | 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律による指定区域 | | |
|-----------|---------|----|-------|------|-----|---------|------------|-------------|--------|---------|-------------------------------------|-----|---------------------------------------|----------|---------|
| | | | | 市町村名 | 大字名 | | | 河川への影響 (m³) | 人家 (戸) | 耕地 (ha) | 公共的建物施設の種類の数 | その他 | 箇所名 | 土砂災害警戒区域 | |
| | | | | | | | | | | | | | | 指定年月日 | 告示番号 |
| 中部土木事務所 | 沖縄市 | 4 | 嘉間良 | 沖縄市 | 嘉間良 | 6.5 | 無 | | 181 | 0.2 | 市道 1080m 幼園 1 | | 嘉間良 | H27.6.5 | 第 354 号 |
| 〃 | 〃 | 5 | 桃原 | 〃 | 桃原 | 89.1 | 無 | | 433 | 2.1 | 国道 550m 県道 1050m 市道 1760m 学校 1 公館 2 | | 桃原 | H27.6.5 | 第 354 号 |
| 〃 | 〃 | 6 | 古謝 | 〃 | 古謝 | 34.8 | 無 | | 43 | 12.1 | 市道 1720m | | 古謝 | H27.6.5 | 第 354 号 |
| 〃 | 〃 | 7 | 仲宗根 | 〃 | 仲宗根 | 21.7 | 有 | | 415 | 0.5 | 国道 230m 県道 160m 市道 1380m 学校 1、幼園 2 | | 仲宗根 | H27.6.5 | 第 354 号 |
| 〃 | 〃 | 8 | 高原 1 | 〃 | 高原 | 34.5 | 無 | | 534 | 15.7 | 市道 2100m | | 高原 1 | H27.6.5 | 第 354 号 |
| 〃 | 〃 | 9 | 胡屋 | 〃 | 胡屋 | 11.3 | 無 | | 21 | 0.2 | 市道 180m ダム 1 幼園 1 | | 胡屋 | H27.6.5 | 第 354 号 |
| 〃 | 〃 | 10 | 高原 2 | 〃 | 高原 | 15.5 | 無 | | 167 | 0.7 | 国道 450m 県道 400m 市道 950m | | 高原 2 | H27.6.5 | 第 354 号 |
| 〃 | 〃 | 11 | 比屋根 1 | 〃 | 比屋根 | 14.5 | 無 | | 167 | 0.6 | 国道 410m 市道 1080m 公館 1 | | 比屋根 1 | H27.6.5 | 第 354 号 |
| 〃 | 〃 | 12 | 比屋根 2 | 〃 | 比屋根 | 60.4 | 無 | | 147 | 4.1 | 県道 1050m 市道 1620m | | 比屋根 2 | H27.6.5 | 第 354 号 |
| 〃 | 〃 | 13 | 与儀 | 〃 | 与儀 | 81.0 | 有 | 146,000 | 206 | 14.2 | 国道 350m 市道 2220m | | 与儀 | H27.6.5 | 第 354 号 |

資料 4-13 地すべり防止区域指定一覧表

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

| 土木事務所 | 番号 | 指定区域 (位置) | | 面積 (ha) | 被害対策 | 指定年月日 | 指定告示番号 |
|---------|----|-----------|-----|---------|---------------------------------|-----------------|---------|
| | | 市町村 | 箇所名 | | | | |
| 中部土木事務所 | 7 | 沖縄市 | 仲宗根 | 6.08 | 河川 人家 68、団地 7 棟、耕地 0.47、市道 150m | 昭和 56 年 3 月 7 日 | 第 570 号 |
| | 8 | 沖縄市 | 与儀 | 7.88 | 人家 34、市道 200m、村道 150m | 平成元年 3 月 31 日 | 第 882 号 |

沖縄本島地方土砂災害警戒情報 第△号

平成××年××月××日 ××時××分

沖縄県 沖縄気象台 共同発表

【警戒対象地域】

名護市*

*印は、新たな警戒対象となった市町村を示します。

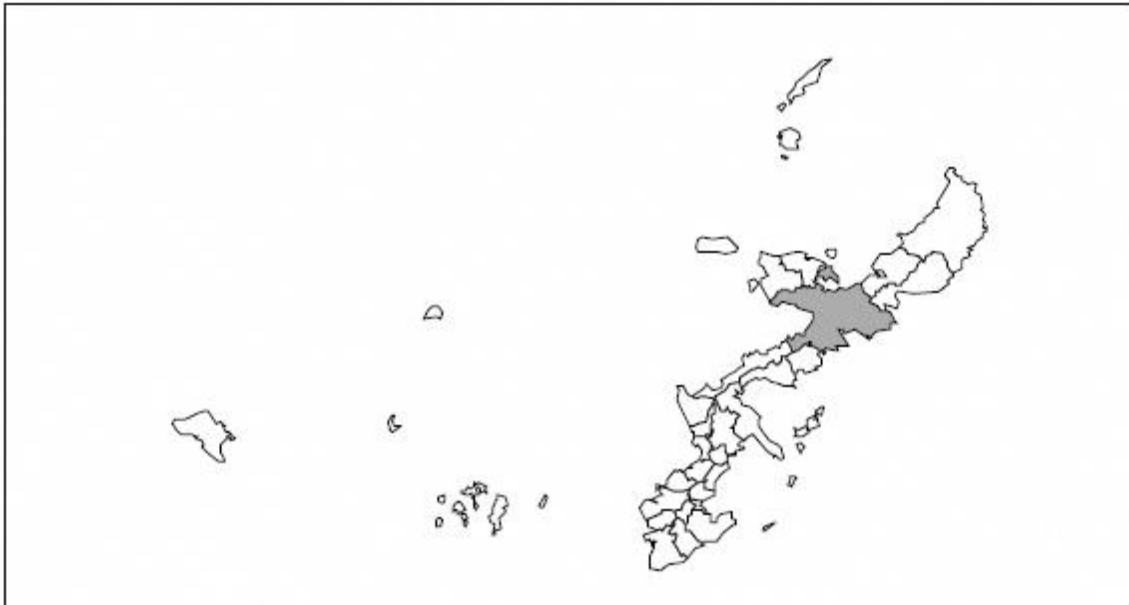
【警戒文】

<概況>

降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。

<とるべき措置>

避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報 [土砂災害]】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住いの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難勧告などの情報に注意して下さい。



■ 警戒対象地域

問い合わせ先
098-866-2410 (沖縄県海岸防災課)
098-833-4285 (沖縄気象台予報課)

資料4-15 要配慮者利用施設一覧

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域


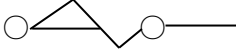

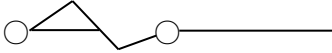
| No. | 種別 | 施設名 | 施設区分 | 定員 | 住所 | 連絡先 | | 急傾斜地崩壊 地すべり | 特別 警戒 区域 |
|-----|--------|----------------------|------------------------|----------|----------------------------|-----------------------------|-----|----------------|----------------|
| | | | | | | 電話 | FAX | | |
| 1 | 社会福祉施設 | デイサービス さつき | 老人福祉施設 | 23 | 大里 1-19-46(2F) | 電話 939-6618 FAX 939-6619 | | 急傾斜地崩壊 | × |
| 2 | | うむいぬうふやー | 老人福祉施設 | 15 | 桃原 2-16-37 | 電話 988-5598 FAX 988-5600 | | 地すべり | × |
| 3 | | たんぼぼ苑 ヘルパース テーション | 老人福祉施設 | 職員 のみ | 桃原 2-17-17 | 電話 934-7707 FAX 934-2720 | | 地すべり | × |
| 4 | | デイサービス たんぼぼ 苑 | 老人福祉施設 | 9 | 桃原 2-17-17 | 電話 934-7707 FAX 934-2720 | | 地すべり | × |
| 5 | | 訪問介護事業所あおい | その他これらに類す る施設 | 職員 のみ | 高原 4-24-25 | 電話 931-9220 FAX 931-9221 | | 地すべり | × |
| 6 | | デイサービス ふる里 | 老人福祉施設 | 9 | 高原 4-28-1 1F | 電話 989-3932 FAX 989-3933 | | 地すべり | × |
| 7 | | デイサービス いちゃら | 老人福祉施設 | 10 | 比屋根 4-12-3 | 電話 989-6009 FAX 989-6233 | | 地すべり | × |
| 8 | | デイサービス 寿ぬ館 | 老人福祉施設 | 25 | 与儀 1-22-1 | 電話 933-5660 FAX 933-9361 | | 地すべり | × |
| 9 | | 宅老所 美桃 | 有料老人ホーム | 16 | 桃原 1-16-6 | 電話 921-0661 FAX | | 地すべり | × |
| 10 | | シニアハウスめだかの杜 高原ハウス | 有料老人ホーム | 8 | 高原 4-12-3 1階 | 電話 930-0325 FAX | | 地すべり | × |
| 11 | | 宅老所うさぎ | 有料老人ホーム | 11 | 高原 4-28-1 2階 | 電話 933-5584 FAX | | 地すべり | × |
| 12 | | D oあわせ | 障害福祉サービス事 業の用に供する施設 | 7 | 高原 3-10-26 | 電話 989-5623 FAX 989-5213 | | 地すべり | × |
| 13 | | J o y 高原 | 障害福祉サービス事 業の用に供する施設 | 2 | 高原 3-10-26 | 電話 989-5623 FAX 989-5213 | | 地すべり | × |
| 14 | | L i f e 高原 | 障害福祉サービス事 業の用に供する施設 | 5 | 高原 3-10-26 | 電話 989-5623 FAX 989-5213 | | 地すべり | × |
| 15 | | Suns' 居宅介護 | 障害福祉サービス事 業の用に供する施設 | 5 | 高原 3-10-26 | 電話 989-5623 FAX 989-5213 | | 地すべり | × |
| 16 | | コア・かがり | 障害福祉サービス事 業の用に供する施設 | 20 | 桃原 2-17-16 | 電話 953-1469 FAX 953-1469 | | 地すべり | × |
| 17 | | ぼると高原 | 障害福祉サービス事 業の用に供する施設 | 20 | 高原 4-10-18 | 電話 989-5623 FAX 989-5213 | | 地すべり | × |
| 18 | | ゆいふあーむ沖縄 | 障害福祉サービス事 業の用に供する施設 | 20 | 大里 1-26-10 コホ 大 里 405 号 | 電話 989-5568 FAX 989-3327 | | 地すべり | × |
| 19 | | ローゼル | 障害者支援施設 | 5 | 大里 1-26-5 イストビ ュー 2F | 電話 989-5766 FAX 989-5833 | | 地すべり | × |
| 20 | | 生活介護事業所希望の丘 | 障害福祉サービス事 業の用に供する施設 | 20 | 与儀 2-16-25 | 電話 987-8001 FAX 987-8002 | | 地すべり | × |
| 21 | | トラストU | 障害福祉サービス事 業の用に供する施設 | 10 | 桃原 2-11-1 | 電話 927-3262 FAX 927-3262 | | 地すべり | × |
| 22 | | はなまる幼稚園 | その他これらに類す る施設 | 46 | 大里 1-15-4 | 電話 938-5974 FAX | | 地すべり | × |
| 23 | | かまらきらきら保育園 | 児童福祉施設 | 60 | 嘉間良 1-4-46 | 電話 938-1633 FAX | | 地すべり | × |
| 24 | | シャローム保育園 | 児童福祉施設 | 80 | 高原 1-3-80 | 電話 933-8259 FAX | | 地すべり | × |
| 25 | | コザ聖母幼稚園 | 幼稚園 | 140 | 嘉間良 1-4-1 | 電話 937-7065 FAX 937-7065 | | 地すべり | × |
| 26 | | 聖母幼稚園 | 幼稚園 | 140 | 桃原 1-5-1 | 電話 937-4935 FAX 989-9436 | | 地すべり | × |
| 27 | | 室川小学校 | 小学校 | 220 | 室川 2-24-1 | 電話 938-2177 FAX | | 地すべり | × |
| 28 | | コザ高等学校 | 高等学校 | 1266 | 照屋 5-5-1 | 電話 937-3563 FAX | | 急傾斜地崩壊 | × |

水防法に基づく洪水浸水想定区域（比謝川水系）

| No. | 種別 | 施設名 | 施設区分 | 定員 | 住所 | 連絡先 | 浸水想定規模 | 浸水継続時間 | 家屋倒壊等氾濫想定区域 | |
|-----|--------|-----------------------|--------------|------|---------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-------------|-------------|------|
| 1 | 社会福祉施設 | ちゅうとく訪問看護ステーション | その他これらに類する施設 | 職員のみ | 安慶田 3-11-30（ソフィアクリニック内1階） | 電話 939-9766 FAX 939-9770 | 想定最大 | 12時間未満 | 河岸侵食 | |
| 2 | | ちゅうとく居宅介護支援事業所 | その他これらに類する施設 | 職員のみ | 安慶田 3-11-30（ソフィアクリニック内1階） | 電話 939-9768 FAX 939-9770 | 想定最大 | 12時間未満 | 河岸侵食 | |
| 3 | | 医療法人 卯の会 自立訓練事業所 ラポール | 障害者支援施設 | 30 | 安慶田 4-9-7 | 電話 932-8100 FAX 932-8161 | 想定最大 ・計画 | 12時間未満 | 河岸侵食 | |
| 4 | | 相談支援事業所 あらかき | 障害者支援施設 | 職員のみ | 安慶田 4-10-3 | 電話 931-9244 FAX 931-9255 | 想定最大 ・計画 | 12時間未満 | 河岸侵食 | |
| 5 | | きらきら保育園 Ageda | 児童福祉施設 | 75 | 安慶田 5-2-2 | 電話 923-0377 FAX | 想定最大 ・計画 | 12時間未満 | | |
| 6 | | すこやか未来保育園 | 児童福祉施設 | 80 | 安慶田 3-11-30 2F | 電話 938-2331 FAX | 想定最大 | 12時間未満 | 河岸侵食 | |
| 7 | | 愛の星保育園 | 児童福祉施設 | 90 | 安慶田 4-9-35 | 電話 932-4150 FAX | 想定最大 ・計画 | 12時間未満 | 河岸侵食 | |
| 8 | | 学校 | 安慶田幼稚園 | 幼稚園 | 95 | 安慶田 2-18-2 | 電話 937-6546 FAX 937-6546 | 想定最大 ・計画 | 12時間未満 | 河岸侵食 |
| 9 | | | 愛星幼稚園 | 幼稚園 | 20 | 胡屋 6-2-1 | 電話 933-5088 FAX 989-5419 | 想定最大 ・計画 | 12時間未満 | 河岸侵食 |
| 10 | | | 愛星幼稚園（幼稚園型） | 幼稚園 | 60 | 胡屋 6-2-1 | 電話 933-5088 FAX | 想定最大 ・計画 | 12時間未満 | 河岸侵食 |
| 11 | | | 安慶田小学校 | 小学校 | 489 | 安慶田 2-18-1 | 電話 937-3561 FAX | 想定最大 ・計画 | 12時間未満 | 河岸侵食 |
| 12 | | | 安慶田中学校 | 中学校 | 353 | 安慶田 3-8-1 | 電話 939-1718 FAX | 想定最大 | 12時間未満 | 河岸侵食 |

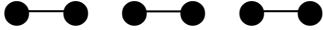
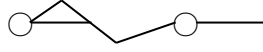
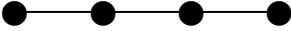

資料5-2 津波警報及び津波注意報の標識（予報警報標識規則）

津波注意報等

| 標識の種類 | 標 識 | |
|-------------------------|--|---|
| | 鐘 音 | サイレン音 |
| 津波注意報 標 識 | (3点と2点との斑打)  | (約10秒)  (約2秒) |
| 津波注意報 及び津波警 報解除標識 | (1点2個と2点との斑打)  | (約10秒) (約1分)  (約3秒) |

- (注) 1 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。
2 「津波なし」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。

津波警報等

| 標識の種類 | 標 識 | |
|--------------|--|---|
| | 鐘 音 | サイレン音 |
| 津波警報 標 識 | (2点)  | (約5秒)  (約6秒) |
| 大津波警報 標 識 | (連 点)  | (約3秒)  (約2秒) (短声連点) |

- (注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする。

資料5-3 避難促進施設一覧

津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域

| No. | 種別 | 施設名 | 施設区分 | 定員 | 住所 | 連絡先 |
|-----|--------|------------------------------|--------------------------|------|--------------------------------|-----------------------------|
| 1 | 社会福祉施設 | 介護ショップ助さん・たくさん | その他これらに類する施設 | 職員のみ | 与儀 3-20-1 | 電話 930-7900 FAX 930-7901 |
| 2 | | 愛聖小規模多機能型オリオン | その他これらに類する施設 | 13 | 古謝 2-16-8 | 電話 923-1150 FAX 923-1121 |
| 3 | | 愛聖グループホームペガサス | 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 | 9 | 古謝 2-16-8 | 電話 923-1170 FAX 923-1121 |
| 4 | | ケアプランセンター愛聖 | その他これらに類する施設 | 職員のみ | 海邦 1-14-15 | 電話 921-1180 FAX 921-1177 |
| 5 | | 愛聖クリニック泡瀬北デイサービスセンター | 老人福祉施設 | 50 | 海邦 1-15-10 | 電話 939-5104 FAX 939-5129 |
| 6 | | 愛聖ヘルパーステーション | その他これらに類する施設 | 職員のみ | 海邦 1-15-10 1階 | 電話 937-0659 FAX 923-0246 |
| 7 | | 沖縄市地域包括支援センター東部北 | その他これらに類する施設 | 職員のみ | 海邦 1-15-26 | 電話 937-1100 FAX 937-0700 |
| 8 | | デイサービスセンター海邦 | 老人福祉施設 | 48 | 海邦 1-15-8 | 電話 921-1255 FAX 921-1250 |
| 9 | | デイサービス 宙伸かいほうちょう | 老人福祉施設 | 30 | 海邦 1-6-5 | 電話 923-1155 FAX 923-1156 |
| 10 | | デイサービス縁（えにし） | 老人福祉施設 | 9 | 海邦 2-27-6 | 電話 989-8701 FAX 989-8702 |
| 11 | | デイサービス ニハーデービル | 老人福祉施設 | 45 | 大里 98-1 | 電話 989-6502 FAX 921-1050 |
| 12 | | 居宅介護支援事業所 ケアプランみちしお | その他これらに類する施設 | 職員のみ | 字桃原 200-12 | 電話 989-6947 FAX 989-6948 |
| 13 | | 有限会社介護サービスセンター桃原 デイサービス桃原 | 老人福祉施設 | 35 | 桃原 274-1 | 電話 921-0835 FAX 921-0425 |
| 14 | | 愛聖クリニックデイケアセンター | 老人福祉施設 | 48 | 高原 6-1-13 | 電話 939-5144 FAX 939-5202 |
| 15 | | デイサービス 美らさん | 老人福祉施設 | 20 | 高原 6-2-2 101号室 | 電話 989-7304 FAX 989-7314 |
| 16 | | ケアプランセンター美らさん | その他これらに類する施設 | 職員のみ | 高原 6-2-2 205号室 | 電話 989-7158 FAX 989-7168 |
| 17 | | きづき訪問介護事業所 | その他これらに類する施設 | 職員のみ | 泡瀬 1-21-15 | 電話 937-5512 FAX 937-5530 |
| 18 | | 小規模多機能型居宅介護事業所 きづきの家 | その他これらに類する施設 | 24 | 泡瀬 1-21-15 | 電話 894-9355 FAX 937-5530 |
| 19 | | 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 きづきの家 | その他これらに類する施設 | 24 | 泡瀬 1-21-15 | 電話 894-9355 FAX 937-5530 |
| 20 | | 通所介護センターアワセ敬老館 | 老人福祉施設 | 26 | 泡瀬 1-31-17 | 電話 938-9558 FAX 938-9609 |
| 21 | | アワセ第一デイサービス | 老人福祉施設 | 50 | 泡瀬 2-53-19 | 電話 934-2674 FAX 934-2674 |
| 22 | | 有限会社沖縄介護サービス | その他これらに類する施設 | 職員のみ | 泡瀬 3-21-10 | 電話 929-0531 FAX 929-0534 |
| 23 | | デイサービスちむわぎ | 老人福祉施設 | 30 | 泡瀬 3-26-5 | 電話 938-5517 FAX 938-5516 |
| 24 | | ケアサービスみいじま | その他これらに類する施設 | 職員のみ | 泡瀬 3-42-10 | 電話 960-8767 FAX 960-8767 |
| 25 | | ダスキンヘルスレント 泡瀬 ステーション | その他これらに類する施設 | 職員のみ | 泡瀬 3-7-1 ムンライズハイツ貸店舗 101・102号室 | 電話 989-1705 FAX 989-1704 |
| 26 | | サポートセンターうさぎ | その他これらに類する施設 | 職員のみ | 泡瀬 4-38-7YAMATCHIビル 1階 | 電話 911-4530 FAX 911-4530 |
| 27 | | デイサービス あわせ | 老人福祉施設 | 40 | 泡瀬 4-41-7 | 電話 934-7773 FAX 934-7783 |
| 28 | | デイサービス デルソール | 老人福祉施設 | 10 | 泡瀬 4-48-8 泡瀬比嘉店舗 1F | 電話 934-5401 FAX 934-5401 |
| 29 | | デイサービスちむわぎ ていーち | 老人福祉施設 | 30 | 泡瀬 5-2-8 | 電話 939-5337 FAX 939-5336 |
| 30 | | ヘルパーステーション美空 | その他これらに類する施設 | 職員のみ | 泡瀬 5-33-5 | 電話 934-8787 FAX 934-7888 |

| No. | 種別 | 施設名 | 施設区分 | 定員 | 住所 | 連絡先 |
|-----|----|-----------------------|--------------------------|------|-------------------------|--------------|
| 31 | | 沖縄ケアサポートセンター | その他これらに類する施設 | 職員のみ | 比屋根 2-15-2 | 電話 933-7835 |
| | | | | | | FAX 932-9999 |
| 32 | | 介護老人保健施設亀の里 | その他これらに類する施設 | 80 | 比屋根 2-15-2 | 電話 933-7772 |
| | | | | | | FAX 933-7781 |
| 33 | | あわせヘルパーステーション | その他これらに類する施設 | 職員のみ | 泡瀬 4-41-1 | 電話 934-7727 |
| | | | | | | FAX 934-7728 |
| 34 | | 沖縄百歳堂デイケアセンター | 老人福祉施設 | 45 | 比屋根 2-15-1 | 電話 982-1808 |
| | | | | | | FAX 982-2808 |
| 35 | | 沖縄一条園通所介護事業所 | 老人福祉施設 | 30 | 与儀 3-5-10 | 電話 933-9955 |
| | | | | | | FAX 932-9378 |
| 36 | | 沖縄一条園短期入所生活介護事業所 | 老人福祉施設 | 19 | 与儀 3-5-10 | 電話 932-9376 |
| | | | | | | FAX 932-9378 |
| 37 | | 沖縄一条園居宅介護支援事業所 | その他これらに類する施設 | 職員のみ | 与儀 3-5-10 | 電話 931-0511 |
| | | | | | | FAX 932-9378 |
| 38 | | 介護老人福祉施設 沖縄一条園 | 老人福祉施設 | 100 | 与儀 3-5-10 | 電話 932-9376 |
| | | | | | | FAX 932-9378 |
| 39 | | グループホーム沖縄一条園 | 認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設 | 9 | 与儀 3-5-10 | 電話 932-9376 |
| | | | | | | FAX 932-9378 |
| 40 | | デイサービス いこいの里 | 老人福祉施設 | 15 | 高原 6-7-40 | 電話 923-1425 |
| | | | | | | FAX 923-1426 |
| 41 | | 風雅の舎・II | 有料老人ホーム | 8 | 海邦 2-27-1 1階 | 電話 937-8841 |
| | | | | | | FAX |
| 42 | | 愛聖有料老人ホーム シンフォニー | 有料老人ホーム | 39 | 海邦 1-15-25 2階～4階 | 電話 923-1771 |
| | | | | | | FAX |
| 43 | | シニアハウスめだかの杜 泡瀬ハウス | 有料老人ホーム | 8 | 泡瀬 4-9-19 長田ハウス A 3号室 | 電話 937-2763 |
| | | | | | | FAX |
| 44 | | シニアハウスエール | 有料老人ホーム | 8 | 海邦 1-5-3 | 電話 989-7304 |
| | | | | | | FAX |
| 45 | | 宅老所花の里 | 有料老人ホーム | 5 | 大里 108 | 電話 960-2520 |
| | | | | | | FAX |
| 46 | | 有料老人ホーム シルバーハウス歩(あゆみ) | 有料老人ホーム | 8 | 海邦 2-26-30 | 電話 989-8701 |
| | | | | | | FAX |
| 47 | | 有料老人ホーム海の家 | 有料老人ホーム | 12 | 泡瀬 1-31-17 | 電話 939-3880 |
| | | | | | | FAX |
| 48 | | 有料老人ホームにへでほーむ | 有料老人ホーム | 48 | 大里 98-1 2階～4階 | 電話 989-6501 |
| | | | | | | FAX |
| 49 | | 住宅型有料老人ホームちむわざ | 有料老人ホーム | 20 | 泡瀬 3-26-5 2階 | 電話 938-5517 |
| | | | | | | FAX |
| 50 | | 住宅型有料老人ホームちむわざていーち | 有料老人ホーム | 33 | 泡瀬 5-2-8 2階、3階 | 電話 939-5337 |
| | | | | | | FAX |
| 51 | | 愛聖ホーム和 | 有料老人ホーム | 42 | 海邦 1-15-10 | 電話 937-0645 |
| | | | | | | FAX |
| 52 | | ラ・ページブル泡瀬 | 有料老人ホーム | 93 | 泡瀬 4-41-1 | 電話 989-3787 |
| | | | | | | FAX |
| 53 | | きずな | 障害者支援施設 | 40 | 泡瀬 1-5-14 | 電話 938-1620 |
| | | | | | | FAX 938-1620 |
| 54 | | きづき訪問介護事業所 | 障害者支援施設 | 職員のみ | 泡瀬 1-21-15 | 電話 937-5512 |
| | | | | | | FAX 937-5530 |
| 55 | | きづき相談支援事業所 | 障害者支援施設 | 職員のみ | 泡瀬 1-21-15 | 電話 937-5512 |
| | | | | | | FAX 937-5530 |
| 56 | | キングコング | 障害福祉サービス事業の用に供する施設 | 20 | 泡瀬 1-20-30 | 電話 923-1955 |
| | | | | | | FAX 923-1965 |
| 57 | | ケアサービスみいじま | 障害者支援施設 | 職員のみ | 泡瀬 3-42-10 | 電話 960-8767 |
| | | | | | | FAX 960-8767 |
| 58 | | ケアサポートセンターうみそら | 障害福祉サービス事業の用に供する施設 | 職員のみ | 高原 6-15-6 ハートピアG4 103号室 | 電話 923-3086 |
| | | | | | | FAX 923-3186 |
| 59 | | ケアステーション FamiRia | 障害者支援施設 | 職員のみ | 海邦 2-9-18 | 電話 983-4770 |
| | | | | | | FAX 983-4753 |
| 60 | | ケアステーションらいず | 障害福祉サービス事業の用に供する施設 | 職員のみ | 泡瀬 5-12-4 知念店舗 1階左 | 電話 989-5337 |
| | | | | | | FAX 989-5339 |
| 61 | | コピス | 障害者支援施設 | 20 | 海邦 2-27-6 | 電話 989-8701 |
| | | | | | | FAX 989-8702 |

| No. | 種別 | 施設名 | 施設区分 | 定員 | 住所 | 連絡先 |
|-----|--------|------------------------------|--------------------|------|---------------------------|-----------------------------|
| 62 | 社会福祉施設 | デイサービスセンター美原 あわせ | 障害者支援施設 | 20 | 古謝 975 | 電話 989-3101 FAX 989-3102 |
| 63 | | ハートリッチ | 障害福祉サービス事業の用に供する施設 | 30 | 桃原 274-1 伊佐店舗 102 | 電話 934-7300 FAX 934-7333 |
| 64 | | ヘルパーステーション lea | 障害者支援施設 | 職員のみ | 比屋根 3-4-10 シェアオフィス 101号 | 電話 923-2468 FAX 923-2469 |
| 65 | | よいしよ | 障害者支援施設 | 20 | 泡瀬 5-21-9 | 電話 923-3143 FAX 923-3143 |
| 66 | | 愛音楽（アネラ）はうす | 障害福祉サービス事業の用に供する施設 | 20 | 海邦 1-8-3 | 電話 989-3912 FAX 989-3912 |
| 67 | | 共同生活援助 g-port | 障害者支援施設 | 5 | 泡瀬 2-3-19 | 電話 988-5671 FAX 901-7859 |
| 68 | | 指定共生型生活介護事業所 きづきの家 | 障害者支援施設 | 15 | 泡瀬 1-21-13 | 電話 894-9355 FAX 937-5530 |
| 69 | | 就労センター ていーだ泡瀬 | 障害福祉サービス事業の用に供する施設 | 20 | 泡瀬 4-11-18 ていーだうりずんビル | 電話 929-0123 FAX 929-0124 |
| 70 | | 就労継続支援 A 型事業所 明 | 障害者支援施設 | 10 | 泡瀬 2-54-5 | 電話 937-6101 FAX 937-6101 |
| 71 | | 就労継続支援 B 型事業所 日和 | 障害者支援施設 | 10 | 泡瀬 2-54-5 | 電話 937-6101 FAX 937-6101 |
| 72 | | 就労継続支援 B 型事業所ウィズユー | 障害者支援施設 | 20 | 与儀 3-8-10 2階 | 電話 859-0154 FAX 993-7550 |
| 73 | | 障害者多機能型支援施設チャレンジ | 障害者支援施設 | 35 | 高原 6-2-8 | 電話 939-5102 FAX 939-5184 |
| 74 | | 相談支援事業所 フローラ比屋根 | 障害者支援施設 | 職員のみ | 高原 6-7-40 | 電話 989-3719 FAX 989-3548 |
| 75 | | Roselle Association CLUB III | 障害児通所支援事業の用に供する施設 | 10 | 高原 6-3-15 | 電話 987-8285 FAX 987-8286 |
| 76 | | Roselle Association CLUB V | 障害児通所支援事業の用に供する施設 | 10 | 海邦 1-19-32 | 電話 989-0564 FAX 989-0565 |
| 77 | | 多機能型児童デイサービス nana-la | 障害児通所支援事業の用に供する施設 | 20 | 海邦 2-9-18 | 電話 911-5388 FAX 911-5389 |
| 78 | | アユラ放課後等デイサービス沖縄 1 | 障害児通所支援事業の用に供する施設 | 10 | 比屋根 2-13-16 | 電話 923-2780 FAX 923-2779 |
| 79 | | 児童デイサービスいっぽクラブ | 障害児通所支援事業の用に供する施設 | 10 | 高原 5-15-5 2F | 電話 938-6687 FAX 938-6687 |
| 80 | | 児童発達支援・放課後等デイサービスにこにこ | 障害児通所支援事業の用に供する施設 | 10 | 泡瀬 3-17-6 みどりコーポ 101 | 電話 937-8060 FAX 937-8069 |
| 81 | | スパイク | 障害児通所支援事業の用に供する施設 | 10 | 海邦 2-14-10 パークサイド K101 号室 | 電話 923-1278 FAX 935-5195 |
| 82 | | 児童デイサービス ゆめさきクラブ | 障害児通所支援事業の用に供する施設 | 10 | 高原 6-7-40 | 電話 989-3719 FAX 989-3548 |
| 83 | | きづき児童デイ トリトン | 障害児通所支援事業の用に供する施設 | 5 | 泡瀬 1-22-15 | 電話 923-3823 FAX 923-3824 |
| 84 | | きづき相談支援事業所 | 障害児通所支援事業の用に供する施設 | 職員のみ | 泡瀬 1-21-15 | 電話 937-5512 FAX 937-5530 |
| 85 | | あいぐらん保育園泡瀬く企業主導型 > | その他これらに類する施設 | 12 | 泡瀬 5-1-4 | 電話 989-5556 FAX |
| 86 | | かりゆし保育園 | 児童福祉施設 | 80 | 泡瀬 1-16-9 | 電話 929-3737 FAX |
| 87 | | 海の子保育園 | 児童福祉施設 | 105 | 泡瀬 1-32-6 | 電話 934-3371 FAX |
| 88 | | アリス保育園 (A 型) | 児童福祉施設 | 19 | 泡瀬 2-16-21 | 電話 989-9590 FAX |
| 89 | | どりーむ保育園 | 児童福祉施設 | 60 | 泡瀬 2-22-15 | 電話 934-9151 FAX |
| 90 | | ともわ乳児園 泡瀬第 2 (A 型) | 児童福祉施設 | 12 | 泡瀬 2-4-3 miL 1F | 電話 923-0950 FAX |
| 91 | | さざなみっこ保育園 | 児童福祉施設 | 60 | 泡瀬 2-46-20 | 電話 937-2878 FAX |
| 92 | | 海の子分園花 | 児童福祉施設 | 30 | 泡瀬 2-57-7 | 電話 937-8650 FAX |

| No. | 種別 | 施設名 | 施設区分 | 定員 | 住所 | 連絡先 | |
|-----|-------------------|-------------------------|--------------|------------|------------------------|---------------|----------|
| 93 | 社会福祉施設 | キッズハウス マラナタ | その他これらに類する施設 | 19 | 泡瀬 3-35-22 | 電話 | 934-7031 |
| | | | | | | FAX | |
| 94 | | ともわ乳児園 泡瀬園 (A型) | 児童福祉施設 | 12 | 泡瀬 3-35-7 グランデアスール 1-A | 電話 | 923-2298 |
| | | | | | | FAX | |
| 95 | | 京進のほいくえん HOPPA 泡瀬園 (A型) | 児童福祉施設 | 12 | 泡瀬 4-31-16 MK2 IF | 電話 | 934-7200 |
| | | | | | | FAX | |
| 96 | | ぶどうの木保育園 | 児童福祉施設 | 90 | 泡瀬 4-45-20 | 電話 | 937-3200 |
| | | | | | | FAX | |
| 97 | | 泡瀬保育所 | 児童福祉施設 | 90 | 泡瀬 6-27-1 | 電話 | 938-2451 |
| | | | | | | FAX | |
| 98 | | そよ風保育園 | その他これらに類する施設 | 82 | 大里 81-1 2F | 電話 | 989-9793 |
| | | | | | | FAX | |
| 99 | | ほっぺるランド 沖縄海邦 (A型) | 児童福祉施設 | 19 | 海邦 2-5-3 | 電話 | 923-1536 |
| | | | | | | FAX | |
| 100 | のどか保育ルーム (一時預り専門) | その他これらに類する施設 | 11 (利用実績) | 海邦 2-20-33 | 電話 | 090-8290-8895 | |
| | | | | | FAX | | |
| 101 | ハレルヤ保育園 | 児童福祉施設 | 100 | 古謝 2-18-11 | 電話 | 937-4788 | |
| | | | | | FAX | | |
| 102 | ニチイキッズこじや保育園 (A型) | 児童福祉施設 | 18 | 古謝 2-19-15 | 電話 | 921-0722 | |
| | | | | | FAX | | |
| 103 | サムエル保育園 | 児童福祉施設 | 90 | 古謝 2-31-6 | 電話 | 929-4152 | |
| | | | | | FAX | | |
| 104 | 大芽保育園分園大地 | 児童福祉施設 | 48 | 桃原黒石原 306 | 電話 | 989-7111 | |
| | | | | | FAX | | |
| 105 | ひやごん保育園 | 児童福祉施設 | 60 | 比屋根 3-6-8 | 電話 | 932-4680 | |
| | | | | | FAX | | |
| 106 | みちしお保育園 | 児童福祉施設 | 99 | 桃原 327 | 電話 | 938-3171 | |
| | | | | | FAX | | |
| 107 | 泡瀬幼稚園 | 幼稚園 | 105 | 泡瀬 2-33-5 | 電話 | 934-3615 | |
| | | | | | FAX | 934-3615 | |
| 108 | 泡瀬小学校 | 小学校 | 749 | 泡瀬 2-33-10 | 電話 | 934-2122 | |
| | | | | | FAX | | |
| 109 | 沖縄東中学校 | 中学校 | 708 | 桃原 260-2 | 電話 | 934-9460 | |
| | | | | | FAX | | |
| 110 | 美里工業高等学校 | 高等学校 | 829 | 泡瀬 5-42-2 | 電話 | 937-5848 | |
| | | | | | FAX | | |

6. 避難所・備蓄倉庫及び物資

資料6-1 指定緊急避難場所一覧

| 番号 | 名称 | 洪水 | 土砂 | 高潮 | 津波 | 地震 | 所在地 | 電話 | 収容可能人数 | 面積(m ²) |
|----|----------|----|----|----|----|----|---------|----|--------|---------------------|
| 1 | 南桃原二丁目公園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 南桃原 2-5 | - | 1,960 | 9,800 |
| 2 | 諸見里公園 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | 園田 3-25 | - | 5,400 | 27,000 |
| 3 | 若夏公園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 東 2-23 | - | 2,920 | 15,000 |
| 4 | マンタ公園 | ○ | ○ | × | × | ○ | 海邦 2-13 | - | 2,000 | 10,000 |
| 5 | 松本都市緑地 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 松本 1-10 | - | 3,240 | 16,200 |
| 6 | 馬場都市緑地 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 知花 6-41 | - | 5,400 | 27,000 |
| 7 | センター公園 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | 嘉間良 1-1 | - | 3,180 | 15,900 |
| 8 | 明道公園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 明道 1-13 | - | 5,400 | 27,000 |
| 9 | 美里公園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 美原 4-4 | - | 3,800 | 19,000 |
| 10 | 黒潮公園 | ○ | ○ | × | × | ○ | 泡瀬 2-34 | - | 2,000 | 10,000 |
| 11 | 美東公園 | ○ | ○ | × | × | ○ | 高原 5-20 | - | 3,600 | 18,000 |

※公園及び緑地の収容可能人員は、面積(m²)×0.2÷1(1人1m²)で算出(0.2は公園施設や設備、植栽等を除くための係数)

資料6-2 広域避難場所一覧

| 番号 | 名称 | 洪水 | 土砂 | 高潮 | 津波 | 地震 | 所在地 | 電話 | 収容可能人数 | 面積(m ²) |
|----|---------|----|----|----|----|----|-----------|----------|--------|---------------------|
| 1 | コザ運動公園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 諸見里 2-1-1 | 932-1294 | 45,920 | 229,600 |
| 2 | 県総合運動公園 | ○ | ○ | × | × | ○ | 比屋根 5-3-1 | 932-5114 | 95,040 | 475,200 |

※災害対策基本法第49条の4に基づく指定ではありません。

※公園及び緑地の収容可能人員は、面積(m²)×0.2÷1(1人1m²)で算出(0.2は公園施設や設備、植栽等を除くための係数)

資料6-3 一時避難場所一覧

| 番号 | 名称 | 洪水 | 土砂 | 高潮 | 津波 | 地震 | 所在地 | 電話 | 収容可能人数 | 面積(m ²) |
|----|--------|----|----|----|----|----|------------|----------|--------|---------------------|
| 1 | 越来小学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 越来 1-2-2 | 937-3556 | 4,409 | 4,409 |
| 2 | コザ小学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 中央 4-16-1 | 937-3249 | 10,855 | 10,855 |
| 3 | 中の町小学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 上地 3-4-1 | 933-3054 | 7,079 | 7,079 |
| 4 | 安慶田小学校 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | 安慶田 2-18-1 | 937-3561 | 6,622 | 6,622 |
| 5 | 諸見小学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 胡屋 2-3-1 | 933-3400 | 5,902 | 5,902 |
| 6 | 島袋小学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 久保田 2-21-1 | 933-3365 | 8,968 | 8,968 |
| 7 | 山内小学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 山内 2-32-2 | 933-6562 | 6,100 | 6,100 |
| 8 | 北美小学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 登川 1515 | 937-3616 | 6,009 | 6,009 |
| 9 | 美里小学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 美里 4-1-1 | 938-8844 | 6,271 | 6,271 |
| 10 | 美東小学校 | ○ | ○ | × | × | ○ | 桃原 3-4-1 | 937-3617 | 6,032 | 6,032 |
| 11 | 宮里小学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 宮里 3-27-1 | 937-6745 | 9,548 | 9,548 |
| 12 | 高原小学校 | ○ | ○ | × | × | ○ | 高原 5-12-2 | 937-3618 | 16,874 | 16,874 |
| 13 | 室川小学校 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | 室川 2-24-1 | 938-2177 | 3,650 | 3,650 |
| 14 | 美原小学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 美原 4-20-1 | 934-0021 | 8,783 | 8,783 |
| 15 | 泡瀬小学校 | ○ | ○ | × | × | ○ | 泡瀬 2-33-10 | 934-2122 | 9,370 | 9,370 |
| 16 | 比屋根小学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 比屋根 6-2-1 | 930-0581 | 8,659 | 8,659 |

| 番号 | 名称 | 洪水 | 土砂 | 高潮 | 津波 | 地震 | 所在地 | 電話 | 収容可能人数 | 面積 (㎡) |
|----|----------|----|----|----|----|----|-----------|----------|--------|--------|
| 17 | 越来中学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 越来 1-2-1 | 937-3191 | 12,965 | 12,965 |
| 18 | コザ中学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 胡屋 3-38-1 | 933-3539 | 7,068 | 7,068 |
| 19 | 山内中学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 山内 2-20-1 | 933-4793 | 11,880 | 11,880 |
| 20 | 美里中学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 知花 1-24-1 | 937-3614 | 15,107 | 15,107 |
| 21 | 美東中学校 | ○ | ○ | × | × | ○ | 高原 5-12-1 | 937-3613 | 11,504 | 11,504 |
| 22 | 安慶田中学校 | × | ○ | ○ | ○ | ○ | 安慶田 3-8-1 | 939-1718 | 10,158 | 10,158 |
| 23 | 宮里中学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 東 2-17-1 | 939-3911 | 9,768 | 9,768 |
| 24 | 沖縄東中学校 | ○ | ○ | × | × | ○ | 桃原 260-2 | 934-9460 | 12,002 | 12,002 |
| 25 | 八重島公園 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | 八重島 1-1 | - | 13,400 | 67,000 |
| 26 | 農民研修センター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 登川 2380 | 938-9121 | 5,457 | 5,457 |

※災害対策基本法第 49 条の 4 に基づく指定ではありません。

※学校関係は運動場が対象であり、収容可能人数は、面積 (㎡) ÷ 1 (1 人 1 ㎡) で算出 (係数は乗じない)

※公園及び緑地の収容可能人員は、面積 (㎡) × 0.2 ÷ 1 (1 人 1 ㎡) で算出 (0.2 は公園施設や設備、植栽等を除くための係数)

資料 6-4 協定に基づく一時避難場所一覧

| 番号 | 名称 | 洪水 | 土砂 | 高潮 | 津波 | 地震 | 所在地 | 電話 | 収容可能人数 | 面積 (㎡) |
|----|----------|----|----|----|----|----|------------|----------|--------|--------|
| 1 | 美来工科高等学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 越来 3-17-1 | 937-5309 | 17,570 | 17,570 |
| 2 | 球陽高等学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 南桃原 1-10-1 | 933-9301 | 10,377 | 10,377 |
| 3 | コザ高等学校 | ○ | × | ○ | ○ | ○ | 照屋 5-5-1 | 937-3563 | 22,674 | 22,674 |
| 4 | 美里工業高等学校 | ○ | ○ | × | × | ○ | 泡瀬 5-42-2 | 937-5848 | 16,655 | 16,655 |
| 5 | 美里高等学校 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 松本 2-5-1 | 938-5145 | 14,918 | 14,918 |

※災害対策基本法第 49 条の 4 に基づく指定ではありません。

※学校関係は運動場が対象であり、収容可能人数は、面積 (㎡) ÷ 1 (1 人 1 ㎡) で算出 (係数は乗じない)

資料 6-5 津波避難施設一覧
津波避難ビル

| No. | 名称 | 住所 | 階数 | 収容人数 |
|-----|---------------------|----------------|----|-------|
| 1 | 県営比屋根団地（1号棟、2号棟） | 沖縄市比屋根 2-10 | 10 | 1,920 |
| 2 | 県営泡瀬団地（1号棟、2号棟、3号棟） | 沖縄市字桃原 345 | 6 | 1,180 |
| 3 | 県営浜原第二団地（5号棟） | 沖縄市与儀 3-16 | 8 | 552 |
| 4 | オアシス泡瀬シーサイドビュー | 沖縄市泡瀬 3-44-26 | 9 | 1,212 |
| 5 | 泡瀬ハーバーサイドビルディング | 沖縄市泡瀬 1-25-21 | 7 | 165 |
| 6 | サンクレスト高原 | 沖縄市高原 7-10-5 | 10 | 180 |
| 7 | ニューライフ泡瀬老番館 | 沖縄市泡瀬 4-25-17 | 6 | 76 |
| 8 | ニューライフ泡瀬参番館 | 沖縄市泡瀬 4-24-2 | 8 | 136 |
| 9 | イオン具志川店 | うるま市字前原幸崎原 303 | 4 | 9,000 |
| 10 | NANKO ビル | 沖縄市古謝 192-15 | 5 | 103 |
| 11 | くじらマンション | 沖縄市字大里 98-13 | 6 | 102 |
| 12 | プラージュしあわせ | 沖縄市泡瀬 2-30-12 | 6 | 120 |
| 13 | YAMAICHI ビル | 沖縄市泡瀬 4-38-7 | 6 | 12 |
| 14 | N・Y マンション | 沖縄市泡瀬 3-17-25 | 5 | 12 |
| 15 | ターマーズマンション泡瀬 | 沖縄市泡瀬 1-27-24 | 5 | 10 |
| 16 | なかそねビル | 沖縄市高原 7-23-14 | 5 | 15 |
| 17 | トーマスマンション桃原 | 沖縄市字桃原 200-20 | 5 | 177 |
| 18 | ピュアコート UCHI | 沖縄市泡瀬 2-18-11 | 5 | 23 |
| 19 | オキナワグランメーブルリゾート | 沖縄市与儀 2-8-1 | 14 | 1,184 |
| 20 | ニューライフ泡瀬式番館 | 沖縄市泡瀬 3-21-5 | 7 | 30 |
| 21 | ミオビエント泡瀬 | 沖縄市泡瀬 3-9-7 | 11 | 302 |
| 22 | サンクレスト泡瀬 | 沖縄市比屋根 1-10-5 | 10 | 312 |

※災害対策基本法第 49 条の 4 に基づく指定ではありません。

津波避難場所

| No. | 名称 | 住所 | 海拔(m) | 収容人数 |
|-----|-------------------|---------------|-------|-------|
| 1 | 太田建設(株)敷地 | 沖縄市比屋根 4-29-1 | 27 | 1,102 |
| 2 | 一善オートボディー駐車場 | 沖縄市高原 3-9 | 35 | 957 |
| 3 | 岩盤浴&食事処ルティーナ駐車場 | 沖縄市高原 3-9-11 | 30 | 495 |
| 4 | ヘアーハウス ブルーム駐車場 | 沖縄市高原 2-6-2 | 67 | 1,287 |
| 5 | 比屋根アシビナー | 沖縄市比屋根 6-68 | 36 | 800 |
| 6 | 沖縄市桃原霊苑かなさ | 沖縄市桃原 1-22-1 | 28 | 3,000 |
| 7 | 古謝自治会内井泉ウチューガー前広場 | 沖縄市字古謝坂多原 501 | 17 | 516 |

※災害対策基本法第 49 条の 4 に基づく指定ではありません。

資料6-6 指定避難所一覧

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話 | 収容可能人数 | 面積 (㎡) |
|----|----------|------------|----------|--------|--------|
| 1 | 保健相談センター | 知花 6-36-17 | 938-2564 | 162 | 339.6 |
| 2 | 越来保育所 | 越来 1-11-9 | 938-3450 | 221 | 466.2 |

※収容可能人員は、面積 (㎡) × 0.8 ÷ 1.65 (1人1畳) で算出 (0.8 は避難スペース内の通路等を確保するための係数)

資料6-7 指定避難所 (津波除く) 一覧

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話 | 収容可能人数 | 面積 (㎡) |
|----|---------|-----------|----------|--------|--------|
| 1 | 福祉文化プラザ | 高原 7-35-1 | 930-1692 | 198 | 413.6 |

※収容可能人員は、面積 (㎡) × 0.8 ÷ 1.65 (1人1畳) で算出 (0.8 は避難スペース内の通路等を確保するための係数)

資料6-8 避難所一覧

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話 | 収容人数 | | 面積 (㎡) | |
|----|-------------------|------------|----------|-------|-------|--------|---------|
| | | | | 校舎 | 体育館 | 校舎 | 体育館 |
| 1 | 越来小学校 | 越来 1-2-2 | 937-3556 | - | 446 | - | 920 |
| 2 | コザ小学校 | 中央 4-16-1 | 937-3249 | 629 | 445 | 1,299 | 919 |
| 3 | 中の町小学校 | 上地 3-4-1 | 933-3054 | 462 | 589 | 954 | 1,215 |
| 4 | 安慶田小学校 (大雨時除く) | 安慶田 2-18-1 | 937-3561 | 1,011 | 589 | 2,087 | 1,215 |
| 5 | 諸見小学校 | 胡屋 2-3-1 | 933-3400 | 1,014 | 589 | 2,095 | 1,215 |
| 6 | 島袋小学校 | 久保田 2-21-1 | 933-3365 | 458 | 433 | 948 | 894 |
| 7 | 山内小学校 | 山内 2-32-2 | 933-6562 | 1,311 | 589 | 2,708 | 1,215 |
| 8 | 北美小学校 | 登川 1515 | 937-3616 | 1,252 | 589 | 2,586 | 1,215 |
| 9 | 美里小学校 | 美里 4-1-1 | 938-8844 | 1,571 | 589 | 3,244 | 1,215 |
| 10 | 美東小学校 (津波時除く) | 桃原 3-4-1 | 937-3617 | 1,799 | 458 | 3,714 | 945 |
| 11 | 宮里小学校 | 宮里 3-27-1 | 937-6745 | 1,618 | 589 | 3,340 | 1,215 |
| 12 | 高原小学校 (津波時除く) | 高原 5-12-2 | 937-3618 | 1,443 | 589 | 2,979 | 1,215 |
| 13 | 室川小学校 (大雨時除く) | 室川 2-24-1 | 938-2177 | 738 | 445 | 1,528 | 919 |
| 14 | 美原小学校 | 美原 4-20-1 | 934-0021 | 1,657 | 465 | 3,421 | 961 |
| 15 | 泡瀬小学校 (津波時除く) | 泡瀬 2-33-10 | 934-2122 | 1,443 | 508 | 2,979 | 1,049 |
| 16 | 比屋根小学校 (津波時除く) | 比屋根 6-2-1 | 930-0581 | 1,509 | 589 | 3,116 | 1,215 |
| 17 | 越来中学校 | 越来 1-2-1 | 937-3191 | 484 | 551 | 999 | 1,138 |
| 18 | コザ中学校 | 胡屋 3-38-1 | 933-3539 | 989 | 592 | 2,043 | 1,222 |
| 19 | 山内中学校 | 山内 2-20-1 | 933-4793 | 816 | 592 | 1,684 | 1,222 |
| 20 | 美里中学校 | 知花 1-24-1 | 937-3614 | 1,177 | 715 | 2,432 | 1,476 |
| 21 | 美東中学校 (津波時除く) | 高原 5-12-1 | 937-3613 | 1,142 | 715 | 2,358 | 1,476 |
| 22 | 安慶田中学校 (大雨時除く) | 安慶田 3-8-1 | 939-1718 | 920 | 674 | 1,900 | 1,392 |
| 23 | 宮里中学校 | 東 2-17-1 | 939-3911 | 1,169 | 581 | 2,414 | 1,199 |
| 24 | 沖縄東中学校 (津波時除く) | 桃原 260-2 | 934-9460 | 1,113 | 601 | 2,300 | 1,241 |
| 25 | 沖縄市体育館 | 諸見里 2-1-1 | - | | 1,214 | | 2,507.1 |

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話 | 収容人数 | | 面積 (㎡) | |
|----|-------|------------|----------|------|-----|--------|-----|
| | | | | 校舎 | 体育館 | 校舎 | 体育館 |
| 26 | かりゆし園 | 知花 6-36-17 | 938-1250 | 150 | | 311.8 | |

※災害対策基本法第 49 条の 7 に基づく指定ではありません。

※収容可能人員は、面積 (㎡) × 0.8 ÷ 1.65 (1 人 1 畳) で算出 (0.8 は避難スペース内の通路等を確保するための係数)

資料 6-9 準避難所一覧

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話 | 収容可能人員 | 面積 (㎡) |
|----|----------------------------------|------------|----------|--------|--------|
| 1 | 社会福祉センター 男女共同参画センター (洪水注意) | 住吉 1-14-29 | 937-0170 | 135 | 281 |

※災害対策基本法第 49 条の 7 に基づく指定ではありません。

※収容可能人員は、面積 (㎡) × 0.8 ÷ 1.65 (1 人 1 畳) で算出 (0.8 は避難スペース内の通路等を確保するための係数)

資料 6-10 台風等避難所一覧

| 番号 | 名称 | 対象地区 | 所在地 | 電話 | 収容可能人員 | 施設面積 (㎡) |
|----|---------|------|------------|----------|--------|----------|
| 1 | かりゆし園 | 北部地区 | 知花 6-36-17 | 938-1250 | 150 | 311.8 |
| 2 | 沖縄市役所 | 中部地区 | 仲宗根町 26-1 | 939-1212 | 356 | 739 |
| 3 | 沖縄市体育館 | 西部地区 | 諸見里 2-1-1 | - | 1,214 | 2,507.1 |
| 4 | 福祉文化プラザ | 東部地区 | 高原 7-35-1 | 930-1692 | 198 | 413.6 |

※災害対策基本法第 49 条の 7 に基づく指定ではありません。

※収容可能人員は、面積 (㎡) × 0.8 ÷ 1.65 (1 人 1 畳) で算出 (0.8 は避難スペース内の通路等を確保するための係数)

資料 6-11 福祉避難所一覧

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話 | 施設収容人員 | 施設面積 (㎡) |
|----|----------|------------|----------|--------|----------|
| 1 | 保健相談センター | 知花 6-36-17 | 938-2564 | 162 | 339.6 |

※災害対策基本法第 49 条の 7 に基づく指定ではありません。

※収容可能人員は、面積 (㎡) × 0.8 ÷ 1.65 (1 人 1 畳) で算出 (0.8 は避難スペース内の通路等を確保するための係数)

資料 6-12 協定に基づく避難所一覧

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話 | 施設収容人員 | | 施設面積㎡ | |
|----|-----------------------|------------|----------|--------|-----|-------|-------|
| | | | | 校舎 | 体育館 | 校舎 | 体育館 |
| 1 | 県立美来工科高等学校 | 越来 3-17-1 | 937-5309 | - | 501 | - | 1,035 |
| 2 | 県立球陽高等学校 | 南桃原 1-10-1 | 933-9301 | - | 478 | - | 986 |
| 3 | 県立コザ高等学校 | 照屋 5-5-1 | 937-3563 | - | 465 | - | 960 |
| 4 | 県立美里高等学校 | 松本 2-5-1 | 938-5145 | - | 586 | - | 1,209 |
| 5 | 県立美里工業高等学校 (津波時除く) | 泡瀬 5-42-2 | 937-5848 | - | 526 | - | 1,085 |
| 6 | コザ信用金庫本店 | 上地 2-10-1 | - | 128 | | 265.6 | |

※災害対策基本法第 49 条の 4 及び 7 に基づく指定ではありません。

※収容可能人員は、面積 (㎡) × 0.8 ÷ 1.65 (1 人 1 畳) で算出 (0.8 は避難スペース内の通路等を確保するための係数)

資料6-13 災害時協力施設一覧

| 番号 | 名称 | 所在地 | 電話 |
|----|---------|-------------|----------|
| 1 | 越来自治会 | 越来 2-18-1 | 937-4640 |
| 2 | 城前自治会 | 城前町 14-53 | 937-4638 |
| 3 | 照屋自治会 | 照屋 1-32-34 | 937-4470 |
| 4 | 安慶田自治会 | 安慶田 2-19-27 | 937-4633 |
| 5 | 室川自治会 | 室川 2-11-12 | 937-7055 |
| 6 | 住吉自治会 | 住吉 1-10-10 | 937-4631 |
| 7 | 嘉間良自治会 | 嘉間良 2-4-1 | 938-1551 |
| 8 | 八重島自治会 | 八重島 2-8-16 | 937-4628 |
| 9 | センター自治会 | 中央 2-6-53 | 938-5907 |
| 10 | 胡屋自治会 | 胡屋 3-17-4 | 933-5090 |
| 11 | 中の町自治会 | 上地 4-22-2 | 933-4259 |
| 12 | 園田自治会 | 園田 3-23-29 | 933-4211 |
| 13 | 諸見里自治会 | 諸見里 1-29-15 | 933-5258 |
| 14 | 山内自治会 | 山内 3-24-3 | 933-4792 |
| 15 | 山里自治会 | 山里 1-7-4 | 933-2202 |
| 16 | 久保田自治会 | 久保田 2-27-19 | 933-4201 |
| 17 | 南桃原自治会 | 南桃原 3-14-1 | 933-2203 |
| 18 | 美里自治会 | 美里 2-19-13 | 937-3697 |
| 19 | 松本自治会 | 松本 1-6-12 | 938-3341 |
| 20 | 明道自治会 | 明道 1-20-10 | 939-4338 |
| 21 | 知花自治会 | 知花 1-11-7 | 937-4516 |
| 22 | 登川自治会 | 登川 3-36-1 | 937-6185 |
| 23 | 池原自治会 | 池原 1-25-15 | 937-5922 |
| 24 | 古謝自治会 | 字古謝 128 | 938-3911 |
| 25 | 高原自治会 | 高原 4-5-40 | 937-3668 |
| 26 | 大里自治会 | 大里 2-13-25 | 937-4458 |
| 27 | 東桃原自治会 | 桃原 1-2-15 | 934-0300 |
| 28 | 比屋根自治会 | 比屋根 6-7-1 | 932-8950 |
| 29 | 与儀自治会 | 与儀 1-13-1 | 933-2596 |
| 30 | 泡瀬自治会 | 泡瀬 2-3-26 | 939-7335 |
| 31 | 泡瀬第一自治会 | 桃原 3-16-14 | 937-4459 |
| 32 | 泡瀬第二自治会 | 字古謝 906 | 937-0599 |
| 33 | 泡瀬第三自治会 | 泡瀬 5-19-1 | 938-4661 |
| 34 | 海邦町自治会 | 海邦 2-12-38 | 938-4950 |

資料6-14 物資備蓄箇所一覧（備蓄倉庫含む）

| No. | 施設 | 場 所 | 備蓄倉庫 設置年 度 | No. | 施設 | 場 所 | 備蓄倉庫 設置年 度 | |
|-----|-----|--------|------------------|-----|------|------------------------|------------------|--|
| 1 | 小学校 | 北美小学校 | H26 | 23 | 公共施設 | 沖縄市役所 | - | |
| 2 | | 宮里小学校 | H26 | 24 | | 沖縄市体育館 | - | |
| 3 | | 越来小学校 | H26 | 25 | | 若夏公園 | - | |
| 4 | | コザ小学校 | H26 | 26 | | 美東公園 | - | |
| 5 | | 安慶田小学校 | H26 | 27 | | 沖縄市消防本部 | H24 | |
| 6 | | 室川小学校 | H26 | 28 | | かりゆし園 | H24 | |
| 7 | | 諸見小学校 | H26 | 29 | | 保険相談センター | H24 | |
| 8 | | 山内小学校 | H26 | 30 | | 農民研修センター | H28 | |
| 9 | | 美原小学校 | H27 | 31 | | 沖縄市上下水道局 | H28 | |
| 10 | | 美里小学校 | H27 | 32 | | 社会福祉センター 男女共同参画センター | H29 | |
| 11 | 小学校 | 泡瀬小学校 | H27 | | | | | |
| 12 | | 比屋根小学校 | H27 | | | | | |
| 13 | | 中の町小学校 | H29 | | | | | |
| 14 | | 高原小学校 | H30 | | | | | |
| 15 | 中学校 | 越来中学校 | H25 | | | | | |
| 16 | | 美里中学校 | H25 | | | | | |
| 17 | | 宮里中学校 | H25 | | | | | |
| 18 | | コザ中学校 | H25 | | | | | |
| 19 | | 沖縄東中学校 | H25 | | | | | |
| 20 | | 美東中学校 | H25 | | | | | |
| 21 | | 安慶田中学校 | H25 | | | | | |
| 22 | | 山内中学校 | H25 | | | | | |

※備蓄倉庫設置年度は、プレハブ倉庫を設置した年度です。

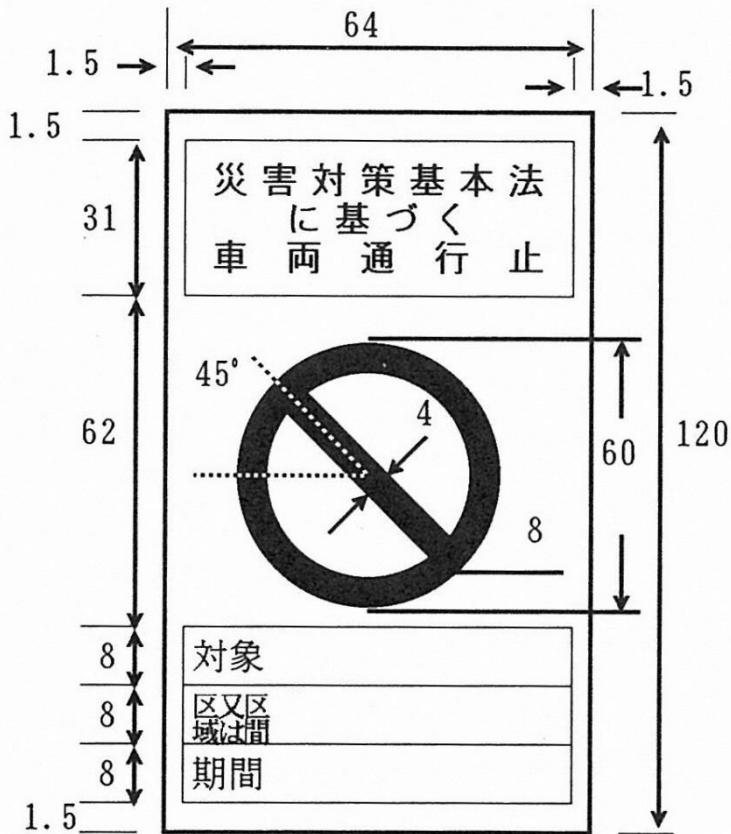
資料6-15 避難生活用備蓄物資一覧

| | |
|------|--|
| 食料等 | 調理不要食、パンの缶詰 粉ミルク（スティックタイプ）、アレルギー対応粉ミルク（スティックタイプ） アレルギーフリー食兼災害時要援護者食 菓子類、飲料水（ペットボトル 500ml） |
| 生活用品 | 毛布、寝袋、スペースブランケット、敷きマット 簡易トイレ、簡易便座、ラップポン（トイレ） 使い捨て哺乳瓶、湯沸かし器具 紙おむつ（乳幼児用）、大人用紙おむつ（パッド、尿取パッド）、紙おむつ処理袋、 おしりふき、生理用品 避難所用間仕切りセット |

7. 輸送・交通関連

資料7-1 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書

【様式1】



- 1 色彩は文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【様式2】



- 1 色彩は記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

【様式3】証明書

| | | | |
|--------------------------------|-------|------------------|--|
| 第 号 | | 年 月 日 | |
| 緊急通行車両確認証明書 | | | |
| | | 知 事 印 公安委員会 印 | |
| 番号標に表示されている番号 | | | |
| 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名） | | | |
| 使用者 | 住 所 | () 局 番 | |
| | 氏 名 | | |
| 通 行 日 時 | | | |
| 通 行 経 路 | 出 発 地 | 目 的 地 | |
| | | | |
| 備 考 | | | |

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

資料 7-2 市有車両の保有状況

(令和 2 年 4 月予定)

| 所属部別 \ 車種別 | 乗用車 | ワゴン | 軽自動車 | ワンボックス | バス | トラック | ロードパツカー | 消防車 | 救急車 | コンテナ車 | オートバイ | その他 | 合計 |
|------------|-----|-----|------|--------|----|------|---------|-----|-----|-------|-------|-----|-----|
| 秘書広報課 | 3 | | 1 | | | | | | | | | | 4 |
| 契約管財課 | 12 | | 45 | 10 | | 2 | | | | | | | 69 |
| 総務部 防災課 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | 2 |
| 企画部 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 市民部 | 2 | | 3 | | | 1 | | | | | | | 6 |
| 経済文化部 | 2 | | | | 1 | | | | | | | | 3 |
| 健康福祉部 | 1 | | | | 2 | | | | | | | | 3 |
| 建築部 | 5 | | 1 | 2 | 4 | 12 | 2 | | | | | 1 | 27 |
| 消防本部 | | | 1 | 2 | | | | 23 | 5 | | | 2 | 33 |
| 上下水道局 | 9 | 1 | 5 | 2 | | 1 | | | | | 2 | | 20 |
| 教育部 | 4 | 1 | 1 | 2 | 2 | 3 | | | | | | 8 | 21 |
| 指導部 | 3 | | 3 | 2 | | | | | | 18 | | | 26 |
| こどものまち推進部 | 2 | | 5 | | 2 | | | | | | | | 9 |
| 議会事務局 | 2 | | | | | | | | | | | | 2 |
| 各委員会 | | | | | | | | | | | | | 0 |
| 合計 | 46 | 2 | 66 | 20 | 11 | 19 | 2 | 23 | 5 | 18 | 2 | 11 | 225 |

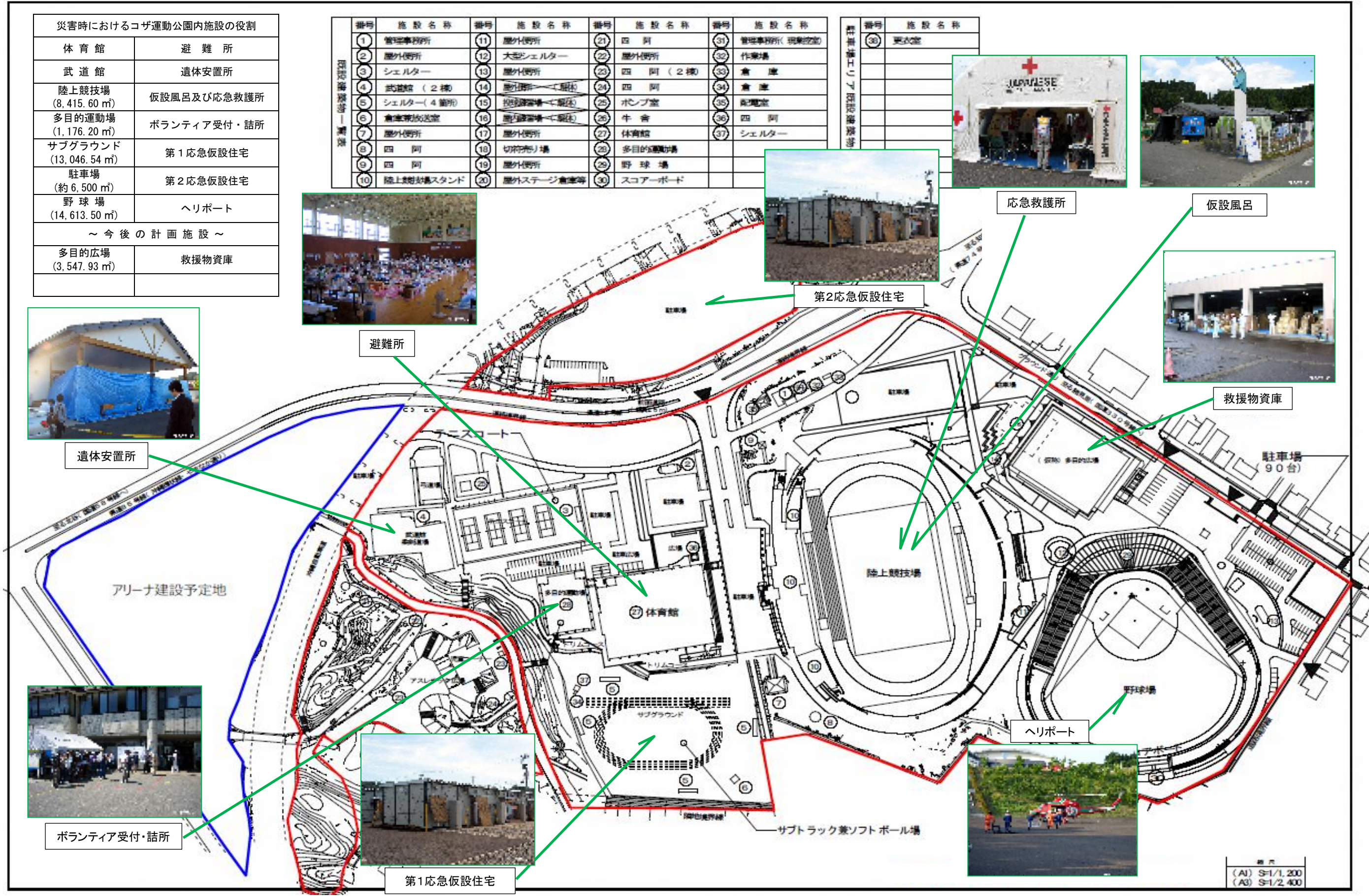
資料 7-3 使用可能なヘリポート候補地

| 施設名称 | |
|-----------|--------|
| コザ運動公園 | 沖縄市野球場 |
| 沖縄県総合運動公園 | 自転車競技場 |

資料 7-4 災害時におけるコザ運動公園内施設の役割

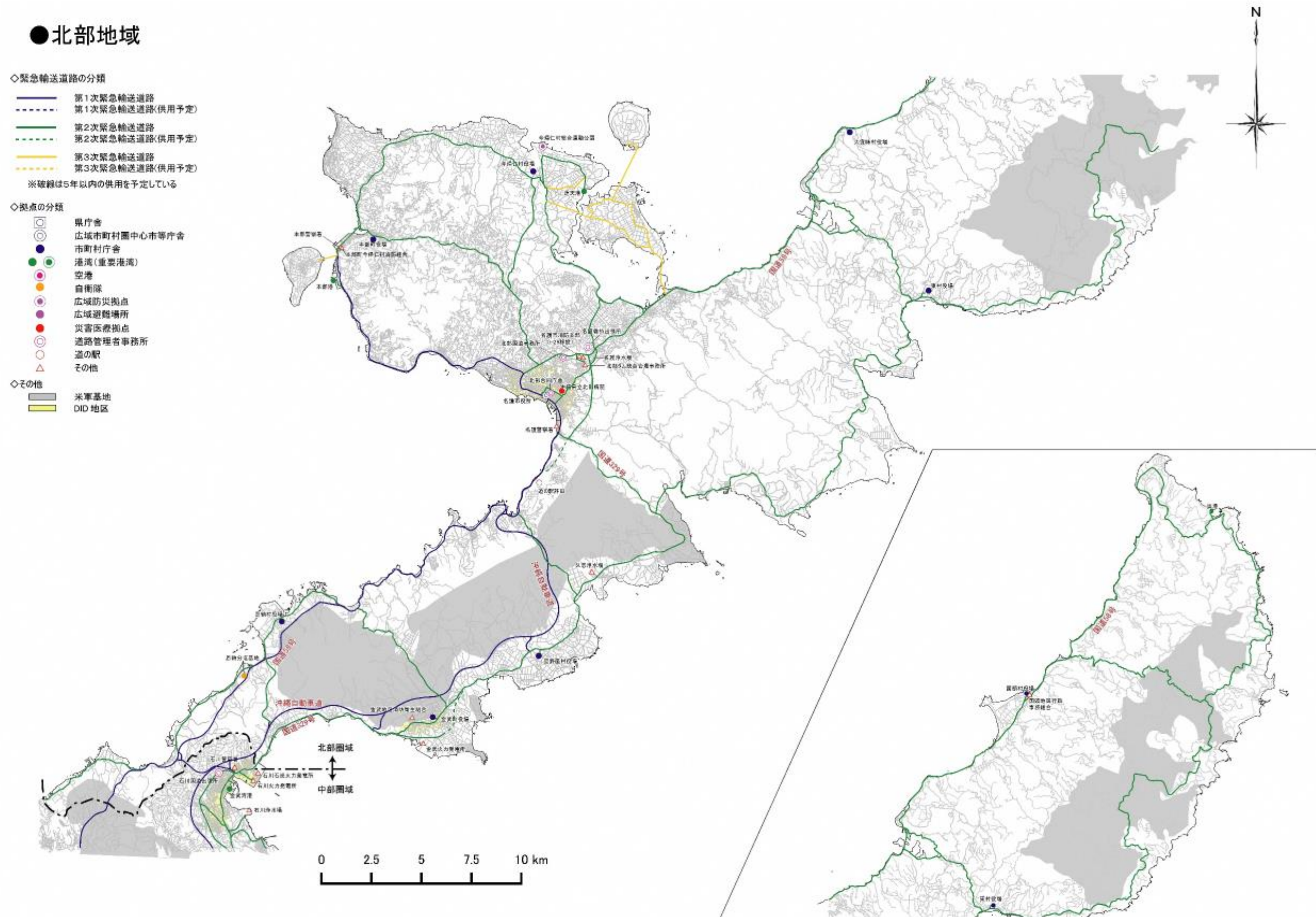
| 災害時におけるコザ運動公園内施設の役割 | |
|--|-------------|
| 体育館 | 避難所 |
| 武道館 | 遺体安置所 |
| 陸上競技場 (8,415.60 m ²) | 仮設風呂及び応急救護所 |
| 多目的運動場 (1,176.20 m ²) | ボランティア受付・詰所 |
| サブグラウンド (13,046.54 m ²) | 第1応急仮設住宅 |
| 駐車場 (約 6,500 m ²) | 第2応急仮設住宅 |
| 野球場 (14,613.50 m ²) | ヘリポート |
| ～ 今後の計画施設～ | |
| 多目的広場 (3,547.93 m ²) | 救援物資庫 |

| 番号 | 施設名称 | 番号 | 施設名称 | 番号 | 施設名称 | 番号 | 施設名称 |
|----|------------|----|-----------|----|--------|----|-------------|
| 1 | 管理事務所 | 11 | 屋外トイレ | 21 | 四阿 | 31 | 管理事務所(現業控室) |
| 2 | 屋外トイレ | 12 | 大型シェルター | 22 | 屋外トイレ | 32 | 作業場 |
| 3 | シェルター | 13 | 屋外トイレ | 23 | 四阿(2棟) | 33 | 倉庫 |
| 4 | 武道館(2棟) | 14 | 屋外トイレ(廊下) | 24 | 四阿 | 34 | 倉庫 |
| 5 | シェルター(4箇所) | 15 | 仮設風呂場(廊下) | 25 | ポンプ室 | 35 | 仮設倉庫 |
| 6 | 倉庫等仮設倉庫 | 16 | 仮設風呂場(廊下) | 26 | 牛舎 | 36 | 四阿 |
| 7 | 屋外トイレ | 17 | 屋外トイレ | 27 | 体育館 | 37 | シェルター |
| 8 | 四阿 | 18 | 切取形テラス | 28 | 多目的運動場 | | |
| 9 | 四阿 | 19 | 屋外トイレ | 29 | 野球場 | | |
| 10 | 陸上競技場スタンド | 20 | 屋外ステージ倉庫等 | 30 | スコアボード | | |



(A1) S=1/1,200
(A3) S=1/2,400

資料7-5 圏域別緊急輸送道路ネットワーク計画図（沖縄本島）



●中部地域

◇緊急輸送道路の分類

- 第1次緊急輸送道路
- - - 第1次緊急輸送道路(供用予定)
- 第2次緊急輸送道路
- - - 第2次緊急輸送道路(供用予定)
- 第3次緊急輸送道路
- - - 第3次緊急輸送道路(供用予定)

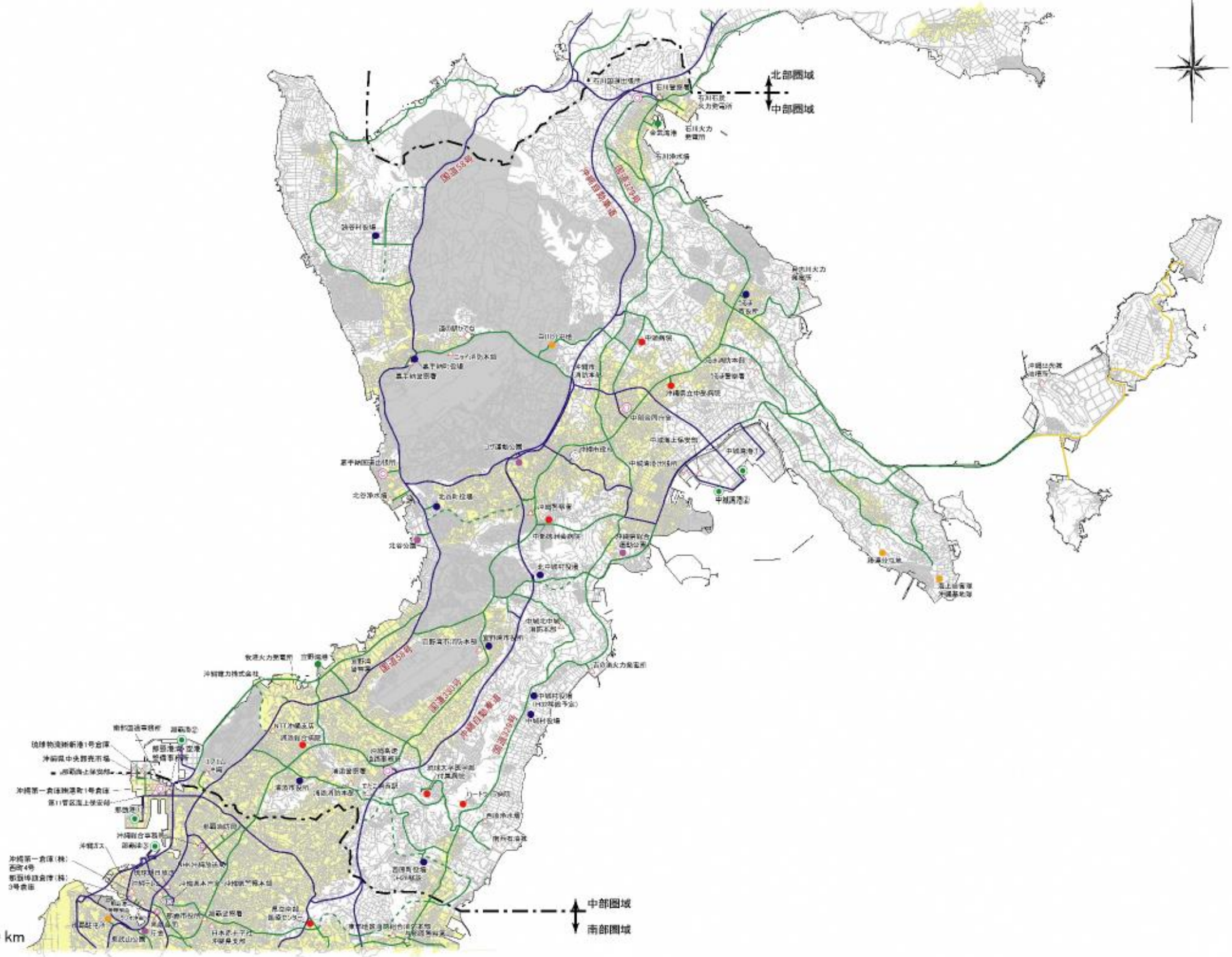
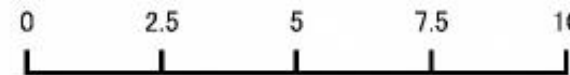
※破線は5年以内の供用を予定している

◇拠点的分類

- 県庁舎
- 広域市町村圏中心城市等庁舎
- 市町村庁舎
- 港湾(重要港湾)
- 空港
- 自衛隊
- 広域防災拠点
- 広域避難場所
- 災害医療拠点
- 道路管理者事務所
- 道の駅
- △ その他

◇その他

- 米軍基地
- DID地区



●南部地域

◇緊急輸送道路の分類

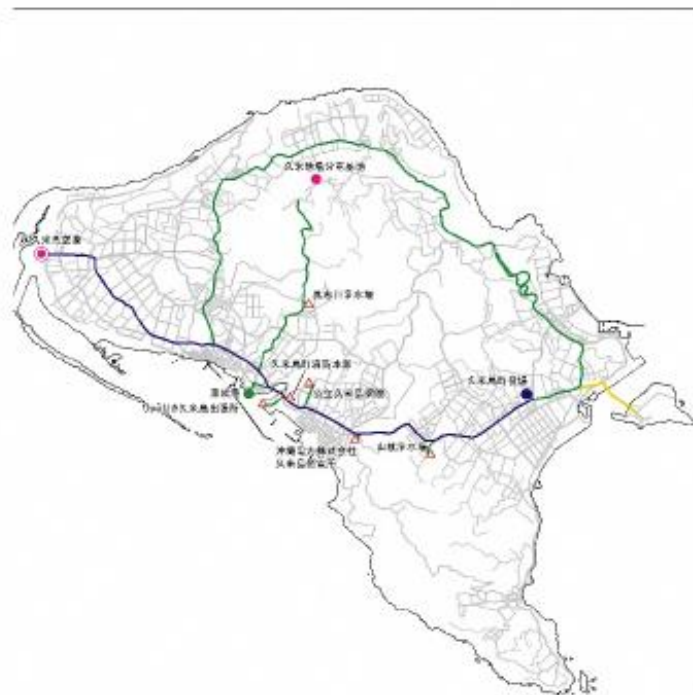
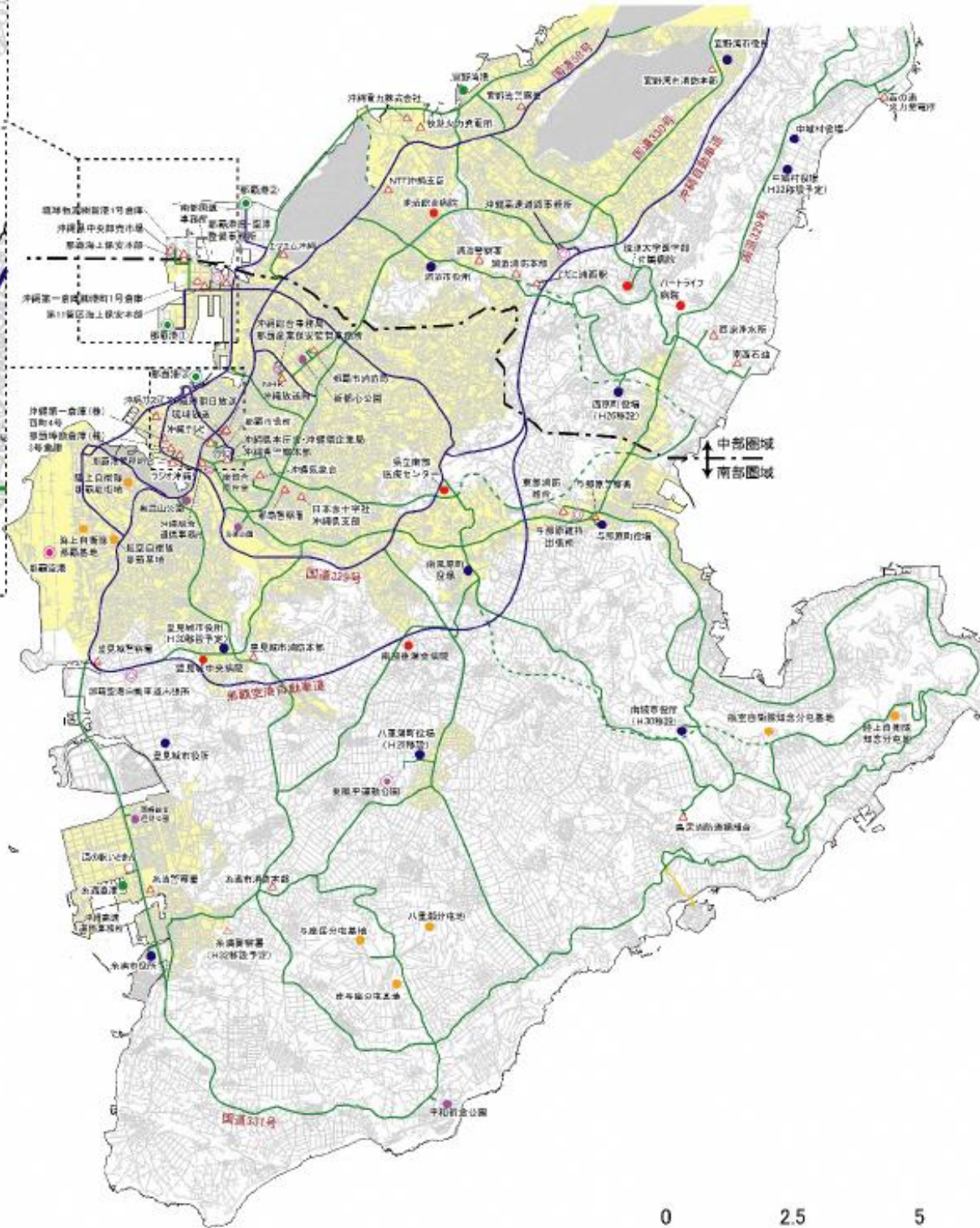
- 第1次緊急輸送道路
- - - 第1次緊急輸送道路(供用予定)
- 第2次緊急輸送道路
- - - 第2次緊急輸送道路(供用予定)
- 第3次緊急輸送道路
- - - 第3次緊急輸送道路(供用予定)

※破線は5年以内の供用を予定している

◇拠点の分類

- 県庁舎
- 広域市町村圏中心市等庁舎
- 市町村庁舎
- 港湾(重要港湾)
- 空港
- 自衛隊
- 広域防災拠点
- 広域避難場所
- 災害医療拠点
- 道路管理者事務所
- 道の駅
- △ その他

- ## ◇その他
- 米軍基地
 - DID地区



8. 医療関係

資料8-1 中部地区医師会 大規模災害時通信番号並びに緊急時連絡網

(令和2年3月13日現在)

※DMAT病院は、沖縄県防災危機管理課より連絡

| 沖縄県医師会 TEL(098)888-0087代 ※詳細は沖縄県医師会災害医療計画参照 | | | | | |
|---|----|-----|------|------------|---------|
| 役職 | 氏名 | 施設名 | 施設電話 | 緊急時TEL(携帯) | 携帯mail等 |
| 本部長 | | | | | |
| 副本部長 | | | | | |
| 本部部員 | | | | | |
| 本部部員 | | | | | |
| 本部部員 | | | | | |
| 本部部員 | | | | | |
| 本部補助員 | | | | | |
| 本部補助員 | | | | | |
| 本部補助員 | | | | | |
| 本部補助員 | | | | | |
| 本部補助員 | | | | | |
| 本部補助員 | | | | | |

災害時優先電話(携帯) ①090-6861-1855 ②090-6861-1851
衛星電話 ① ② ※通常回線無効時

| 中部地区医師会災害対策本部(事務局) TEL(098)936-8201 FAX(098)936-8207 | | | | | |
|--|----|-----|------|------------|---------|
| 役職 | 氏名 | 施設名 | 施設電話 | 緊急時TEL(携帯) | 携帯mail等 |
| 本部長 | | | | | |
| 副本部長 | | | | | |
| 本部部員 | | | | | |
| 本部部員 | | | | | |
| 本部部員 | | | | | |
| 本部部員 | | | | | |
| 本部補助員 | | | | | |
| 本部補助員 | | | | | |
| 本部補助員 | | | | | |
| 本部補助員 | | | | | |

衛星電話() ※通常回線無効時
※本部被災の場合(ぐしかわ看護専門学校) TEL:098-972-4600 FAX:098-792-4610

| 人工透析実施医療施設一覧 | | | | | | | |
|--------------|------------|----------|-------|-----|------|-------------|----------|
| 市町村 | 医療機関名 | 電話番号 | 同時透析数 | 患者数 | 市町村 | 医療機関名 | 電話番号 |
| 西原町 | ハートライフ病院 | 895-3255 | | | うるま市 | みのり内科クリニック | 965-7770 |
| 西原町 | とうま内科 | 946-3799 | | | うるま市 | 与勝病院 | 978-5235 |
| 宜野湾市 | 海邦病院 | 898-2111 | | | うるま市 | すながわ内科クリニック | 975-2525 |
| 宜野湾市 | 西平医院 | 896-1116 | | | うるま市 | 川根内科外科 | 974-3025 |
| 宜野湾市 | 喜屋武内科クリニック | 890-7715 | | | うるま市 | 与勝あやはしクリニック | 983-0055 |
| 沖縄市 | 中頭病院 | 939-1300 | | | 読谷村 | よみたんクリニック | 958-5775 |
| 沖縄市 | 中部徳洲会病院 | 932-1110 | | | 読谷村 | 古堅南クリニック | 921-5677 |
| 沖縄市 | 安立医院 | 933-6200 | | | 北谷町 | 北上中央病院 | 936-5111 |
| 沖縄市 | ちばなクリニック | 939-1301 | | | | | |
| 沖縄市 | 翔南病院 | 930-3020 | | | | | |
| 沖縄市 | うちま内科 | 934-7500 | | | | | |
| 沖縄市 | 登川クリニック | 937-0102 | | | | | |
| 沖縄市 | 中部協同病院 | 938-8828 | | | | | |

| 人工呼吸器実施施設一覧 | | | | | | | |
|-------------|-------|------|---------|-----|-----|-------|------|
| 市町村 | 医療機関名 | 電話番号 | 同時実施可能数 | 患者数 | 市町村 | 医療機関名 | 電話番号 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

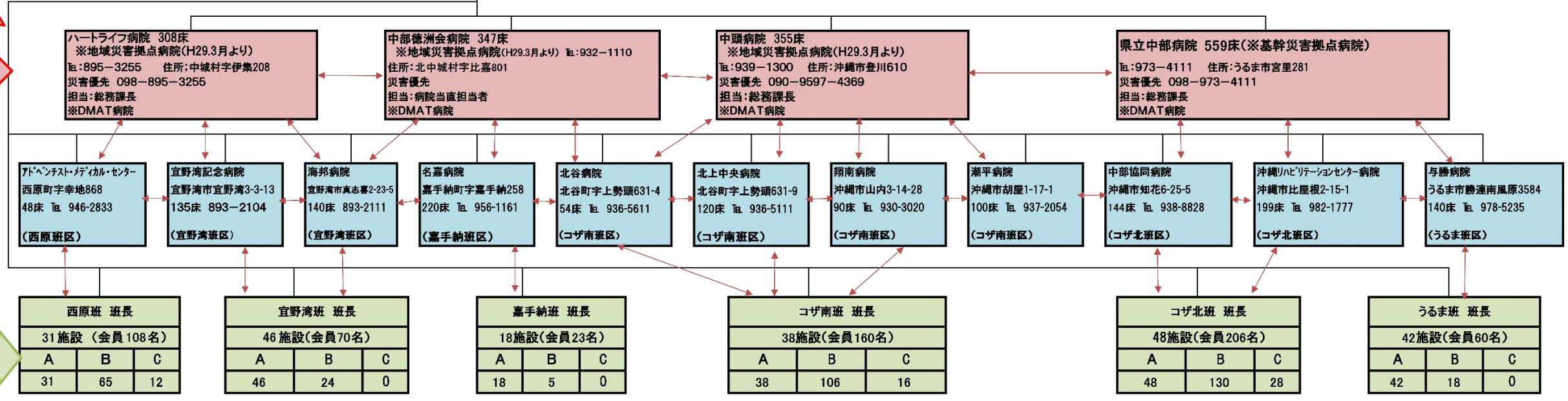
| 精神科医療施設一覧(病院) | | | | | | | |
|---------------|--------|-----|----------|------------|------|---------|-----|
| 市町村 | 医療機関名 | 病床 | 電話番号 | 緊急時TEL(携帯) | 市町村 | 医療機関名 | 病床 |
| 沖縄市 | 新垣病院 | 273 | 933-2756 | | うるま市 | うるま記念病院 | 270 |
| 沖縄市 | 沖縄中央病院 | 239 | 938-3188 | | 北中城村 | 北中城若松病院 | 108 |
| うるま市 | 平和病院 | 212 | 973-2000 | | 宜野湾市 | 玉木病院 | 211 |
| うるま市 | いずみ病院 | 220 | 972-7788 | | | | |

| 関係団体 | | | | | |
|----------|----------|------------|-----------|----------|------------|
| 団体名 | 電話番号 | 緊急時TEL(携帯) | 団体名 | 電話番号 | 緊急時TEL(携帯) |
| 中部地区薬剤師会 | 923-5633 | | 中部地区歯科医師会 | 936-7888 | |

※重症患者受入施設
※平成26年6月10日4病院にて、「大規模災害時の中部地区医療機関相互応援に関する協定」を締結。

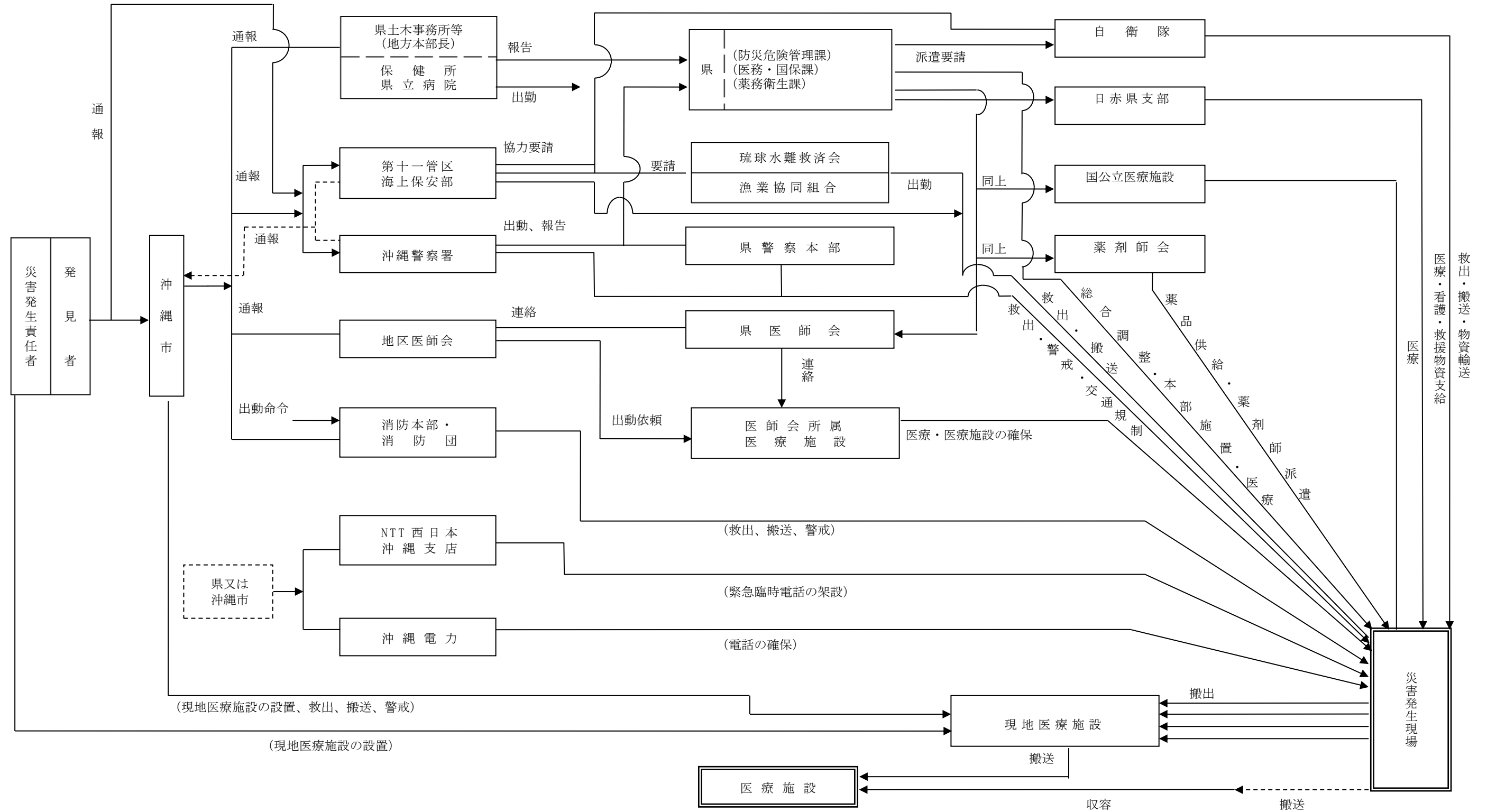
※軽症患者受入施設(病院)

※自院施設で診療が不可能と判断した会員で、他の施設にて診療の応援をできる会員は、近くの、重症患者又は、軽症患者受入施設へ応援に向かう。



※ 災害対策本部(医師会)又は、関係団体からの連絡網。

資料 8-2 通報連絡等救急医療対策系統図



9. 危険物取扱施設

資料 9-1 危険物製造所等の許可施設数

危険物製造所等の許可施設数

平成 30 年度

| 種別 區別 | 製造所 | 貯蔵所 | | | | | | | | 取扱所 | | | | 合計 |
|----------|-----|-----|-------|-------|-------|-------|-------|----|-----|--------|--------|----|----|-----|
| | | 屋内 | 屋内タンク | 屋外タンク | 地下タンク | 簡易タンク | 移動タンク | 屋外 | 小計 | 給油所営業用 | 給油所自家用 | 一般 | 小計 | |
| 施設数 | 0 | 5 | 4 | 42 | 26 | 0 | 118 | 3 | 198 | 33 | 13 | 34 | 80 | 278 |

資料 9-2 危険物製造所等の承認届出状況

危険物製造所等の承認届出状況

平成 30 年度

| 種別 | 危険物製造所等の変更届 | 危険物製造所仮使用承認 | 危険物仮取扱・仮貯蔵申請 | 危険物製造所等の廃止届 | 危険物製造所等の設置者の変更届 | 予防規程 制定・変更 認可申請 | 危険物保安監督者選任届出 | タンク検査危険物・少量危険物 | 危険物休止届出書 | 危険物譲渡引渡届 | 合計 |
|----|-------------|-------------|--------------|-------------|-----------------|-----------------|--------------|----------------|----------|----------|----|
| 件数 | 24 | 2 | 0 | 7 | 18 | 6 | 13 | 14 | 1 | 4 | 89 |

10. 情報伝達・防災関係機関等

資料 10-1 沖縄市防災行政無線一覧

| No | 子局 No | 設置場所（沖縄市内） | 備考 |
|----|-------|---------------|----------------|
| 1 | 1 | 池原 3-8 | |
| 2 | 2 | 池原 3-3-9 | |
| 3 | 3 | 池原 1-24 | 池原公園 |
| 4 | 4 | 池原 2-4 | |
| 5 | 5 | 池原 1-25-15 | 自治会敷地 |
| 6 | 6 | 池原 1515 | 北美小学校敷地 |
| 7 | 7 | 登川 1-32 | 登川公園 |
| 8 | 8 | 登川 3-40-15 | |
| 9 | 9 | 登川 1-16 | すくぶ公園 |
| 10 | 10 | 登川 2583-1 | 里道 |
| 11 | 11 | 知花 5-18-38 | |
| 12 | 12 | 知花 6-35 | かりゆし公園 |
| 13 | 13 | 知花 6-22-11 | |
| 14 | 14 | 登川 2-9-4 | 県道 224 号線 |
| 15 | 15 | 知花 6-7-5 | 県道 224 号線 法務局前 |
| 16 | 16 | 知花 1-15 | 知花第一公園 |
| 17 | 17 | 知花 3-1 付近 | |
| 18 | 18 | 松本 7-1-3 | 里道 |
| 19 | 19 | 知花 4-6 | 白川街区公園 |
| 20 | 20 | 知花 4-46 付近 | 県道 26 号線 |
| 21 | 21 | 松本 6-11-28 付近 | |
| 22 | 22 | 知花 2-12-9 付近 | 知花第二公園 |
| 23 | 23 | 松本 1-14 | 松本第一公園 |
| 24 | 24 | 松本 3-13 | 松本かりゆし公園 |
| 25 | 25 | 松本 2-11 | |
| 26 | 26 | 美里 4-24 | 美里ポンプ場前 |
| 27 | 27 | 美里 5-28-1 | 上下水道局 |
| 28 | 28 | 美里 6-13 | |
| 29 | 29 | 明道 1-20-10 | 明道公民館 |
| 30 | 30 | 松本 888-2 | 松本第 2 公園付近 |
| 31 | 31 | 美原 4-4 | 美里公園 |
| 32 | 32 | 美原 3-13 | 美里第 1 公園 |
| 33 | 33 | 美里 4-1-1 | 美里小学校 |
| 34 | 34 | 美里 3-22-1 | 美里青年会館 |
| 35 | 35 | 越来 3-17 | 未来工科高等学校横 |
| 36 | 36 | 八重島 3-4-1 | |
| 37 | 37 | 嘉間良 1-22 | |
| 38 | 38 | 越来 2-18 | 越来公民館 |
| 39 | 39 | 美原 3-1-1 | |
| 40 | 40 | 美原 1-23-1 | |
| 41 | 41 | 美原 1-1 付近 | |
| 42 | 42 | 美原 2-12 | 美里第 2 公園 |
| 43 | 43 | 宮里 2-25 付近 | |
| 44 | 44 | 東 1-1 | 東公園 |
| 45 | 45 | 宮里 1-3-9 | |

| No | 子局 No | 設置場所（沖縄市内） | 備考 |
|----|-------|----------------|---------------|
| 46 | 46 | 城前町 14-53 | 城前児童公園 |
| 47 | 47 | 越来 1-11 | |
| 48 | 48 | 中央 4-10-25 | |
| 49 | 49 | 中央 3-23 | センター公園 |
| 50 | 50 | 中央 2-7-20 付近 | センター39 号線付近 |
| 51 | 51 | 中央 1-31-10 | センター児童公園 |
| 52 | 52 | 住吉 1-10-10 | 住吉公園 |
| 53 | 53 | 室川 2-7-41 付近 | |
| 54 | 54 | 照屋 1-32-34 | 照屋自治会館 |
| 55 | 55 | 宮里 3-22 | ポケットパーク |
| 56 | 56 | 宮里 4-12-13 付近 | |
| 57 | 57 | 東 2-17 | 宮里中学校 |
| 58 | 58 | 美里仲原町 12 付近 | 美里第五公園 |
| 59 | 59 | 古謝 1182-1 | 古謝自治会所有地内 |
| 60 | 60 | 古謝 95 付近 | |
| 61 | 61 | 桃原 3-4-1 | 美東小学校 |
| 62 | 62 | 桃原 1-14 | 里道 |
| 63 | 63 | 照屋 5-5-1 | コザ高等学校 |
| 64 | 64 | 照屋 3-4-15 | 給食センター第 1 調理場 |
| 65 | 65 | 安慶田 2-19-27 | 安慶田公民館 |
| 66 | 66 | 室川 1-31-10 | 室川小学校 |
| 67 | 67 | 胡屋 1-19 | 胡屋第 2 公園 |
| 68 | 68 | 胡屋 2-3-1 | 諸見里小学校敷地内 |
| 69 | 69 | 上地 4-6-2 付近 | |
| 70 | 70 | 上地 3-6 | 中の町公園 |
| 71 | 71 | 上地 2-7-5 付近 | |
| 72 | 72 | 胡屋 2-12 | 胡屋コミュニティ広場 |
| 73 | 73 | 仲宗根町 26-1 | 市役所前 |
| 74 | 74 | 安慶田 3-8-1 | 安慶田小学校 |
| 75 | 75 | 安慶田 4-13-25 付近 | |
| 76 | 76 | 胡屋 6-4-2 | コザゴルフレンジ横 |
| 77 | 77 | 胡屋 5-14 付近 | |
| 78 | 78 | 胡屋 3-38- 1 | ゴザ中学校 |
| 79 | 79 | 園田 2-14- 1 付近 | 郵便局通り |
| 80 | 80 | 園田 3-19-4 付近 | |
| 81 | 81 | 胡屋 5-6-21 付近 | |
| 82 | 82 | 久保田 2-21-1 | 島袋小学校 |
| 83 | 83 | 園田 3-25 | 諸見里公園 |
| 84 | 84 | 諸見里 1-16-31 付近 | 諸見里公園 |
| 85 | 85 | 諸見里 2-1-1 | コザ運動公園 |
| 86 | 86 | 山内 1-12-10 | 消防署山内出張所 |
| 87 | 87 | 山内 1-1 付近 | |
| 88 | 88 | 諸見里 1-29-15 | 諸見里公民館 |
| 89 | 89 | 久保田 2-2-25 付近 | |
| 90 | 90 | 久保田 2-27-19 付近 | 久保田公民館横 |
| 91 | 91 | 久保田 1-14-3 付近 | |
| 92 | 92 | 山里 1-7-4 | 山里公民館 |

| No | 子局 No | 設置場所（沖縄市内） | 備考 |
|-----|-------|---------------|---------------|
| 93 | 93 | 山内 4-13 | |
| 94 | 94 | 山内 3-17 | 山内公園 |
| 95 | 95 | 山内 2-23 | |
| 96 | 96 | 山内 2-11 | 山内第二公園 |
| 97 | 97 | 山里 3-8-16 | |
| 98 | 98 | 山内 2-7-22 | |
| 99 | 99 | 南桃原 1-18 | 南桃原二丁目公園 |
| 100 | 100 | 南桃原 2-25 | 南桃原二丁目公園 |
| 101 | 101 | 南桃原 3-27 | 山内第三公園 |
| 102 | 102 | 南桃原 4-15-8 | |
| 103 | 103 | 古謝 906 番地 | 泡瀬第二公民館 |
| 104 | 104 | 海邦町 2-29 | サヨリ公園 |
| 105 | 105 | 海邦町 3-27 付近 | |
| 106 | 106 | 海邦町 3-33 付近 | 三角公園 |
| 107 | 107 | 海邦町 3-58 付近 | |
| 108 | 108 | 海邦町 3-25 付近 | 海邦公園 |
| 109 | 109 | 海邦町 2-13 | マンタ公園 |
| 110 | 110 | 桃原 3-24 | 泡瀬第一公園 |
| 111 | 111 | 桃原 1-2-15 付近 | 里道（桃原自治会近く） |
| 112 | 112 | 照屋 5-5-1 | コザ高等学校 |
| 113 | 113 | 大里 1-33-36 付近 | 里道 |
| 114 | 114 | 高原 1-7-7 付近 | |
| 115 | 115 | 高原 3-7-9 付近 | |
| 116 | 116 | 大里 1-7-8 付近 | 大里ハイツ公園 |
| 117 | 117 | 大里 2-13-25 | 大里公民館 |
| 118 | 118 | 泡瀬 6-6-41 付近 | |
| 119 | 119 | 海邦町 1-10 | タカサゴ公園 |
| 120 | 120 | 泡瀬 1-11 | パヤオ交流広場 |
| 121 | 121 | 泡瀬 5-5-17 | |
| 122 | 122 | 高原 5-14-8 | 給食センター第三調理場跡地 |
| 123 | 123 | 高原 4-5-40 | 高原公民館 |
| 124 | 124 | 高原 4-12-21 付近 | |
| 125 | 125 | 高原 7-1-5 付近 | |
| 126 | 126 | 泡瀬 6-10 | どらごん公園 |
| 127 | 127 | 泡瀬 2-3-25 | 泡瀬公民館敷地内 |
| 128 | 128 | 泡瀬 1-30-20 | |
| 129 | 129 | 泡瀬 2-34 | 黒潮公園 |
| 130 | 130 | 泡瀬 3-28 | ぐるくん公園 |
| 131 | 131 | 泡瀬 4-25 | 泡瀬第二公園 |
| 132 | 132 | 泡瀬 3-48 | ポケットパーク |
| 133 | 133 | 比屋根 1-2-20 付近 | |
| 134 | 134 | 比屋根 6-7-1 付近 | 比屋根公民館近く |
| 135 | 135 | 比屋根 4-23 付近 | |
| 136 | 136 | 比屋根 3-3 | ハウオウ公園 |
| 137 | 137 | 比屋根 5-5 付近 | 県総合運動公園敷地内 |
| 138 | 138 | 与儀 3-11-1 付近 | |
| 139 | 139 | 与儀 2-3 付近 | |

| No | 子局 No | 設置場所（沖縄市内） | 備考 |
|-----|-------|----------------|------------|
| 140 | 140 | 与儀 2-6-7 付近 | |
| 141 | 141 | 与儀 1-13-1 | 与儀公民館 |
| 142 | 142 | 比屋根 7-25-6 付近 | |
| 143 | 143 | 比屋根 7-13-10 付近 | |
| 144 | 144 | 胡屋 7-6-1 付近 | |
| 145 | 145 | 比屋根 6-2-6 付近 | |
| 146 | 146 | 久保田 3-5-12 付近 | |
| 147 | 147 | 嘉間良 2-3-1 | 嘉間良公民館 |
| 148 | 148 | 園田 1-4-6 付近 | 郵便局通り |
| 149 | 149 | 八重島 1-1-1 | 市民会館駐車場 |
| 150 | 150 | 八重島 2-12 付近 | 県道 85 号線 |
| 151 | 151 | 知花 5-26 | |
| 152 | 152 | 比屋根 5-6 | 県総合運動公園敷地内 |
| 153 | S 1 | 池原 2-18 | ゲートボール場横 |
| 154 | S 2 | 知花 1-20 | 美里中学校入口 |
| 155 | S 3 | 諸見里 2-15 | 諸見里第一公園 |
| 156 | S 4 | 照屋 3-25 | 若草公園 |
| 157 | S 5 | 桃原 260-2 | 沖縄東中学校 |
| 158 | S 6 | 比屋根 6-28 | |
| 159 | S 7 | 高原 7-25 | かめ公園 |
| 160 | S 8 | 与儀 3-12 | 県営浜原団地 |
| 161 | S 9 | 泡瀬 3-1 | |
| 162 | S 10 | 泡瀬 3-45 | |
| 163 | S 11 | 泡瀬 1-18 | イルカ公園 |
| 164 | S 12 | 泡瀬 5-19 | |
| 165 | S 13 | 泡瀬 6 丁目 26 番 | 泡瀬保育所駐車場 |
| 166 | S 14 | 古謝 890 番地-54 | |
| 167 | SS1 | 明道 1-13 | 明道公園 |
| 168 | SS2 | 宮里 4-14 | |
| 169 | SS3 | 胡屋 7-481-28 | 県営胡屋高層住宅 |
| 170 | SS4 | 与儀 2-18-1 付近 | |
| 171 | SS5 | 字登川 3169 付近 | |
| 172 | SS6 | 城前町 4 | 越来城水辺公園 |

資料 10-2 災害時優先電話登録回線一覧表

| | 担当部署 | 設置場所 | 番号 |
|------|----------|------------------|--------------|
| 公共施設 | 議会事務局 | 沖縄市役所議会事務局 (FAX) | 098-938-1094 |
| | 上下水道局 | 上下水道局庁舎 | 098-937-3610 |
| 幼稚園 | 保育・幼稚園課 | 美原幼稚園 | 098-934-3614 |
| | | コザ幼稚園 | 098-937-6246 |
| 小学校 | 沖縄市教育委員会 | 美原小学校 | 098-934-0021 |
| | | 美原小学校 (FAX) | 098-937-4881 |
| | | コザ小学校 | 098-937-3249 |
| | | 山内小学校 | 098-933-6562 |
| | | 山内小学校体育館 | 098-932-6873 |
| | | 中の町小学校 (教育研究所) | 098-932-9370 |
| | | 中の町小学校 | 098-933-3054 |
| | | 越来小学校 | 098-937-3556 |
| | | 安慶田小学校 | 098-937-3561 |
| | | 泡瀬小学校 | 098-934-2122 |
| | | 北美小学校 | 098-937-3616 |
| | | 美東小学校 | 098-937-3617 |
| | | 宫里小学校 | 098-937-6745 |
| | | 室川小学校 | 098-938-2177 |
| | | 高原小学校校長室 | 098-938-8806 |
| | | 美里小学校 | 098-938-8844 |
| 中学校 | 沖縄市教育委員会 | 越来中学校 | 098-937-3191 |
| | | 美東中学校 | 098-937-3613 |
| | | 美東中学校 (FAX) | 098-938-8804 |
| | | 安慶田中学校 | 098-939-1718 |
| | | 宫里中学校 | 098-939-3911 |
| | | 山内中学校 | 098-932-6885 |
| | | コザ中学校 | 098-933-3539 |
| | | 沖縄東中学校事務室 | 098-934-9460 |

資料 10-3 消防通信施設（有線）

| 消 防 本 部 ・ 消 防 署 | | | |
|-----------------|----------|--------------|------------------------|
| 局 番 | 回線種類 | 接 続 先 | 備 考 |
| 929-1190 | i n s 64 | SOLUTE（受付） | Atermにてアナログ接続 |
| 929-1192 | i n s 64 | SOLUTE（総務課） | Atermにてアナログ接続（災害時優先電話） |
| 929-0900 | i n s 64 | SOLUTE（警防課） | Atermにてアナログ接続 |
| 929-0901 | i n s 64 | SOLUTE（予防課） | Atermにてアナログ接続 |
| 983-4585 | i n s 64 | 災害弱者用 119FAX | |
| 983-4571 | i n s 64 | 消防情報案内サービス用 | |
| 983-4632 | i n s 64 | 通信室 FAX 用 | ダイヤルイン（983-4571 回線） |
| 983-4588 | i n s 64 | 本部 FAX | 情報課のパソコンも接続 |
| 専 用 回 線 | 3.4K | 沖電気交換機 | 市役所内線接続用 |
| 専 用 回 線 | 3.4K | 県防端末用 | 沖縄県防災行政無線端末用 |
| 専 用 回 線 | 3.4K | 署所端末接続 | 本部～山内出張所（指令用） |
| 専 用 回 線 | 3.4K | 道路公団 | 道路公団専用端末 |
| 山 内 出 張 所 | | | |
| 局 番 | 回線種類 | 接 続 先 | 備 考 |
| 930-1190 | アナログ | 富士通交換機 | |
| 930-1194 | アナログ | FAX | |
| 専 用 線 | 3.4K | 署所端末装置 | 山内出張所～本部指令用 |
| 泡 瀬 出 張 所 | | | |
| 局 番 | 回線種類 | 接 続 先 | 備 考 |
| 921-1538 | アナログ | NEC 交換機 | |
| 921-1539 | アナログ | FAX | |
| 専 用 線 | 3.4K | 署所端末装置 | 泡瀬出張所～本部指令用 |
| 市 役 所 | | | |
| 局 番 | 回線種類 | 接 続 先 | 備 考 |
| 専 用 機 | 3.4K | 本庁内線用 | 消防本部～市役所 |
| 専 用 機 | 3.4K | 県防に接続 | |

資料 10-4 消防通信施設（無線）

| 配置 | 呼出し符号 | 局種別 | 活動波 1 | 活動波 2 | 主運用 波 | 統制波 1 | 統制波 2 | 統制波 3 | 防災相互 波 | 送信出力 (W) | 備考 | |
|-------------|---------------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|-------------|-------------------|--------|
| 市役所 | おきなわしょうぼう | 基地局 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 10 | 市役所通信室 | |
| 本署 | おきなわしょうぼうほんぶ | 固定局 | 多重 | | | | | | | | 250m | 通信機械室 |
| 市役所 | おきなわしょうぼうなかそね | 固定局 | 多重 | | | | | | | | 250m | 市役所通信室 |
| 本署 | おきなわしょうぼうほんぶ | 陸上移動局 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 通信機械室 (卓上型無線基) | |
| 山内 | やまうちしょうぼう | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 山内通信室 (卓上型無線機) | |
| 泡瀬 | あわせしょうぼう | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 泡瀬通信室 (卓上型無線基) | |
| 本署 | おきなわかはん1 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 通信機械室 (可搬型無線機) | |
| | おきなわかはん2 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 山内通信室 (可搬型無線機) | |
| | おきなわかはん3 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 泡瀬通信室 (可搬型無線機) | |
| 本署 | おきなわしれい | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 指令車 | |
| | おきなわそうむ | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 連絡車 | |
| | おきなわよぼう | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 連絡車 | |
| | おきなわしどう | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 連絡車 | |
| | おきなわけいぼう | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 連絡車 | |
| | おきなわしき | 陸上移動局 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 指揮車 | |
| | おきなわはんそう | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 人員搬送車 | |
| | おきなわしきざい | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 資機材搬送車 | |
| | おきなわせきさい | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 積載車 | |
| | おきなわきゆうじょ | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 救助工作車 | |
| | おきなわはしご | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | はしご車 | |
| | おきなわぼんぶ | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | ポンプ車 | |
| | おきなわたんく | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | タンク車 | |
| | おきなわぼんぶ2 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | ポンプ車(予備) | |
| | おきなわきゆうきゆう | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 救急車 | |
| おきなわきゆうきゆう2 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 救急車 | | |
| おきなわきゆうきゆう3 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 救急車 | | |
| 山内 | やまうちぼんぶ | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | ポンプ車 | |
| | やまうちたんく | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | タンク車 | |
| | やまうちれんらく | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 連絡車 | |
| | やまうちきゆうきゆう | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 救急車 | |

| 配 置 | 呼 出 し 符 号 | 局種別 | 活動波 1 | 活動波 2 | 主運用波 | 統制波 1 | 統制波 2 | 統制波 3 | 防災相互波 | 送信出力 (W) | 備 考 |
|-----|------------|-------|----------|----------|------|----------|----------|----------|-------|-------------|---------|
| 泡瀬 | あわせぼんぶ | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | ポンプ車 |
| | あわせたんく | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | タンク車 |
| | あわせれんらく | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 連絡車 |
| | おきなわすいなん | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 水難救助車 |
| | あわせきゆうきゆう | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 救急車 |
| 消防団 | おきなわだんたきのう | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 消防団多機能車 |
| | おきなわだんぼんぶ | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 5 | 団ポンプ車 |
| 本署 | おきしょう101 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1 | 携帯無線 |
| | おきしょう102 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1 | 〃 |
| | おきしょう103 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1 | 〃 |
| | おきしょう104 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1 | 〃 |
| | おきしょう105 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1 | 〃 |
| | おきしょう106 | 陸上移動局 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1 | 〃 |
| | おきしょう107 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1 | 〃 |
| | おきしょう108 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1 | 〃 |
| 山内 | おきしょう109 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1 | 〃 |
| | おきしょう110 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1 | 〃 |
| 泡瀬 | おきしょう111 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1 | 〃 |
| | おきしょう112 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1 | 〃 |
| | おきしょう114 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 1 | |
| 予防課 | おきしょう113 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1 | 〃 |
| 総務課 | おきしょう115 | 〃 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | 1 | 〃 |

資料 10-5 戸別受信機設置場所一覧

(令和2年3月現在)

| 市公共施設 | | | | | | | |
|-------|------------|----|-------------------|----|--------------------|----|------------------------|
| 1 | 沖縄市役所防災課 | 2 | 沖縄商工会議所 | 3 | 沖縄市民会館 | 4 | 沖縄市文化センター |
| 5 | 沖縄市中央公民館 | 6 | 沖縄市民小劇場 | 7 | 農民研修センター | 8 | 福祉文化プラザ |
| 9 | 沖縄市青少年センター | 10 | 老人福祉センター かりゆし園 | 11 | 老人福祉センター寿楽園 | 12 | 男女共同参画センター 社会福祉センター |
| 13 | 産業交流センター | 14 | 保健相談センター | 15 | かりゆし交流センター つくし園 | 16 | 消防本部警防課 (通信室) |
| 17 | 消防署山内出張所 | 18 | 消防署泡瀬出張所 | 19 | 沖縄市上下水道局 | | |

| 市学校施設 | | | | | | | |
|-------|--------|----|--------|----|-------|----|--------|
| 1 | 北美小学校 | 2 | 美原小学校 | 3 | 美里小学校 | 4 | 宮里小学校 |
| 5 | 美東小学校 | 6 | 高原小学校 | 7 | 越来小学校 | 8 | コザ小学校 |
| 9 | 安慶田小学校 | 10 | 室川小学校 | 11 | 諸見小学校 | 12 | 中の町小学校 |
| 13 | 島袋小学校 | 14 | 山内小学校 | 15 | 泡瀬小学校 | 16 | 比屋根小学校 |
| 17 | 越来中学校 | 18 | コザ中学校 | 19 | 山内中学校 | 20 | 美里中学校 |
| 21 | 美東中学校 | 22 | 安慶田中学校 | 23 | 宮里中学校 | 24 | 沖縄東中学校 |

| 市幼稚園施設 | | | | | | | |
|--------|-------|----|-------|----|--------|----|--------|
| 1 | 越来幼稚園 | 2 | コザ幼稚園 | 3 | 中の町幼稚園 | 4 | 安慶田幼稚園 |
| 5 | 諸見幼稚園 | 6 | 島袋幼稚園 | 7 | 山内幼稚園 | 8 | 北美幼稚園 |
| 9 | 美里幼稚園 | 10 | 美東幼稚園 | 11 | 宮里幼稚園 | 12 | 高原幼稚園 |
| 13 | 室川幼稚園 | 14 | 美原幼稚園 | 15 | 泡瀬幼稚園 | 16 | 比屋根幼稚園 |

| 法人幼稚園施設 | | | | | | | |
|---------|-------|---|---------|---|-------|--|--|
| 1 | 聖母幼稚園 | 2 | コザ聖母幼稚園 | 3 | 愛星幼稚園 | | |

| 自治会施設 | | | | | | | |
|-------|---------|----|---------|----|---------|----|---------|
| 1 | 越来自治会 | 2 | 城前自治会 | 3 | 照屋自治会 | 4 | 安慶田自治会 |
| 5 | 室川自治会 | 6 | 住吉自治会 | 7 | 嘉間良自治会 | 8 | 八重島自治会 |
| 9 | センター自治会 | 10 | 胡屋自治会 | 11 | 中の町自治会 | 12 | 園田自治会 |
| 13 | 諸見里自治会 | 14 | 山内自治会 | 15 | 山里自治会 | 16 | 久保田自治会 |
| 17 | 南桃原自治会 | 18 | 美里自治会 | 19 | 東自治会 | 20 | 宮里自治会 |
| 21 | 吉原自治会 | 22 | 松本自治会 | 23 | 明道自治会 | 24 | 知花自治会 |
| 25 | 登川自治会 | 26 | 池原自治会 | 27 | 古謝自治会 | 28 | 高原自治会 |
| 29 | 大里自治会 | 30 | 東桃原自治会 | 31 | 比屋根自治会 | 32 | 与儀自治会 |
| 33 | 泡瀬自治会 | 34 | 泡瀬第一自治会 | 35 | 泡瀬第二自治会 | 36 | 泡瀬第三自治会 |
| 37 | 海邦町自治会 | | | | | | |

| 公立保育施設 | | | | | | | |
|--------|-------|---|----------------------|---|-----------|---|-------|
| 1 | 越来保育所 | 2 | 山内保育所 | 3 | 胡屋あけぼの保育所 | 4 | 知花保育所 |
| 5 | 泡瀬保育所 | 6 | あけぼの子育て支援センター つどいの広場 | | | | |

| 法人保育施設 | | | | | | | |
|--------|----------|----|-----------|----|-----------|----|------------|
| 1 | 諸聖徒保育園 | 2 | 光の子保育園 | 3 | でいご保育園 | 4 | 杉の子保育園 |
| 5 | 胡屋保育園 | 6 | こぼと保育園 | 7 | 室川保育園 | 8 | ことぶき保育園 |
| 9 | 若松保育園 | 10 | たんぼぼ保育園 | 11 | さかえ保育園 | 12 | 愛香保育園 |
| 13 | 松本保育園 | 14 | 愛の星保育園 | 15 | みちしお保育園 | 16 | シャローム保育園 |
| 17 | みはら保育園 | 18 | かりゆし保育園 | 19 | 室川夜間保育園 | 20 | 愛の泉保育園 |
| 21 | 白鳥保育園 | 22 | 海の子保育園 | 23 | すみれっ子保育園 | 24 | 夢の園保育園 |
| 25 | サムエル保育園 | 26 | 登川みらい保育園 | 27 | キディー保育園 | 28 | めぐみ野保育園 |
| 29 | ぶどうの木保育園 | 30 | あおぞらっ子保育園 | 31 | カフー美里保育園 | 32 | かりゆし諸見保育園 |
| 33 | あゆみ保育園 | 34 | 大芽保育園 | 35 | さざなみっこ保育園 | 36 | すみれ保育園 |
| 37 | たけのこ幼稚園 | 38 | ていっず保育園 | 39 | どりーむ保育園 | 40 | ハレルヤ保育園 |
| 41 | ひやごん保育園 | 42 | まつもと幼児学園 | 43 | 緑保育園 | 44 | かまらきらきら保育園 |

| 法人保育施設（地域型） | | | | | | | |
|-------------|-------------|---|---------------|---|----------|---|--------|
| 1 | さんさん保育園 | 2 | スマイリー保育園 | 3 | ふくっこ保育園 | 4 | アリス保育園 |
| 5 | ほっぺるランド沖縄海邦 | 6 | ともわ乳児園 泡瀬園 | 7 | エンジェル保育園 | | |

| 認可外保育施設 | | | | | | | |
|---------|------------|----|---|----|------------------|----|---------|
| 1 | 育伸沖縄幼稚園 | 2 | エンジェルズスクール | 3 | エンゼルベビーハウス | 4 | こころ保育園 |
| 5 | 仁愛保育園 | 6 | school house by 琉球 スコープ インターナショナルス クール | 7 | そよ風保育園 | 8 | ニライ保育園 |
| 9 | はなまる幼稚園 | 10 | 保育園ちびっこひろば | 11 | 保育室さなえ | 12 | おひさま保育園 |
| 13 | 保育所ドリームランド | 14 | めぐみ保育園 | 15 | ももやま保育園 | 16 | ユーカリ保育園 |
| 17 | リーダーズ幼児学園 | 18 | キッズハウスマラナ タ | 19 | あかちゃんハウスゆい ゆい | | |

| コミュニティーFMラジオ放送局 | | | | | | | |
|-----------------|---------|---|----------|--|--|--|--|
| 1 | (株)FMコザ | 2 | 沖縄ラジオ(株) | | | | |

| 福祉施設 | | | | | | | |
|------|-----------------------------|----|-----------------------|----|---------------------------|----|-----------------------------|
| 1 | オアシス | 2 | きづき児童デイ ト リトン | 3 | オハナ 沖縄 | 4 | なちゅら福祉ネット |
| 5 | 愛音楽(アネラ)はう す | 6 | 障がい児サポートハ ウス Ohara | 7 | ゆいの郷 | 8 | レッツ |
| 9 | レッツ | 10 | さずな | 11 | ナイス | 12 | グループホームゆい ハウス |
| 13 | グループホーム鈴蘭 | 14 | グループホーム向日 葵 | 15 | グループホーム花き りん 301 | 16 | グループホーム花き りん 302 |
| 17 | グループホーム花き りん 101 | 18 | グループホームゆい しあ | 19 | グループホームまん た | 20 | グループホームゆい かぜ |
| 21 | ていーだ | 22 | サポートセンター うさぎ | 23 | 沖縄県農業協同組合 中部訪問介護事業所 | 24 | Happy Smile |
| 25 | NPO法人 エンジ ェル工房 | 26 | 南灯荘 | 27 | 障がい者・者在宅支援 センター わーい | 28 | 自立プラザ 希職 |
| 29 | 放課後デイサービス ちゅらら | 30 | ラポール | 31 | コロニーワークショ ップ沖縄 | 32 | ワイ療養センター |
| 33 | 沖縄一条園 | 34 | 緑樹苑 | 35 | おきなわ長寿苑 | 36 | 琉和の森 |
| 37 | はいびすかす | 38 | ケアサービスセンタ ー琉和 | 39 | おきなわ徳州苑 | 40 | グループホームごえ くの里 |
| 41 | 有料老人ホームあか り | 42 | 生協美里ハウス | 43 | 宅老所美桃 | 44 | シルバーホー美浦の 郷 |
| 45 | 有料老人ホーム福乃 ホーム | 46 | 友人老人ホーム く しばる | 47 | 住宅型有料老人ホーム ハウス竹園 | 48 | 介護付有料老人ホーム ハウス竹園 |
| 49 | サービス付高齢者住 宅たんぼぼ | 50 | 高齢者協同住宅 生 活家うなり | 51 | 住宅型有料老人ホーム ティーダ | 52 | 住宅型有料老人ホーム アイホーム |
| 53 | デイサービスセンタ ー中部和厚園 | 54 | 共同ハウス 小梅 | 55 | 共同ハウス 竹宅 | 56 | 有料老人ホーム し あわせ街角 |
| 57 | 有料老人ホーム ち むわさ | 58 | 有料老人ホーム の ぞみ | 59 | シルバーホーム 歩 | 60 | シニアハウスエール |
| 61 | デイサービス美らさ ん | 62 | 有料老人ホームさつ き | 63 | サービス付高齢者住 宅 がんじゅう堂 | 64 | アワセ第二 デイサービスセンタ ー |
| 65 | 若太陽指定通所介護 事業所 | 66 | 生協デイサービス美 里 | 67 | まつもと医院 デイサービスセンタ ー | 68 | デイサービス ツク イ古謝 |
| 69 | デイサービス桃原 | 70 | デイサービスセンタ ー海邦 | 71 | デイサービス一歩 | 72 | デイサービスあかり |
| 73 | デイサービスえびす 家 | 74 | 通所介護センター登 川の里 | 75 | 小規模多機能ホーム いきがいのまち | 76 | 小規模多機能型居宅 介護事業所きづきの 家 |
| 77 | 愛聖クリニック デイサービスセンタ ーはる | 78 | 愛聖有料老人ホーム シンフォニー | 79 | 愛聖ホーム和 | | |

| |
|--------|
| 合計 |
| 256 箇所 |

資料 10-6 IP 無線機一覧

| グループ | 所属 | 個別番号 | | | | | |
|------|-------------|---------|---------|------|---------|---------|------|
| 1 | センター (PC) | 1000 | 2000 | | | | |
| 2 | 対策本部 | 1100 | 1101 | | | | |
| 3 | 緊急対応班 | 1102 | 1103 | | | | |
| 4 | 防災課 | 2345 | 2349 | 2047 | 4354(車) | 2650(車) | 2340 |
| 5 | 市長 (車両) | 3853 | | | | | |
| | 副市長 (車両) | 1212 | | | | | |
| | 防災課 (車両) | 4354 | 2650 | | | | |
| | 道路課 (車両) | 9103 | | | | | |
| | 下水道 (車両) | 6879 | | | | | |
| 6 | その他予備機 | 50 | 62 | 63 | | | |
| 7 | 道路課 | 2610 | 9103(車) | | | | |
| | 下水道 | 2530 | 6879(車) | | | | |
| 8 | 福祉文化プラザ | 1695 | | | | | |
| 9 | その他 | 1710 | | | | | |
| 10 | 市民生活課 | 2213 | 2214 | | | | |
| 11 | 保育園担当 | 3131 | 3139 | | | | |
| 12 | 教育総務課 | 2780 | | | | | |
| | 指導課 | 2751 | | | | | |
| 13 | 幼稚園担当 | 2799 | | | | | |
| 14 | 市民生活課・自治会 | 1~37 | 2213 | 2214 | | | |
| 15 | 保育園担当・保育園 | 41~61 | 1720 | 3131 | 3139 | | |
| 16 | 教育委員会・小・中学校 | 71~75 | 2780 | 2751 | 101~113 | 201~206 | |
| 17 | 幼稚園担当・幼稚園 | 81~84 | 2799 | | | | |
| 18 | 消防本部 | 4300 | 5039 | | | | |
| 19 | 市長 | 3853(車) | | | | | |
| | 副市長 | 1212(車) | | | | | |
| | 秘書広報課 | 2410 | | | | | |
| 20 | 公立、法人保育施設 | 41~59 | 1720 | 3131 | | | |
| 21 | 認可外保育施設 | 60~61 | 3139 | | | | |

| 所属 | 施設名 | 個別番号 | 所属 | 施設名 | 個別番号 | 所属 | 施設名 | 個別番号 |
|-----|------|------|---------------------|--------------|------|------|------|------|
| 自治会 | 越来 | 1 | 公立 | 泡瀬保育所 | 1720 | 小学校 | 高原小 | 71 |
| | 城前 | 2 | 法人 保育施設 | 若松保育園 | 41 | | 美東小 | 72 |
| | 照屋 | 3 | | みちしお保育園 | 42 | | 泡瀬小 | 73 |
| | 安慶田 | 4 | | かりゆし保育園 | 43 | | | |
| | 室川 | 5 | | 愛の泉保育園 | 44 | | 北美小 | 101 |
| | 住吉 | 6 | | 海の子保育園 | 45 | | 美原小 | 102 |
| | 嘉間良 | 7 | | サムエル保育園 | 46 | | 美里小 | 103 |
| | 八重島 | 8 | | ぶどうの木保育園 | 47 | | 宮里小 | 104 |
| | センター | 9 | | 大芽幼児園 | 49 | | 越来小 | 105 |
| | 胡屋 | 10 | | さざなみ幼児学園 | 51 | | コザ小 | 106 |
| | 中の町 | 11 | | さんさん保育園(地域型) | 52 | | 安慶田小 | 107 |
| | 園田 | 12 | | 仁愛保育園 | 53 | | 室川小 | 108 |
| | 諸見里 | 13 | | すみれ保育園 | 54 | | 諸見小 | 109 |
| | 山内 | 14 | | そよ風保育園 | 55 | | 中の町小 | 110 |
| | 山里 | 15 | | ていっず保育園 | 56 | 島袋小 | 111 | |
| | 久保田 | 16 | どりーむ乳児園 | 57 | 山内小 | 112 | | |
| | 南桃原 | 17 | ハレルヤ保育園 | 58 | 比屋根小 | 113 | | |
| | 美里 | 18 | ひやごん保育園 | 59 | | | | |
| | 東 | 19 | | | 中学校 | 沖縄東中 | 74 | |
| | 宮里 | 20 | | | | 美東中 | 75 | |
| | 吉原 | 21 | 認可 外 保育 施設 | あかちゃんハウスゆいゆい | | 48 | | |
| | 松本 | 22 | | 保育園ちびっこひろば | | 60 | 越来中 | 201 |
| | 明道 | 23 | | 保育室さなえ | | 61 | コザ中 | 202 |
| | 知花 | 24 | | | | | 山内中 | 203 |
| | 登川 | 25 | | | | 美里中 | 204 | |
| | 池原 | 26 | 幼稚園 | 高原幼稚園 | | 81 | 安慶田中 | 205 |
| | 古謝 | 27 | | 美東幼稚園 | | 82 | 宮里中 | 206 |
| | 高原 | 28 | | 泡瀬幼稚園 | | 83 | | |
| | 大里 | 29 | | 泡瀬聖母幼稚園 | 84 | | | |
| | 東桃原 | 30 | | | | | | |
| | 比屋根 | 31 | | | | | | |
| | 与儀 | 32 | | | | | | |
| | 泡瀬 | 33 | | | | | | |
| | 泡瀬第一 | 34 | | | | | | |
| | 泡瀬第二 | 35 | | | | | | |
| | 泡瀬第三 | 36 | | | | | | |
| | 海邦町 | 37 | | | | | | |

合 計
173 箇所

資料 10-7 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク電話番号一覧

(県出先等関係機関)

平成 30 年 12 月時点

| 地区 | 県出先機関名 | 代表部署 | 発信特番 | 局番号 | ホットライン内線番号 | FAX 番号 | NTT 番号 |
|-------|--------------------|-------|------|-----|------------|--------------|--------------|
| 北部地区 | 北部保健所 | 総務企画班 | | 640 | 4 | 5 | 0980-52-2714 |
| | 北部病院 | 総務課 | | 660 | 4 | 5 | 0980-52-2719 |
| 中部地区 | 中部保健所 | | 6 | 71 | 7494 | | 938-9886 |
| | 中部病院 | 総務課 | | 661 | 4 | 5 | 973-4111 |
| | 中部農業改良普及センター | | 6 | 71 | 7580 | | 894-6521 |
| | 中部農林土木事務所 | 所長 | 6 | 71 | 7775 | | 894-6525 |
| | 中頭教育事務所 | | 6 | 71 | 7480 | | 939-0044 |
| | 中部土木事務所 | 維持管理班 | 6 | 71 | 7745 | | 894-6512 |
| 南部地区 | 南部保健所 | 総務企画課 | | 641 | 4 | 5 | 889-6351 |
| | 南部医療センター・こども医療センター | 総務課 | | 662 | 4 | 5 | 888-0123 |
| | 南部農林土木事務所 | | 6 | 71 | 5029 | 098-867-2978 | 867-2770 |
| | 那覇教育事務所 | | 6 | 71 | 5240 | | 866-2333 |
| 宮古地区 | 宮古保健所 | | 外+# | 642 | 4 | 5 | 0980-72-2420 |
| | 宮古病院 | 総務課 | | 663 | 4 | 5 | 0980-72-3151 |
| 八重山地区 | 八重山保健所 | 総務企画班 | 6 | 206 | 2735 | 2330 | 0980-82-3240 |
| | 八重山病院 | 総務課 | | 664 | 4 | 5 | 0980-83-2525 |

(防災関係機関)

| 地区 | 防災関係機関名 | 代表部署 | 発信特番 | 局番号 | ホットライン内線番号 | FAX 番号 | NTT 番号 |
|------|-----------------|-------|------|-----|------------|--------|----------|
| 南部地区 | 沖縄气象台 | 予報課 | 7 | 680 | 4 | 5 | 833-4281 |
| | 第 11 海保 | 救難課 | | 681 | 4 | 5 | 867-0118 |
| | 陸上自衛隊 | 那覇駐屯地 | | 682 | 局番のみ | | 857-1155 |
| | NHK 沖縄 | | | 683 | 4 | 5 | 865-2222 |
| | 日本赤十字社 沖縄県支部 | | | 684 | 4 | 5 | 835-1177 |
| | 沖縄電力(株) | | | 685 | 4 | 5 | 877-2341 |

(市町村)

| 地区 | 市町村名 | 代表部署 | 発信特番 | 局番号 | ホットライン内線番号 | FAX 番号 | NTT 番号 |
|------|------|---------|-------|-----|------------|--------|--------------|
| 北部地区 | 名護市 | 総務課 | 8 | 210 | 9921 | 未接続 | 0980-53-1212 |
| | 国頭市 | 総務課 | 外線 17 | 211 | 9922 | 〃 | 0980-41-2101 |
| | 大宜味村 | 総務課 | 5 | 212 | 9923 | 〃 | 0980-44-3001 |
| | 東村 | 総務財政課 | 12 | 213 | 9924 | 〃 | 0980-43-2201 |
| | 今帰仁村 | 総務課 | | 不要 | 9925 | 〃 | 0980-56-2101 |
| | 本部町 | 総務課 | 61 | 215 | 9926 | 〃 | 0980-47-2101 |
| | 恩納村 | 総務課 | 88 | 216 | 9927 | 〃 | 966-1200 |
| | 宜野座村 | 総務課 | | 不要 | 9928 | 〃 | 968-5111 |
| | 金武町 | 総務課 | 外線 5 | 218 | 9929 | 〃 | 968-2111 |
| | 伊江村 | 総務課 | | 不要 | 9930 | 〃 | 0980-49-2001 |
| | 伊平屋村 | 総務課 | | 不要 | 9931 | 〃 | 0980-46-2001 |
| | 伊是名村 | 総務課 | | 不要 | 9932 | 〃 | 0980-45-2001 |
| 中部地区 | うるま市 | 防災基地渉外課 | 7 | 230 | 9933 | 〃 | 974-3111 |
| | 宜野湾市 | 総務課 | 6 | 231 | 9934 | 〃 | 893-4411 |
| | 浦添市 | 防災危機管理室 | 特番** | 232 | 9935 | 〃 | 876-1234 |
| | 沖縄市 | 防災課 | 8 | 233 | 9936 | 〃 | 939-1212 |
| | 読谷村 | 総務課 | | 不要 | 9937 | 〃 | 982-9200 |
| | 嘉手納町 | 総務課 | 7 | 235 | 9938 | 〃 | 956-1111 |
| | 北谷町 | 総務課 | | 不要 | 9939 | 未接続 | 936-1234 |

| 地区 | 市町村名 | 代表部署 | 発信 特番 | 局番号 | ホットライン 内線番号 | FAX 番号 | NTT 番号 |
|-------|------|-------------|-------------|------------|----------------|---------------|--------------|
| | 北中城村 | 総務課 | 8 | 237 | 9940 | 〃 | 935-2233 |
| | 中城村 | 総務課 | | 不要 | 9941 | 〃 | 895-2131 |
| | 西原町 | 総務課 | 7 | 239 | 9942 | 〃 | 945-5011 |
| 南部地区 | 那覇市 | 防災危機管理課 | 44 | 250 | 9943 | 〃 | 867-0111 |
| | 糸満市 | 市民生活 環境課 | 6 | 251 | 9944 | 〃 | 840-8111 |
| | 豊見城市 | 総務課 | 7 | 252 | 9945 | 〃 | 850-0024 |
| | 八重瀬町 | 総務課 | 5 | 254 | 9947 | 〃 | 998-2200 |
| | 南城市 | 総務課 | | 不要 | 9946 | 〃 | 948-7111 |
| | 与那原町 | 総務課 | * | 255 | 9948 | 〃 | 945-2201 |
| | 南風原町 | 総務課 | 7 | 256 | 9949 | 庁舎交換 機収容 7 | 889-4415 |
| | 久米島町 | 総務課 | | 不要 | 9950 | 未接続 | 985-7121 |
| | 渡嘉敷村 | 総務課 | 8 | 258 | 9951 | 〃 | 987-2321 |
| | 座間味村 | 総務課 | | 不要 | 9952 | 〃 | 987-2311 |
| | 粟国村 | 総務課 | | 不要 | 9953 | 〃 | 988-2016 |
| | 渡名喜村 | 総務課 | 外線 9～ 12 | 261 | 9954 | 〃 | 989-2002 |
| | 大東地区 | 南大東村 | 総務課 | 外線 11+6 | 262 | 9955 | 〃 |
| 北大東村 | | 総務課 | 防災+6 | 263 | 9956 | 〃 | 09802-3-4001 |
| 宮古地区 | 宮古島市 | 総務課 | 70 | 270 | 9957 | 〃 | 0980-72-3751 |
| | 多良間村 | 総務財政課 | 7 | 271 | 9958 | 〃 | 0980-79-2011 |
| 八重山地区 | 石垣市 | 防災危機 管理室 | 85 | 280 | 9959 | 〃 | 0980-87-5533 |
| | 竹富町 | 総務課 | | 不要 | 9960 | 〃 | 0980-82-6191 |
| | 与那国町 | 総務課 | | 不要 | 9961 | 〃 | 0980-87-2241 |

(消防機関)

| 地区 | 消防本部名 | 代表部署 | 発信 特番 | 局番号 | ホットライン 内線番号 | FAX 番号 | NTT 番号 |
|-------|--------|-------|----------|-----|----------------|----------|--------------|
| 北部地区 | 名護消防 | 通信司令室 | | 600 | 4 | 5 | 0980-52-1142 |
| | 国頭消防 | 通信司令室 | | 601 | 9526 | 60 | 0980-41-5100 |
| | 本・今消防 | 通信司令室 | 外線 7 | 602 | 4 | 5 | 0980-47-7119 |
| | 金武消防 | 通信司令室 | | 603 | 4 | 5 | 968-2020 |
| 中部地区 | 沖縄消防 | 通信司令室 | 外線 7 | 604 | 4 | 5 | 929-1190 |
| | 宜野湾消防 | 通信司令室 | 外線 8 | 605 | 4 | 5 | 892-2299 |
| | 浦添消防 | 通信司令室 | | 606 | 4 | 5 | 875-0119 |
| | うるま市消防 | 通信司令室 | 6 | 607 | 4 | 5 | 973-4838 |
| | ニライ消防 | 通信司令室 | 外線 9 | 608 | 4 | 5 | 956-9914 |
| | 中・北消防 | 通信司令室 | 外線 8 | 609 | 4 | 5 | 935-4747 |
| | 南部地区 | 那覇消防 | 通信司令室 | 44 | 610 | 4 | 5 |
| 糸満消防 | 通信司令室 | 外線 6 | 611 | 4 | 5 | 992-3661 | |
| 豊見城消防 | 通信司令室 | 7 | 612 | 4 | 5 | 850-0529 | |
| 島尻消防 | 通信司令室 | 外線 12 | 613 | 4 | 5 | 948-2512 | |
| 東部消防 | 通信司令室 | 8 | 614 | 4 | 5 | 945-2200 | |
| 久米島消防 | 通信司令室 | | 615 | 4 | 5 | 985-3281 | |
| 宮古地区 | 宮古島消防 | 通信司令室 | 8 | 616 | 4 | 5 | 0980-72-0943 |
| 八重山地区 | 石垣消防 | 通信司令室 | | 617 | 4 | 5 | 0980-82-0119 |

資料 10-8 沖縄地方非常通信協議会の主な構成機関（無線局一覧表）

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電 話 番 号 (市外局番：098) |
|----------------|--|----------------------------|
| 沖縄県（防災危機管理課） | 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 | 866-2143 866-3204 (FAX) |
| 沖縄総合事務局 | 那覇市おもろまち 2 丁目 1 番 1 号 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 | 866-0044 |
| 第十一管区海上保安本部 | 那覇市港町 2 丁目 11 番 1 号 | 867-0118(内 6720) |
| 沖縄気象台 | 那覇市樋川 1 丁目 15 番 15 号 | 833-4281 833-4280 (FAX) |
| 総務省沖縄総合通信事務所 | 那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B-1 街区 5 階 | 865-2300 |
| 沖縄県警察本部 | 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 1 号 | 862-0110(内 3611) |
| 日本赤十字社沖縄県支部 | 那覇市与儀 1 丁目 3 番 1 号 複合管理棟 5 階 | 835-1177 835-1178 (FAX) |
| 日本放送協会沖縄放送局 | 那覇市おもろまち 2 丁目 6 番 21 号 | 865-2222 865-3615 (FAX) |
| 沖縄電力(株) | 浦添市牧港 5 丁目 2 番 1 号 | 877-2341(内 4101) |
| (社)沖縄県漁業無線協会 | 糸満市西崎 1 丁目 4 番 1 1 号 | 840-3566 840-3576 (FAX) |
| 琉球放送(株) | 那覇市久茂地 2 丁目 3 番 1 号 | 867-2151 862-5047 (FAX) |
| 沖縄テレビ放送(株) | 那覇市久茂地 1 丁目 2 番 20 号 | 863-2111 860-2646 (FAX) |
| 琉球朝日放送(株) | 那覇市久茂地 2 丁目 3 番 1 号 | 860-1199 861-1000 (FAX) |
| (株)ラジオ沖縄 | 那覇市西 1 丁目 4 番 8 号 | 869-2211 |
| (株)FM沖縄 | 浦添市小湾 40 番地 | 877-2361 876-1601 (FAX) |
| N T T 西日本 沖縄支店 | 浦添市城間 4 丁目 35 番 2 号 | 871-2850 |

資料 10-9 報道機関一覧表

| 機 関 名 | 所 在 地 | 電 話 番 号 (市外局番：098) |
|-----------------|-----------------------------------|----------------------------|
| NHK 沖縄放送局 | 那覇市おもろまち 2 丁目 6 番 21 号 | 865-3603 865-3605 (FAX) |
| 琉球放送 (RBC) | 那覇市久茂地 2 丁目 3 番 1 号 | 867-2151 862-5047 (FAX) |
| 沖縄テレビ放送 (OTV) | 那覇市久茂地 1 丁目 2 番 20 号 国和プラザビル | 863-2111 860-2646 (FAX) |
| 琉球朝日放送 (QAB) | 那覇市久茂地 2 丁目 3 番 1 号 | 860-1199 861-1000 (FAX) |
| 沖縄ケーブルテレビ (OCN) | 那覇市久茂地 1 丁目 2 番 20 号 2 階 | 863-4141 863-1872 (FAX) |
| ラジオ沖縄 (ROK) | 那覇市西 1 丁目 4 番 8 号 | 869-2211 869-2210 (FAX) |
| エフエム沖縄 | 浦添市小湾 40 番地 | 877-2361 879-0456 (FAX) |
| 株式会社 FMコザ | 沖縄市中央 3 丁目 1 番 25 号 | 934-8653 934-8653 (FAX) |
| 沖縄タイムス社 | 那覇市久茂地 2 丁目 2 番 2 号 | 860-3000 860-3606 (FAX) |
| 沖縄タイムス中部支社 | 沖縄市胡屋 1 丁目 12 番 24 号 4 階 | 939-1122 938-5169 (FAX) |
| 琉球新報社 | 那覇市泉崎 1 丁目 10 番 3 号 | 865-5111 861-0100 (FAX) |
| 琉球新報社中部支社 | 沖縄市仲宗根町 25-6 | 934-6500 938-9188 (FAX) |
| 沖縄ラジオ株式会社 | 沖縄市上地 1 丁目 1-1 コザ・ミュージックタウン 1F | 933-0854 933-1815 (FAX) |

資料 10-10 自衛隊の連絡場所

【災害派遣命令者の所在地等】

| | あて先 | 所在地 | 実務担当（昼間） | | 実務担当（夜間） | |
|-------|-------------------|-----------------------|---------------------|--|---------------|--|
| | | | 主管 | 電話 | 実務 | 電話 |
| 陸上自衛隊 | 第 15 旅団長 | 那覇市鏡水 679 | 第 15 旅団司 令部第 3 部 | 857-1155 857-1156 857-1157 内線 2277～ 2279 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行 政情報通信ネ 트워크 *6-552-0123 | 団本部 当直 | 857-1155 857-1156 857-1157 内線 308 FAX 切替電話 857-5168 沖縄県総合行 政情報通信ネ 트워크 *6-552-0123 |
| 海上自衛隊 | 第 5 航空 郡指令 | 那覇市当間 252 | 作戦幕僚 | 857-1191 内線 5213 | 郡司令部 当直 | 857-1191 内線 5222 |
| | 沖縄 基地隊 指令 | うるま市 勝連平敷屋 1920 | 沖縄基地隊 本部警備科 | 978-2342 3453 3454 内線 230 | 当直幕僚 | 978-2342 3453 3454 内線 244 |
| 航空自衛隊 | 南西航空 方面隊 指令 | 那覇市当間 301 | 司令部運用課 | 857-1191 内線 2236 | S O C 当直幕僚 | 857-1191 内線 2204 2304 |

【急患空輸等の要請権者及び要請先】（電話：上記に同じ）

| 区分 | 要請権者 | 要請の受理及び処理 | |
|--------------|------------------|-------------|------------|
| | | 主担当 | 副担当 |
| 離島の急患及び物資空輸 | 県知事 | 陸上自衛隊 15 旅団 | 航空自衛隊南混団 |
| 船舶急患空輸及び海難救助 | 第十一管区 海上保安本部長 | 航空自衛隊南混団 | 海上自衛隊 5 空群 |
| | | | 海上自衛隊沖基 |
| 海上捜索 | | 海上自衛隊 5 空群 | 航空自衛隊南混団 |
| | | 海上自衛隊沖基 | |

※「災害派遣要請の受理及び処理に関する協定」（平成 16 年 3 月 31 日）による

【最寄部隊の住所】

| 区分 | 名称 | 住所 | 電話番号 |
|--------------------|--------|-----------------|--------------|
| 陸上自衛隊 | 白川分屯地 | 沖縄市白川 119 | 098-938-3335 |
| | 勝連分屯地 | うるま市勝連字内間 2530 | 098-978-4001 |
| 航空自衛隊 | 恩納分屯基地 | 国頭郡恩納村恩字恩納 7441 | 098-966-2053 |
| 自衛隊沖縄地方協力本部 | | 那覇市前島 3-24-3-1 | 098-866-5457 |
| 自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所 | | 沖縄市美里 1-2-9-1F | 098-937-1608 |

資料 10-11 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱

放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会設置要綱

(設置)

第1条 沖縄地方非常通信協議会会則第3条第5号の規定に基づき、沖縄県内の大雨や地震等の災害時において、県又は市町村から放送事業者及び沖縄気象台への避難勧告等の情報伝達手段等を検討するため、同協議会に放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する連絡会(以下「連絡会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 県又は市町村から放送事業者及び沖縄気象台への伝達ルート及び伝達手段
- (2) 放送事業者及び沖縄気象台に提供する情報内容
- (3) 送付文書等の雛形の作成
- (4) 放送による伝達例文
- (5) 地方自治体及び放送事業者等関係者リストの作成
- (6) その他、災害時避難勧告等の伝達に必要な事項

(構成)

第3条 連絡会は、次の者をもって構成する。

- (1) 沖縄県知事公室防災危機管理課長
- (2) 沖縄県各市町村防災担当課長
- (3) NHK沖縄放送局及び別紙放送事業者担当部長相当職
- (4) 総務省沖縄総合通信事務所情報通信課長及び同所無線通信課長
- (5) 気象庁沖縄気象台業務課長及び同台通信課長

(庶務)

第4条 連絡会の庶務は、沖縄県知事公室防災危機管理課において行う。

附 則

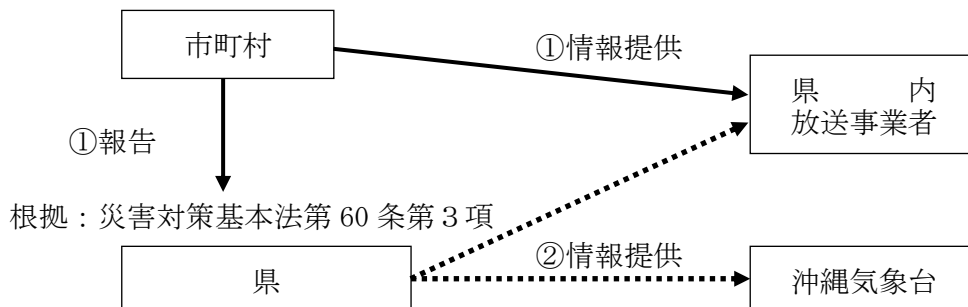
この要綱は、平成17年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月16日から施行する。

避難勧告等情報の伝達ルート及び手段（改正案）

1. 伝達ルート



- ア 原則、市町村から県及び放送事業者双方へ同時に情報を伝達することができるよう伝達ルートを確認する。
- イ 直接、市町村から放送事業者への伝達が実行不可能な場合等には、県を経由した伝達ルートを確認する。
- ウ 県は市町村から避難勧告等を行ったことについて、報告を受けた場合は、放送事業者に対して、市町村から報告があったことについて情報提供を行うことができるように伝達ルートを確認する。
- エ 避難勧告の指示等を行った市町村が多数ある場合は、報告のあった市町村分について、県が随時取りまとめ、放送事業者に情報提供を行うことができるように伝達ルートを確認する。

2. 伝達手段

- ア 原則として、伝達手段はFAX及び電話とする。
- イ 市町村は、迅速にFAX送信が行えるよう、あらかじめ県及び放送事業者のFAX番号等をFAXに登録しておき、一斉送信できるようにしておく。
- ウ 県は、市町村から避難勧告等の報告をFAX及び電話により受けた場合は、県から放送事業者及び沖縄気象台に対して、その旨を速やかにFAX及び電話により連絡する。
- エ 市町村及び県は、災害時の状況によりFAXでの伝達手段が困難な場合は、電話のみによる伝達も可能とする。
- オ 市町村及び県は、上記エにより情報を伝達した場合、FAXによる情報伝達が可能となったとき、同一情報を速やかにFAXで放送事業者に提供しなければならない。

[通信回線]

- ① 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク
- ② 公衆回線
- ③ 非常通信ルート

避難勧告等発令情報（市町村用）

市・町・村

送付日時： 月 日 時 分

1. 避難情報の別（番号を○印で囲む）

① 避難準備情報（根拠：地域防災計画等）

「避難勧告」より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

② 避難勧告（根拠：災害対策基本法第 60 条）

「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為。

③ 避難指示（根拠：災害対策基本法第 60 条）

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるものである。

2. 発令日時 月 日 時 分

3. 対象地域等

| NO | 対象地域（字・区） | 世帯数、人数 | （フリガナ） 避難場所 | 避難理由※1 （①～⑦） |
|----|-----------|--------|----------------|-----------------|
| 1 | | 世帯 人 | | |
| 2 | | 世帯 人 | | |
| 3 | | 世帯 人 | | |
| 4 | | 世帯 人 | | |
| 5 | | 世帯 人 | | |

※1 避難理由（該当理由が複数ある場合は、該当の数字分記入すること）

- | | |
|---------------------|--------------------|
| ①大雨による浸水の危険があるため | ②大雨による土砂災害の危険があるため |
| ③地震による土砂災害の危険があるため | ④地震による家屋崩壊の危険があるため |
| ⑤地震による津波発生のおそれがあるため | ⑥地震による津波警報が発表されたため |
| ⑦その他（ | ） |

発信者の課・職・氏名

電話（公衆回線）

FAX（公衆回線）

電話（防災無線※2）

FAX（防災無線）

※2 防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線

避難勧告等発令情報（県用）

送付日時： _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分

避難情報の別及び発令日時、対象地域（字・区）

| | 市長村名 | 市長村名 | 市長村名 | 市長村名 | 市長村名 |
|--------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 避難情報の別※1 ①から③までのいずれかを記入 | | | | | |
| 発令日時 | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 | 月 日 時 分 |
| 対象地域（字・区） 世帯、人数及び避難場所（フリガナ） | | | | | |
| 避難すべき理由 ※2 ①から⑦までの該当番号を記入 | | | | | |

※1. ①避難準備情報 ②避難勧告 ③避難指示

※2. 避難すべき理由

①大雨による浸水の危険があるため

②大雨による土砂災害の危険があるため

③地震による土砂災害の危険があるため

④地震による家屋崩壊の危険があるため

⑤地震による津波発生のおそれがあるため

⑥地震による津波警報が発表されたため

⑦その他（ _____ ）

発信者の課・職・氏名 _____

電話（公衆回線） _____ FAX（公衆回線） _____

電話（防災無線※） _____ FAX（防災無線） _____

※防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線

放送による伝達例文

避難準備情報（要援護者避難）

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、・・・から避難準備情報が出されました。お年寄りの方など避難に時間がかかる方は、直ちに避難してください。その他の方も避難準備をはじめてください。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、・・・となっています。

避難勧告

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、・・・から避難勧告が出されました。直ちに最寄りの指定避難場所に避難して下さい。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、・・・となっています。

避難指示

〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、〇〇のため、〇時〇分に〇〇市（町村）、・・・から避難指示が出されました。大変に危険な状況です。避難中の方は直ちに指定避難場所への完了を行って下さい。十分な時間が無い方は近くの安全な建物に避難して下さい。

各地域の避難場所は次のとおりです。

〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、〇〇市（町村）〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇、〇〇（字・区）〇〇世帯〇〇人は〇〇〇〇となっています。

また、・・・となっています。

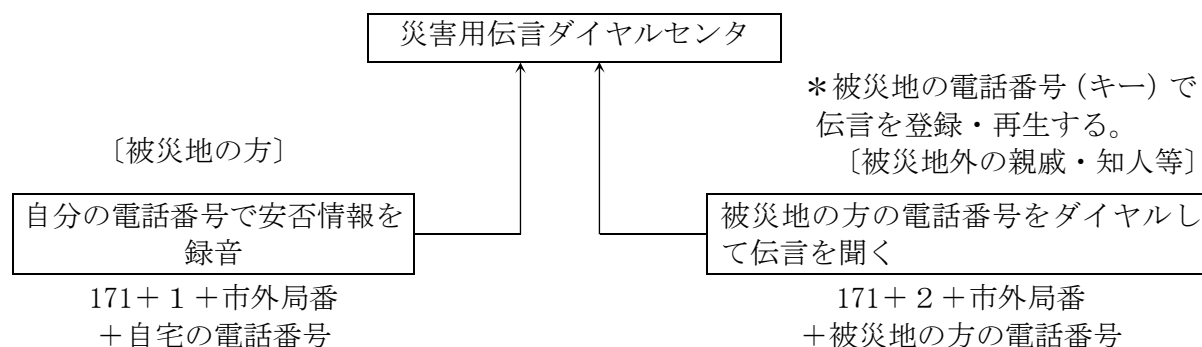
資料 10-12 災害用伝言ダイヤル

【災害用伝言ダイヤル及び災害用伝言板（Web171）】

西日本電信電話株式会社は、被災地域への通信の疎通確保対策として、災害用伝言ダイヤル及び災害用ブロードバンド伝言板（Web171）を運用しています。

- (1) 災害用伝言ダイヤルとは、災害時に被災者の安否確認等による電話がつながり難い状況（ふくそう）を避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、全国に設置された伝言蓄積装置を通して録音・再生できるボイスメールです。

災害用伝言ダイヤルのシステム



| 項目 | 内容 |
|----------------------|---|
| 伝言の録音、再生が可能な電話番号(キー) | 被災地を中心とした生活圏のNTT一般電話番号(市外局番を単位として行い、NTTが災害時に指定する。) |
| 利用可能電話 | NTTの加入電話(プッシュ式、ダイヤル式) ISDN(INSネット(ダイヤル式不可)) 公衆電話、ひかり電話(ダイヤル式不可) 災害時に避難所等へ設置される特設公衆電話 携帯電話・PHS(一部事業者を除く) |
| 伝言蓄積数 | 1電話番号あたり1~20伝言(災害の状況により異なる) |
| 伝言録音時間 | 1伝言30秒以内 |
| 伝言の保存期間 | 提供終了まで(災害の状況により異なる) |
| 伝言の消去 | 保存期間経過時に自動消去(災害の状況により異なる) |
| 利用料金 | 伝言蓄積等のセンター利用料、NTT加入電話からの通話料は無料 発信地~被災地電話番号間の通話料(登録、再生とも必要) |
| 暗証番号付き伝言 | 4桁の暗証番号 (録音:171+3+暗証番号、再生:171+4+暗証番号) |

- (2) 災害用伝言板（Web171）とは、大規模災害等発生時にインターネットを利用した被災地の方々の安否情報を確認する手段として、平成17年8月より「災害用ブロードバンド伝言板（web171）」を提供してまいりましたが、より便利に、より安心してご利用いただくために、スマートフォンへの対応や伝言登録の通知機能など、新たな機能を追加し、平成24年8月末より「災害用伝言板（web171）」を提供することとしました。

災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の住居者がインターネットを経由して災害用伝言板（web171）にアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）を登録できます。登録された伝言情報は電話番号をキーとして全国（海外含む）から確認することができ、追加の伝言を登録することが可能です。登録したメッセージを通知^{*1}することもできます。

※1 メール通知先は最大10件まで登録可能です。音声通知先は最大1件まで登録可能です。なお、国際電話番号、フリーダイヤル等の着信課金番号、110番や119番など特番等、通知先として指定できない電話番号があります。

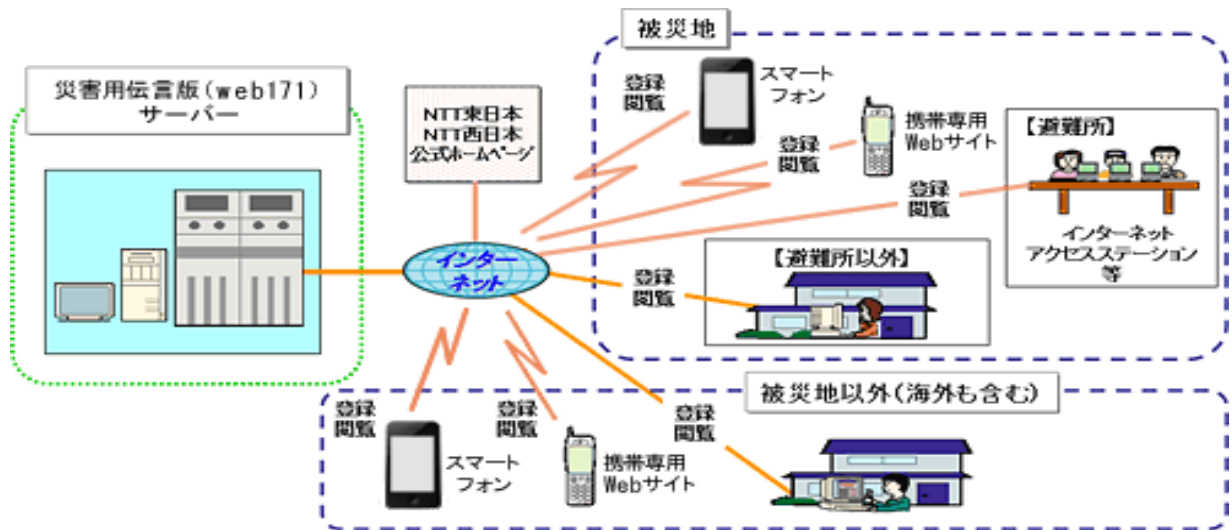
災害用伝言板（Web171）概要と提供のしくみ

■サービス概要

地震や台風・集中豪雨等の災害における安否確認の重要性が再認識されています。そのような状況の中、NTT西日本では、電話（音声）による「災害用伝言ダイヤル（171）（電話サービス）」に加え、伝言情報（テキスト）の登録・閲覧を可能とする「災害用伝言板（web171）」を提供しています。

本サービスは、災害等の発生時、被災地域（避難所等含む）の居住者がインターネットを経由して伝言板サイトにアクセスし、電話番号をキーとして伝言情報（テキスト）の登録が可能なサービスです。登録された伝言情報は、電話番号をキーとして全国（海外も含む）から閲覧、追加伝言登録が可能となります。

■提供開始



震度6弱以上の地震発生時にご利用できるようになります。

震度5強以下の地震ならびにその他の災害発生時には、電話の通信状況などを勘案し、被災地を所掌するNTT西日本または東日本が提供の判断を行います。

提供を開始した時には、テレビ・ラジオ・NTT西日本のホームページ等を通じてお知らせします。

<https://www.web171.jp/>にアクセスし、画面にしたがってご利用ください。

最新の情報は下記ホームページ等でご確認ください。

(<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/news/index.html>)

■利用環境

以下の環境でご覧いただくことを推奨いたします。

推奨環境以外の環境でご利用いただいた場合、また推奨環境下でもお客様のブラウザの設定によっては正しくご利用できない場合がございます。ご了承ください。

| 端末種別 | OS | Webブラウザ |
|----------------------------|---|--|
| PC スマートフォン タブレット | Microsoft Windows※1 macOS※2 Android OS※3 iOS※4 | Microsoft Internet Explorer 7.0~11.0 Mozilla Firefox※5 Google Chrome※6 Safari※7 |
| フレッツフォン (VP2000/VP3000) | - | 標準ブラウザ |
| 携帯電話端末 | - | iモードブラウザ 2.0※8 |

※1 Windows 10にて動作確認済み

※2 Mac OS 10.7にて動作確認済み

※3 Android8にて動作確認済み

※4 iOS 11にて動作確認済み

※5 Firefox 59（デスクトップ版）にて動作確認済み

※6 Google Chrome 65にて動作確認済み

※7 Safari 5.1（デスクトップ版）にて動作確認済み

※8 TLS1.0以降のブラウザ設定にて動作確認済み、SHA-2証明書に対応した機種にて利用可能

■伝言の登録数・伝言保存期間

●伝言の登録数

伝言板（伝言メッセージボックス）あたり 20 件

※20 件をこえる場合は、古いものから削除され、新しい伝言が保存されます

●伝言板（伝言メッセージボックス）数

利用者情報なしの場合：1 件

利用者情報ありの場合：最大 20 件※

※利用者情報については、事前に登録する必要があります。

●伝言の保存期間

最大 6 か月

伝言登録数や保存期間等は、災害の状況により異なります。

最新の情報は下記ホームページ等でご確認ください。

(<http://www.ntt-west.co.jp/dengon/news/index.html>)

提供開始時にテレビ・ラジオ・NTT 西日本のホームページ等を通じてお知らせします。

[災害用伝言板サービス（株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ）]

NTT ドコモでは、大規模な災害時に携帯電話やスマートフォンで安否確認ができる「災害用伝言板」を提供しています。

「災害用伝言板」とは震度6弱以上の地震など、大きな災害が発生した時に、被災地域にお住まいまたはご滞在中の方が、ドコモの携帯電話やスマートフォン^{※1}からご自身の状況を登録していただくことができ、登録された安否情報はインターネットなどを通じて、全世界から確認^{※2}していただける災害時専用のサービスです。また、あらかじめ指定したご家族や友人に対して、災害用伝言板に登録したことをメールでお知らせしたり（登録お知らせメール）、被災地の方に災害用伝言板への安否情報の登録を依頼（登録お願いメール）することも可能です。

※1：スマートフォンからの安否情報の登録には「spモード」契約が必要です。また、Wi-Fiからの安否情報の登録には災害用キットの災害用伝言板（簡易版）が必要です。

※2：ドコモ以外の携帯電話をお使いの方やご家庭のパソコンからも被災地からの登録情報が確認できます。

| 項 目 | 内 容 | |
|-----------------------|---|--|
| 運 用 条 件 | 震度6弱以上の地震などの災害が発生した場合 | |
| メ ッ セ ー ジ | 登録可能エリア | ・全国のFOMA・Xi・5Gサービスエリア ・Wi-Fi（インターネット）経由のアクセスが可能なエリア |
| | 登録可能件数 | 1携帯電話番号あたり10件 |
| | 登録内容 | 日本語「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」 英語「I'm okay」「Need Help」「Safe at home」「At evacuation area」 コメント（全角100（半角200文字以内）） |
| | 保存期間 | 1つの災害でのサービスを終了するまで |
| | 確認可能エリア | 全国のFOMA・Xi・5Gサービスエリア Wi-Fi（インターネット）経由のアクセスが可能なエリア |
| 送信先として設定可能なメールアドレス | ①iモード・ドコモメールアドレス ②インターネットメールアドレス ③ドコモ以外の携帯電話・PHSのメールアドレス など （参考）1度に送信可能な「登録お知らせメール」について ・事前登録アドレス：最大5件 ・ファミリー割引グループ：最大19件 ・メール送信希望者：最大20件 | |
| ア ク セ ス 方 法 | ① i Menu→災害用安否確認→災害用伝言板 ② dメニュー→災害用安否確認→災害用伝言板 | |
| そ の 他 | 災害用伝言版はサービス提供期間のみアクセス可能となります。それ以外の期間にご利用いただけません。 | |

【「災害用伝言板」サービス（KDDI）】

KDDI・沖縄セルラーでは、震度6弱程度以上の地震など災害時に、家族・親類・知人などの安否確認に利用してもらうため、次のとおり「災害用伝言板」サービスを提供しています。（利用料金は無料）

| 機能 | | 内 容 | |
|---------------------|---|--|---|
| 伝 言 板 | 基 本 | 安否情報の登録・削除・確認、その他（サービス概要、お問合せなど） | |
| | 安 否 情 報 の 登 録 | 被 災 状 況 | 「無事です。」「被害があります。」「自宅に居ます。」「避難所に居ます。」「コメント見て」の中から選択（英語版の利用も可能） |
| | | コ メ ン ト 入 力 | 100 文字まで |
| | | 保 存 期 間 | 1つの災害で災害用伝言板サービスを終了するまで。 ※10件を超えるメッセージは古いものから順次上書きされます。 |
| | | 登 録 可 能 件 数 | 10 件 / 1 電話番号 |
| 安 否 情 報 登 録 利 用 地 域 | 被災地域を担当している営業エリアおよびその周辺 （登録可能エリアについては「災害用伝言板」で確認できます。） ※スマートフォンからは、全国より安否情報を登録いただけます。 | | |
| 安 否 お 知 ら せ メ ー ル | 伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定しておいた相手に安否情報が登録されたことをEメール自動送信でお知らせする機能 | | |
| | 設 定 あ て 先 件 数 | 5 件 | |
| | 送 信 者 ア ド レ ス | 安否情報を登録した携帯電話のメールアドレス | |
| | メ ー ル 内 容 | 安否情報を登録した携帯電話の電話番号 | |
| | | 安否情報が登録された旨をお知らせする内容 伝言板へアクセスするためのリンク | |
| 安 否 情 報 確 認 | 地域制限なく、すべての携帯電話・PHSの電話番号で検索可能 au 以外の災害用伝言版に安否情報が登録されている場合は、登録されている各社災害用伝言板へのリンクを表示します。 | | |
| 災 害 関 連 情 報 | 「緊急速報メール(災害・避難情報)」で配信された情報を掲載します。 全国の災害情報をリアルタイムで提供します。 | | |
| ア ク セ ス 方 法 | ①アプリ（au 災害対策）から ①au ケータイ（4G LTE）から メニュー画面 > アプリ > au 災害対策 > 災害用伝言板 ②au ケータイ（3G）から EZ ボタン > トップメニュー > 災害用伝言板 | | |

【「災害用伝言板」サービス（ソフトバンク）】

災害用伝言板は、災害時において音声発信が集中することにつながりにくくなった場合に、お客さまよりメッセージをお預かりし、伝えたい相手にメッセージをお届けするサービスです。

登録されたメッセージは、ソフトバンク携帯電話のほか、インターネットを通じて他社の携帯電話やパソコンなどから確認することができます。また、知人やご家族のEメールアドレスを設定すると、災害用伝言板にメッセージが登録された際、自動でEメールを送信します。

| 項 目 | | 内 容 | |
|------|----------|--|--|
| 運用方法 | | 震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合に開設します。（通常時は、自動Eメール送信設定機能のみ操作可能） | |
| 対応言語 | | 2ヶ国語（日本語、英語） | |
| 機 | 安否情報登録 | 対応機種 | ソフトバンク携帯電話から登録できます。 |
| | | 登録内容 | 「無事です」「自宅にいます」「被害があります」「避難所にいます」「移動中です」「会社にいます」「学校にいます」の中から選択できます。かつ、全角100文字までコメント入力が可能です。 |
| | | 登録可能件数 | 80件/1電話番号 (80件を超えたら古いものから順次上書き) |
| | | 保存期間 | 1災害における災害用伝言板終了時まで保存します。ただし、1電話番号あたり80件を超えたら、古いものから順次上書き削除します。 |
| 能 | 安否情報確認 | 対応機種 | ソフトバンク携帯電話および、他社携帯電話やパソコンなどのインターネット端末からも確認可能です。 |
| | | その他 | 確認したい電話番号がソフトバンク携帯電話の番号ではなかったとき、全社一括検索機能により、当該事業者に登録された安否情報を検索・表示します。 |
| 能 | 自動Eメール送信 | 対応機種 | ソフトバンク携帯電話から登録できます。 |
| | | 設定あて先件数 | 10件（災害時でなくてもあて先設定は可能） 「S!電話帳バックアップ」をご利用時、最大20件まで設定可能です。 |
| | | 自動Eメール送信 | 安否情報を登録した携帯電話の電話番号とEメールアドレスが設定した相手に通知されます。 |
| | | メール内容 | 安否情報が登録されたことをお知らせするとともに、伝言板へアクセスするためのURLを通知します。 |

【「災害用伝言板」サービス（ワイモバイル）】

災害用伝言板とは、大規模災害発生時に災害用伝言板に安否情報を登録し、その安否情報をインターネット（他社携帯電話含む）から閲覧することが可能なサービスです。

| 項 目 | 内 容 | |
|---------|---|---|
| 提 供 基 準 | 震度6弱以上の地震など大規模な災害が発生した場合 (通常時は、自動Eメール・お知らせメール送信設定機能のみ操作可能) | |
| 対 応 言 語 | 日本語、英語 | |
| 機 能 | 安 否 情 報 登 録 | お客さま自身の安否情報を登録し、家族・知人に伝えることができます。 |
| | 安 否 情 報 の 確 認 | 家族・知人の安否情報を確認することができます。 |
| | 自 動 E メ ー ル ・ お 知 ら せ メ ー ル 送 信 設 定 | 災害用伝言板に安否情報を登録した際に、あらかじめ設定した家族・知人宛に安否情報を自動Eメール送信できます。 |

各機能仕様

iPhone、スマートフォン、タブレット、AQUOS ケータイ 3、DIGNO ケータイ 2、Simply、DIGNO ケータイ 3、AQUOS ケータイ 2、DIGNO ケータイ、AQUOS ケータイの場合

| | | |
|---------------------|---|---|
| ア ク セ ス 方 法 | <p>■災害用伝言板アプリからアクセス</p> <p>※iPhone をご利用の場合は、App Store よりダウンロードの上、ご利用ください。</p> <p>●App Store</p> <p>※Android One X5 , Android One S5 , Android One X4 , Android One S4 , Android One X3 , Android One S3 , Android One X2 , Android One X1 , Android One S2 , Android One S1 , 507SH , HUAWEI nova lite for Y!mobile , Nexus 6P , arrows J , LG Q Stylus をご利用の場合は、Google Play™ よりダウンロードの上、ご利用ください。</p> <p>●Google Play™</p> <p>※Nexus 5X , Nexus 6 , Nexus 5 ではアプリをご利用できません。 こちら(http://dengon.softbank.ne.jp/)をご利用ください。</p> <p>※AQUOS ケータイ 3 , DIGNO ケータイ 2 , AQUOS ケータイ 2 , DIGNO ケータイ , AQUOS ケータイの場合、「メインメニュー」の「サービス」をクリックし、「災害用伝言板」にアクセスしてください。</p> | |
| 安 否 情 報 の 登 録 | 登 録 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」の中から選択できます。 ・全角 100 文字までコメント入力が可能です。 |
| | 登 録 件 数 | 80 件 / 1 電話番号 (80 件を超えたら古いものから順次上書き) |
| | 保 存 期 間 | <ul style="list-style-type: none"> ・災害における災害用伝言板終了時まで保存します。 ・1 電話番号あたり 80 件を超えたら、古いものから順次上書き削除します。 |
| 安 否 情 報 の 確 認 | 対 応 機 種 | 他社携帯電話やパソコンなどのインターネット端末からも確認可能です。 |
| | そ の 他 | 全社一括検索により、他社携帯事業者の災害用伝言板・NTT 東西災害用伝言板(web171)に登録された安否情報についても検索することができます。 |
| お 知 ら せ メ ー ル 送 信 ※ | 設 定 あ て 先 件 数 | 10 件 (災害時でなくてもあて先設定は可能) |
| | メ ー ル 内 容 | <ul style="list-style-type: none"> ・安否情報を登録した携帯電話の番号/メールアドレス ・安否情報が登録された旨をお知らせする内容 ・伝言板へアクセスするためのリンク |

※Nexus 5X , Nexus 6 , Nexus 5 , Surface 3 ではご利用できません。

PHSの場合

| | | |
|---------------------|---|--|
| ア ク セ ス 方 法 | ■公式サイトまたは以下の URL からアクセス 公式サイト：【WEB ボタン】 → 公式サイト → 災害用伝言板 URL： http://dengon.clubh.ne.jp | |
| 安 否 情 報 の 登 録 | 登 録 内 容 | ・「無事です」「被害があります」「自宅に居ます」「避難所に居ます」の中から選択できます。 ・全角 100 文字までコメント入力が可能です。 |
| | 登 録 件 数 | 10 件 / 1 電話番号 (10 件を超えたら古いものから順次上書き) |
| | 保 存 期 間 | ・災害における災害用伝言板終了時まで保存します。 ・1 電話番号あたり 10 件を超えたら、古いものから順次上書き削除します。 |
| 安 否 情 報 の 確 認 | 対 応 機 種 | 他社携帯電話やパソコンなどのインターネット端末からも確認可能です。 |
| | そ の 他 | 全社一括検索により、他社携帯事業者の災害用伝言板・NTT 東西災害用伝言板(web171)に登録された安否情報についても検索することができます。 ※WX220J(Z)、AH-J3003S ではNTT 東西災害用伝言板(web171)の安否情報検索はご利用いただけません。 |
| お 知 ら せ メー ル 送 信 | 設 定 あ て 先 件 数 | 10 件 (災害時でなくてもあて先設定は可能) |
| | メー ル 内 容 | ・安否情報に登録した携帯電話の番号/メールアドレス ・安否情報が登録された旨をお知らせする内容 ・伝言板へアクセスするためのリンク |
| お 知 ら せ メー ル 送 信 | 機 能 | お知らせメールを受け取った方が、安否情報に登録した方へ返信を行うことができます。 ※Eメール機能が搭載されていない端末からはご利用できません。 |
| | 返 信 可 能 文 字 数 | 100 文字までコメント入力が可能です。 |
| | 返 信 可 能 回 数 | お知らせメール 1 件につき 5 回まで返信可能です。 |
| | 保 存 期 間 | 災害における災害用伝言板終了時、もしくは該当メッセージが削除されるまで保存します。 |

[「災害用伝言板」サービス (楽天モバイル)]

災害発生時の安否情報登録にはNTT 東日本/西日本が提供する「災害用伝言板 (web171)」を推奨いたします。

災害用伝言板 (web171) は、加入電話・ISDN・ひかり電話・携帯電話 (090、080)・PHS (070)・IP 電話 (050) を含め全ての電話番号で登録が可能です。

また、災害用伝言板(web171)はNTT docomo・au・SoftBank の災害伝言掲示板システムと連携しており、災害用伝言板(web171)に登録した情報は、携帯電話各社の災害伝言掲示板からも検索することが出来ます。

11. 廃棄物処理等関連

資料 11-1 ごみの収集車両及び作業員

(令和2年3月1日現在)

| | 区分 | 収集車両 (台) | 収集作業員 (人) |
|-------------|----------|----------|-----------|
| 直営 | 不法投棄等収集 | 3 | 6 |
| 沖縄市清掃事業協同組合 | 家庭系ごみ | 24 | 48 |
| 沖縄市清掃事業協同組合 | 粗大ごみ・草木類 | 3 | 9 |
| 沖縄市資源ごみ協同組合 | 家庭系ごみ | 12 | 36 |
| (有)コザ公衆衛生社 | 事業系ごみ | 9 | 12 |
| わかばクリーン(株) | 事業系ごみ | 9 | 14 |
| (株)コーベラ | 事業系ごみ | 3 | 11 |
| 琉球管理産業(株) | 事業系ごみ | 4 | 17 |
| (株)コーベラ | 公共施設ごみ | 2 | 4 |
| 計 | | 69 | 157 |

資料 11-2 し尿収集車両及び作業員

(令和2年3月1日現在)

| | 収集車両 (台) | 収集作業員 (人) |
|-------------|----------|-----------|
| 沖縄市清掃事業協同組合 | 3 | 6 |
| 松本衛生社 | 1 | 3 |
| 沖縄水ケン | 1 | 5 |
| 計 | 5 | 14 |

資料 11-3 し尿処理施設リスト

(令和2年3月1日現在)

| 施設名 | 住所 |
|-----------------|---------------|
| 倉浜衛生施設組合 宜野湾清水苑 | 宜野湾市伊佐四丁目9番6号 |

資料 11-4 マンホールトイレ等設置箇所

| 場所 | 住所 | 基数 | 下水道直結 | し尿汲取り |
|-------|-----------|----|-------|-------|
| 美東中学校 | 高原 5-12-1 | 10 | ○ | 不要 |
| マンタ公園 | 海邦 2-23 | 9 | × | 要 |

12. 沖縄市消防本部の資材、機材等

資料12-1 消防車両・艇現有一覧

(令和元年5月1日現在)

| 管 | 車両番号 | 用途 | 車両登録番号 | 年式 | 車種 | 消防無線 |
|-------|-------|-----------------|---------------|--------|--------|--------|
| 消防本部 | 1号車 | 司令車 | 沖縄 800 す 7528 | 平成 28年 | マツダ | 沖縄司令 |
| | 2号車 | 総務連絡車 | 沖縄 580 た 8141 | 平成 20年 | スズキ | 沖縄総務 |
| | 3号車 | 予防広報車 | 沖縄 800 す 2671 | 平成 22年 | トヨタ | 沖縄予防 |
| | 4号車 | 予防広報車 | 沖縄 800 す 5901 | 平成 26年 | マツダ | 沖縄指導 |
| | 5号車 | 警防広報車 | 沖縄 800 す 4892 | 平成 24年 | 日産 | 沖縄警防 |
| | 25号車 | 消防団ポンプ車(CD-1型) | 沖縄 830 す 25 | 平成 26年 | 日野 | 沖縄団ポンプ |
| | 24号車 | 消防団多機能型車両 | 沖縄 831 て 119 | 平成 20年 | いすゞ | 沖縄団多機能 |
| | 普及啓発車 | 普及啓発車(一括交付金) | 沖縄 400 つ 3676 | 平成 25年 | 日産 | |
| 消防署 | 救急5 | 高規格救急車 | 沖縄 830 さ 1709 | 平成 29年 | トヨタ | |
| | 救急2 | 高規格救急車 | 沖縄 831 は 119 | 平成 22年 | トヨタ | 沖縄救急 |
| | 救急4 | 高規格救急車 | 沖縄 831 ち 119 | 平成 19年 | 日産 | 沖縄救急2 |
| | 6号車 | 指揮車 | 沖縄 800 す 5039 | 平成 25年 | 日産 | 沖縄指揮 |
| | 7号車 | 人員搬送車 | 沖縄 800 す 4263 | 平成 24年 | 日産 | 沖縄搬送 |
| | 8号車 | 資機材搬送車 | 沖縄 800 す 4280 | 平成 24年 | いすゞ | 沖縄資機材 |
| | 9号車 | 積載車 | 沖縄 800 さ 3509 | 平成 12年 | トヨタ | 沖縄積載 |
| | 12号車 | 救助工作車 | 沖縄 831 る 119 | 平成 26年 | 日野 | 沖縄救助 |
| | 13号車 | はしご付き自動車 | 沖縄 800 は 1011 | 平成 21年 | 日産 | 沖縄はしご |
| | 18号車 | 水槽付ポンプ車(Ⅱ型) | 沖縄 830 さ 1412 | 平成 26年 | 日野 | 沖縄ポンプ |
| | 19号車 | 小型動力ポンプ付水槽車(Ⅰ型) | 沖縄 800 は 1569 | 平成 28年 | いすゞ | |
| | 22号車 | 水槽付ポンプ車(Ⅱ型) | 沖縄 88 め 1174 | 平成 8年 | 日野 | 沖縄ポンプ2 |
| 26号車 | 事務連絡車 | 沖縄 500 そ 9459 | 平成 14年 | トヨタ | | |
| 28号車 | 機動連絡車 | 沖縄 800 す 5813 | 平成 26年 | いすゞ | 沖縄機動 | |
| 山内出張所 | 救急1号車 | 高規格救急車 | 沖縄 831 み 119 | 平成 25年 | トヨタ | 山内救急 |
| | 15号車 | 水槽付ポンプ車(Ⅱ型) | 沖縄 830 せ 1703 | 平成 29年 | 日産 | |
| | 21号車 | 広報車 | 沖縄 800 す 6677 | 平成 27年 | 日産 | 山内連絡 |
| | 23号車 | 小型動力ポンプ付水槽車(Ⅰ型) | 沖縄 800 は 1318 | 平成 25年 | いすゞ | 山内タンク |
| 泡瀬出張所 | 救急3号車 | 高規格救急車 | 沖縄 831 め 119 | 平成 25年 | トヨタ | 泡瀬救急 |
| | 10号車 | 電源照明車 | 沖縄 800 さ 6772 | 平成 14年 | 三菱 | 泡瀬連絡 |
| | 11号車 | 水難救助支援車 | 沖縄 830 す 3103 | 平成 31年 | いすゞ | |
| | 16号車 | 水槽付ポンプ車(Ⅱ型) | 沖縄 830 せ 1903 | 平成 31年 | 日野 | |
| | 17号車 | 小型動力ポンプ付水槽車(Ⅰ型) | 沖縄 800 は 741 | 平成 18年 | いすゞ | 泡瀬タンク |
| | 救助艇 | 水難救助艇 | 第 296 - 21624 | 平成 29年 | ZODIAC | |
| | 救助艇 | 水上バイク | 第 296 - 25301 | 平成 25年 | BRP | |
| | トレーラー | 救助艇トレーラー | 沖縄 800 る 256 | 平成 29年 | LOFT | |
| | トレーラー | 水上バイクトレーラー | 沖縄 800 る 176 | 平成 25年 | LOFT | |

資料 12-2 特殊機械器具保有状況

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

| 用途 | 器具名 | 企画及びメーカー名 | 数 |
|-----------|--------------|------------------------------------|----|
| 救助用具 | 可搬ウインチ | テイセン TIRFOR(TU-16) チルホール | 5 |
| | 油圧式救助器具 | 理研機器、ブラックホーク | 1 |
| | 滑車 | 12mm用 プーリー | 15 |
| | 金属製カギ付梯子 | | 4 |
| | チタン製カギ付梯子 | | 2 |
| | ワイヤー梯子 | 8.4m、10m | 2 |
| | 3連梯子 | | 8 |
| | エアー式救助マット | TS式、藤倉航装 | 0 |
| | 救命索発射銃 | ミロク式、M63 | 0 |
| | 安全ベルト、救助用縛帯 | 藤井ウヨロン ピタゴール | 18 |
| | マット型空気ジャッキ | マイティバック・調整器・減圧器・ホース | 2 |
| | レスキュープラットホーム | ルーカス | 1 |
| | 都市型ロープレスキュー | CMC 救助資機材 | 1 |
| | レスキューショット | | 1 |
| マンホール救助器具 | トライポット | 1 | |
| 呼吸保護用具 | 空気呼吸器 | ライフゼム、K5型、K2P型、ドレーゲル | 33 |
| | 酸素呼吸器 | 11号型循環式定量型 | 2 |
| 破壊用具 | エンジンカッター | パートナー-K12(スウェーデン) K650・ハスクバーナー | 6 |
| | チェーンソー | ハスクバーナー HV346XP・RYOBI・カッターエッジチェーソー | 6 |
| | 万能斧 | 米国製 | 8 |
| | 削岩機 | 日本電動ハンマー・HILT 製 | 2 |
| | ワイヤー | 重機用掛け網 | 15 |
| | ディスクグライダー | 日立 PDA、100B 型 | 1 |
| | エアーツールセット | 日本エアーツール社・タイガーエアソー | 1 |
| | 油圧プレッター | ホルマトロ社 | 1 |
| | 鉄筋カッター | DPC-16 | 7 |
| | ガス溶断器(酸素切断機) | OZ | 1 |
| | 電動油圧式破壊器具 | ルーカス | 2 |
| | 電動式油圧ペダルカッター | オグラ | 1 |
| 測定器具 | ガス測定器 | 新コスモス XA-4400 | 1 |
| | マルチ探知機 | HILT PS38 | 1 |
| | マルチガス検知機 | 理研計器株式会社(GX-2000)・コスモス(XP-302-MA) | 3 |
| 保護具 | 耐熱服 | 倉本産業株式会社 | 4 |
| | 防塵メガネ | SP-17F | 14 |
| | 耐電手袋 | 井上工業、YS-101 | 14 |
| | 耐電ズボン | YS-122 | 5 |
| 潜水器具 | レギュレーター | マレス 19、アクアラング 4 | 31 |
| | 救命浮環 | 大・小 | 24 |
| | B C ジャケット | Sプロ、アクアラング、TUSA | 28 |
| その他 | 投光器 | シールドビーム他・携帯投光機 | 14 |
| | 携帯用発電機 | EU26i | 11 |
| | 携帯無線機 | アイコム、東洋通信機、日本電気 | 62 |
| | 発煙筒 | ロスコスモークマシン アルファ V900 | 1 |
| | 携帯用拡声器 | ノボル電気、TRM119S | 9 |

(救急資機材)

| 用途 | 資器材名 | 数量 |
|-------------|------------------------|----|
| 観察用資器材 | 血圧計 | 14 |
| | 聴診器 | 10 |
| | 血中酸素飽和度測定器 | 13 |
| | 患者監視装置 (心電図計等) | 11 |
| 呼吸・循環管理用資器材 | 呼吸管理用資器材 (人工呼吸器、吸引器等) | 10 |
| | 自動心臓マッサージ器 | 4 |
| | 半自動式除細動器 (AED) | 18 |
| | 高度気道確保用資器材 (気管挿管チューブ等) | 10 |
| | 輸液・薬剤セット一式 | 10 |
| 外傷用資器材 | 創傷等保護用資器材 | 8 |
| | 全脊柱固定用器具 | 9 |
| 訓練用資器材 | 高度救急処置シミュレーター | 3 |
| | 心肺蘇生法訓練用人形 (成人・小児・乳児) | 31 |
| | AED トレーナー | 11 |
| 消毒用資器材 | ガス滅菌器 (EOG 滅菌器) | 1 |
| | オゾンカル滅菌装置 | 3 |
| | 紫外線滅菌ロッカー | 4 |

(BC資器材)

| | 資器材名 | 企画及びメーカー名 | 数量 |
|----------------|---------------------|------------------------|----|
| BC 対応 救助用具材 | 化学防護服 | PS-590 重松製作所 | 10 |
| | 簡易型保護服 | | 5 |
| | 携帯型生物剤検知装置 | 帝国繊維株式会社 | 1 |
| | 携帯型生物捕集器 | BioCapture BT-550 山田洋行 | 1 |
| | 検知管式有毒ガス検知器 | ドレーゲル・セイフティジャパン株式会社 | 1 |
| | 携帯型化学剤検知器 (JCAD) | 株式会社 山田洋行 | 1 |
| | ランコ除染用テント | ランコ ARZ 帝国繊維株式会社 | 1 |
| | 除染用温水器 | CBX-430 (TM) 帝国繊維株式会社 | 1 |
| | 水中ポンプ | s-500 寺田ポンプ製作所 | 1 |
| 防毒マスク | 帝国繊維株式会社・面体 6800DIN | 11 | |

13. 災害救助法関連

資料 13-1 沖縄県災害救助法施行細則（別表第 1、別表第 2）昭和 47 年沖縄県規則 19 号

別表第 1（第 2 条関係）

平成30年 5 月 1 日改正

| 救助の種類 | 救助の程度、方法及び期間 |
|-----------|--|
| 避難所の供与 | <p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>(3) 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1 人 1 日当たり 320 円以内とする。</p> <p>(4) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(3)の金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算できる。</p> <p>(5) 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与できる。</p> <p>(6) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から 7 日以内とする。</p> |
| 応急仮設住宅の供与 | <p>応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型仮設住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「借上型仮設住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。</p> <p>(1) 建設型仮設住宅</p> <p>ア 建設型仮設住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用するものとする。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用できる。</p> <p>イ 1 戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,610,000 円以内とする。</p> <p>ウ 建設型仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50 戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。</p> <p>エ 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型仮設住宅として設置できる。</p> <p>オ 建設型仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p> <p>カ 建設型仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第 3 項又は第 4 項に規定する期限までとする。</p> <p>キ 建設型仮設住宅の供与終了に伴う建設型仮設住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。</p> |
| | <p>(2) 借上型仮設住宅</p> <p>ア 借上型仮設住宅の 1 戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて(1)イに定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、</p> |

| 救助の種類 | 救助の程度、方法及び期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------|---|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|----|---------------------------|---------------------------|----|----|----|----|----|----------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|----|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | <p>共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>イ 借上型仮設住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。</p> <p>ウ 借上型仮設住宅を供与できる期間は、(1)カと同様の期間とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 | <p>(1) 炊き出しその他による食品の給与</p> <p>ア 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ 炊き出しその他による食品の給与のため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,140円以内とする。</p> <p>エ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> <p>(2) 飲料水の供給</p> <p>ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 飲料水の供給のため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 飲料水を供給できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | <p>(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>ア 被服、寝具及び身の回りの品</p> <p>イ 炊事用具及び食器</p> <p>ウ 日用品</p> <p>エ 光熱材料</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次の額以内とする。</p> <p>なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>ア 住宅の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="480 1731 1398 2047"> <thead> <tr> <th rowspan="2">季別</th> <th rowspan="2">世帯区分 期間</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人</th> <th>4人</th> <th>5人</th> <th rowspan="2">6人以上1人 を増すごとに 加算する額</th> </tr> <tr> <th>世帯</th> <th>世帯</th> <th>世帯</th> <th>世帯</th> <th>世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>4月から9月まで</td> <td>円 18,500</td> <td>円 23,800</td> <td>円 35,100</td> <td>円 42,000</td> <td>円 53,200</td> <td>円 7,800</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10月から翌年3月まで</td> <td>円 30,600</td> <td>円 39,700</td> <td>円 55,200</td> <td>円 64,500</td> <td>円 81,200</td> <td>円 11,200</td> </tr> </tbody> </table> | 季別 | 世帯区分 期間 | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人以上1人 を増すごとに 加算する額 | 世帯 | 世帯 | 世帯 | 世帯 | 世帯 | 夏季 | 4月から9月まで | 円 18,500 | 円 23,800 | 円 35,100 | 円 42,000 | 円 53,200 | 円 7,800 | 冬季 | 10月から翌年3月まで | 円 30,600 | 円 39,700 | 円 55,200 | 円 64,500 | 円 81,200 | 円 11,200 |
| 季別 | 世帯区分 期間 | | | 1人 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | | 6人以上1人 を増すごとに 加算する額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 世帯 | 世帯 | 世帯 | 世帯 | 世帯 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 夏季 | 4月から9月まで | 円 18,500 | 円 23,800 | 円 35,100 | 円 42,000 | 円 53,200 | 円 7,800 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 冬季 | 10月から翌年3月まで | 円 30,600 | 円 39,700 | 円 55,200 | 円 64,500 | 円 81,200 | 円 11,200 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 救助の種類 | 救助の程度、方法及び期間 | | | | | | | |
|-------------|--|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------------------|--|
| | イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯 | | | | | | | |
| | 季別 期間 | 世帯 区分 1人 世帯 | 2人 世帯 | 3人 世帯 | 4人 世帯 | 5人 世帯 | 6人以上1人 を増すごとに 加算する額 | |
| 夏季 | 4月から9月まで | 円 6,000 | 円 8,100 | 円 12,200 | 円 14,800 | 円 18,700 | 円 2,600 | |
| 冬季 | 10月から翌年3月まで | 円 9,800 | 円 12,800 | 円 18,100 | 円 21,500 | 円 27,100 | 円 3,500 | |
| | (4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。 | | | | | | | |
| 医療及び助産 | <p>(1) 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものとする。</p> <p>(2) 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。</p> <p>(3) 医療は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 診療</p> <p>イ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ウ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>エ 病院又は診療所への収容</p> <p>オ 看護</p> <p>(4) 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。</p> <p>(5) 医療を行うことができる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>(6) 助産は、災害発生の日の以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものとする。</p> <p>(7) 助産は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 分べんの介助</p> <p>イ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>(8) 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額とする。</p> <p>(9) 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p> | | | | | | | |
| 災害にかかった者の救出 | <p>(1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。</p> <p>(2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 災害にかかった者の救出の期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p> | | | | | | | |

| 救助の種類 | 救助の程度、方法及び期間 |
|----------------|---|
| 災害にかかった住宅の応急修理 | <p>(1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 住宅の応急修理の規模は、居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり584,000円以内とする。</p> <p>(3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。</p> |
| 生業に必要な資金の貸与 | <p>(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。</p> <p>(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>(3) 生業に必要な資金として貸与できる金額は、次の額以内とする。 ア 生業費 1件当たり 30,000円 イ 就職支度費 1件当たり 15,000円</p> <p>(4) 生業に必要な資金は、次に掲げる条件により貸与する。 ア 貸与期間 2年以内 イ 利子 無利子</p> <p>(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。</p> <p>(6) 生業に必要な資金の貸与については、生活福祉資金貸付制度による資金の活用を図るものとする。</p> |
| 学用品の給与 | <p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。</p> <p>(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目以内において現物により行う。 ア 教科書 イ 文房具 ウ 通学用品</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とする。 ア 教科書代 (ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 (イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 イ 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,400円 中学校生徒 1人当たり 4,700円 高等学校等生徒 1人当たり 5,100円</p> |

| 救助の種類 | 救助の程度、方法及び期間 |
|--------|--|
| 学用品の給与 | (4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。 |
| 死体の搜索 | <p>(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p> |
| 死体の処理 | <p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 イ 死体の一時保存 ウ 検案</p> <p>(3) 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。 ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,400円以内とする。 イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,300円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるとき、当該地域における通常の実費を加算することができる。 ウ 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p> <p>(5) 死体の処理の期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p> |
| 埋葬 | <p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。 ア 棺（附属品を含む。） イ 埋葬又は火葬の費用（賃金職員等雇上費を含む。） ウ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人（12歳以上）211,300円以内、小人（12歳未満）168,900円以内とする。</p> <p>(4) 埋葬することができる期間は、災害発生の日から10日以内とする。</p> |
| 障害物の除去 | <p>(1) 障害物（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものをいう。以下同じ。）の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が135,400円以内とする。</p> <p>(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p> |

| 救助の種類 | 救助の程度、方法及び期間 |
|--------------------|---|
| 救助のための輸送及び賃金職員等雇上費 | <p>(1) 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 被災者の避難に係る支援 イ 医療及び助産 ウ 災害にかかった者の救出 エ 飲料水の供給 オ 救済用物資の整理配分 カ 死体の搜索 キ 死体の処理 <p>(2) 救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。</p> |

別表第2（第10条関係）

| 法第7条第5項の規定により実費弁償の対象となる者の種類 | 実費弁償の方法及び程度 |
|-----------------------------|---|
| 政令第4条第1号から第4号までに掲げる者 | <p>(1) 日当</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 24,500円以内 イ 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 1人1日当たり 15,800円以内 ウ 保健師、助産師、看護師及び准看護師 1人1日当たり 15,500円以内 エ 救急救命士 1人1日当たり 13,900円以内 オ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 15,500円以内 カ 大工 1人1日当たり 22,500円以内 キ 左官 1人1日当たり 23,800円以内 ク とび職 1人1日当たり 26,100円以内 <p>(2) 時間外勤務手当 職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。</p> <p>(3) 旅費 職種ごとに、(1)のアからクまでに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して沖縄県職員の旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第49号）において定める額以内とする。</p> |
| 政令第4条第5号から第10号までに掲げる者 | 業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。 |

資料 13-2 被害状況の判定基準

| 被害区分 | | 認定基準 | 備考 |
|-------|---------------|---|--|
| 人的被害 | 死者 | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 | |
| | 行方不明者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。 | |
| | 重傷者 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。 | 重傷者又は軽傷者の区別がつかない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。 |
| | 軽傷者 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。 | |
| 住家被害 | 住家 | 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 | |
| | 全壊 | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。 | |
| | 半壊 | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。 | |
| | 一部破損 | 全壊又は半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな被害は除く。 | |
| | 床上浸水 | 住家の床より上に浸水したもの、又は全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。 | |
| | 床下浸水 | 床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。 | |
| 非住家被害 | 非住家 | 住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。ただし、これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 | 全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。 |
| | 公共建物 | 例えば市庁舎、保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。 | |
| | その他 | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 | |
| その他 | 田の流失、埋没 | 田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。 | |
| | 田の冠水 | 稲の先端が見えなくなる程度に水に浸かったものとする。 | |
| | 畑の流失・埋没及び畑の冠水 | 田の例に準じて取り扱う。 | |
| | 文教施設 | 小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校、各種学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 | |
| | 道路 | 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 | |
| | 橋梁 | 道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 | |
| | 河川 | 河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 | |

| 被害区分 | 認定基準 | 備考 | |
|------|----------|---|---|
| その他 | 港湾 | 港湾法（明治 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。 | |
| | 砂防 | 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 | |
| | 清掃施設 | ごみ処理及びし尿処理施設 | |
| | 鉄道不通 | 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 | |
| | 被害船舶 | ろかいのみをもって運転する以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 | |
| | 電話 | 災害により通話不能となった電話の回線数とする。 | |
| | 電気 | 災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 | |
| | 水道 | 上水道及び簡易水道で断水した戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 | |
| | ガス | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。 | |
| | ブロック塀 | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 | |
| | り災世帯 | 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱う。また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱う。 | |
| | り災者 | り災世帯の構成員とする。 | |
| 発火生災 | 火災発生件数 | 地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。 | |
| 被害金額 | 公立文教施設 | 公立の文教施設とする。 | 災害中間年報及び災害年報の際は、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。 |
| | 農林水産業施設 | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設等とする。 | |
| | 公共土木施設 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、砂防施設、林地荒廃防止施設及び道路等とする。 | |
| | その他の公共施設 | 公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。 | |
| | 農産被害 | 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 | |
| | 林産被害 | 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 | |
| | 畜産被害 | 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 | |
| | 水産被害 | 農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁具、漁船等の被害とする。 | |
| | 商工被害 | 物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。 | |

資料 13-3 災害救助法 様式集

様式 1 (災害救助法関連)

災害救助費概算額調
(災害名)

沖縄県〔沖縄市〕

| 種目別区分 | | | 員数 | 単価 | 金額 | 備考 |
|---------------|--------------------|-------------------|------|----|----|----|
| I 救助業務に要した経費 | | | | 円 | 円 | |
| 1 救助費 | | | | | | |
| (1) | 避難所設置費 | 避難所 | 延人 | | | |
| | | 福祉避難所 | 延人 | | | |
| | | ホテル・旅館など | 延人 | | | |
| | | 計 | 延人 | | | |
| (2) | 応急仮設住宅設置費 | 建設型仮設住宅 | 戸 | | | |
| | | 借上型仮設住宅 | 戸 | | | |
| | | 計 | 戸 | | | |
| (3) | | 炊出しその他による食品の給与費 | 延人 | | | |
| (4) | | 飲料水の供給費 | | | | |
| (5) | 被服寝具その他生活必需品給(貸)与費 | 全壊(焼)流出 | 世帯 | | | |
| | | 半壊(焼)・床上浸水 | 世帯 | | | |
| | | 計 | 世帯 | | | |
| (6) | 医療及び助産費 | 医療 | 延人 | | | |
| | | 助産 | 延人 | | | |
| | | 計 | 延人 | | | |
| (7) | | 被災者の救出費 | 人 | | | |
| (8) | | 被災した住宅の応急修理費 | 世帯 | | | |
| (9) | | 生業に必要な資金の貸与費 | 世帯 | | | |
| (10) | 学用品の給与費 | 小学校児童 | 教科書 | 人 | | |
| | | | 文房具等 | 人 | | |
| | | 中学校生徒 | 教科書 | 人 | | |
| | | | 文房具等 | 人 | | |
| | | 高等学校等生徒 | 教科書 | 人 | | |
| | | 文房具等 | 人 | | | |
| | | 計 | 人 | | | |
| (11) | 埋葬費 | 大 | 人 | 体 | | |
| | | 小 | 人 | 体 | | |
| | | 計 | 人 | 体 | | |
| (12) | | 死体の捜索費 | 体 | | | |
| (13) | 死体の処理費 | 洗浄、縫合、消毒等 | 体 | | | |
| | | 一時保存 | 体 | | | |
| | | 検案 | 体 | | | |
| | | 計 | 体 | | | |
| (13) | | 障害物の除去費 | 世帯 | | | |
| (15) | | 輸送費 | | | | |
| (16) | | 賃金職員等雇上費 | | | | |
| 2 | | 実費弁償費 | 人 | | | |
| 3 | | 扶助金 | 件 | | | |
| 4 | | 損失補償 | 件 | | | |
| 5 | | 法第19条の補償 | | | | |
| II 救助事務に要した経費 | | | | | | |
| 1 | | 都道府県事務費 | | | | |
| 2 | | 市町村事務費 | | | | |
| 3 | | 法第20条第1項の求償に係る事務費 | | | | |
| (合計) | | | | | | |

様式 2 (災害救助法関連)

年度災害救助基金報告書

沖縄県〔沖縄市〕

| | | | | |
|-----------------------------|-------------------------|-------------|---|----|
| 概況 | 災害救助基金現在高 (年 4月 1日) | A | 円 | 備考 |
| | 当該年度における災害救助基金最少額 | B | 円 | |
| | 差引過△不足額 | $A - B = C$ | 円 | |
| | 当該年度要積立額 | D | 円 | |
| | 当該年度積立予定額 | E | 円 | |
| 災害救助基金運用状況 (災害救助基金現在高内訳) | 法第 26 条第 1 号の方法 | | 円 | |
| | 同条第 2 号の方法 | | 円 | |
| | 同条第 3 号の方法 | | 円 | |
| | 計 | | 円 | |
| 前年度決算状況 | 災害救助基金現在高 (年 4月 1日) | F | 円 | |
| | 災害救助基金最少額 | G | 円 | |
| | 差引過△不足額 (F - G) | H | 円 | |
| | 要積立額 | I | 円 | |
| | 積立額 | J | 円 | |
| | 支出額 | K | 円 | |
| | 応急仮設住宅払下収入金 | 基金繰入額 | 円 | |
| | | その他 | 円 | |
| | 生業資金返還額 | 基金繰入額 | 円 | |
| その他 | | 円 | | |

(注)「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

様式3 (災害救助法関連)

避難所設置及び避難生活状況

| 避難所の名称 | 種別 | 開設期間 | 延人員 | 市町村名 | | 実支出額 | 備考 |
|--------|----|-----------------|-----|--------|--|------|----|
| | | | | 沖繩市 | | | |
| | | | | 物品使用状況 | | | |
| 品名 | 数量 | | | | | | |
| | | 月 日 ~ 月 日 | 人 | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

(注) 1 「種別」欄は、避難所、福祉避難所、ホテル・旅館などの別に記入すること。
 2 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 3 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式7 (災害救助法関連)

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

| 住家被害程度区分 | | 世帯主 氏名 | 基礎となっ た世帯構成 人員 | 給与月日 | 物資給与の品名 | | | 実支出額 | 備考 |
|----------|----|-----------|----------------------|------|---------|--|--|------|----|
| | | | | | | | | | |
| | | | 人 | 月 日 | | | | 円 | |
| 計 | 全壊 | 世帯 | | | | | | | |
| | 半壊 | 世帯 | | | | | | | |

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊(焼)流失又は半壊(焼)床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式9 (災害救助法関連)

病院診療所医療実施状況

| 診療 機関名 | 患者氏名 | 診療期間 月 日 | 病名 | 診療区分 | | 診療報酬 | | 市町村名 | 沖繩市 | 備考 |
|-----------|------|-------------|----|------|----|---------|---------|------|-----|----|
| | | | | 入院 | 通院 | 入院 点 | 通院 点 | 金額 | | |
| 計 機関 | 人 | | | | | | | | | |

(注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式 10 (災害救助法関連)

助産台帳

| 分べん者 氏名 | 分べん 日時 | 助産機関名 | 市町村名 | 沖繩市 | |
|------------|-----------|-------|-----------|-----|----|
| | | | 分べん期間 | 金額 | 備考 |
| | | | 月 日 ~ 月 日 | 円 | |
| 計 | | | | | |

様式 11 (災害救助法関連)

被災者救出状況記録簿

| 年月日 月 日 | 救出用機械器具等 | | | 市町村名 | 沖縄市 |
|------------|----------|----|----|------|-----|
| | 機械器具等名称 | 数量 | 金額 | 備考 | |
| | | | 円 | | |
| 計 | | | | | |

- (注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
 2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

様式 14 (災害救助法関連)

学用品の給与状況

| 学校名 | 学年 | 児童(生徒)氏名 | 親権者氏名 | 給与月日 | 給与品の内訳 | | | | | | | | | | 実支出額 | 備考 |
|-----|----|----------|-------|------|--------|----|----|----|-----|--------|-----|--------|-------|-----|------|----|
| | | | | | 教科書 | | | | | その他学用品 | | | | | | |
| | | | | | 国語 | 算数 | 理科 | 社会 | その他 | 鉛筆 | ノート | 絵の具セット | 習字セット | その他 | | |
| 小学校 | | 人 | | | | | | | | | | | | | | |
| 中学校 | | 人 | | | | | | | | | | | | | | |
| 高校 | | 人 | | | | | | | | | | | | | | |

- (注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
 3 給与月日欄は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与年月日を記入する。
 4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

様式 16 (災害救助法関連)

死体処理台帳

| 処理年月日 | 死体発見の日時及び場所 | 死亡者氏名 | 遺族 | | 洗浄等の処理 | | | 死体の一時保存 | 市町村名 | 沖繩市 | 備考 |
|-------|-------------|-------|----|---------|--------|----|----|---------|------|------|----|
| | | | 氏名 | 死亡者との関係 | 品名 | 数量 | 金額 | | 検案料 | 実支出額 | |
| | | | | | | | | | | | |
| 計 | | 人 | | | | | | | | | |

様式 17 (災害救助法関連)

障害物除去の状況

| 整理番号 | 住家被害程度区分 | 除去に要した期間 月 日 ~ 月 日 | 市町村名 | 沖繩市 | |
|------|----------|-----------------------|-----------|------------------|----|
| | | | 実支出額 円 | 除去に要すべき 状態の概要 | 備考 |
| | | | | | |
| 計 | 半壊(焼) | 世帯 | | | |
| | 床上浸水 | 世帯 | | | |

(注) 1 除去に際し、複数の業者が施工した場合はその旨を備考欄に記入すること。

(実費弁償)

様式 19 (災害救助法関連)

(1) 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者の従事状況

| 職種 | 従業員数 | | 従事場所(市町村) | 従事期間 | 実支出額 | | | | 市町村名 | 沖縄市 | 備考 |
|-----------------|------|-----|-----------|------|------|----|---------|---|------|-----|----|
| | 実人員 | 延人員 | | | 日当 | 旅費 | 時間外勤務手当 | 計 | | | |
| 医師及び歯科 医師 | 人 | 人 | | | 円 | 円 | 円 | 円 | | 円 | |
| 薬剤師 | | | | | | | | | | | |
| 保健師・助産 師・看護師 | | | | | | | | | | | |
| 土木技術者 | | | | | | | | | | | |
| 建築技術者 | | | | | | | | | | | |
| 大工左官及び とび職 | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | |

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式 20 (災害救助法関連)

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

| 業者 | | 従事者 | | 従事場所(市町村) | 従事期間 | 実支出額 円 | 備考 |
|--------------|---|----------|----------|-----------|------|-----------|----|
| 業種 | 数 | 実人員 人 | 延人員 人 | | | | |
| 土木建築業者 | | | | | | | |
| 地方鉄道業者 | | | | | | | |
| 軌道経営者 | | | | | | | |
| 自動車 運送事業者 | | | | | | | |
| 船舶運送業者 | | | | | | | |
| 港湾運送業者 | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | |

(注)「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

様式 21 (災害救助法関連)
 (3) 扶助金の支給状況

| 扶助金種類 | 件数 | 実支出額 円 | 積算基礎 | 備考 |
|-------|----|-----------|------|----|
| | | | | |
| 計 | | | | |

- (注) 1 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
 2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

様式 22 (災害救助法関連)
 (4) 損失補償費の状況

| 種類 | 実支出額 | 積算基礎 | 備考 |
|----|------|------|----|
| | | | |
| 計 | 0 | | |

- (注) 1 「種類」欄には、法第 26 条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。
 2 「基礎積算」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
 3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

様式 23 (災害救助法関連)

法第 19 条の補償費の状況

| 区 分 | 実 支 出 額 | | | 備 考 |
|----------------------------------|---------|-----|-----|-----|
| | 員 数 | 単 価 | 金 額 | |
| 1 人 件 費 | | 円 | 円 | |
| (1) 旅 費 | | | | |
| (2) 役 務 費 | | | | |
| (3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当 | | | | |
| 2 救 護 所 設 置 費 | | | | |
| (1) 救 護 器 材 費 | | | | |
| (2) 消 耗 器 材 費 | | | | |
| (3) 借 上 料 損 料 | | | | |
| 3 救 護 諸 費 | | | | |
| (1) 薬 剤 | | | | |
| (2) 治 療 材 料 | | | | |
| (3) 医 療 器 具 破 損 料 | | | | |
| (4) 衛 生 材 料 | | | | |
| (5) 死 体 の 処 理 費 | | | | |
| (6) そ の 他 | | | | |
| 4 輸 送 費 | | | | |
| 5 賃 金 職 員 等 雇 上 費 | | | | |
| 6 そ の 他 の 費 用 | | | | |
| 7 扶 助 金 | | | | |
| (1) 療 養 扶 助 金 | | | | |
| (2) 休 業 扶 助 金 | | | | |
| (3) 障 害 扶 助 金 | | | | |
| (4) 遺 族 扶 助 金 | | | | |
| (5) 葬 祭 扶 助 金 | | | | |
| (6) 打 切 扶 助 金 | | | | |
| 8 事 務 費 | | | | |
| (1) 消 耗 品 費 | | | | |
| (2) 通 信 運 搬 費 | | | | |
| (3) そ の 他 | | | | |
| 計 | | | | |

(注)「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

14. 従事命令等の種類と執行者、命令対象者

〔従事命令等の種類と執行者〕

| 対象作業 | 命令区分 | 根拠法律 | 執行者 |
|-------------------------------|------|---------------|----------------------------|
| 災害応急対策事業 (災害応急対策全般) | 従事命令 | 災害対策基本法第65条1項 | 市町村長 |
| | | 〃 第65条2項 | 警察官、海上保安官 |
| | | 〃 第65条3項 | 自衛官(市町村長の職権を行う者がその場にいない場合) |
| | | 警察官職務執行法第4条 | 警察官 |
| 災害救助作業 (災害救助法に基づく救助) | 従事命令 | 災害救助法第7条第1項 | 知事 |
| | 協力命令 | 〃 第8条 | |
| 災害応急対策事業 (災害救助を除く 応急措置) | 従事命令 | 災害対策基本法第71条1項 | 知事 市町村長(委任を受けた場合) |
| | 協力命令 | 〃 第71条2項 | |
| 消防作業 | 従事命令 | 消防法第29条5項 | 消防吏員、消防団員 |
| 水防作業 | 従事命令 | 水防法第24条 | 水防管理者、水防団長 消防機関の長 |

〔命令対象者〕

| 命令区分(作業対象) | 対象者 |
|---|---|
| 災害対策基本法及び災害救助法による知事の従事命令(災害応急対策並びに救助作業) | 1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官、とび職 5 土木業者、建築技術者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道経営者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送業者及びその従業者 10 港湾運送業者及びその従業者 |
| 災害対策基本法及び災害救助法による知事の協力命令(災害応急対策並びに救助作業) | 救助を要する者及び近隣の者 |
| 災害対策基本法による市町村長、警察官、海上保安官の従事命令(災害応急対策全般) | 市町村区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者 |
| 警察官職務執行法による警察官の従事命令(災害緊急対策全般) | その場に居合わせた者、その事物の管理者その他関係者 |
| 消防法による消防吏員、消防団員の従事命令(消防作業) | 火災の現場付近にある者 |
| 水防法による水防管理者、水防団長、消防機関の長の従事命令(水防作業) | 区域内に居住する者又は水防の現場にある者 |

15. 給水関連

資料 15-1 応急給水用機械の種別及び能力等

| 種 別 | 能 力 (容量ℓ) | 保有数(台) | 所 管 | 備 考 |
|-------------------|-----------|--------|-------|--------|
| タンク車 | 5,000 | 3 | 消防署 | 飲料目的除く |
| 水槽付きポンプ車 | 2,000 | 4 | 〃 | 飲料目的除く |
| 応 急 給 水 タ ン ク | 1,200 | 1 | 上下水道局 | |
| 給 水 用 ポ リ タ ン ク | 500 | 3 | 〃 | |
| 応 急 給 水 用 タ ン ク | 1,000 | 6 | 〃 | |
| 給 水 用 ス テ ン タ ン ク | 1,500 | 1 | 〃 | |
| 計 | 33,200 | 18 | | |

配水池位置図



16. 気象庁震度階級関連解説表

(平成 21 年 3 月 31 日)

1 使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

| 用語 | 意味 |
|-------------------|--|
| まれに | 極めて少ない。めったにない。 |
| わずか | 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 |
| 大半 | 半分以上。ほとんどよりは少ない。 |
| ほとんど | 全部ではないが、全部に近い。 |
| が（も）ある、 が（も）いる | 当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。 |
| 多くなる | 量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。 |
| さらに多くなる | 上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。 |

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

2 人体の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

| 震度階級 | 人の体感・行動 | 屋内の状況 | 屋外の状況 |
|------|---|--|---|
| 0 | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。 | — | — |
| 1 | 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。 | — | — |
| 2 | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。 | 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。 | — |
| 3 | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。 | 棚にある食器類が音を立てることがある。 | 電線が少し揺れる。 |
| 4 | ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。 | 電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。 | 電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。 |
| 5弱 | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 | 電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 | まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。 |
| 5強 | 大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 | 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。 | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。 |
| 6弱 | 立っていることが困難になる。 | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 |
| 6強 | 立っていることができず、はわないと動くことができない。 | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。 |
| 7 | 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。 | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。 |

3 木造建物（住宅）の状況

| 震度階級 | 木造建物（住宅） | |
|------|------------------------------|--|
| | 耐震性が高い | 耐震性が低い |
| 5弱 | — | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 |
| 5強 | — | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 |
| 6弱 | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 |
| 6強 | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 | 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。傾くものや、倒れるものが多くなる。 |
| 7 | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。 | 傾くものや、倒れるものもさらに多くなる。 |

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区別した。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

4 鉄筋コンクリート造建物の状況

| 震度階級 | 鉄筋コンクリート造建物 | |
|------|---|--|
| | 耐震性が高い | 耐震性が低い |
| 5強 | — | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 |
| 6弱 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 |
| 6強 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。 |
| 7 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。 | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。 |

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

5 地盤・斜面等の状況

| 震度階級 | 地盤の状況 | 斜面等の状況 |
|------|--|---|
| 5弱 | 亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。 | 落石やがけ崩れが発生することがある。 |
| 5強 | | |
| 6弱 | 地割れが生じることがある。 | がけ崩れや地すべりが発生することがある。 |
| 6強 | 大きな地割れが生じることがある。 | がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。 |
| 7 | | |

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

6 ライフライン・インフラ等への影響

| | |
|----------------|---|
| ガス供給の停止 | 安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。 |
| 断水、停電の発生 | 震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。 |
| 鉄道の停止、高速道路の規制等 | 震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。） |
| 電話等通信の障害 | 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。 |
| エレベーターの停止 | 地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。 |

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

7 大規模構造物への影響

| | |
|-----------------------|--|
| 長周期地震動※による超高層ビルの揺れ | 超高層ビルは固有周期が長いいため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。 |
| 石油タンクのスロッシング | 長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。 |
| 大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落 | 体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。 |

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

17. その他

資料 17-1 市内自主防災組織一覧

令和2年3月1日現在

| No. | 組織名 | 結成日 | 対象地域 |
|-----|--------------------|-------------|----------|
| 1 | 女性防火クラブ | 平成17年4月1日 | 市内 |
| 2 | 浜原第二団地自主防災組織 | 平成17年8月14日 | 県営浜原第二団地 |
| 3 | 浜原団地自主防災組織 | 平成17年9月1日 | 県営浜原団地 |
| 4 | 泡瀬第二自治会自主防災組織 | 平成23年9月29日 | 泡瀬第二自治会 |
| 5 | 室川市営住宅自主防災組織 | 平成23年10月17日 | 室川市営住宅 |
| 6 | 高原自主防災組織 | 平成24年1月22日 | 高原自治会 |
| 7 | 安慶田自主防災組織 | 平成24年10月5日 | 安慶田自治会 |
| 8 | 中の町自主防災組織 | 平成24年11月15日 | 中の町自治会 |
| 9 | 古謝自主防災組織 | 平成24年11月20日 | 古謝自治会 |
| 10 | 東自主防災会 | 平成25年2月25日 | 東自治会 |
| 11 | 東桃原自主防災組織 | 平成25年9月29日 | 東桃原自治会 |
| 12 | 比屋根自主防災組織 | 平成26年1月26日 | 比屋根自治会 |
| 13 | 胡屋自主防災組織 | 平成26年3月20日 | 胡屋自治会 |
| 14 | 泡瀬第三自主防災会 | 平成27年1月25日 | 泡瀬第三自治会 |
| 15 | 海邦町自主防災組織 | 平成27年4月22日 | 海邦町自治会 |
| 16 | 泡瀬第一自主防災組織 | 平成27年4月26日 | 泡瀬第一自治会 |
| 17 | 山里自主防災・防犯組織「山里至誠隊」 | 平成28年5月1日 | 山里自治会 |
| 18 | 泡瀬自主防災会 | 平成28年5月22日 | 泡瀬自治会 |
| 19 | 美里カママーイ自主防災組織 | 平成28年12月8日 | 美里自治会 |
| 20 | 美咲団地自主防災組織 | 平成29年3月13日 | 県営美咲団地 |
| 21 | 宮里自主防災組織 | 平成29年5月10日 | 宮里自治会 |
| 22 | 比屋根団地自主防災会 | 平成29年5月14日 | 県営比屋根団地 |
| 23 | 南桃原自主防災・防犯組織 | 平成29年5月17日 | 南桃原自治会 |
| 24 | 美里仲原自主防災組織 | 平成29年6月5日 | 美里自治会区5班 |
| 25 | 沖縄市吉原自主防災組織 | 平成30年4月26日 | 吉原自治会 |
| 26 | 北美団地自主防災会 | 平成30年5月20日 | 県営北美団地 |
| 27 | 泡瀬団地自主防災会 | 令和元年5月20日 | 県営泡瀬団地 |
| 28 | 山内自主防災・防犯組織 | 令和元年7月1日 | 山内自治会 |
| | | 組織結成率 | 60.95% |

資料 17-2 公益財団法人沖縄こどもの国「非常事態対策要綱」

非常事態対策要綱

(目的)

第1条

この要綱は、沖縄こども未来ゾーン(以下「施設」という。)における非常事態が発生した場合の非常事態要綱を定め、入場者(又は入館者)及び付近住民の安全を確保することを目的とする。

なお、非常事態とは、猛獣等の危険動物(別表3)が収容施設から脱出した場合や火災及び地震などが発生し入場者(又は入館者)及び付近住民に危険がおよぶおそれが生じた場合をいう。

(緊急通報)

第2条

危険動物の脱出及び火災や地震等による非常事態を発見又は察知した者は、直ちに所属長(各課長)へ連絡し、連絡を受けた所属長は、園長及び事務所へ速やかに通報しなければならない。

(体制)

第3条

1. 緊急対策本部の設置及び職務分担

非常事態発生時の通報があれば、施設長以下職員は直ちに緊急時の組織編制および職務分担(別表1)に従い、それぞれの配置に就き職務を行う。但し、準危険動物の場合は別表4の配置につく。

1) 施設長

職員等に必要な対応策を指示し、入場者および付近住民の安全を確保するとともに関係機関に通報する。

2) 職員

非常事態対策が適用された場合、職員は直ちに現在の業務を中止しその持ち場の安全を確認したうえで、別表1の職務分担に従って配置につき、その職務を行う。

ただし、動物が脱出した場合にあっては、その監視を行うものについては、別に指示があるまで監視を続けるものとする。

2. 関係機関への協力要請

施設長は非常事態の状況に応じ、関係機関(別表2)への協力を要請する。

(入場者の避難誘導及び救護)

第4条

1) 入場者の避難誘導

非常事態が生じた場合は、施設長は直ちに閉園措置をとるとともに、全職員は緊急時の組織編成体制をとるとともに、入場者を迅速かつ安全に指定する場所又は非常口へ避難誘導する。

2) 負傷者の救護

入場者等に負傷者が生じた場合、施設長は速やかに救護にあたり、必要に応じて消防署ならびに医療機関に連絡して協力を要請する。

3) 付近住民への周知

施設長は状況に応じて付近住民への周知をはかり、警察へ協力を要請する。

(動物脱出時の措置)

第5条

1) 緊急報告と監視

別表3に定める危険動物の脱出等の非常事態を発見した職員は、直ちに施設長へ報告し、状況に応じて付近にいるほかの職員の協力を得ながら脱出動物の監視にあたる。

2) 捕獲

非常事態対策の適用に基づき、捕獲班はただちに現場に急行し、施設長の指揮により脱出動物の捕獲にあたる。この際、必要に応じて関係機関の協力を求める。

3) 射殺

脱出動物の捕獲及び動物舎への誘導が困難で、やむをえないと判断した時は、施設長は射殺を決定し、警察と協議のうえ、関係機関の協力を要請する。

(火災または地震等の災害の措置)

第 6 条

1) 緊急報告と避難誘導

火災または地震等による非常事態を発見した場合は、直ちに施設長へ報告し、状況に応じて付近にいる他の職員の協力をえながら入場者を安全な場所(別表 7)へ避難誘導を行う。

(夜間時の対策)

第 7 条

1) 緊急連絡

夜間に非常事態を発見した警備員は、ただちに別表 5 の緊急時職員連絡先により施設長に電話連絡すること。

2) 緊急招集

連絡を受けた施設長は直ちに緊急時職員連絡網で職員の非常招集(別表 6)を行うとともに、状況に応じて関係機関に通報して安全対策の協力を要請する。

3) 動物脱出時の監視及び捕獲

緊急出勤した職員は動物等の動静を監視し、招集職員の集合を待つて捕獲等の対策をとる。

(訓練等)

第 8 条

1) 定期訓練

非常対策を円滑に措置するため、非常事態を想定した訓練(別表 10)を年 1 回実施する。

2) 日常の対応策

ア.職員は日ごろから獣舎、外柵等の施設の管理点検に勤めなければならない。

イ.職員は施錠を確実にやり、指差呼称をすること。

ウ.別表 11 の非常用装備品の点検および別表 12 の麻酔薬や劇薬等の安全管理について管理者は毎月点検を実施し、非常時の使用に備えること。

エ.職員は日ごろから消火器の設置場所を確認しておくこと。

オ.非常事態に迅速に対応できるよう、危険動物の脱走及び火災、地震の場合の対応マニュアル(別表 8、9)により、各々の班体制を把握しておくこと。

(その他)

第 9 条

この要項により難しい緊急な事態が生じた場合は、施設長の判断により対処するものとする。

附 則 この要綱は平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

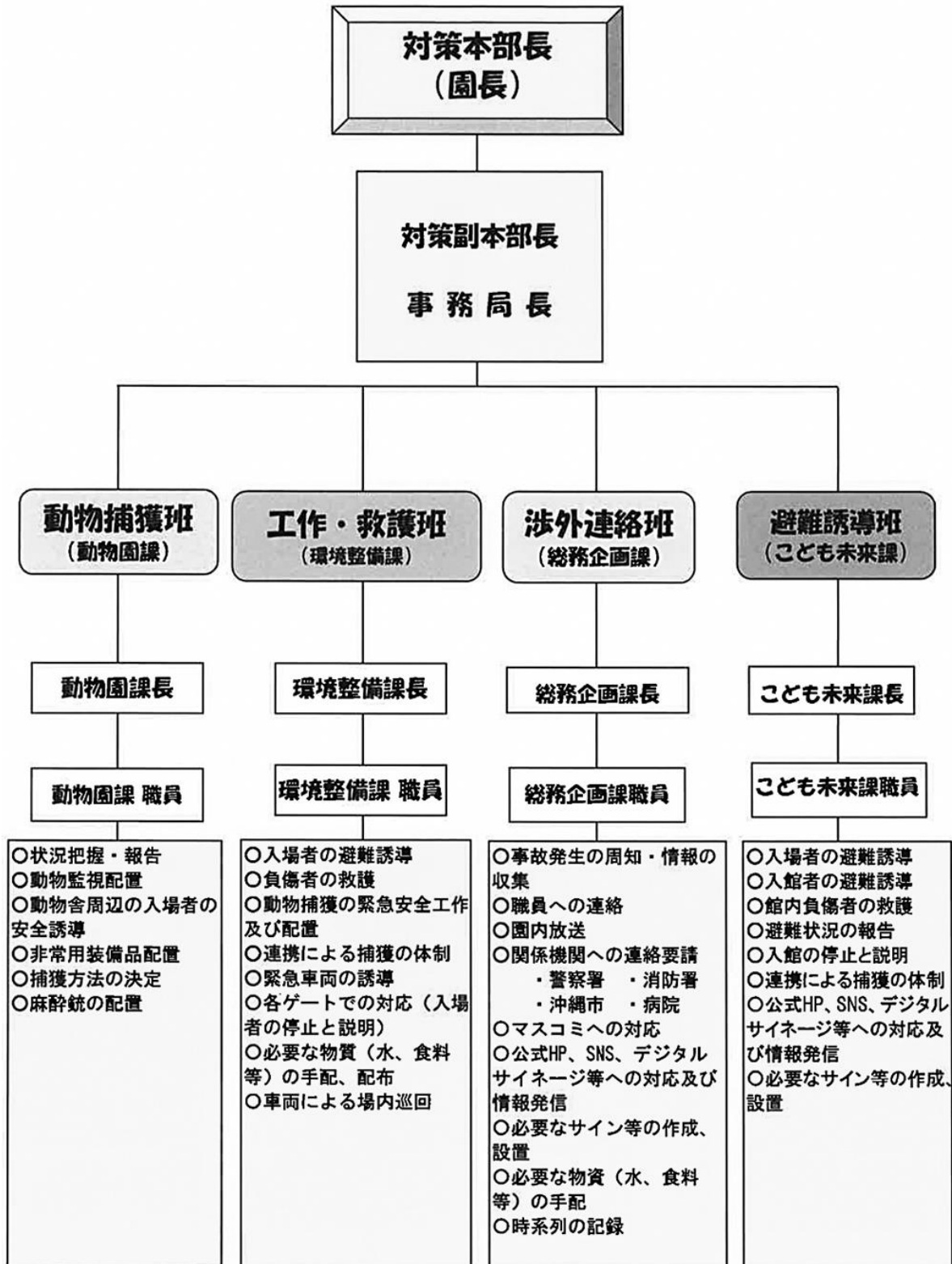
附 則 この要綱は平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 この要綱は令和元年 9 月 1 日から実施する。

緊急時の組織編制（動物脱走）

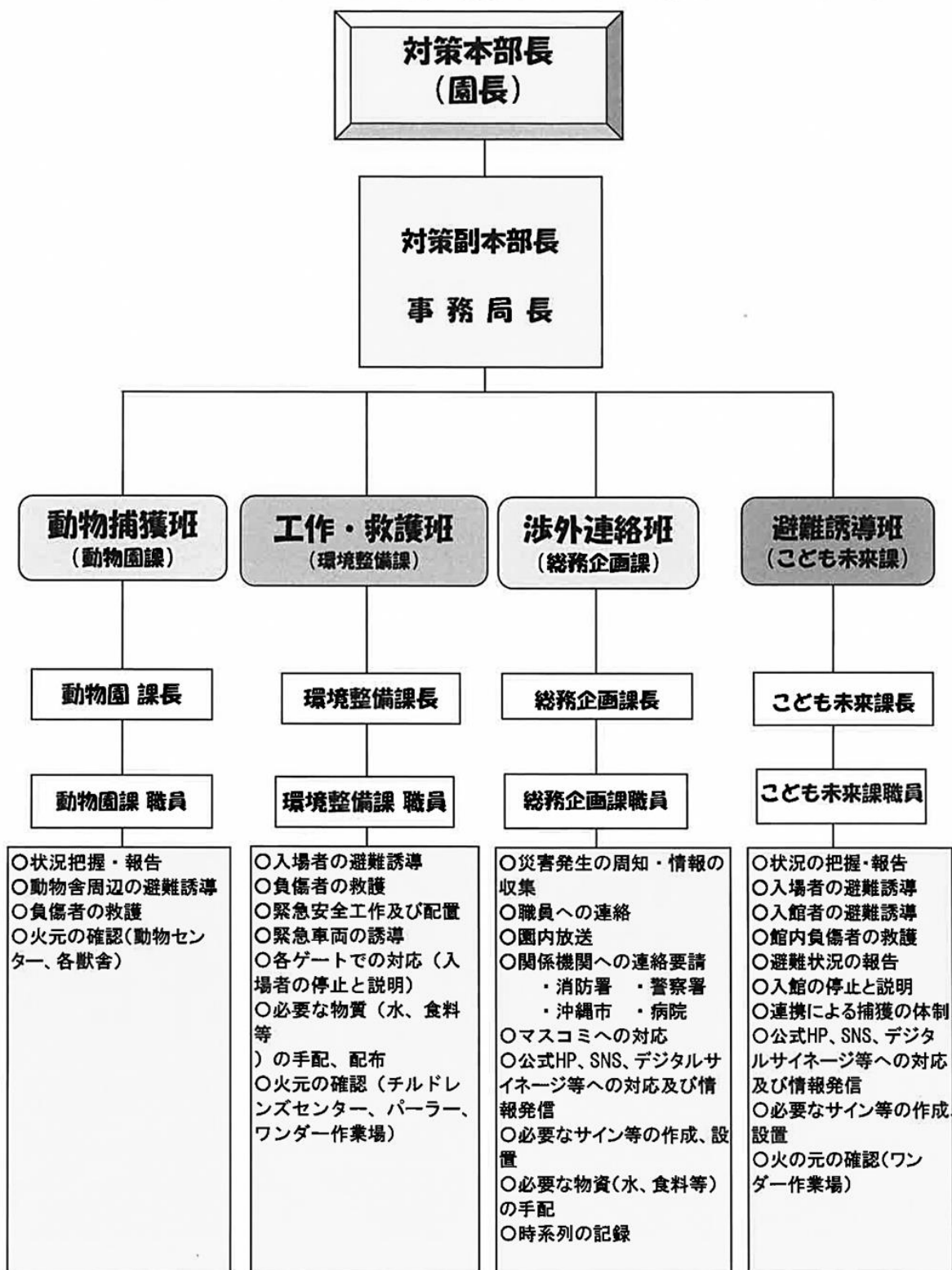


※各課長は、所属長として各班の指揮を執る。課長に事故がある時、または不在時は、その職務を係長または主任が代行する

※担当する業務が終了した際は、所属長の指示を仰ぎ、事態収拾のため必要な業務を行う

※入場者の安全確保を第一とするため、現場に近い職員が避難誘導を行い、配置が整い次第、担当班と入れ替わる

緊急時の組織編制（地震・火災）

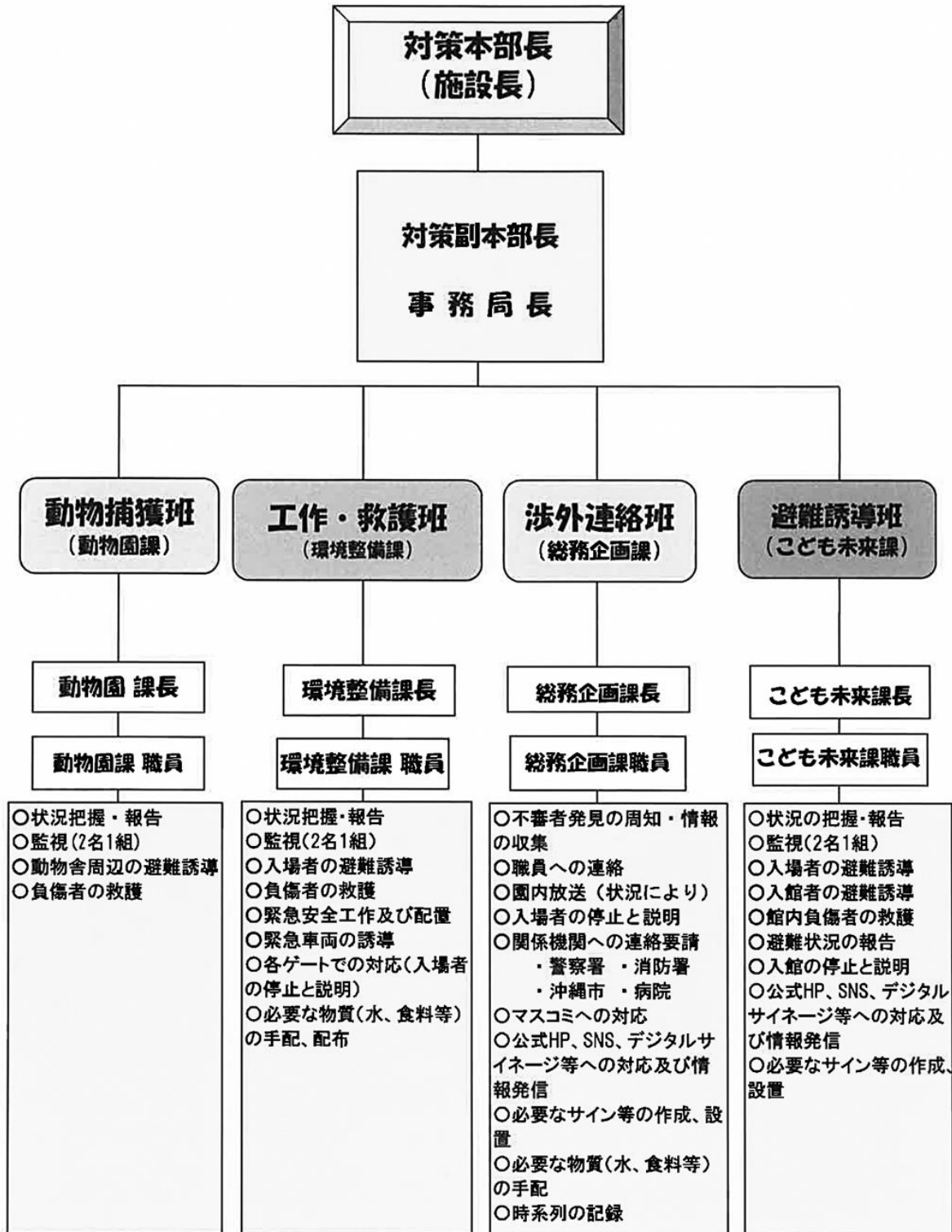


※各課長は、所属長として各班の指揮を執る。課長に事故がある時、または不在時は、その職務を係長または主任が代行する

※担当する業務が終了した際は、所属長の指示を仰ぎ、事態収拾のため必要な業務を行う

※入場者の安全確保を第一とするため、現場に近い職員が避難誘導を行い、配置が整い次第、担当班と入れ替わる

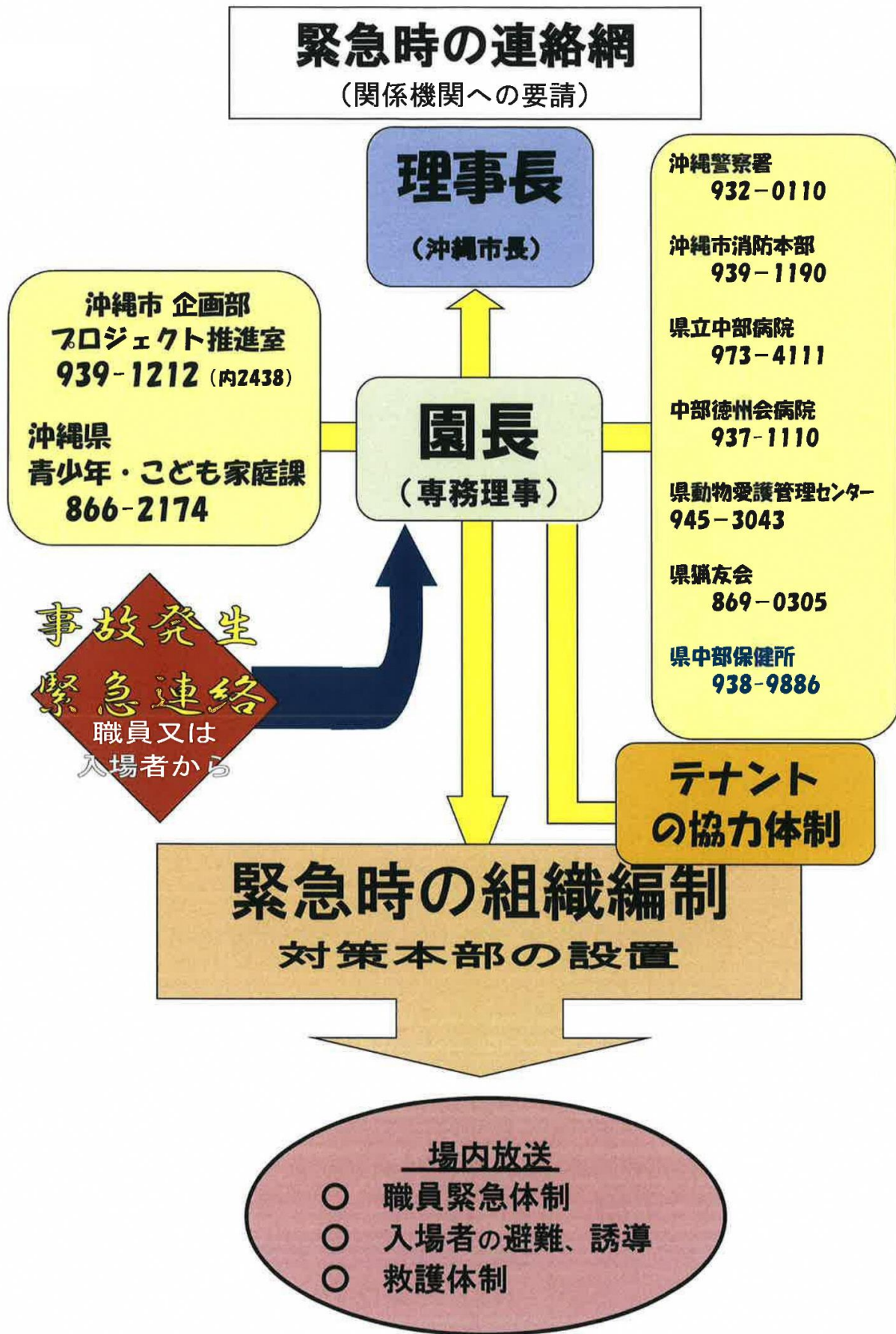
緊急時の組織編制（不審者発見）



※各課長は、所属長として各班の指揮を執る。課長に事故がある時、または不在時は、その職務を係長または主任が代行する

※担当する業務が終了した際は、所属長の指示を仰ぎ、事態収拾のため必要な業務を行う

※入場者の安全確保を第一とするため、現場に近い職員が避難誘導を行い、配置が整い次第、担当班と入れ替わる



別表3

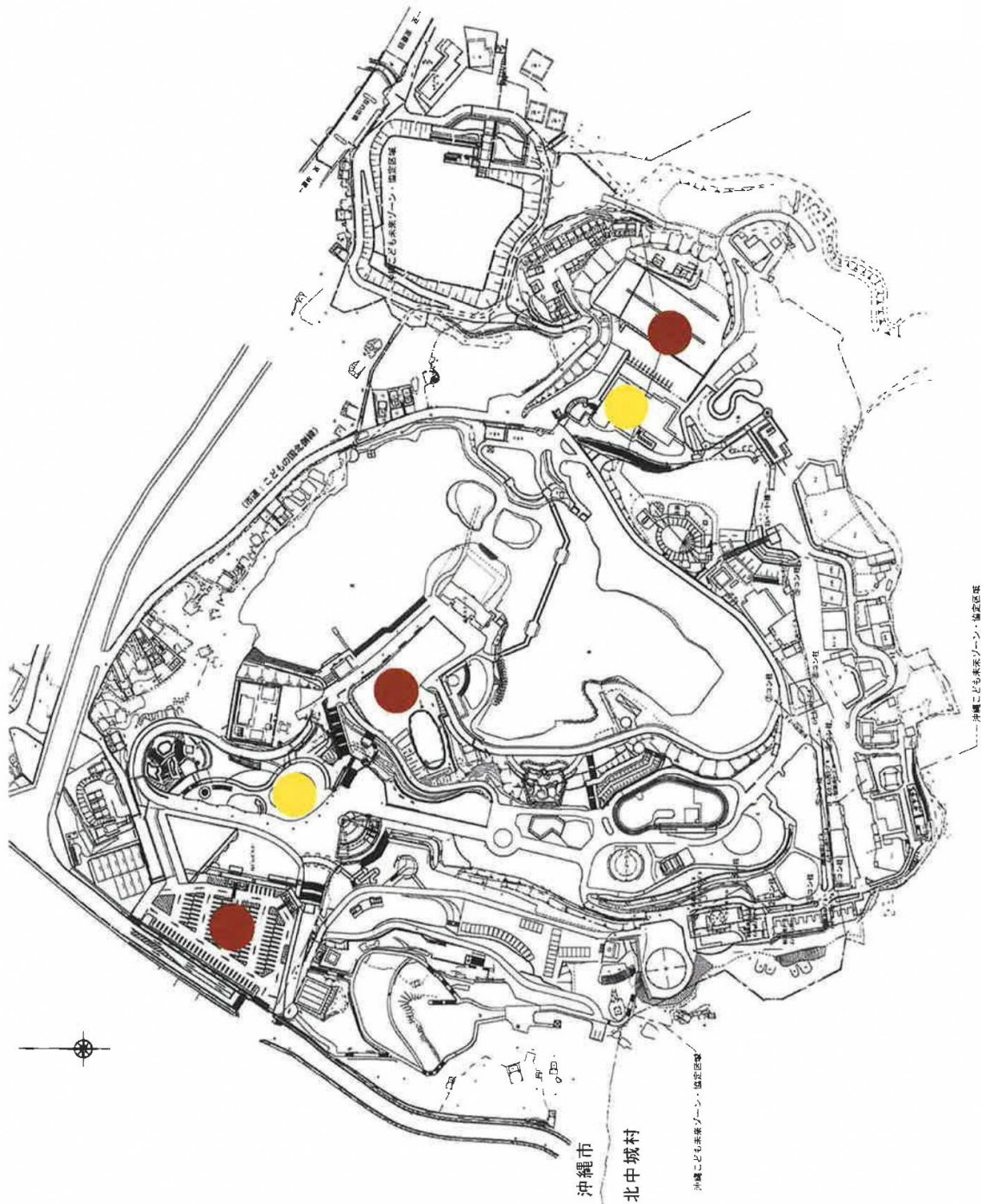
- ・危険動物とは
下記の動物のほか、園長が危険と判断した場合の動物をいう。

| 段階 | 危険動物 |
|----|---|
| ① | ライオン |
| | トラ |
| | チンパンジー |
| | ジャガー |
| | クマ |
| | ゾウ |
| | カバ |
| | キリン |
| | ワニ |
| | ニシキヘビ（大蛇） |
| ② | 毒蛇 |
| | サル |
| ③ | <p>・その他、大型動物（草食動物）や小型の気性の荒い動物（小獣）等は準危険動物そして動物園課と総務企画課での緊急体制を布くものとする。</p> <p>但し、この場合は施設長の判断を必要とする。</p> |

※その他の動物愛護管理法に定められた特定動物はすべて危険動物

※段階①の動物が脱走した際には、動物の監視、避難誘導を行う職員も、状況に応じ車両を使用する等、自身と入場者の安全を最優先する

別表 5



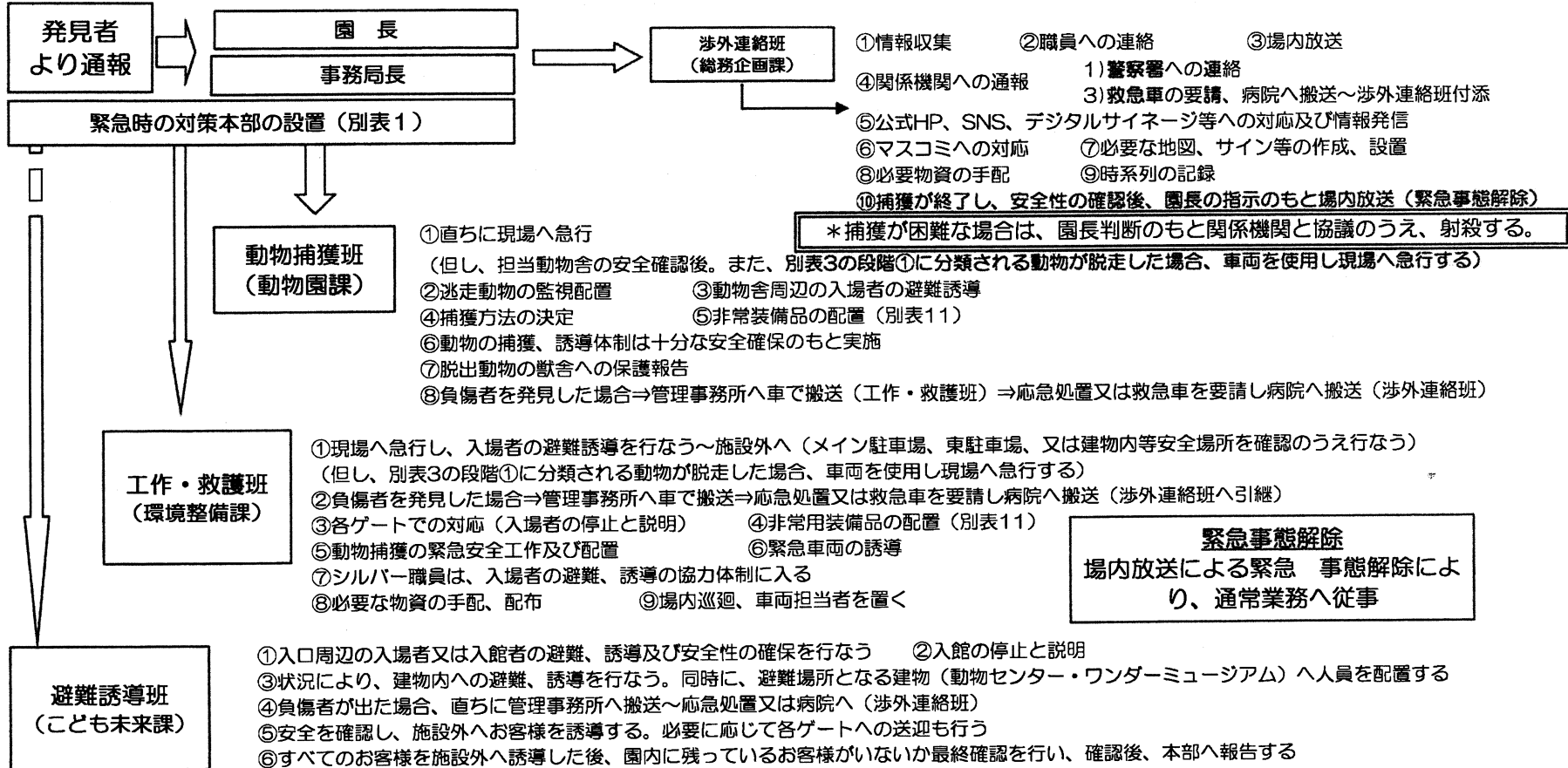
※赤丸は屋外避難場所（メイン駐車場、水とみどりの広場、東駐車場）

※黄丸は屋内避難場所（ワンダーミュージアム、動物センター）

※危険動物脱走や不審者発生等、避難場所が屋内が適当と判断される場合は、屋内避難場所へ誘導する

危険動物が脱走した場合の対応（マニュアル）

発見者より所属長・事務所へ通報 ⇒ 園長・局長 ⇒ 渉外連絡班（総務企画課） ⇒ 場内放送 ⇒ 関係機関への連絡 ⇒ 各課緊急体制



- 渉外連絡班（総務企画課）**
- ①情報収集 ②職員への連絡 ③場内放送
 - ④関係機関への通報 1)警察署への連絡
 - ⑤公式HP、SNS、デジタルサイネージ等への対応及び情報発信 3)救急車の要請、病院へ搬送～渉外連絡班付添
 - ⑥マスコミへの対応 ⑦必要な地図、サイン等の作成、設置
 - ⑧必要物資の手配 ⑨時系列の記録
 - ⑩捕獲が終了し、安全性の確認後、園長の指示のもと場内放送（緊急事態解除）

* 捕獲が困難な場合は、園長判断のもと関係機関と協議のうえ、射殺する。

- 動物捕獲班（動物園課）**
- ①直ちに現場へ急行
(但し、担当動物舎の安全確認後。また、別表3の段階①に分類される動物が脱走した場合、車両を使用し現場へ急行する)
 - ②逃走動物の監視配置 ③動物舎周辺の入場者の避難誘導
 - ④捕獲方法の決定 ⑤非常装備品の配置（別表11）
 - ⑥動物の捕獲、誘導体制は十分な安全確保のもと実施
 - ⑦脱出動物の獣舎への保護報告
 - ⑧負傷者を発見した場合⇒管理事務所へ車で搬送（工作・救護班）⇒応急処置又は救急車を要請し病院へ搬送（渉外連絡班）

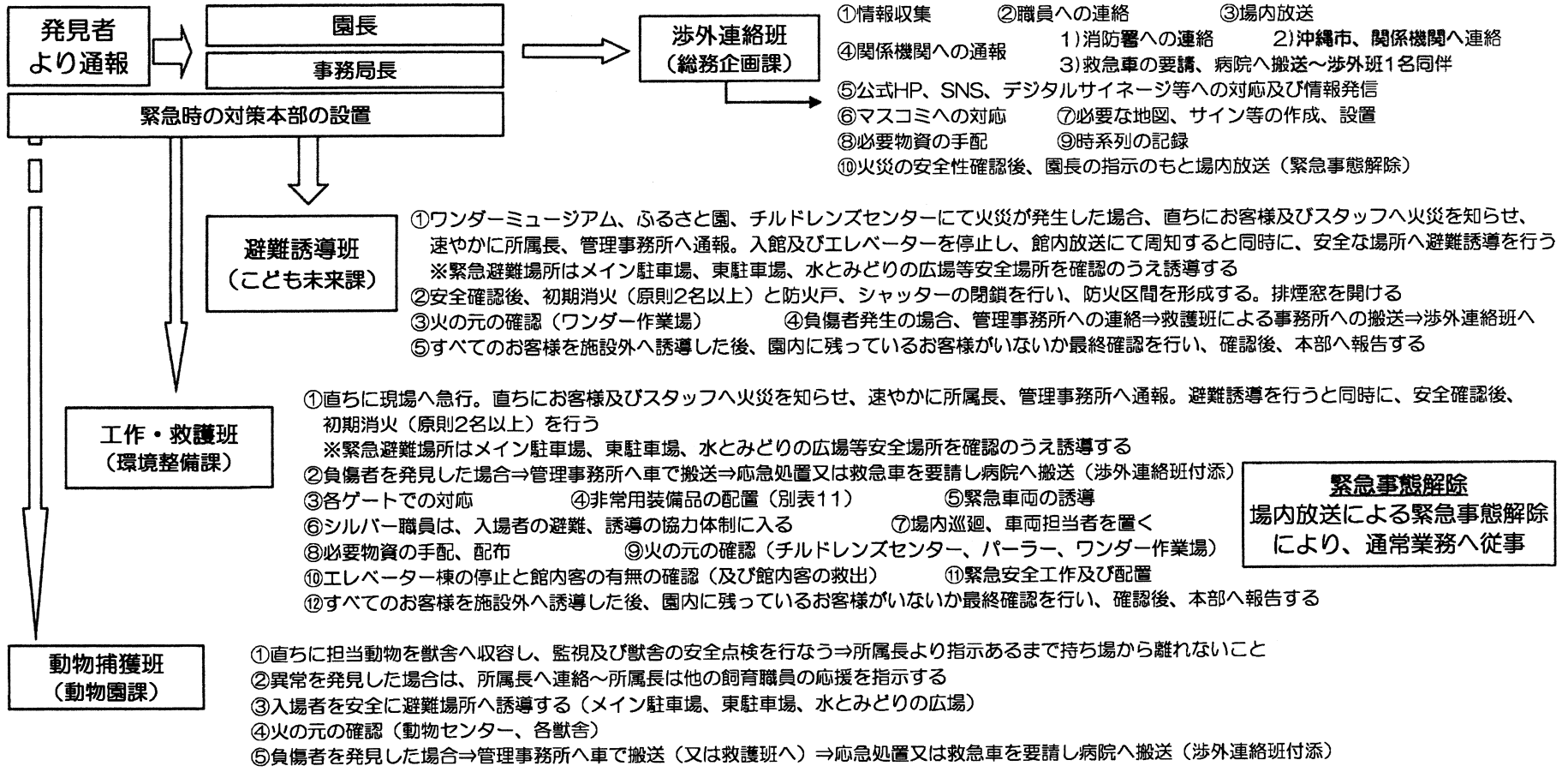
- 工作・救護班（環境整備課）**
- ①現場へ急行し、入場者の避難誘導を行なう～施設外へ（メイン駐車場、東駐車場、又は建物内等安全場所を確認のうえ行なう）
(但し、別表3の段階①に分類される動物が脱走した場合、車両を使用し現場へ急行する)
 - ②負傷者を発見した場合⇒管理事務所へ車で搬送⇒応急処置又は救急車を要請し病院へ搬送（渉外連絡班へ引継）
 - ③各ゲートでの対応（入場者の停止と説明） ④非常用装備品の配置（別表11）
 - ⑤動物捕獲の緊急安全工作及び配置 ⑥緊急車両の誘導
 - ⑦シルバー職員は、入場者の避難、誘導の協力体制に入る
 - ⑧必要な物資の手配、配布 ⑨場内巡視、車両担当者を置く

- 避難誘導班（こども未来課）**
- ①入口周辺の入場者又は入館者の避難、誘導及び安全性の確保を行なう ②入館の停止と説明
 - ③状況により、建物内への避難、誘導を行なう。同時に、避難場所となる建物（動物センター・ワンダーミュージアム）へ人員を配置する
 - ④負傷者が出た場合、直ちに管理事務所へ搬送～応急処置又は病院へ（渉外連絡班）
 - ⑤安全を確認し、施設外へお客様を誘導する。必要に応じて各ゲートへの送迎も行なう
 - ⑥すべてのお客様を施設外へ誘導した後、園内に残っているお客様がいなければ最終確認を行い、確認後、本部へ報告する

***各班の責任者（各課長）は、随時現場の状況を対策本部へ報告する**
***担当する業務が終了した職員は、課長の指示を仰ぎ、事態収拾のため必要な業務を行う**

火災が発生した場合の対応（マニュアル）

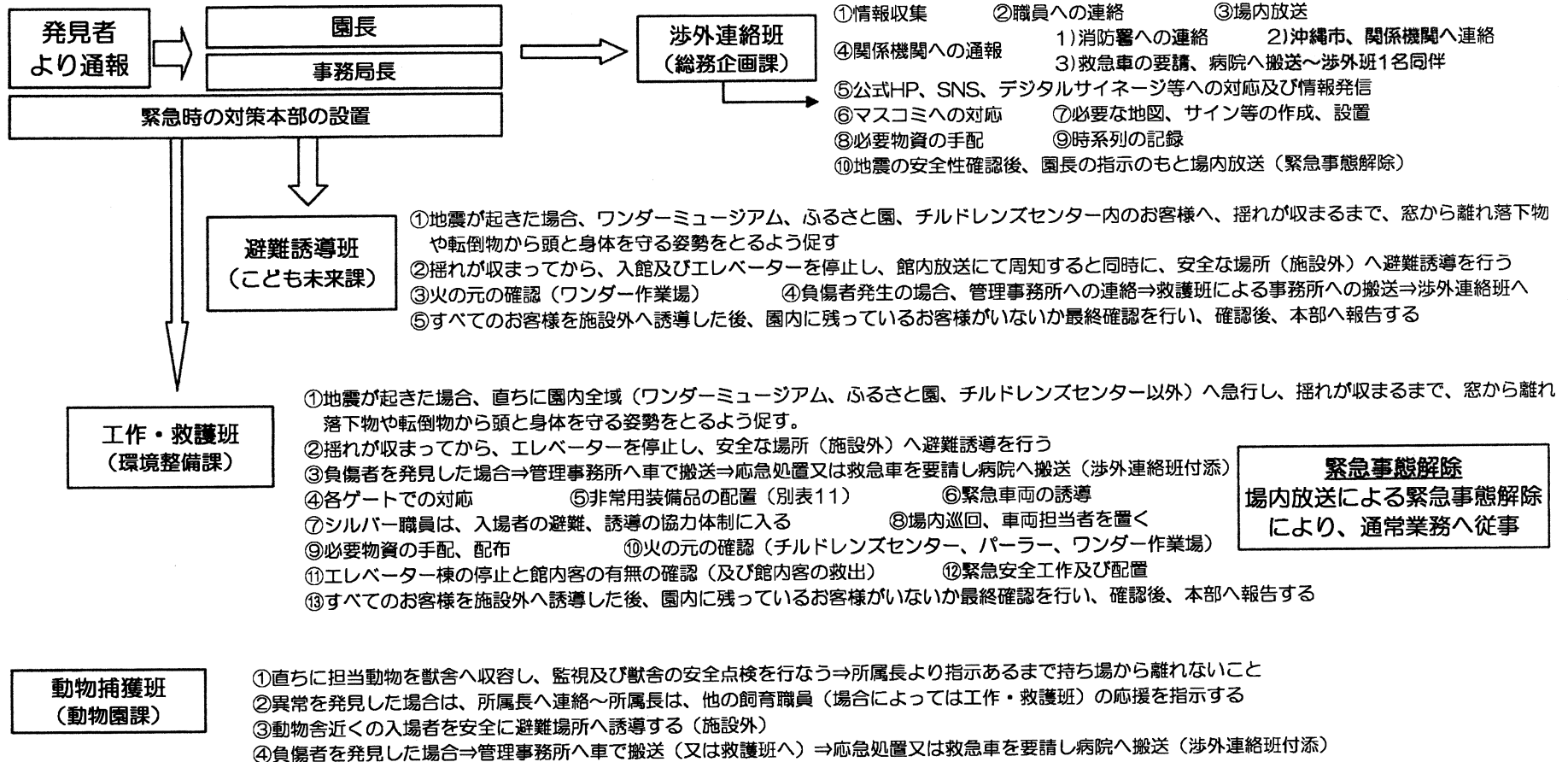
発見者より所属長・事務所へ通報 ⇒ 園長・局長 ⇒ 渉外連絡班（総務企画課） ⇒ 場内放送 ⇒ 関係機関への通報 ⇒ 各課緊急体制



※各班の責任者（各課長）は、随時現場の状況を対策本部へ報告する
※担当する業務が終了した職員は、課長の指示を仰ぎ、事態収拾のため必要な業務を行う

地震が発生した場合の対応（マニュアル）

発見者より所属長・事務所へ通報 ⇒ 園長・局長 ⇒ 渉外連絡班（総務企画課） ⇒ 場内放送 ⇒ 関係機関への通報 ⇒ 各課緊急体制

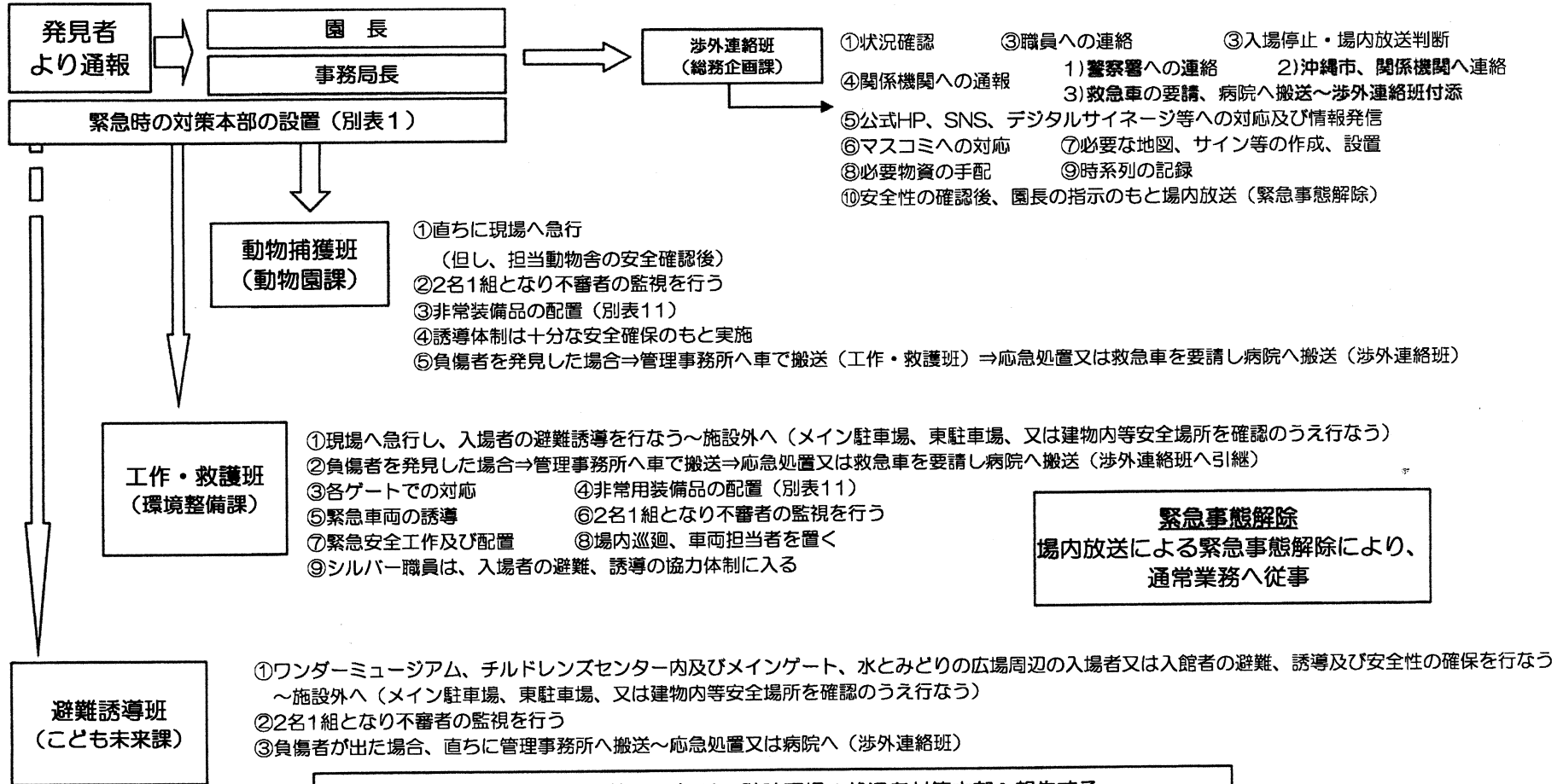


緊急事態解除
場内放送による緊急事態解除により、通常業務へ従事

※各班の責任者（各課長）は、随時現場の状況を対策本部へ報告する
※担当する業務が終了した職員は、課長の指示を仰ぎ、事態収拾のため必要な業務を行う

不審者発見の対応（マニュアル）

発見者より所属長・事務所へ通報 ⇒ 園長・局長 ⇒ 渉外連絡班（総務企画課） ⇒ 場内放送（状況により） ⇒ 関係機関への連絡 ⇒ 各課緊急体制



※各班の責任者（各課長）は、随時現場の状況を対策本部へ報告する
※担当する業務が終了した職員は、課長の指示を仰ぎ、事態収拾のため必要な業務を行う

別表 10

非常事態を想定した訓練マニュアル

| 訓練内容 | 担当者 |
|---|--|
| 1 第一発見者より施設長へ(または事務所)通報 | 1. 第一発見者：〇〇〇〇 |
| 2 園長(又は事務所)…危険動物脱走の知らせを受ける ①脱走動物「〇〇〇」 ②発見現場…「〇〇〇」 対策本部長より監視指示 ③負傷者は…現在確認できていない | 2. 緊急時の組織編制(対策本部の設置) ①〇〇〇ぬいぐるみ着用係：〇〇〇〇 ②監視配置：〇〇〇〇 ③負傷者なし報告者：〇〇〇〇 |
| 3 園長より、緊急時の対策本部設置の指示 | |
| 4 各課へ緊急連絡網により、各課へ緊急連絡 | 4. 渉外班：職員複数で対応 |
| 5 情報の収集、整理 入場者数： 名、団体： | 5. 渉外班：〇〇〇〇 |
| 6 入場者の停止とその説明…対策本部長指示 入場者より：〇〇〇〇 説明求める | 6. 渉外班：ゲート係 〇〇〇〇 ：現在、〇〇で緊急事態(動物脱走)為、入場者は緊急避難中です、〇〇が捕獲されるまで、入場はできません。 |
| 7 場内放送…対策本部長指示 | 7. 渉外班：〇〇〇〇 放送内容：緊急連絡×2回・〇〇で緊急事態発生のため、職員の皆さんは速やかに、入場者を避難誘導させて下さい。くりかえし：職員の皆さんは緊急時体制をとってください。くりかえし |
| 8 関係機関への要請…対策本部長指示 救急車の要請 ……担当：2名(白衣の準備) 沖縄警察署への連絡(110番)…担当：2名(警備服の準備) *マスコミへの連絡 | 連絡～渉外連絡班：〇〇〇〇 渉外連絡班：〇〇〇〇 |
| 9 動物捕獲班 ……緊急装備品の配置、入場者の避難、誘導及び状況報告 麻酔銃の準備 工作・救護班 入場者の避難誘導、工作班設置 避難誘導のための巡回車両班 避難誘導班……入り口周辺の入場者を避難誘導(ゲート外) | 捕獲班：〇〇〇〇 捕獲班：〇〇〇〇(麻酔銃) 工作班：〇〇〇〇、〇〇〇〇 誘導班：〇〇〇〇、〇〇〇〇 |
| 10 負傷者ありの連絡を受ける ……連絡者：〇〇〇 ・場所、ケガの状況報告 | 対策本部長 ・場所：〇〇〇 ケガの状況確認：〇〇〇 |
| 11 工作・救護班による負傷者を事務所へ搬送…搬送者：〇〇〇 負傷者：〇〇〇 | 渉外班： ・負傷状況、住所、年齢、性別等確認 |
| 12 入場者全員避難の連絡有…工作・救護班：〇〇〇 | |
| 13 動物捕獲班より「〇〇」を麻酔銃により措置報告 30分後(5分に短縮) 捕獲の連絡あり 獣舎へ運搬、無事檻へ収容の連絡有 | 連絡者：〇〇〇〇、麻酔の経過を見て獣舎へ移動する 連絡者：〇〇〇〇 |
| 14 対策本部長は捕獲終了を受け、安全性を確認し、緊急事態解除を指示 | 各現場の責任者から安全性の報告を受ける |
| 15 場内放送で緊急事態解除及び入場者に対する説明を流す 16 報道機関への説明・対応 | 渉外連絡班：〇〇〇〇 放送内容：職員の皆さんへお知らせいたします。 無事「〇〇」を捕獲し収容致しました。くりかえし 緊急時体制を解除いたしましたので、速やかに通常業務に戻ってください。くりかえし お客様：ご来場のお客様へお知らせ致します。 動物脱走により、皆様へ大変ご迷惑おかけいたしました 〇〇分に、無事捕獲いたしました。 このような、事故が二度と起こらぬよう万全の注意を払い取組んで参ります。多大なご迷惑をおかけ致しましたことを心よりお詫び申し上げます。 |

非常用装備品の保管点検

1 目的

非常事態対策要綱第8条2項ウの非常用装備品に基づき、装備品を適正に維持管理し緊急時の使用に際し、支障のないよう保管および安全点検に万全を期することを目的とする。

2 定義

装備品とは、非常事態発生に際し、特にその対策用として用いられるもので、通常業務にも併用される別表11に掲げるものをいう。

3 統括管理責任者及び管理者

装備品を適正に維持管理するため、各課に必要な統括管理責任者及び管理者を置く。統括管理責任者は装備品対象の特性に応じて各課長とし、同じく管理者は各課職員の中から選任する。

4 装備品の点検

装備品の保管、点検は非常事態に際し直ちに使用できるように、常に整備すること。

整備品の総点検は、年2回（4月、9月）定期的に行うものとし、各課の点検は、その特性に応じた方法により行うものとする。

なお、麻酔銃については偶数月に1回、銃取扱責任者により点検、発射訓練を行うこと。

5 報告及び措置

装備品の保管状況並びに点検結果は、別紙により園長に報告する。園長は報告に基づき、補修、補充等の必要を求めたときは、直ちにその整備を指示するものとする。

別表 11

非常用装備品

動物園課：動物センター

| No. | 備品名 | 規格 | 数量 | 保管場所 | 管理者 | 責任者 | 備考 |
|-----|-------|----------|-----|--------|-----|-----|------------|
| 1 | 麻醉銃 | ピストル型 | 1 | 動物センター | | | |
| 2 | 麻醉銃 | ライフル型 | 1 | 動物センター | | | 吹き矢 |
| 3 | 追込網□型 | 大 型 | 1 | 動物センター | | | 5m×10m |
| 4 | 追込網□型 | 中 型 | 1 | 動物センター | | | 3m×7m |
| 5 | 追込網□型 | 小 型 | 1 | 動物センター | | | 3m×3m |
| 6 | 捕獲網○型 | 大 型 | 2 | 動物センター | | | 径 100cm |
| 7 | 捕獲網○型 | 中 型 | 2 | 動物センター | | | 径 70cm |
| 8 | 捕獲網○型 | 小 型 | 2 | 動物センター | | | 径 50cm |
| 9 | ポール | 丸太支柱 | 5 本 | 動物センター | | | 径 100mm×3m |
| 10 | ポール | パイプ支柱 | 5 本 | 動物センター | | | 径 50mm×3m |
| 11 | ロープ | 8mm×50m | 5 本 | 動物センター | | | |
| 12 | ロープ | 12mm×50m | 5 本 | 動物センター | | | |
| 13 | 拡声器 | | 1 個 | 動物センター | | | |
| 14 | 懐中電灯 | | 2 個 | 動物センター | | | |
| 15 | 動物薬品 | | | 動物センター | | | 麻醉薬等 |
| 16 | 救命用浮輪 | | 4 個 | ボート乗り場 | | | |
| 17 | 救命用浮輪 | | 6 個 | 水と緑の広場 | | | |
| 18 | 消火器 | | 8 個 | | | | |
| 19 | | | | | | | |

総務企画課

| No. | 備品名 | 規格 | 数量 | 保管場所 | 管理者 | 責任者 | 備考 |
|-----|---------|----|-----|--------|-----|-----|----|
| 1 | トランシーバー | | 5 個 | 管理事務所 | | | |
| 2 | 拡声器 | | 2 個 | 管理事務所 | | | |
| 3 | 懐中電灯 | | 2 個 | 管理事務所 | | | |
| 4 | 担架 | | 1 個 | メインゲート | | | |
| 5 | 消火器 | | 4 個 | 管理事務所 | | | |
| 6 | | | | | | | |

ワンダーミュージアム

| No. | 備品名 | 規格 | 数量 | 保管場所 | 管理者 | 責任者 | 備考 |
|-----|------|----|------|------|-----|-----|----|
| 1 | 拡声器 | | 2 個 | ワンダー | | | |
| 2 | 懐中電灯 | | 2 個 | ワンダー | | | |
| 3 | 消火器 | | 12 個 | ワンダー | | | |
| 4 | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | |

資料 17-3 米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領

米軍及び自衛隊の航空機事故にかかる緊急措置要領

米軍及び自衛隊の航空機事故連絡協議会会則第4条の規定に基づき緊急措置要領を次のとおり定める。

(要 旨)

第1条 この要領は、米軍又は自衛隊の航空機事故及び航空機の飛行に伴う事故（以下「航空機事故等」という。）が発生した場合の関係機関の緊急通報、被災者の緊急救助、消火活動及び現場対策の応急措置について必要な事項を定めるものとする。

(情報収集の協力)

第2条 関係機関は、航空機事故等の発生に際し、迅速かつ的確な情報の収集及び伝達を行うため、平素から相互に緊密な連携を保持するものとする。

(連絡責任者等の指定)

第3条 関係機関は、緊急における相互間の緊密かつ適切な通報及び救助活動等の連絡調整を図るため、あらかじめ勤務時間内及び勤務時間外の連絡責任者及びその補助者（以下「連絡責任者等」という。）を指定しておくものとする。

2 前項の連絡責任者等の指定を行った場合又は変更が生じた場合は、速やかに沖縄防衛局（管理部業務課）に通知するものとし、沖縄防衛局はその旨を関係機関に通知するものとする。

3 連絡責任者等の職名は別表1「航空機事故等連絡責任者職名表」のとおりとする。

(事故発生時の緊急通報)

第4条 連絡責任者等は、航空機事故等を知ったときは、別表2「緊急通報系統図」により他の関係機関の連絡責任者に直ちに通報するものとする。

(緊急通報の内容等)

第5条 緊急通報は次の各号に掲げる事項について判明の都度行うものとする。

- (1) 事故の種類（墜落、不時着、器物落下等）
- (2) 事故発生の日時、場所
- (3) 事故機の種別、乗員数、積載燃料の種類、量及び爆発物若しくは危険物積載の有無
- (4) 事故現場の状況
- (5) 被害の状況
 - ア 死亡者及び負傷者の住所、氏名、年令、職業並びに傷害の程度及び収容先
 - イ 住家等被害者の住所、氏名、年令、職業及び被害の程度
- (6) その他必要事項

2 緊急通報は、別表3「航空機事故等発生通報記録表」により整理するものとする。

(現場連絡所の設置)

第6条 航空機事故等により被害が発生した場合、事故に関する情報交換及び被害者救援に関する連絡等を円滑にするため、沖縄防衛局、自衛隊、沖縄県及び事故発生地各市町村は、当該事故現場付近に現場連絡所を設置するものとする。

2 事故発生時の関係市町村は、現場連絡所の設置に必要な建物等施設の確保又は提供に協力するものとする。

(関係機関の任務分担)

第7条 航空機事故等が発生した場合の関係機関の任務分担は、別表4「被害者救急救助等任務分担区分表」のとおりとする。

(人身被害者救護の優先)

第8条 事故現場を管轄する関係機関は、あらゆる措置を講じ、優先して人身被害者の救急及び救護に努めるものとする。

(要領の改正)

第9条 この要領の改正は、協議会において行うものとする。

附 則

この要領は、昭和57年12月10日から施行する。

18. 様式

資料 18-1 通報受理簿（台風・大雨等）

通報受理簿（台風・大雨等）

| | | | | | |
|---|--|-----|--|------|-----------------------------|
| 受理年月日 | 年 / : | 受付 | <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 駆け込み <input type="checkbox"/> 無線 <input type="checkbox"/> その他 | | |
| 受信者 | 課名 | | | 氏名 | |
| 通報者 | 氏名 | | | 電話番号 | |
| | 性別 | 男・女 | 住所 | | |
| 発生場所 | | | 発生日時 | / : | <input type="checkbox"/> 不明 |
| 受理種別 | <input type="checkbox"/> 総務部 <input type="checkbox"/> 消防本部 <input type="checkbox"/> 建設部 <input type="checkbox"/> 市民部 <input type="checkbox"/> 健康福祉部 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | |
| 受信内容 ※該当する内容にチェックして下さい。 <input type="checkbox"/> 避難所の開設状況 <input type="checkbox"/> 小中学校の休校関係 <input type="checkbox"/> 保育園の休園関係 <input type="checkbox"/> 市内イベント等の中止・延期状況 <input type="checkbox"/> ごみ収集の有無 <input type="checkbox"/> 停電状況 <input type="checkbox"/> バスの運行状況（市内循環バス・路線バス）※○をする <input type="checkbox"/> その他 ※下に記入 | | | | | |
| 課 氏へ引き継ぐ | | | | | |
| ー対応・対策内容ー | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

資料 18-2 通報受理簿（大規模災害）※複写 3 枚綴り

受理番号 (各班)

通報受理簿（大規模災害）

| | | | | | |
|--|-------|--|--|-----|---|
| 受理年月日 | 年 / : | 受付 | <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 駆け込み <input type="checkbox"/> 無線 <input type="checkbox"/> その他 | | |
| 受信者 | 課名 | 氏名 | | | |
| 通報者 | 氏名 | 電話番号 | | | |
| | 性別 | 男・女 | 住所 | | |
| 発生場所 | | | 発生日時 | / : | <input type="checkbox"/> 不明 |
| 通報概要 ※①～③それぞれ必ず該当する内容にチェック☑（複数可）して下さい。 かつこ内は人数や件数、または○(丸)で囲んでください。 | | | | | |
| ① | 災害種別 | <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> 土砂 <input type="checkbox"/> 液状化 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 内水 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| ② | 内容 | <input type="checkbox"/> 被害 <input type="checkbox"/> 要請 <input type="checkbox"/> 問合せ <input type="checkbox"/> 応援・協力可能 <input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| ③ | 人的 | <input type="checkbox"/> 負傷()名 <input type="checkbox"/> 救助()名 <input type="checkbox"/> 死者()名 <input type="checkbox"/> 行方不明()名 <input type="checkbox"/> 状態・人数不明 | | | |
| | 物的 | <input type="checkbox"/> 住宅()件 <input type="checkbox"/> 店舗等()件 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 上水道・断水 <input type="checkbox"/> 下水道・トイレ <input type="checkbox"/> 電気・停電 <input type="checkbox"/> 通信(固定電話・携帯電話・ネット回線) <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 保育園・幼稚園 <input type="checkbox"/> 福祉施設 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 公共施設 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 港湾 <input type="checkbox"/> 空港 <input type="checkbox"/> ダム <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| | その他 | <input type="checkbox"/> 要配慮者(高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・観光客・外国人・その他) <input type="checkbox"/> 医療・衛生 <input type="checkbox"/> 避難者 <input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 物資・資機材 <input type="checkbox"/> 輸送 <input type="checkbox"/> ごみ・廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| | 外部機関 | <input type="checkbox"/> 国、県 <input type="checkbox"/> 協定先 <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> マスコミ <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| — 通報内容詳細 — | | | | | |
| — 対策・対応 — | | | | | |
| 班名 | 氏名 | 処理内容 | <input type="checkbox"/> 報告のみ <input type="checkbox"/> 対策検討(人的あり・なし) | 指示 | <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未 |

2, 3 枚目を情報総括班「報告のみ」BOXへ

通報概要の③人的を確認し○(丸)で囲む

通用受理・記入要領
 ※受理簿(1セット3枚)を記入前に1セット切り離して記入する。
 ※複写式なので空白欄に記入禁止(次ページ以降に写ります)
 ※強めの筆圧で、誰でも読める字で記入する。
 ※通報者の氏名や電話番号は必ず聞き取りをする。
 ※電話の対応次第で、人命や財産に影響があると心得て対応する。
 ※全ての通報に対して、負傷者や救助が必要ないかなど人命に関わる事が起きていないか確認する。
 ※通報概要「①災害種別」は、どの災害を起因として当該被害等を受けたかを選択する。
 ※通報概要「②内容」は、当該通報で求められている事を選択する。
 ※通報内容詳細は、雑紙等にメモし情報を精査して記入する。
 ※切離して残った1枚目はシステム入力等に活用し班で保管する。

・人的あり
 2, 3 枚目を情報総括班「対策検討(人的あり)」BOXへ
 ・人的なし
 2, 3 枚目を情報総括班「対策検討(人的なし)」BOXへ

対策・対応内容を部下に指示を出したかチェック

部署や機関名を記入し、内容をチェック
 内部部署へはカラーコピーして情報を提供

必要な課名と人数を記入

●連携等が必要な内部部署・外部機関(必要に応じて各セクションで記入)

| | | | | |
|----------|---|---|---|---|
| 部署 機関 | <input type="checkbox"/> 連携 <input type="checkbox"/> 要請 <input type="checkbox"/> 情報共有 | <input type="checkbox"/> 連携 <input type="checkbox"/> 要請 <input type="checkbox"/> 情報共有 | <input type="checkbox"/> 連携 <input type="checkbox"/> 要請 <input type="checkbox"/> 情報共有 | <input type="checkbox"/> 連携 <input type="checkbox"/> 要請 <input type="checkbox"/> 情報共有 |
|----------|---|---|---|---|

●現地調査・職員派遣(必要に応じて各セクションで記入)

| | | | | |
|----------|-----|-----|-----|-----|
| 調査 派遣 | 課 人 | 課 人 | 課 人 | 課 人 |
|----------|-----|-----|-----|-----|

通報受理簿 (大規模災害)

| | | | | | | |
|-------|-------|-----|-----------------------------|-------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 受理年月日 | 年 / : | 受付 | <input type="checkbox"/> 電話 | <input type="checkbox"/> 駆け込み | <input type="checkbox"/> 無線 | <input type="checkbox"/> その他 |
| 受信者 | 課名 | | 氏名 | | | |
| 通報者 | 氏名 | | 電話番号 | | | |
| | 性別 | 男・女 | 住所 | | | |
| 発生場所 | | | 発生日時 | / : | <input type="checkbox"/> 不明 | |

通報概要 ※①～③それぞれ必ず該当する内容にチェック☑ (複数可) して下さい。
 かつこ内は人数や件数、または○(丸)で囲んでください。

| | | | | | | | | | |
|--------|-----------------------------|--|------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| ① 災害種別 | <input type="checkbox"/> 地震 | <input type="checkbox"/> 津波 | <input type="checkbox"/> 土砂 | <input type="checkbox"/> 液状化 | <input type="checkbox"/> 火災 | <input type="checkbox"/> 暴風 | <input type="checkbox"/> 洪水 | <input type="checkbox"/> 内水 | <input type="checkbox"/> その他 |
| ② 内容 | <input type="checkbox"/> 被害 | <input type="checkbox"/> 要請 | <input type="checkbox"/> 問合せ | <input type="checkbox"/> 応援・協力可能 | <input type="checkbox"/> 情報提供 | <input type="checkbox"/> その他 | | | |
| ③ | 人的 | <input type="checkbox"/> 負傷()名 <input type="checkbox"/> 救助()名 <input type="checkbox"/> 死者()名 <input type="checkbox"/> 行方不明()名 <input type="checkbox"/> 状態・人数不明 | | | | | | | |
| | 物的 | <input type="checkbox"/> 住宅()件 <input type="checkbox"/> 店舗等()件 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 上水道・断水 <input type="checkbox"/> 下水道・トイレ <input type="checkbox"/> 電気・停電 <input type="checkbox"/> 通信(固定電話・携帯電話・ネット回線) <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 保育園・幼稚園 <input type="checkbox"/> 福祉施設 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 公共施設 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 港湾 <input type="checkbox"/> 空港 <input type="checkbox"/> ダム <input type="checkbox"/> その他 | | | | | | | |
| | その他 | <input type="checkbox"/> 要配慮者(高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・観光客・外国人・その他) <input type="checkbox"/> 医療・衛生 <input type="checkbox"/> 避難者 <input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 物資・資機材 <input type="checkbox"/> 輸送 <input type="checkbox"/> ごみ・廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 | | | | | | | |
| | 外部機関 | <input type="checkbox"/> 国、県 <input type="checkbox"/> 協定先 <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> マスコミ <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他 | | | | | | | |

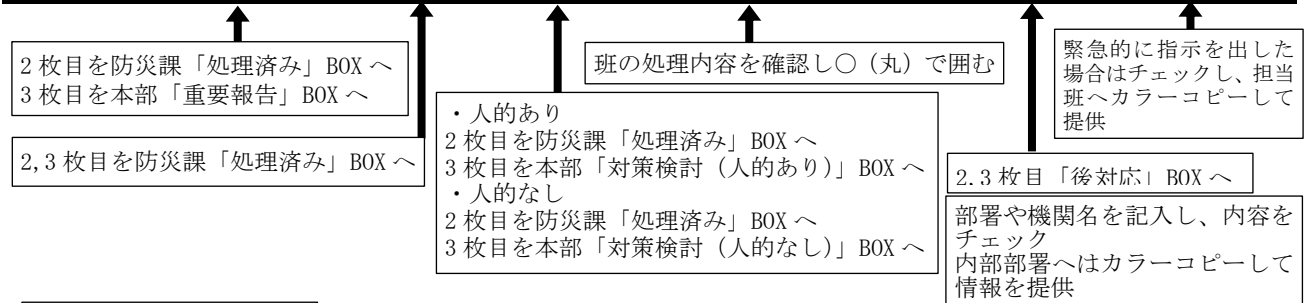
—通報内容詳細—

—対策・対応—

| | | | | | | | |
|----|----|------|-------------------------------|--|----|----------------------------|----------------------------|
| 班名 | 氏名 | 処理内容 | <input type="checkbox"/> 報告のみ | <input type="checkbox"/> 対策検討(人的あり・なし) | 指示 | <input type="checkbox"/> 済 | <input type="checkbox"/> 未 |
|----|----|------|-------------------------------|--|----|----------------------------|----------------------------|

—情報総括班立案—

| | | | | | | | |
|------|-------------------------------|-------------------------------|--|------------------------------|----|----------------------------|----------------------------|
| 処理内容 | <input type="checkbox"/> 重要報告 | <input type="checkbox"/> 報告不要 | <input type="checkbox"/> 対策検討(人的あり・なし) | <input type="checkbox"/> 後対応 | 指示 | <input type="checkbox"/> 済 | <input type="checkbox"/> 未 |
|------|-------------------------------|-------------------------------|--|------------------------------|----|----------------------------|----------------------------|



必要な課名と人数を記入

●連携等が必要な内部部署・外部機関 (必要に応じて各セクションで記入)

| | | | | |
|------|---|---|---|---|
| 部署機関 | <input type="checkbox"/> 連携 <input type="checkbox"/> 要請 <input type="checkbox"/> 情報共有 | <input type="checkbox"/> 連携 <input type="checkbox"/> 要請 <input type="checkbox"/> 情報共有 | <input type="checkbox"/> 連携 <input type="checkbox"/> 要請 <input type="checkbox"/> 情報共有 | <input type="checkbox"/> 連携 <input type="checkbox"/> 要請 <input type="checkbox"/> 情報共有 |
|------|---|---|---|---|

●現地調査・職員派遣 (必要に応じて各セクションで記入)

| | | | | |
|------|-----|-----|-----|-----|
| 調査派遣 | 課 人 | 課 人 | 課 人 | 課 人 |
|------|-----|-----|-----|-----|

通報受理簿 (大規模災害)

| | | | | | | | |
|---|---|--|-------------------------------|--|-------------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 受理年月日 | 年 / : | | 受付 | <input type="checkbox"/> 電話 | <input type="checkbox"/> 駆け込み | <input type="checkbox"/> 無線 | <input type="checkbox"/> その他 |
| 受信者 | 課名 | | | 氏名 | | | |
| 通報者 | 氏名 | | | 電話番号 | | | |
| | 性別 | 男・女 | 住所 | | | | |
| 発生場所 | | | | 発生日時 | / | : | <input type="checkbox"/> 不明 |
| 通報概要 ※①～③それぞれ必ず該当する内容にチェック☑ (複数可) して下さい。 カッコ内は人数や件数、または○(丸)で囲んでください。 | | | | | | | |
| ① | 災害種別 | <input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> 土砂 <input type="checkbox"/> 液状化 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 暴風 <input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 内水 <input type="checkbox"/> その他 | | | | | |
| ② | 内容 | <input type="checkbox"/> 被害 <input type="checkbox"/> 要請 <input type="checkbox"/> 問合せ <input type="checkbox"/> 応援・協力可能 <input type="checkbox"/> 情報提供 <input type="checkbox"/> その他 | | | | | |
| ③ | 人的 | <input type="checkbox"/> 負傷()名 <input type="checkbox"/> 救助()名 <input type="checkbox"/> 死者()名 <input type="checkbox"/> 行方不明()名 <input type="checkbox"/> 状態・人数不明 | | | | | |
| | 物的 | <input type="checkbox"/> 住宅()件 <input type="checkbox"/> 店舗等()件 <input type="checkbox"/> 道路 <input type="checkbox"/> 上水道・断水 <input type="checkbox"/> 下水道・トイレ <input type="checkbox"/> 電気・停電 <input type="checkbox"/> 通信(固定電話・携帯電話・ネット回線) <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院 <input type="checkbox"/> 保育園・幼稚園 <input type="checkbox"/> 福祉施設 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 公共施設 <input type="checkbox"/> 河川 <input type="checkbox"/> 港湾 <input type="checkbox"/> 空港 <input type="checkbox"/> ダム <input type="checkbox"/> その他 | | | | | |
| | その他 | <input type="checkbox"/> 要配慮者(高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦・観光客・外国人・その他) <input type="checkbox"/> 医療・衛生 <input type="checkbox"/> 避難者 <input type="checkbox"/> 避難所 <input type="checkbox"/> 物資・資機材 <input type="checkbox"/> 輸送 <input type="checkbox"/> ごみ・廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 | | | | | |
| | 外部機関 | <input type="checkbox"/> 国、県 <input type="checkbox"/> 協定先 <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> マスコミ <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> その他 | | | | | |
| —通報内容詳細— | | | | | | | |
| —対策・対応— | | | | | | | |
| 班名 | 氏名 | 処理内容 | <input type="checkbox"/> 報告のみ | <input type="checkbox"/> 対策検討(人的あり・なし) | 指示 | <input type="checkbox"/> 済 | <input type="checkbox"/> 未 |
| —情報総括班立案— | | | | | | | |
| 処理内容 | <input type="checkbox"/> 重要報告 <input type="checkbox"/> 報告不要 <input type="checkbox"/> 対策検討(人的あり・なし) <input type="checkbox"/> 後対応 | | | | 指示 | <input type="checkbox"/> 済 | <input type="checkbox"/> 未 |
| —災害対策本部— | | | | | | | |
| 指示あり | <input type="checkbox"/> 情報総括班立案どおり <input type="checkbox"/> 追加指示 | | 指示なし | <input type="checkbox"/> 報告受理 <input type="checkbox"/> 後対応 | | | |

必要な課名と人数を記入

「指示あり」BOXへ

部署や機関名を記入
内容にチェック

「指示なし」BOXへ

「後対応」BOXへ

●連携等が必要な内部部署・外部機関 (必要に応じて各セクションで記入)

| | | | |
|----------|---|---|---|
| 部署 機関 | <input type="checkbox"/> 連携 <input type="checkbox"/> 要請 <input type="checkbox"/> 情報共有 | <input type="checkbox"/> 連携 <input type="checkbox"/> 要請 <input type="checkbox"/> 情報共有 | <input type="checkbox"/> 連携 <input type="checkbox"/> 要請 <input type="checkbox"/> 情報共有 |
|----------|---|---|---|

●現地調査・職員派遣 (必要に応じて各セクションで記入)

| | | | |
|----------|-----|-----|-----|
| 調査 派遣 | 課 人 | 課 人 | 課 人 |
|----------|-----|-----|-----|

資料 18-3 概況調査票

概 況 調 査 票

| 地点 被害状況 | 場所 | | 場所 | | 場所 | |
|------------|----|--|----|--|----|--|
| | 日時 | | 日時 | | 日時 | |
| 人的被害 | | | | | | |
| 住家被害 | | | | | | |
| 道路被害 | | | | | | |
| 橋梁被害 | | | | | | |
| 河川被害 | | | | | | |
| 海岸被害 | | | | | | |
| 崖くずれ | | | | | | |

| 被害状況 | 地点 | | | | | |
|------------------------|----|--|----|--|----|--|
| | 場所 | | 場所 | | 場所 | |
| | 日時 | | 日時 | | 日時 | |
| 水道被害 | | | | | | |
| 通信被害 | | | | | | |
| 電気被害 | | | | | | |
| ガス被害 | | | | | | |
| その他 (処理・対応 状況など) | | | | | | |

資料 18-4 第 4 号様式 (その 1) (災害概況即報)

第 4 号様式 (その 1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

| | |
|----------------|-----------|
| 報告日時 | 年 月 日 時 分 |
| 都道府県 | |
| 市町村 (消防本部名) | |
| 報告者名 | |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--------------|----|---|---|----|--|-------|------|---------|--|---|------|--|---|
| 災害の概況 | 発生場所 | | | | | | | 発生日時 | 月 日 時 分 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 被害の状況 | 人的被害 | 死者 | | 人 | 重傷 | | 人 | 住家被害 | 全壊 | | 棟 | 床上浸水 | | 棟 |
| | | 不明 | | 人 | 軽傷 | | 人 | | 半壊 | | 棟 | 床下浸水 | | 棟 |
| | | | | | | | | | 一部破損 | | 棟 | 未分類 | | 棟 |
| | 119 番通報の件数 | | | | | | | | | | | | | |
| 応急対策の状況 | 災害対策本部等の設置状況 | | (都道府県) | | | | (市町村) | | | | | | | |
| | 消防機関等の活動状況 | | (地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。) | | | | | | | | | | | |
| | 自衛隊派遣要請の状況 | | | | | | | | | | | | | |
| | その他都道府県又 | | | | | | | | | | | | | |

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

資料 18-6 第 4 号様式 (その 2) (被害状況即報)

第 4 号様式 (その 2)

(被害状況即報)

| 都道府県 | | 区 分 | | 被 害 | | 区 分 | | 被 害 | | 災 害 等 の 設 置 状 況 | 都 道 府 県 | 市 町 村 |
|------------------|------------|-----|---|--------|----------|---------|---------------|---------------------|---|-----------------|-------------|-------|
| 災害名 ・ 報告番号 | 災害名 | 第 報 | そ | 田 | 流失・埋没 | ha | 公立文教施設 | 千円 | | | | |
| | (月 日 時現在) | | | 冠 水 | ha | 農林水産業施設 | 千円 | | | | | |
| 報告者名 | | | の | 畑 | 流失・埋没 | ha | 公共土木施設 | 千円 | | 災 害 等 の 設 置 状 況 | 都 道 府 県 | 市 町 村 |
| | 冠 水 | | | ha | その他の公共施設 | 千円 | | | | | | |
| | | | | 文教施設 | | 箇所 | 小 計 | | 千円 | | | |
| | | | | 病院 | | 箇所 | 公共施設被害市町村数 | | 団体 | | | |
| | | | | 道路 | | 箇所 | そ | 農業被害 | 千円 | | | |
| | | | | 橋りょう | | 箇所 | | 林業被害 | 千円 | | | |
| | | | | 河川 | | 箇所 | の | 畜産被害 | 千円 | | | |
| | | | | 港湾 | | 箇所 | | 水産被害 | 千円 | | | |
| | | | | 砂防 | | 箇所 | 他 | 商工被害 | 千円 | | | |
| | | | | 清掃施設 | | 箇所 | | | | | | |
| | | | | 崖くずれ | | 箇所 | | | | | | |
| | | | | 鉄道不通 | | 箇所 | | その他 | 千円 | | | |
| | | | | 被害船舶 | | 隻 | 被害総額 | | 千円 | | 1 1 9 番通報件数 | 件 |
| | | | | 水道 | | 戸 | 災 害 の 概 況 | | | | | |
| | | | | 電話 | | 回線 | | | | | | |
| | | | | 電気 | | 戸 | | | | | | |
| | | | | ガス | | 戸 | 応 急 対 策 の 状 況 | 消 防 機 関 等 の 活 動 状 況 | (地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。) | | | |
| | | | | ブロック塀等 | | 箇所 | | | | | | |
| | | | | 床上浸水 | | 棟 | | | | | | |
| | | | | 世帯 | | | | | | | | |
| | | | | 人 | | | | | | | | |
| | | | | 床下浸水 | | 棟 | り災世帯数 | 世帯 | | | | |
| | | | | 世帯 | | | り災者数 | 人 | | | | |
| | | | | 人 | | | | | | | | |
| | | | | 火災発生 | | 建物 | 件 | | | | | |
| | | | | 危険物 | | 件 | | | | | | |
| | | | | その他 | | 件 | | | | | | |
| | | | | 非住家 | | 公共建物 | 棟 | | | | | |
| | | | | その他 | | 棟 | | | | | | |

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

資料 18-7 第 4 号様式（その 1）（災害概況即報）記入要領

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第 1 報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119 番通報の件数を記入する欄については、第 3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119 番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。

なお、避難勧告等の発令状況については、第 4 号様式（その 1）別紙を用いて報告すること。

資料 18－8 第 4 号様式（その 2）（被害状況即報）記入要領

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

資料 18-9 災害報告様式第 1 号
 災害報告様式第 1 号

災 害 確 定 報 告

| 市町村名 | | 区分 | | 被害 | |
|-------|---------|--------|-------|-----|---|
| 災害名 | 災害名 | 田 | 流出・埋没 | ha | |
| | | | 冠水 | ha | |
| 確定年月日 | 月 日 時確定 | 畑 | 流出・埋没 | ha | |
| | | | 冠水 | ha | |
| 報告者名 | | 文教施設 | | 箇所 | |
| | | 病院 | | 箇所 | |
| | | 道路 | | 箇所 | |
| | | 橋りょう | | 箇所 | |
| | | 河川 | | 箇所 | |
| | | 港湾 | | 箇所 | |
| | | 砂防 | | 箇所 | |
| | | 清掃施設 | | 箇所 | |
| | | 崖くずれ | | 箇所 | |
| | | 鉄道不通 | | 箇所 | |
| | | 被害船舶 | | 隻 | |
| | | 水道 | | 戸 | |
| | | 電話 | | 回線 | |
| | | 電気 | | 戸 | |
| | | ガス | | 戸 | |
| | | ブロック塀等 | | 箇所 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | り災世帯数 | | 世帯 | |
| | | り災者数 | | 人 | |
| | | | | | |
| | | 火災発生 | | 建物 | 件 |
| | | | | 危険物 | 件 |
| | | | | その他 | 件 |

| 区分 | | 被害 | | | |
|------------------|-----------|----|--|--------------|-----------|
| 公立文教施設 | 千円 | | | 1 設置 | 年 月 日 時 分 |
| 農林水産業施設 | 千円 | | | 2 廃止 | 年 月 日 時 分 |
| 公共土木施設 | 千円 | | | 3 避難状況 | |
| その他の施設 | 千円 | | | 4 応援要請の概要 | |
| 小計 | 千円 | | | 5 応急措置の概要 | |
| 公共施設被害市町村数 | 団体 | | | 6 救助活動の概要 | |
| その他 | 農業被害 | 千円 | | 災害対策本部等の設置状況 | 7 その他の措置 |
| | 林業被害 | 千円 | | | |
| | 畜産被害 | 千円 | | | |
| | 水産被害 | 千円 | | | |
| | 商工被害 | 千円 | | | |
| | | | | | |
| その他 | 千円 | | | | |
| 被害総額 | 千円 | | | 消防職員出動延人数 | 人 |
| | | | | 消防団員出動延人数 | 人 |
| 備考 | 災害発生場所 | | | | |
| | 災害発生年月日 | | | | |
| | 災害の概況 | | | | |
| | 消防機関の活動状況 | | | | |
| その他(避難の勧告・指示の状況) | | | | | |

※1 被害額は省略できるものとする。
 ※2 119 番通報の件数は、10 件単位で、例えば約 10 件、30 件、50 件(50 件を超える場合は多数)と記入すること。

災害報告様式第1号補助表2

農林水産業施設被害

市町村名 ()

| 被害施設名 | 位置 | 被害程度 | 被害金額 | 備考 |
|-------|----|------|------|----|
| | | | 千円 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象になる施設について記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

公共土木施設被害

市町村名 ()

| 管理者市町村 | 被害施設名 | 位置 | 被害程度 | 被害金額 | 備考 |
|--------|-------|----|------|------|----|
| | | | | 千円 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
 2. 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
 3. 「災害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、海岸名、橋梁名、砂防設備等を記入する。

その他の公共土木施設被害

市町村名 ()

| 管 理 者 市 町 村 | 被 害 施 設 名 | 位 置 | 被 害 程 度 | 被 害 金 額 | 備 考 |
|----------------|-----------|-----|---------|---------|-----|
| | | | | 千円 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

農 産 被 害

1. 農作物被害

市町村名 ()

| 農産物等名 | 総栽培面積 | 被害面積 | 被害減収量 | 単価 | 被害金額 | 備考 |
|-------|-------|------|-------|----|------|----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

2. 施設被害

| 被害施設名 | 被害数量 | 被害程度 | 被害金額 | 備考 |
|-------|------|------|------|----|
| | | | 千円 | |
| | | | | |
| | | | | |

注 1. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えばビニールハウス等を記入する。

林 産 被 害

1. 農作物等被害

市町村名 ()

| 林産物等名 | 被害数量 | 被害金額 | 備考 |
|-------|------|------|----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

2. 施設被害

| 林産物等名 | 被害数量 | 被害金額 | 備考 |
|-------|------|------|----|
| | | 千円 | |
| | | | |
| | | | |

注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

災害報告様式第1号補助表7

畜 産 被 害

1. 畜産等及び蚕繭被害

市町村名 ()

| 家畜等及び蚕繭被害 | 被害数量 | 単価 | 被害金額 | 備考 |
|-----------|------|----|------|----|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

2. 施設被害

| 被害施設名 | 被害数量 | 被害程度 | 被害金額 | 備考 |
|-------|------|------|------|----|
| | | | 千円 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば畜舎等を記入する。

災害報告様式第1号補助表8

水 産 被 害

市町村名 ()

1. 船舶被害

| 規 模 | 隻 数 | 被 害 程 度 | 被 害 金 額 | 備 考 |
|-----|-----|---------|---------|-----|
| | | | 千円 | |
| | | | | |

2. 漁具被害水産物等被害

| 種 類 | 被 害 数 量 | 被 害 金 額 | 備 考 |
|-----|---------|---------|-----|
| | | 千円 | |
| | | | |

3. 施設被害

| 被 害 施 設 名 | 被 害 数 量 | 被 害 程 度 | 被 害 金 額 | 備 考 |
|-----------|---------|---------|---------|-----|
| | | | 千円 | |
| | | | | |
| | | | | |

- 注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、大破、中破、小破等を記入する。
 2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば養殖施設等を記入する。

災害報告様式第1号補助表9

商 工 被 害

市町村名 ()

| 被 害 種 類 | 被 害 数 量 | 被 害 金 額 | 備 考 |
|---------|---------|---------|-----|
| | | 千円 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 計 | | | |

注 1. 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

資料 18-11 災害報告様式第 2 号

第 2 号様式 災害中間年報

市町村名 (沖縄市)

| 区分 | | 災害名 | | | | | | | | | 計 |
|-------------|-------|-------|----|----|----|----|----|----|--|--|---|
| | | 発生年月日 | | | | | | | | | |
| 人的被害 | 死者 | 人 | | | | | | | | | |
| | 行方不明者 | 人 | | | | | | | | | |
| | 負傷者 | 重傷 | 人 | | | | | | | | |
| | | 軽傷 | 人 | | | | | | | | |
| 住家被害 | 全壊 | 棟 | | | | | | | | | |
| | | 世帯 | | | | | | | | | |
| | | 人 | | | | | | | | | |
| | 半壊 | 棟 | | | | | | | | | |
| | | 世帯 | | | | | | | | | |
| | | 人 | | | | | | | | | |
| | 一部破損 | 棟 | | | | | | | | | |
| | | 世帯 | | | | | | | | | |
| | | 人 | | | | | | | | | |
| | 床上浸水 | 棟 | | | | | | | | | |
| | | 世帯 | | | | | | | | | |
| | | 人 | | | | | | | | | |
| 床下浸水 | 棟 | | | | | | | | | | |
| | 世帯 | | | | | | | | | | |
| | 人 | | | | | | | | | | |
| 非住家 | 公共建物 | 棟 | | | | | | | | | |
| | その他 | 棟 | | | | | | | | | |
| り | 災世帯数 | 世帯 | | | | | | | | | |
| り | 災者数 | 人 | | | | | | | | | |
| 被害総額 | 千円 | | | | | | | | | | |
| 公立文教施設 | 千円 | | | | | | | | | | |
| 農林水産業施設 | 千円 | | | | | | | | | | |
| 公共土木施設 | 千円 | | | | | | | | | | |
| その他の公共施設 | 千円 | | | | | | | | | | |
| その他被害 | 千円 | | | | | | | | | | |
| 消防職員出動延人員 | 人 | | | | | | | | | | |
| 消防団員出動延人員 | 人 | | | | | | | | | | |
| 都道府県災害対策本部 | 設置 | 月日 | 月日 | 月日 | 月日 | 月日 | 月日 | 月日 | | | |
| | 解散 | 月日 | 月日 | 月日 | 月日 | 月日 | 月日 | 月日 | | | |
| 災害対策本部設置市町村 | | | | | | | | | | | |
| 災害救助法適用市町村 | | | | | | | | | | | |

資料 18-12 災害報告様式第 3 号

災 害 年 報

災害報告様式第 3 号

市町村名 ()

| 区分 | | 発生年月日 | | 災害名 | | | | | | | 計 | |
|-------------|--------|-------|----|-----|----|----|----|----|----|--|---|--|
| 人的被害 | 死者 | | 者 | 人 | | | | | | | | |
| | 行方不明者 | | | 人 | | | | | | | | |
| | 負傷 | 重傷 | | 人 | | | | | | | | |
| | | 軽傷 | | 人 | | | | | | | | |
| 住家被害 | 全壊 | | 棟 | | | | | | | | | |
| | | | 世帯 | | | | | | | | | |
| | 半壊 | | 棟 | | | | | | | | | |
| | | | 世帯 | | | | | | | | | |
| | 一部破損 | | 棟 | | | | | | | | | |
| | | | 世帯 | | | | | | | | | |
| | 床上浸水 | | 棟 | | | | | | | | | |
| | | | 世帯 | | | | | | | | | |
| | 床下浸水 | | 棟 | | | | | | | | | |
| | | | 世帯 | | | | | | | | | |
| | 非住家 | 公共建物 | | 棟 | | | | | | | | |
| | | その他 | | 棟 | | | | | | | | |
| その他 | 田 | 流失・埋設 | | ha | | | | | | | | |
| | | その他 | | ha | | | | | | | | |
| | 畑 | 流失・埋設 | | ha | | | | | | | | |
| | | 冠水 | | ha | | | | | | | | |
| | 文教施設 | | 箇所 | | | | | | | | | |
| | 病院 | | 箇所 | | | | | | | | | |
| | 道路 | | 箇所 | | | | | | | | | |
| | 橋りょう | | 箇所 | | | | | | | | | |
| | 河川 | | 箇所 | | | | | | | | | |
| | 港湾 | | 箇所 | | | | | | | | | |
| | 砂防 | | 箇所 | | | | | | | | | |
| | 清掃施設 | | 箇所 | | | | | | | | | |
| | 崖崩れ | | 箇所 | | | | | | | | | |
| | 鉄道不通 | | 箇所 | | | | | | | | | |
| | 被害船舶 | | 隻 | | | | | | | | | |
| | 水道 | | 戸 | | | | | | | | | |
| 電話 | | 回線 | | | | | | | | | | |
| 電気 | | 戸 | | | | | | | | | | |
| ガス | | 戸 | | | | | | | | | | |
| 火災発生 | ブロック塀等 | | 箇所 | | | | | | | | | |
| | 建物 | | 件 | | | | | | | | | |
| | 危険物 | | 件 | | | | | | | | | |
| その他 | | 件 | | | | | | | | | | |
| り災世帯数 | | 世帯 | | | | | | | | | | |
| り災者数 | | 人 | | | | | | | | | | |
| 公立文教施設 | | 千円 | | | | | | | | | | |
| 農林水産業施設 | | 千円 | | | | | | | | | | |
| 公共土木施設 | | 千円 | | | | | | | | | | |
| その他の公共施設 | | 千円 | | | | | | | | | | |
| 小計 | | 千円 | | | | | | | | | | |
| 公共施設被害市町村数 | | 団体 | | | | | | | | | | |
| その他 | 農産被害 | | 千円 | | | | | | | | | |
| | 林産被害 | | 千円 | | | | | | | | | |
| | 畜産被害 | | 千円 | | | | | | | | | |
| | 水産被害 | | 千円 | | | | | | | | | |
| | 商工被害 | | 千円 | | | | | | | | | |
| その他 | | 千円 | | | | | | | | | | |
| 被害総額 | | 千円 | | | | | | | | | | |
| 都道府県 | | 設置 | 月日 | 月日 | 月日 | 月日 | 月日 | 月日 | 月日 | | | |
| 災害対策本部 | | 解散 | 月日 | 月日 | 月日 | 月日 | 月日 | 月日 | 月日 | | | |
| 災害対策本部設置市町村 | | | | | | | | | | | | |
| 災害救助法適用市町村 | | | | | | | | | | | | |
| 消防職員出動延人員 | | 人 | | | | | | | | | | |
| 消防団員出動延人員 | | 人 | | | | | | | | | | |

資料 18—13 災害報告様式記入要領（災害報告取扱要領関係）

災害に関する報告について、第 1 号様式、第 2 号様式及び第 3 号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1 月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70% 以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20% 以上 70% 未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

- (4) 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

資料 18-14 り災証明様式

(表面)

り災証明申請書

沖縄市長 様

平成 年 月 日

申請者 住所 _____

氏名 _____ (印)

連絡先 _____

代理人 (同居の親族)

氏名 _____ (印)

連絡先 _____

申請者との関係 _____

| | | | |
|------------|---|-------|--|
| 災害名 | | 災害発生日 | |
| り災場所 | 沖縄市 | | |
| り災理由 | | | |
| 住家構造 | | | |
| り災住家等の用途 | <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 賃家 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者名: _____) <input type="checkbox"/> 住宅以外 (_____) | | |
| 申請者と住家等の関係 | <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 借家人 (占有者) <input type="checkbox"/> その他 (_____) | | |
| 提出先 | <input type="checkbox"/> 役所 <input type="checkbox"/> 保険会社 <input type="checkbox"/> 学校・職場 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 税務署 <input type="checkbox"/> その他 (_____) | | |
| 必要数 | 通 | | |

(裏面)

代理人の場合は、下記委任状を提出してください。

ただし、代理人が申請者の同居の親族である場合には、下記の委任状は不要です。

委任状

私は、

(代理人の住所)

(代理人の氏名)

を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 1 災害証明書の申請及び受領に関すること。

年 月 日

(委任者に住所)

(委任者の氏名)

Ⓜ

(第2号様式)

(表面)

り災届出証明申請書

沖縄市長 様

平成 年 月 日

申請者 住所 _____

氏名 _____ (印)

連絡先 _____

代理人 (同居の親族)

氏名 _____ (印)

連絡先 _____

申請者との関係 _____

| | |
|-----------|--|
| 災害名 | |
| 災害発生日 | |
| り災場所 | 沖縄市 |
| り災物件 | <input type="checkbox"/> 車両 <input type="checkbox"/> 家財 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 申請者と物件の関係 | <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> その他 () |
| り災届出内容 | <input type="checkbox"/> 車両 車両番号： _____ 車台番号： _____ り災状況： <input type="checkbox"/> 家財等 (り災のあった品名を記入すること) () り災状況： <input type="checkbox"/> その他 (り災のあった品名を記入すること) り災状況： |
| 提出先 | <input type="checkbox"/> 役所 <input type="checkbox"/> 保険会社 <input type="checkbox"/> 学校・職場 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 税務署 <input type="checkbox"/> その他 () |
| 必要数 | 通 |

(裏面)

代理人の場合は、下記委任状を提出してください。

ただし、代理人が申請者の同居の親族である場合には、下記の委任状は不要です。

委任状

私は、

(代理人の住所)

(代理人の氏名)

を代理人と定め、次の権限を委任します。

- 1 災届出証明書の申請及び受領に関すること。

年 月 日

(委任者に住所)

(委任者の氏名)

Ⓜ

(第3号様式)

| 沖市生第 | | 号 |
|--|----------------------------|--|
| 年 | | 月 |
| 日 | | 日 |
| り 災 証 明 書 | | |
| 申請者住所 | | |
| 氏名 | | |
| 災害の原因 | 1. 台風 号 2. 集中豪雨 3. その他 () | |
| り災年月日 | 年 月 日 | |
| り災場所 | 沖縄市 | |
| 住家等の構造 | | |
| り災程度 | 住家等 | (1) 全壊 (焼) (5) 床上浸水 (2) 大規模半壊 (6) 床下浸水 (3) 流失 (7) 一部破損 (4) 半壊 (焼) |
| | 人 員 | (1) 死亡 名 (3) 重症 名 (2) 行方不明 名 (4) 軽傷 名 |
| 備考 | | |
| 上記のとおり、り災したことを証明する。 年 月 日 沖繩市長 印 | | |

(第4号様式)

| | |
|---|---|
| 沖市生第 年 月 日 号 | |
| り 災 届 出 証 明 書 | |
| 申請者住所 | |
| 氏名 | |
| 災害の原因 | 1. 台風 号 2. 集中豪雨 3. その他 () |
| り災年月日 | 年 月 日 |
| り災場所 | 沖縄市 |
| り災状況 | |
| 摘要 | <input type="checkbox"/> 車両 車両番号： 車台番号： 使用目的： <input type="checkbox"/> 家財等 () 使用目的： <input type="checkbox"/> その他 () 使用目的： |
| 上記のとおり、り災届出があったことを証明します。 年 月 日 沖縄市長 印 | |

①この証明書は、り災の状況を市に届け出たという行為を証明するものです。

②この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

資料 18-15 自衛隊災害派遣要請書（依頼）

第 年 月 日 号

沖縄県知事 様

沖縄市長 ㊟

自衛隊の災害派遣要請について

災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

資料 18-16 自衛隊災害派遣部隊撤収依頼要請書

第 年 月 日 号

沖縄県知事 様

沖縄市長 ⑩

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について

年 月 日付け 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、
下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請日時

年 月 日 時 分

2 派遣された部隊

3 派遣人員及び従事作業の内容

4 その他参考となるべき事項

資料 18-17 緊急消防援助隊応援要請連絡

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式 1-2

応援等要請のための連絡事項

| | |
|-------|-----|
| 第 | 報 |
| 年 月 日 | 時 分 |

(消防長長官又は都道府県知事)

殿

沖繩市長

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援に関する事項を連絡します。

| | | | | | |
|----------------|-----------|-------------|----|-------------|----|
| 災害発生日時 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分頃 |
| 災害発生場所 | 沖繩 | 都道府県 () | 沖繩 | 市区町村 () | |
| 応援等要請日時 | 年 | 月 | 日 | 時 | 分頃 |
| 出動を希望する区域・活動内容 | | | | | |
| 災害の状況 | 原子力施設等 | | | 被害 | |
| | 石油コンビナート等 | | | 被害 | |

・ **必要な応援都道府県大隊** ※必要な隊に○を付ける。必要隊数が分かる場合は、隊数を記入。

| | | | | | |
|-----------------------|----------------|--------------|--|----------------|------------|
| 出動可能な全隊 | | | | | |
| 指揮隊 | 後方支援小隊 | | | 特殊 装備 小隊 | 遠距離大量送水小隊 |
| 消火小隊 | 通信支援小隊 | | | | 消防活動二輪小隊 |
| 救助小隊 | 特殊 災害 小隊 | 毒劇物等対応小隊 | | | 震災対応特殊車両小隊 |
| 救急小隊 | | 大規模危険物火災対応小隊 | | | 水難救助小隊 |
| 水上小隊 | | 密閉空間火災等対応小隊 | | | その他() |
| その他参考となるべき事項 (必要資機材等) | | | | | |

・ **必要な応援部隊** ※必要な隊(部隊)に○を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

| | | |
|-----------------------|----------|------------------|
| 指揮 支援 部隊 | 総括指揮支援隊 | エネルギー・産業基盤災害即応部隊 |
| | 指揮支援隊 | NBC災害即応部隊 |
| | 航空指揮支援隊 | 土砂・風水害機動支援部隊 |
| 航空 部隊 | 航空小隊 | |
| | 航空後方支援小隊 | |
| その他参考となるべき事項 (必要資機材等) | | |

〈連絡責任者〉

| | | | |
|----------|--|------------|--|
| 担当課室 | | 氏名 | |
| NTT 回線電話 | | NTT 回線 FAX | |
| 地域衛星電話 | | 地域衛星 FAX | |

配 備 要 員 名 簿

人 事 課 長 様

部長

みだしのことについて、下記のとおり配備したので報告する。

| 1 | 職 名 | 氏 名 | ※災害 対策初動 体制 | ※災害対 策警戒体 制 | 災害対策本部体制 | | | 備 考 |
|----|-----|-----|-------------------|-------------------|------------|------------|------------|-----|
| | | | | | ※第 1 配備 | ※第 2 配備 | ※第 3 配備 | |
| 2 | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | |

注) ※の欄に該当職員は、○を付けて下さい。それぞれの体制は、市地域防災計画を参照。

資料 18-19 行方不明者届出票

行方不明者届出票

| | | | | | |
|---------------------------|--|-------|--|--------|-------------|
| | | 受付番号： | | 受付者氏名： | |
| 氏名 | | 性別 | | 生まれ | 年 月 日 歳 |
| 本籍 | | | | | 届出人 (氏名) |
| 現住所 | | | | | (住所) |
| | | | | | |
| 識別事項 (着衣、所持品、身長、体格その他特徴等) | | | | | |
| | | | | | |

資料 18-20 遺体調書

遺体調書

| | | | | | | | | |
|---|--------------------------------------|------------------|--------------|-----|--------|-------------|--------|----|
| | | 番 号 | | | | | | |
| 搜索収容者 | 所 属 | | | 代表者 | | | | |
| 遺体の種別 | 1 身元不明の遺体 2 引受人のない遺体 3 その他 | | | | | | | |
| 遺体発見 日 時 | 年 月 日 時 分 | | | | | | | |
| 遺体発見 場 所 | | | | | | | | |
| 遺 体 の 身 元 | 本 籍 | | | | | | | |
| | 現住所 | | | | | | | |
| | 氏 名 | | 身元不明 者の符号 | | 性 別 | 男 ・ 女 | 年 齢 | 歳位 |
| | 識別事項 (着衣、所持品、身長、体格等) | | | | | | | |
| 遺 族 そ の 他 の 関 係 者 | 現住所 | (電話) | | | | | | |
| | 氏 名 | (死亡者との続柄) | | | | | | |
| | 遺体の 引受け | 可・不可 (引渡し 年 月 日) | | | | | | |
| | 遺体の 引取り | 可・不可 (引渡し 年 月 日) | | | | | | |
| 見 分 日 (検視) 時 | 月 日 時 分 | 見 分 者 (検視) | | | | | | |
| 検 案 日 時 | 月 日 時 分 | 検 案 医 師 | | | | | | |
| 火葬許可証 交 付 日 | 年 月 日 | 遺体発見現場の概略図 | | | | | | |
| 火 葬 日 | 年 月 日 | | | | | | | |
| (所持品の処理) | | | | | | | | |
| (備考) | | | | | | | | |

(注) 写真は裏面にはりつけてください。

資料 18-21 公用令書

1. 従事命令、協力命令

| |
|---|
| 従事第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 従事 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり を命ずる。 協力 年 月 日 処分権者 氏名 印 |
| 従事すべき業務 |
| 従事すべき場所 |
| 従事すべき期間 |
| 出頭すべき日時 |
| 出頭すべき場所 |

備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。

2. 保管命令

| | | | | |
|---|-----|---------|---------|-----|
| 管理第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 第 71 条 災害対策基本法 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 第 78 条第 1 項 年 月 日 処分権者 氏名 印 | | | | |
| 保管すべき物資の種類 | 数 量 | 保管すべき場所 | 保管すべき期間 | 備 考 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。

3. 管理、使用、収用

| 管理第 号 公 用 令 書 住 所 氏 名 第 71 条 災害対策基本法 の規定に基づき、次のとおり 第 78 条第 1 項 年 月 日 管理 を使用する。 収用 処分権者 氏名 印 | | | | | | | |
|---|-----|------|-----|-----|------|------|-----|
| 名 称 | 数 量 | 所在場所 | 範 囲 | 期 間 | 引渡月日 | 引渡場所 | 備 考 |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。

4. 変更

| | |
|---|--|
| 変更第 号 公 用 変 更 令 書 住 所 氏 名 第 71 条 災害対策基本法 の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第 号) に 第 78 条第 1 項 係る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付する。 年 月 日 処分権者 氏名 印 | |
| 変更した処分の内容 | |

備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。

5. 取消

| | | | | | | | |
|----------------------------------|-------------|---|---|---|--------------|------------|---|
| 取消第 | 号 | 公 | 用 | 取 | 消 | 令 | 書 |
| | | | | | 住 | 所 | |
| | | | | | 氏 | 名 | |
| | 第 71 条 | | | | | | |
| 災害対策基本法 | | | | | の規定に基づく公用令書（ | 年 月 日 第 号） | |
| に | | | | | | | |
| | 第 78 条第 1 項 | | | | | | |
| 係る処分を取り消したので、 | | | | | | | |
| 災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付 | | | | | | | |
| する。 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | 年 | 月 | 日 | | | | |
| | | | | | 処分権者 | 氏名 | 印 |

備考 用紙は日本工業規格 A 5 とする。

資料 18-22 死体火葬・埋葬許可申請書

第 _____ 号

死 体 火 葬 許 可 申 請 書

| | | | |
|---|---|---|---------------|
| 死亡者の本籍 | | | |
| 死亡者の住所 | | | |
| 死亡者の氏名 | | | |
| 死亡者の生年月日 | 明 大 昭 平 令 治 正 和 成 和 | 年 | 月 日 |
| 死亡者の性別 | 男 ・ 女 | | |
| 死 因 | 1、「一類感染症等」 2、「その他」 | | |
| 死亡年月日時分 | 令和 | 年 | 月 日 午前 午後 時 分 |
| 死 亡 の 場 所 | | | |
| 火 葬 埋 葬 の 場 所 | | | |
| 申請者の住所氏名 及 び 死亡者との続柄 | 住所 | | |
| | 氏名 | 印 | 続柄 |
| 上記のとおり許可する。 年 月 日 沖縄県沖縄市長 | | | |

資料 18-23 死体火葬・埋葬許可証

第 _____ 号

死 体 火 葬 許 可 証

| | | | |
|---|-------------|-----|------------|
| 死亡者の本籍 | | | |
| 死亡者の住所 | | | |
| 死亡者の氏名 | | | |
| 死亡者の生年月日 | 明 治 | 大 正 | 昭 和 |
| | 平 成 | 令 和 | |
| | 年 | 月 | 日 |
| 死亡者の性別 | 男 ・ 女 | | |
| 死 因 | 1、 「一類感染症等」 | | 2、 「そ の 他」 |
| 死亡年月日時分 | 令和 | 年 | 月 日 |
| | | | 午前 午後 |
| | | | 時 分 |
| 死亡の場所 | | | |
| 火葬 埋葬の場所 | | | |
| 申請者の住所氏名 及 び 死亡者との続柄 | 住所 | | |
| | 氏名 | 印 | 続柄 |
| 上記のとおり許可する。 年 月 日 沖縄県沖縄市長 | | | |

法により死亡後 24 時間以後に火葬・埋葬すること

資料 18-24 水防活動実施状況報告書（別記第 1 号様式）

水防活動実施状況報告書

第 1 号様式

(管理団体名)

印

| | | | | | | | | | | |
|------------------------|----------------------------|------|----|----|-----|-------------|------|---------|-------------------|---------------------|
| 水防実施の 台風名又は 豪雨等名 | | | | | | 報告 年月日 | | 居住者出動状況 | | |
| 出水の概況 | 警戒水位 川 雨 量 m mm | | | | | 要 経 費 | 区 分 | | 警察の応援状況 | |
| 水防実施場所 | 右岸 地先 川 左岸 m | | | | | | 人件費 | 手当 | | 現地指導員の職氏名 |
| 日 時 | 自 月 日 時 至 月 日 時 時間 | | | | | | その他 | | 水防関係者の死傷 | |
| | 水防団員 消防団員 その他 計 人 人 人 人 | | | | | | 計 | | | |
| 水防作業の概況及び工延 | | | | | | | 物件費 | 資材費 | | 水防功労者の年齢及び所属並びに功績概要 |
| | | | | | | | 燃料費 | | 立退きの状況及びそれを指示した理由 | |
| 水防の結果 | 堤防 | 耕地面積 | 家屋 | 道路 | その他 | | 雑費 | | | 水防活動に関する見所 |
| | 効果 | m | ha | 戸 | m | | 計 | | | |
| | 被害額 | 円 | 円 | 円 | 円 | | 円 | | | |
| 他の団体よりの応援状況 | | | | | | | 使用資材 | 数量 | | 備 考 |
| | | | | | | 金額 | | | | |

記載要領

- 1 各水防管理団体及び土木事務所等で水防を行った箇所ごとに作成すること。
- 2 各水防団体は、所轄土木事務所長等に箇所ごとの報告書を2部提出すること。

資料 18—25 水防活動実施状況報告書（別記第 2 号様式）

別記

第 2 号様式

| |
|---|
| における水防活動 （沖縄県 _____ 年 ____ 月 ____ 日～ ____ 日） |
|---|

○概 要
 （被害状況、出動状況や活動内容などを記載）

| 活動時間 | 出動延人数 | 主な活動内容 |
|------------------------|------------|---------------------------------------|
| __月__日～__月__日 約__時間 | _____ 名 | ・土のう積み（ 袋） ・避難誘導（ 世帯） ・排水作業（ 件） |

水防活動又は
被害状況写真

水防活動又は
被害状況写真

水防活動又は
被害状況写真

水防活動又は
被害状況写真

水防活動実施箇所
地 図

記入例

別記

第2号様式

| |
|--|
| <p>令和__年台風第__号における水防活動 (沖縄県__消防団・令和__年__月__日～__日)</p> |
|--|

○概要
 (被害状況、出動状況や活動内容などを記載)
 【記入例】〇〇市消防団は、令和〇年〇月〇日、台風〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

| 活動時間 | 出動延人数 | 主な活動内容 |
|------------------------|-------|--|
| __月__日～__月__日 約__時間 | 名 | <ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み (袋) ・避難誘導 (世帯) ・排水作業 (件) |

水防活動又は
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視

水防活動又は
被害状況写真

〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工

水防活動又は
被害状況写真

〇〇川右岸(〇〇地先)
月の輪工

水防活動又は
被害状況写真

〇〇地区の浸水被害

水防活動実施箇所
地図

沖繩市地域防災計画

発行 昭和 51 年 3 月
平成 3 年 10 月 修正
平成 9 年 2 月 修正
平成 10 年 2 月 修正
平成 13 年 3 月 修正
平成 22 年 7 月 修正
平成 25 年 3 月 修正
平成 27 年 6 月 修正
平成 29 年 3 月 修正
令和 2 年 3 月 修正

編集発行 沖繩市防災会議

担当部署 沖繩市総務部防災課

電話 939-1212 (代)